ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

International Cooperation Department Research and Training Institute Ministry of Justice

No.

86

2021.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

| 券 | 頭言 | | | |
|-----|---|--|------------------|--|
| 1 | 2021年を迎えて | JICAガバナンス・平和構築部長 | 宮崎 | 桂 |
| 外国 | は制・実務 | | | |
| 6 | [ベトナム] ベトナムにおける法曹三者の共同活動 | 前JICA長期派遣専門家 | 長橋 | 正憲 |
| 20 | [カンボジア] 植民地期カンボジアにおける法典編纂 (3) | 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 | 傘谷 | 祐之 |
| 30 | [カンボジア] カンボジアにおける弁護士の育成及び弁護士制度 | | | |
| E 4 | | ボジア王立法律経済大学非常勤 CHEA Seavmey (チア・ | | |
| • | [ネパール] ネパール不法行為法の誕生 | 亜細亜大学法学部法律学科教授 | | |
| 05 | [中国]中国民法典の制定について(2) | JICA長期派遣専門家 | 日田 | 博之 |
| | 为報告 | | | |
| 【会1 | □】 法整備支援へのいざない | 国際協力部教官 | #.+ m | 却行 |
| | 際研修・共同研究】 | 国际 励力 印 | 们皿 | ナ1・1 」 |
| | 宗妍修・共同切れ』 「ウズベキスタン〕ウズベキスタン共和国における法整備支援(| 加 罪白書作成支經) | | |
| 134 | [ラスペイスノン] ラスペイスノン共和国に4500分仏走順文版(| 国際協力部教官 | 庄地美 | |
| 139 | [バングラデシュ] バングラデシュ・オンラインワークショップ | | | |
| 151 | 「ネパール」ネパールオンラインセミナー (国際私法、不法行為 | 国際協力部教官 | 下道 | 良太 |
| 151 | [不ハール] 不ハールオンノインビミナー (国际仏伝, 不伝) 為 | ,公刊前登柱于杭) 国際協力部教官 | 矢尾枕 | 反 隼 |
| 【国】 | 際協力人材育成研修】 | | | |
| 156 | 2020年度国際協力人材育成研修 | 国際協力部教官 | 村田 | 邦行 |
| 163 | 2020年度国際協力人材育成研修で学んだこと | 法務省民事局付 | 森下 | 宏輝 |
| 167 | 2020年度国際協力人材育成研修に参加して | 法務省民事局総務課企画第一係長 | 植月 | 結可 |
| 171 | 2020年度国際協力人材育成研修を終えて | 東京法務局人権擁護部第二課調査救済第三係長 | 小林 | 昌徳 |
| 176 | 法整備支援 オンラインー国際協力人材育成研修に参加してー | 東京地方検察庁検事 | 鈴木 | 雄大 |
| 180 | 2020年度国際協力人材育成研修参加報告 | 大阪地方検察庁検事 | 庄野 | 啓子 |
| 184 | 2020年度国際協力人材育成研修に参加して | 盛岡地方検察庁検事 | 笹村美 | 美智子 |
| | 国際協力人材育成研修に参加して | 千葉地方検察庁検察事務官 | 齊藤 | 正人 |
| 【講 | 義・講演】 | | | |
| 193 | | 国際専門官 | 岡田 | 泰弘 |
| | 修等実施履歴】 | | | |
| 195 | | 国際専門官 | 岡田 | 泰弘 |
| | 動予定】 | | - | |
| 197 | | 国際専門官 | 岡田 | 泰弘 |
| | 調整専門家の眼 | | | |
| 198 | | JICA業務調整専門家 | 寺本 | 二憲 |
| | 門官の眼 |) Laterty A are plant to the A the same that the present | Cart I for heles | I I I I I |
| 200 | | 法務総合研究所総務企画部国際事務部門研 | 卅修第− | →担当 |

編集後記

各国プロジェクトオフィスから

210 国際専門官 岡田 泰弘

福岡

川村

廣田

文恵

晶大

仁

ベトナム長期派遣専門家 カンボジア長期派遣専門家

ミャンマー長期派遣専門家

インドネシア長期派遣専門家

ラオス業務調整専門家

2021年を迎えて

独立行政法人国際協力機構 (JICA) ガバナンス・平和構築部長 宮 崎 桂

1. はじめに

2020年10月に現職を拝命して日がまだ浅いにもかかわらず、ICD NEWSの巻頭言への寄稿という大変貴重な機会をいただき、まずは、関係の皆様に厚く御礼申し上げます。2021年最初の号に掲載くださると承っており、ちょうど執筆のタイミングも正月の新鮮な気分が未だ残る1月上旬でございますので、2020年の振り返りと2021年の抱負を主なテーマに記させていただくこととしました。全く芸がないテーマ選定ですが、ご容赦いただけますよう、お願いいたします。

2.2020年の振り返り

私は、2018年からバンコクに赴任しておりましたが、2020年の常夏の新年が明けてまもなく、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」)一色の日々が始まりました。と申しますのも、中国の外で初めて感染者が確認されたのはタイ、1月13日には、タイの保健省からコロナに関する初のプレスリリースが発出されたのです。

その時点では、確定症例は1件のみ、プレスリリースも「流行状況にはない」ことを強調するものでした。海外からのいわゆるインバウンドの旅行者を一大産業としていたタイではありますが、タイ人が元来慎重な性格だったのか、次第に海外からの来訪者を大変警戒するようになり、面会を依頼しても「やんわりと」断わられることが続き、結果としてタイ事務所は当機構の全世界の在外事務所の中で最も早い2月中旬にはタイ向け出張を取りやめて欲しいと声を上げた国の1つになりました。3月下旬、タイ政府が緊急事態宣言を発動したことを受けまして、事務所では感染者が出た場合に備え、所内を2チームに分け、出勤と在宅勤務を交互に行うことになりました。これは5月いっぱいまで続きましたが、商業施設の閉鎖や夜間外出禁止令も相まって、在留邦人にとって生活環境が良いと言われるタイにおいても相当程度不自由な生活を余儀なくされました。

こうして、週を追うごとに、当機構ではタイに限らないほぼ全ての協力相手国を対象に、 実施中の本邦研修の短縮や準備中の研修の延期、調査団や専門家派遣の延期が相次ぎ、更 には一部の国を除き、派遣中の長期専門家の退避などといった措置を取らざるを得ない状 況になりましたのは、皆様も良くご存じのとおりです。

特に退避のオペレーションにつきましては、過去私どもが経験してきた治安の悪化や感染症の流行等を受けたオペレーションと比較しても、ここまで規模の大きいものはJICA設立時の1974年まで遡っても例がございません。結果、約5,600名(5月時点)

の方々に無事退避いただくことができましたが、それも関係の皆様のご理解・ご協力があったからこそ、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。あわせて、制度設計面などに関し、退避中や派遣準備中の専門家/専門家予定者の皆様、そしてそのご家族の皆様をはじめとする関係の皆様に多大なご負担をおかけしたこと、また、一部方々につきましては引き続き負担をおかけしておりますことについて深くお詫び申し上げます。

さて、私は、9月末に日本に帰国するまでタイにおりましたが、タイでは5月頃には感染が上手く抑え込まれ、6月から在宅勤務や時差出勤を勧奨しつつ、勤務体系を平常に戻していきました。タイは専門家の方々の退避対象国になっておりませんでしたが、ご家族は皆帰国頂きましたので、ご家族と共に帰国せざるをえなかった専門家の方々や、新規赴任が決まっていながら赴任できていなかった待機中の専門家の方々と、タイに残っている専門家の皆様と事務所をつないで毎月オンラインで専門家会議を開催することに致しました。この会議を通じて、皆様が日本でどのような生活をされているのか、カウンターパートとざのようなコミュニケーションを取っておられるのかとタイの感染状況や生活環境の変化についてなど、お互いの意思の疎通を図ることができたと思っております。現在の部署に着任しました後、各国の法制度整備支援プロジェクトの専門家の皆様の大半も、退避された後、各プロジェクトの活動を止めることなく、オンライン技術を活用し、遠隔でのセミナーやワーキング・グループ活動等をカウンターパートと積極的に推進いただいたと承知しております。通信事情やカウンターパート側のオンライン会議への抵抗感など、数々の制約があり、平時どおりにはいかない面も多かったかと存じますが、これを乗り越えて、活発に活動を進めていただきましたことにつきましては、感謝の念に堪えません。

現在も訪日研修が再開できない中、法務総合研究所国際協力部や国連アジア極東犯罪防止研修所の幹部・教官・専門官の皆様には、遠隔研修の実施や教材の作成等にも幅広くご協力をいただきました。私どものオフィスでも「これから撮影にでかけます。自分も劇で役をいただいているのでしばらく携帯には出られません。」とか「警察署に道路使用許可を申請するので理事長印をもらってきます」など、1年前には想像できなかったような会話が飛び交っております。

さらに、新規案件の形成についても、調査団派遣に代えてウェブ会議を重ねるという試みに初めて挑戦しましたが、国際協力部及び専門家の皆様を含む関係の皆様のご協力により、何とか相手方と協力内容に合意することができ、執筆時点では、ベトナムの新規フェーズが2021年1月から無事シームレスに開始し、さらに、10月からインドネシアの新規フェーズが開始する目途も立ちつつあります。2020年12月のベトナム新規フェーズのローンチング・セレモニーには、開催地ハノイでロン司法大臣、日本からオンラインで上川法務大臣が、それぞれご参加され、これらも両国の良好な関係あってのことと大変強く印象づけられたほか、オンライン技術の有効性を改めて示唆する機会にもなりました。

また、渡航制限という制約を乗り越えるための工夫のみならず、コロナ流行の負のインパクトの緩和を直接狙った取り組みも色々とございました。例えば、ミャンマーでは、大

型のインフラ案件を多く実施するミャンマー政府の中で、コロナによる工事の進捗への影響に関して不安と混乱が生じつつあったのを受け、7月に、法制度整備支援プロジェクトの専門家が講師を務めて契約解釈セミナーが実施されました。連邦法務長官府や資金協力事業の実施機関である省庁に対し、コントラクターとの契約の解釈の方法・生じうる問題点・取るべき対応などについて、典型的な事例を用いて解説が行われ、各省から70名を超える参加者を得て活発な質疑応答がなされたとの報告を受けております。また、国連アジア極東犯罪防止研修所のイニシアティブにより、課題別研修の帰国研修員とのネットワークを活用し、裁判所や刑務所等における感染防止対策等の知見を共有するオンライン・セミナーも複数回にわたり実施されました。

せっかくの機会ですので、法制度整備支援を少し離れて、JICA全体での2020年のコロナ対応についても少しご紹介させていたただきます。コロナにより社会的弱者により影響が及ぶ時期であるからこそ、事業を継続すべきとの理事長の強いリーダーシップの下、関係の皆様のご協力をいただきながら、様々な国・分野で積極的な取り組みを進めました。特に、コロナ流行に対する保健医療分野における直接的な対応として、各国の感染症の治療、警戒、予防の三本柱を掲げ、これらにかかる体制・能力を強化すべく、ソフト・ハード双方の協力に取り組んでおります。

ここで、ぜひ皆様に強調申し上げたいのが、長年の協力を通じて培った信頼関係があったからこそこうした協力が可能であったという点です。例えば、ベトナムでは、北部のバックマイ病院や南部のチョーライ病院などの拠点病院、国立衛生疫学研究所などの研究機関と密に連携しながら、協力を進めましたが、バックマイ病院は1998年から、チョーライ病院は1966年から、国立衛生疫学研究所は2006年から、それぞれ、長い期間をかけて、時代によって変化するニーズや組織の発展の状況に応じて協力内容や範囲を見直しながら、厚い信頼関係を構築・維持・強化してきた相手です。こうしたパートナーシップは、平時のみならず、コロナのような緊急時における協力においても、日本のかけがえのないアセットであり、その重要性・有効性は、法制度整備支援における長年のカウンターパートとの関係についてもそのままあてはまると考えています。

3.2021年を迎えて

2021年は色々な意味で大変重要な年だと考えています。

まず、法制度整備支援については、ご指摘申し上げるまでもなく、京都コングレスが3月に控えており、その成功にしっかりと貢献してまいりたいと考えております。また、個別のプロジェクトでは、ベトナムとインドネシアにおいて、それぞれ新規フェーズが早く軌道にのるよう、関係の皆様と密に連携してまいる所存です。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーについても、それぞれ、専門家体制の変更等に円滑に対応しながら、今後の活動方針・計画などを決めていく、大変重要な節目にあると捉えております。皆様のこれまでどおりのご協力を賜れますよう、お願い申し上げます。

こうした取り組みを進める上では、当然、コロナの様々なインパクトを無視できません。まず、協力手段に関連し、渡航については、安全に配慮しつつ事業の円滑な推進に必要な規模・頻度に可能な限り戻していきたい方針ですが、引き続き航空便や隔離期間等の面での制約により、コロナ前と同様の水準まで戻すことが難しいことも考えられます。協力相手との信頼関係という技術協力の土台を維持・強化するうえで、対面による協力が極めて重要であることは疑う余地もありませんが、オンライン技術の更なる活用を前提に事業計画を立てる必要があるのも事実です。このコロナ禍の経験を糧に、いわゆる"Withコロナ"の時期のみならず、"Postコロナ"期においてもJICA事業全体で、オンラインと対面のベストミックスを追求していきたいと考えております。

また、これも法制度整備支援に限った話ではございませんが、コロナが特に社会的弱者に及ぼす影響に目を向ける必要も痛感しております。コロナ以前より、JICAでは、一人ひとりの暮らし、命、尊厳を守ることを協力の軸に据える「人間の安全保障」の取り組みを強化することを目指しておりますが、例えばコロナによる様々な影響が男性よりも女性に大きく及んでいることや、労働・雇用における子どもや移民労働者等の脆弱層の人権保護が悪化していることなどを踏まえた案件形成・実施が必要であると考えており、そのための調査等も進めていきます。人権保護に関する取り組みの例としては、日本政府が2020年10月に発表した「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)への貢献も念頭に、「新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」を2021年1月から開始しているほか、多くのステークホルダーと協力して設立した「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」や「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」の下での取り組みを加速していきます。

さらに、以前から重点事項ではありましたが、留学生の受け入れやイノベーションについても、コロナを受けて更に注力する考えです。留学生の受け入れについては、2018年、明治維新150周年を機に、専門分野に関係なくカリキュラムの一部で日本の近代化について留学生に学んでもらう機会を提供する「JICA開発大学院連携プログラム」を発足しました。法制度整備支援の分野でも、各国数名規模ではありますが、2020年の夏の要望調査のタイミングで、開発大学院連携プログラムへの参画や各プロジェクトとの連携の強化を狙った新たな留学制度を導入しており、2021年は、ベトナム、ラオスそれぞれについて、関係大学のご協力の下で受け入れに向けた準備を進めております。コロナで更に流動化する国際情勢の下、「自由で開かれたインド太平洋」の理念に従い、「法の支配」などの普遍的価値を共有する上では、留学を通じ、専門分野にかかる知識のみならず、日本の開発経験の共有や法制度整備支援の現状等を広く学んでいただくことは極めて重要であると考えております。

イノベーションについては、2020年6月にSTI・DX室を設置したところです。 コロナの直接的な影響に対しても途上国の現場で感染症対策に従事する医師に対する本邦 医師からの遠隔支援等の新たな取り組みに挑戦していますが、よりセクター横断的な取り組みの例として、研修員、専門家、協力隊、職員等を含めた全JICA関係者の相互学習・ネットワーク化の仕組みの検討なども進めており、2021年度からの本格化を目指しています。

JICAにとって、2021年は、独立行政法人として2022年4月からの新たな中 期計画期間の準備を進める年でもあります。SDGSの達成や日本政府の重要政策の実現 に向けて、組織としてどのような開発効果を出していくべきか、クラスターと称して課題 毎に個々の案件を超えた新たな事業管理・評価の枠組みの導入に向けた検討をしておりま す。法制度整備支援についても、「法の支配の実現」に向けた他の取り組みとあわせて、ど のような目標・評価指標を設定すべきか. 「法制度整備支援に関する戦略協議の場」などで の議論からも学ばせていただきながら、引き続き検討を進めてまいる予定です。さらに、 クラスターでは,これまで以上に各ステークホルダーとの更なる連携を促進していきたい と考えており、そういった点で、先にご紹介したようなプラットフォームを更に拡充して いくことも重要な課題であると認識しております。「アジアビジネスローフォーラム」のよ うに関係の皆様が設立されたプラットフォームへの貢献はもとより、ベトナムの新規フェー ズなどの個別の事業においても、大学、弁護士事務所、企業等の幅広い関係者とのプラッ トフォームの構築に注力していきたい考えです。このベトナムでは、2020年12月、 長年プロジェクトが支援してきたベトナム弁護士連合会が、傘下のベトナム国際商事弁護 士クラブとともに、日弁連、ベトナム日本商工会議所、公益財団法人国際民商事法センター 等の協力を得つつ,日本企業の対ベトナム投資動向や日本側が求める法律サービス等に関 する日本・ベトナムのビジネスローヤーによる知見の共有や交流を目的としたセミナーを 開催するなど、〇DAを超えたネットワーク拡充・強化の機運が高まっており、今後の展 開に大きく期待しているところです。

その他にも、2022年のTICAD8に向けた準備も2021年には加速していく必要があり、2020年に開始又は準備を進めたアフリカ地域の司法アクセスにかかる調査やビジネス法支援に関する調査を基に、具体的な方策を検討していく予定です。

残念ながら執筆の時点(2021年1月)で未だコロナは猛威を振るい、収束の兆しが見えませんが、菅総理が2020年9月の国連総会演説で表明された方針等を踏まえた協力を保健医療分野や水・衛生・栄養などの関連分野で着実に進めつつ、法制度整備支援についても、ここまで述べてきたような重点事項を意識しながら、更なる発展を目指してまいる考えです。最後に私どものビジョンなど持ち出してしまい甚だ僭越ながら、コロナで世界が大きく変わる中、「信頼で世界をつなぐ」ことの重要性、そのために「人づくり、国づくり、心のふれあい」に真摯に取り組むことの重要性は間違いなく増していると考えております。皆様の引き続きのご理解・ご協力を改めてお願い申し上げ、私の拙い原稿の締め括りとさせていただきます。

外国法制・実務

ベトナムにおける法曹三者の共同活動

前 J I C A 長期派遣専門家 長 橋 正 憲¹

第1 はじめに

2015年4月から2020年12月まで実施された2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(以下「前プロジェクト」という。)では、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)及びベトナム弁護士連合会(VBF)の三機関(以下、裁判所、検察院及び弁護士会の三機関を合わせて「法曹三者」2と呼称する。)による共同活動が実施された。この共同活動は、法曹三者から選出されたメンバーとプロジェクト専門家からなるワーキンググループ(WG)形式での継続的活動を実施した点に特色がある。ところで、2021年1月より開始されたベトナム法整備支援新規プロジェクトでは、最優先テーマを選定して同テーマの解決策等についてWG形式で議論する活動が予定されており、テーマによっては複数カウンターパートからなる合同WGの設立も想定されている。新規プロジェクトが開始されて間もない現時点で、複数機関のメンバーからなるWG形式での活動を実施した法曹三者の共同活動について振り返り、備忘録的に記録を残しておくことには一定の意義があるのではないかと考えた。そこで、本稿では、共同活動の経過や内容、残された課題などを筆者の経験に基づいて記録しておくこととした。なお、文中の記載のうち意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属する団体や前プロジェクトの見解ではない点に留意されたい。

第2 共同活動導入の経緯等

1 導入の経緯

2018年1月に実施された前プロジェクトの中間評価では、プロジェクトデザインマトリックス(PDM)の改訂が提言されたところ、その中で、PDM改訂の際には、効果的な技術協力を行うためにWGを設置し、カウンターパート機関とプロジェクト専門家が特定の分野・課題について協議・分析するような活動を行うこと、ベトナムの2013年憲法で明記された争訟原則が整合的かつ統一的に適用されるよう、関係当事者間の共通理解を醸成するために共同活動を行うこと、をあわせて検討すべきとされた 3 。

¹ 現東京地方裁判所判事。2019年4月から2020年12月までJICA長期専門家としてベトナムでの法整備支援に従事。

² ベトナムでは,日本で言われるような「法曹三者」という概念はないようだが,便宜上本稿ではこのように呼称する。

³ 「ベトナム国 2 0 2 0 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト (PHAP LUAT 2 0 2 0) 中間レビュー調査報告書」 3 6 頁参照。

そして、上記提言を受けて2019年1月25日に改訂されたPDM⁴において、民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備の促進を目標とするサブプロジェクト2の成果の一つとして、SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られることが設定され(成果2-e)、法曹三者による共同活動が正式に導入された。

もっとも、争訟原則に関する共同活動は全く新たな試みというわけではなく、前プロジェクトではPDM改訂前にもSPC、SPP及びVBFの三機関により、争訟原則をテーマとした活動が実施されていた。ただしその内容は、共同研究として複数回のセミナーを開催し、研究結果を分担して執筆し争訟原則に関する1冊の本にまとめたというもので、上記提言にあるようなWG形式によりプロジェクト専門家が継続的に関与する活動ではなかったようである。改訂PDMに基づく法曹三者の共同活動は、WG形式によりプロジェクト専門家を交えた固定メンバーで継続的に実施される点で従前とは異なる新たな試みであったといえよう。

2 PDMで予定された活動

改訂PDMには、成果2-eの活動として、以下の7つが記載されている。

- ① SPC, SPP及びVBFが、プロジェクト専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑訴法⁵の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策を取りまとめる。
- ② SPC, SPP及びVBFが、プロジェクト専門家と協力し、共同活動実施のための作業部会を設置する。
- ③ 作業部会において、プロジェクト専門家と協力し、共同活動を実施する機関、共同活動の実施方法等を検討し、年間活動計画を作成する。
- ④ 作業部会は、プロジェクト専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を 行う。
- ⑤ 作業部会で合意した省級人民裁判所,省級人民検察院並びにベトナム弁護士連合会及び当該省の弁護士会がワークショップを開催し,前記①で取りまとめた三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑訴法の実務運用上の問題点,課題及び改善策について検討し,その結果を取りまとめる。
- ⑥ 作業部会において合意した機関で、前記⑤の結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。

^{*} 正式な改訂日は本文記載のとおりであるが、それに先立ち2018年6月に開催された合同調整委員会において改訂PDMの内容について合意されており、それ以降は改訂PDMの内容に沿った活動が実施されていた。

⁵ ベトナムでは、2015年に刑事訴訟法が改正され、2013年憲法の争訟原則規定を受けて「公判における争訟の保障」に関する規定が導入された(刑訴法26条)。同改正については、松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」(ICD NEWS第79号43頁、2019年6月)、枝川充志「ベトナム2015年刑事訴訟法における弁護人の位置付けの変化~公判準備段階までを中心に~」(ICD NEWS第81号13頁、2019年12月)を参照。

⑦ 共同活動実施機関が、活動結果の報告書等を作成し、作業部会においてその結果が分析され、取りまとめられる。

このように、PDM改訂時には、各機関における検討、法曹三者のメンバーからなるWGの設置、ワークショップの開催、模擬裁判の実施、活動報告書の作成という作業行程が予定されていた。その背景には、ベトナムでは法曹三者が実務上の運用や問題点について意見交換をする機会がないという問題意識から、日本全国の裁判所で開催されている一審強化協議会のような定期会合の場を設けるという狙いがあったようである。また、成果2-eの指標では、少なくとも年に1回、⑤のワークショップや⑥の刑事模擬裁判が開催されることが設定されており、一過性のものではなく継続的な取組みとして定着させたいという意図の表れといえよう。

第3 実際の活動経過

1 WGの設置

SPC、SPP、VBF並びにハナム省の人民裁判所(PC)、人民検察院(PP)及び弁護士会のメンバーと法曹出身のプロジェクト専門家全員からなるWGが設置された。共同活動については、SPCが主管機関として運営を担当することとなり、SPCのティエン判事 6 がWGリーダーに就任した。

2 WG会議

法曹三者の共同活動は、WGメンバーが一堂に会してのWG会議を中心に実施された。 2018年10月2日に第1回会議が開催されたのを皮切りに、2020年11月20日までの間に合計9回のWG会議が開催された 7が、大きく分けると①活動計画策定、②本邦研修に向けた準備、③報告書作成作業の3つの段階に分けることができる。以下、それぞれの段階の活動内容を概観する。

(1) 活動計画策定段階(第1回及び第2回)

この期間は、主に共同活動の内容や実施方法についてWGメンバー間で議論することが中心的な活動内容であった。

第1回WG会議では、共同活動の方向性や目的について議論が行われ、刑事第一審手続での争訟の質を向上させるための報告書の作成を目的とすること、当該報告書は実務上の参考資料とするだけではなく、関連する教育機関に配布して教材としても使用できるものとすること、内容に関しては実務上の運用やスキルに焦点を当てることなどを合意した。そして、SPCの作成した報告書のアウトラインに従い、裁判所、検察院、弁護士会の各小グループがそれぞれ報告書案の初稿を作成した上で、2019年3月21日に第2回WG会議が開催され、研究対象として取り上げるべき具体的な課題や問題点について意見交換するとともに、ハナム省人民裁判所にお

⁶ 当時。2020年8月にSPC副長官に就任。

⁷ このうち、筆者がプロジェクト専門家として直接関与したのは第3回WG会議以降である。

いてWGメンバーによる法廷傍聴を行った。

もっとも、この段階で準備された各機関からの報告書案初稿は、アウトラインで 決められた項目と分担に沿って各機関がそれぞれに関係する課題や提案を記載した ものにすぎず.法曹三者が共同して活動することとされた趣旨には沿わないように 思われた。また、その内容も、あくまで初稿であるとはいえ、各機関が別個に作成 しているため重複が多く、視点もバラバラで全体としての統一感に欠けるものであっ た。そのため、共同活動の趣旨や作成目的により合致した報告書とすべく、プロジェ クト専門家チームから報告書アウトラインの変更提案を行った。具体的には、各機 関が個別の論点について記載する前提として,法曹三者の関係者において異論なく 標準的なもの(あるいは実現されるべきもの)として共通の理解を得られる実務の 運用を明らかにすることを目的に、現在の法律の下での標準的な実務の運用を手続 の順序に沿って簡潔に記載するパートを冒頭に加えることを提案した。このような パートを別途設けることにより,現在の関連法規範文書や実務運用の実情とともに その中で修正を要する問題点や課題を浮かび上がらせ、司法改革の総括を行う際の 資料とすることができる上、日本の司法研修所が作成している刑事第一審手続の解 説教材に類する内容のものをベトナムでも作成できれば実務家への参考資料や教育 機関での教材として使用するという目的にも適うと考えたことが提案理由であった。 ベトナムでは実務上の運用例を交えつつ手続を解説するような資料は存在しないよ うであり、仮にベトナムの法律実務家からなるWGメンバーによってそのような報 告書が作成されれば、日本を含む諸外国にとってのベトナムの刑事実務を知るため の基礎資料にできるのではという期待もあった。そのほかに、後述するとおり法曹 三者の共同活動についての本邦研修が予定されていたところ.ひとまず刑事実務の 標準的な流れを記載した書面が作成できれば本邦研修の基礎資料としての役割も兼 ねることができるという狙いもあった。

プロジェクト専門家からの上記提案は、SPC国際協力局との事前調整を経た上で、2019年6月6日に開催された第3回WG会議においてWGメンバーに承認され、以後は新たなアウトラインの下で作業が進められることとなった。また、完成品の具体的イメージを持つとともに日越比較をする際の参考資料とすることを意図して、最高裁判所の許諾を得て、司法研修所刑事裁判教官室の編著による刑事第一審手続の解説書である「プロシーディングス刑事裁判(平成30年版)」(法曹会、2019年)を越語訳し、WGメンバーに配布した。

(2) 本邦研修に向けた準備段階(第3回ないし第5回)

第3回WG会議では、本邦研修に先立ち日本の制度についての理解を深めてもらうことを目的として、ベトナムとの相違点や当事者主義的訴訟構造における裁判所と当事者の役割に焦点を当てて、プロジェクト専門家から日本の刑事手続の概要を説明した。

さらに、同年7月26日に開催された第4回WG会議では、同年10月に実施す

ることになった本邦研修に関する説明と、前回に引き続きプロジェクト専門家から 日本の刑事裁判実務についての説明を行った。具体的には、それまでのWG会議に おいてWGメンバーから争訟原則を実現するためには裁判官の役割を判断者として の役割に集中させるべきとの意見が多く聞かれたため、まずは日本の刑事裁判での 裁判官の役割について説明した。それに続けて、第3回WG会議で行った日本の制 度に関するインプットについてのWGメンバーの反応が薄く、視点を変えて繰り返 しインプットを図ることが必要と感じられたことから、日越の制度比較の視点をよ り明確にすることを意図して、架空の事例に沿った形で日本の刑事手続における裁 判官及び当事者のスキルに関する発表を行った。同時に、WGメンバーのより積極 的な参加を促すことを意図して、同発表の中で、日本の制度を紹介しつつベトナム ではどうなっているのかを問う質問をその都度投げ掛けた。質問事項は発表用スラ イドに適宜挿入したほか、別途質問票を作成し、ベトナム側に交付したところ、後 日各機関から回答が提出され、本邦研修の資料の一部として活用された。この回答は、 機関によって回答の完成度に差があり、また機関ごとに見解が分かれた箇所もあっ たため、WGメンバーによる取扱いが注目されたが、最終的には裁判所チームの回 答案を中心に一つの回答にまとめられ、見解が分かれていた箇所についての他の意 見の併記などは行われなかった。

その後,同年9月27日に主に本邦研修についての事前説明を行うことを目的とする第5回WG会議が開催された。

なお、改訂PDMに明記されているように、当初は活動の中で刑事模擬裁判を実施することとされていたが、残り期間に余裕がない中で適切な素材を探して仮名処理等を行うなどの準備の負担が大きいと考えられたこと、また通訳の問題があることなどから、WG会議でその実施の可否や方法について議論が重ねられ、最終的にはその時点での作業進捗状況も踏まえて報告書の作成に集中し、模擬裁判の実施は見送ることとされた。

(3) 報告書作成作業段階(第6回ないし第9回)

ア 後記3のとおり、2019年10月に本邦研修を実施し、その後は本邦研修での議論内容を踏まえて最終成果物である報告書を完成させる作業に入った。この間の作業は、報告書ドラフトの改訂作業を行い、改訂版をWGメンバーに事前共有した上で、WG会議にてその内容や追加すべき事項、今後の作業予定などについて議論し、それを踏まえて再び改訂作業を行う、という手順で実施された。

プロジェクト専門家は、事前に共有されたドラフトに対してワードファイルのコメント機能を利用するなどしてコメントを付し、それを現地スタッフが越語訳してWGメンバーに共有するという方法で報告書作成作業に関与していたが、ドラフトの共有が直前になることもありコメントがWG会議に間に合わないことも何度かあった。その場合には、WG会議の場で概括的なコメントを述べ、後に詳細なコメントをデータ送付するというような形で対応していたが、ドラフトの改

訂が進むごとにその翻訳作業が大きな負担となり、迅速なコメント提出が困難となっていった。もっとも、タイトなスケジュールの中、最後まで電子データでのコメント提出を続けた結果、WGメンバーにもプロジェクト専門家の意見は浸透していき、追記を求めた箇所については対応されるなど、その内容はおおむね尊重してもらえたように思う。

- イ 各回の議論状況の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 同年11月28日に開催された第6回WG会議では、本邦研修の内容を反映させた報告書ドラフトを基にWGメンバーで議論が行われた。証拠調べに関する記載内容などに本邦研修で議論した内容が反映されておりその成果が看取された一方、条文の引用が多く具体例に乏しいという従前からの課題が残っており、本邦研修で議論した事項で重要と思われる内容(例えば、事件記録と判決の基礎となる証拠の関係、公判での証拠の検証の範囲など)が記載されていないなどの問題点もあった。そこで、プロジェクト専門家からそれらの点をコメントで指摘するとともに、WG会議の場では本邦研修での意見交換の延長としてベトナムの訴訟手続や実務運用の不明点について質問を行い、その場で得られた回答内容を報告書に反映するように求めた。また、ベトナム側の発案により、報告書の添付資料として日越双方の裁判文書を準備することとされた。この会議において、改めて報告書完成までのスケジュール案について議論がされ、それぞれの作業の締切を伴う具体的な予定としてWGメンバー間で共有された。
 - (イ) 2020年2月21日に開催された第7回WG会議では、引き続き報告書の記載内容についてWGメンバーで議論が行われた。当初、この会議において報告書ドラフトのうち手続の流れに関する部分を完成させる予定であったが、テト休暇明けということもあり第6回会議で合意した予定通りに改訂版が提出されず、遅れが生じていたため、全体的に予定を後ろ倒しすることになった。会議ではWGメンバーから記載内容について多くの意見が述べられ、この点を修正、追記すべきなど具体的な指摘が出たのは良い点であったが、他方でスケジュール面には不安が残った。
 - (ウ) 当初は同年4月に第8回WG会議を開催し、そこで報告書の原案を完成させる予定としていたが、同年3月初旬頃からCOVID-19感染拡大の影響が本格化し、同月下旬以降プロジェクト専門家4名中3名が相次いで日本に帰国した上、ハノイでも一時期ロックダウンが実施される事態となったため、従前の計画の修正を余儀なくされた。その間にも、同年4月から5月にかけてWGメンバーから提出された各ドラフトに対してプロジェクト専門家がコメントを付し、それを受けて各メンバーにおいて改訂を行うなどの作業を進めており、各パートのドラフトとそれに対するコメントが出揃った段階で報告書の各ドラフトが統合され、同年6月にアウトライン変更の提案とともに統合版の初版が

WGメンバー間で共有された。

ベトナム国内のCOVID-19情勢が落ち着きを見せ、第8回WGが開催されたのは同年7月23日となり、この時点で当初の計画から3か月の遅れが生じていた。この会議には、現地に残ったプロジェクト専門家がWGメンバーとともに現地で参加し、日本に一時帰国中であったプロジェクト専門家はオンライン会議システムを介して参加した。同会議に先立つSPC国際協力局との協議で、COVID-19の影響による活動の遅れを踏まえ、当初は2回予定していた報告書原案に対する意見聴取セミナーを1回とすること、それに伴いWG会議の回数も1回減らすことを合意した。同WG会議では、これまでにプロジェクトから提出したコメントを再度整理して書面で配布するとともに、未だWG内部で見解が統一されていない、あるいはその意味が判然としない概念について議論を行った。

また、同WG会議ではWGメンバーから提案されたアウトラインの変更について合意され、それまでの手続の流れを紹介するパートに続いて各機関がそれぞれ実務上のスキルや課題とその対策の提案等について順に記載する形式から、公判準備と公判(公判開始手続、証拠調べ、弁論、判決、公判後)の各段階別に、手続内容や実務運用の説明に続いて各機関の実務上のスキルや課題などを記載し、最後に法改正や実務改善などに関する提言をまとめる形に変更された。これにより重複記載を大幅に減らすことができ、報告書がより整理された読みやすいものとなった。

(エ) 第8回WG会議が終了した時点で報告書の原案は完成に至っていなかったが、各WGメンバーにおいて必要な補充修正を行い、その作業を統合して原案をひとまず作成し、予定通り意見聴取セミナーを実施した上で、最終WG会議を開催して報告書の最終版を完成させることとされた。

後記4の意見聴取セミナーを経て、最終の第9回WG会議が開催された。この会議に先立ち、意見聴取セミナーで出た意見を報告書の提言の箇所に反映させた改訂版がWGメンバーに共有されており、会議では主にその提言の部分について議論がされた。WGメンバーからは様々な意見が述べられ、WG会議内で報告書を完成させるには至らなかったが、WGメンバー及びプロジェクト専門家による最終コメントの提出とその反映作業を経て、2020年12月に報告書の最終版が完成した。

3 本邦研修

(1) 2019年10月7日から同月16日の日程で、本邦研修を実施した。

SPCに対する本邦研修の枠を用いて実施されたが、法曹三者の共同活動であることを踏まえ、通常よりも研修期間を短縮する代わりに多くの研修員が参加できるように調整を行った。研修員はWGメンバーを中心としつつ、刑事事件を担当する

SPCの監督検査 I 局やSPCの教育機関である裁判所学院などの関連機関からの参加者を加えて構成された。

なお、SPCの内部事情により、WGリーダーであるSPCのティエン判事が当初の研修員リストに含まれていないという想定外の事態が発生した。プロジェクトとしては本邦研修及びその後の現地活動の成功には同判事の参加が不可欠と考えたため、JICA現地事務所を通じてSPCに対して要請し、最終的には無事にその参加を得ることができた。同判事は本邦研修中の議論の場において積極的な役割を果たし、その後の現地活動でもリーダーとして各WG会議の司会を務めて議論をリードするとともに報告書作成作業についてその都度方針を示すなど、大きな存在感を発揮した。後から振り返ってみても、WG形式を採用した共同活動において、ティエン判事の本邦研修への参加は活動を成功裏に終えるために不可欠であった。ベトナムにおいては、本邦研修の参加者については各機関の内部事情や指導者の意向が関係し、プロジェクト側の希望を反映するには困難な面があるが、このケースは結果的に調整が上手くいった一例といえるのではないであろうか。

(2) 研修の内容面については、司法研修所刑事裁判教官室作成の「プラクティス刑事裁判(修習生の視点から)DVD(平成27年度版)」視聴、東京地方裁判所での刑事裁判傍聴及び担当裁判官との質疑応答、法曹三者の協働に関する講義や刑事弁護に関する弁護士との意見交換などのカリキュラムを経て、研修後半の5コマ(2日半)を用いてICD教官を交えたWGメンバーによる報告書の記載内容に関する意見交換が行われた®。本邦研修の主な目的はこの意見交換を通じて、上記報告書のうち刑事第一審手続の流れに関するパートの原案を完成させることにあった。そのような活動はわざわざ日本で行わずともベトナム現地で実施できるのではと疑問を抱かれるかもしれないが、WGメンバーはそれぞれ多忙であり連日議論をするための日程を確保するのが難しく、また、それまでのWG会議の様子から、WGメンバーだけでは議論をしてその結果を一つの方向性にまとめていく作業を円滑に行うのは容易でないと思われた。そこで、日本側関係者の助力を得て、適宜日本の制度との比較の観点も交えて議論しつつ、そこで得られた結果を報告書の記載内容としてまとめていく作業を行い、その経験を後の現地活動に活かしてほしいと考えたことから、この意見交換を中心に据えることとなった。

意見交換に当たっては、議論が拡散するのを防ぐため、ベトナム側から提出された報告書案のドラフトやWG会議で行ったプロジェクト専門家からの質問に対するWGメンバーの回答などの事前準備資料を基に、日本側関係者間で各コマにおいて議論するテーマを事前に設定して臨んだ。進行方法に関しては、ICD教官のファシリテートによって議論を進め、まとまった内容をその場でWGメンバーの代表者がワードファイルに記録するとともに、その画面をプロジェクターに映写して研修

^{*} 本邦研修の詳細については、鈴木一子「第63回ベトナム法整備支援研修(争訟原則)」(ICD NEW S第81号131頁、2019年12月)を参照されたい。

員全員がその場で同時に確認できる形で実施した。意見交換の開始当初は慣れない方法に戸惑う場面も見られたものの、日本側関係者からベトナムの刑事手続の不明点について日越の比較の視点も交えつつ質問をしていくと、WGメンバーからはそれに対する回答がされるとともに日本の制度に関する質問が出されるといった形で徐々に議論らしくなっていった。刑事訴訟法の規定の趣旨に立ち返って考えてみる、あるいは日本の制度と比較してベトナムの手続の意義を考えてみるなど、WGメンバーだけでの議論では見落としがちな視点を交えて議論ができたことは収穫であった。日本側の質問に対し、WGメンバー間で異なる見解が述べられ議論になる場面も見受けられ、共同活動の趣旨に適うものとして好意的に受け止められた。他方で、全体として様々な意見が出るがそれを報告書に記載できるようにまとめていく作業は必ずしもうまくいかず、単に発言内容をそのまま記録していく形になってしまったこと、複数の異なる見解が出た場合に議論をしてそれぞれの見解をすり合わせていくのではなく、多少強引にベトナム側として見解を統一させて議論を打ち切ろうとする場面が見受けられたことには課題が残った。

(3) 終わってみれば、事前に準備していたテーマは全て議論することができ、日越の 比較の観点から相互の手続について理解を深めることにつながった。特に、ベトナ ムの刑事手続のうち条文の記載からは実務上の運用が不明であった点について深く 掘り下げ、現状の手続運用についてWGメンバーを中心とする研修員と議論し、日 本側関係者がその実情を少しでも把握できたことは大きな収穫であった。

WGメンバーの代表者は意見交換での議論内容を詳細に記録し、帰国後にその内容を反映させて報告書ドラフトを改訂した。以後の報告書作成作業において、本邦研修での議論内容は一つの大きな基礎となった。

4 意見聴取ワークショップ

2020年10月12日,裁判官,検察官,弁護士といった法律実務家を対象に、WGにおいて作成した報告書原案に対する意見を広く募るため,意見聴取セミナーを実施した。当初の活動計画では、ハノイとホーチミン又はダナンの計2か所でセミナーを実施する予定であったが、前記のとおりCOVID-19感染拡大の影響による活動の遅れから1回のみの実施に変更された。WGリーダーであるティエンSPC副長官の発案により、ハノイよりも活発な意見聴取が期待できるとして、ホーチミンが開催場所として選定された。

ベトナムではこの種の意見聴取セミナーは頻繁に実施されているが、実務を案内する新たな法規範文書を作ってほしい、人員や設備を増やしてほしいなどの要望を述べるばかりであったり、参加者が必ずしも関係のない事項について一方的に意見を述べるだけでこれといった収穫なく終わったりということもしばしば経験するところである。また、報告書原案は本体部分だけで84頁にもわたるもので、セミナー参加者が事前に精読してくることは期待できない状況であった。

ところが、セミナーの中で各WGメンバーから報告書原案のポイントが分かりやすくコンパクトに紹介されたこともあり、特に提言の部分に対して参加者から多くのコメントを得ることができた。全般的には、裁判官を審理の主宰者及び判断者としての役割に集中させるとともに、検察官と弁護人の間の武器対等をより実現すべきとの意見が多く述べられた。事件記録の差戻しや裁判官の立件権限を含む裁判官、検察官及び弁護人それぞれの間での役割分担は、ベトナムの刑事訴訟観に根差して定められていると考えられ、簡単に変更を許すものではないと思われるが、多くの参加者から改正の必要性が指摘されたことは印象的であった。また、試験的に裁判所、検察院及び弁護士会の法曹三者で定期会合を設けており、今後全国に広めていきたいとのカントー市の弁護士からの取組みの紹介は、日本側関係者が目指していた方向性とまさに重なるものであり、とても心強く感じた。

このように意見聴取セミナーでは多くの有益な意見を集めることができたが、欲を言えば、WGメンバー内の議論において意見が対立した点や、より広く意見を集めたい記載内容に関してポイントを絞った意見聴取ができれば、より効果的であったように思われる。そのための事前準備や進行の在り方は、今後の課題であろう。

5 最終報告書の内容

以上のような各手順を経て、「第一審刑事公判期日における訴訟の質を向上させるための研究報告」と題する報告書が完成した。前記のとおり、WGメンバーからの提案に基づきアウトラインが変更され、最終的には①争訟に関する一般的問題、②ベトナム刑事訴訟法による刑事第一審公判の手続一日本の刑事訴訟モデルとの比較、③コメント、比較及び提案の3つのパートから構成され、参考資料として日越の裁判文書のサンプルや法廷のレイアウト図が添付されている。各機関の実務上のスキルや日越の制度比較は②の中に組み込まれ、全体として読みやすく、実務家向けの参考資料や学生向けの教材としての使用に堪え得る実践的な内容となったように思う。

③の提案の中には、現行刑事訴訟法の改正や実務運用の改善に関する提案に加えて、法曹三者での定期会合の導入など積極的な内容が盛り込まれており、WG会議での議論だけではなく本邦研修や意見聴取セミナーの成果も感じられるものとなった。

他方で、WG内の議論において複数の見解が述べられ、一つの見解にまとまることがなかった事項についても複数の見解がある旨の表記がされていないこと、議論した事項のうち日本側からすると重要と思われる内容でも報告書に盛り込まれていないものがあること、繰り返し記載の充実を求め当初から大幅な改善は見られたものの、実務上の運用に関する記載が依然として乏しい箇所があることなどには改善の余地がある。その背景には、法律の解釈や実務上の取扱いに関して法規範文書などで明記されていない内容については公式見解として表明できない、あるいはそれ

を避けようとするベトナム側の傾向があるように思われる。法解釈権の所在などベトナムの統治機構に関する理解も関係していると推測され、WGメンバー個々人だけの問題ではなく対処が難しい面があるが、だからこそ実務上の取扱いについて紹介する資料は貴重であるといえ、今後この種の資料をより広い範囲に共有するような取組みがベトナム国内で徐々に拡大していくことを期待している。

なお、参考資料として添付された日本の裁判文書については、司法研修所刑事裁判教官室編著「プラクティス刑事裁判(平成30年版)」(法曹会、2019年)に収録されている別冊記録部分から起訴状及び公判調書(冒頭陳述メモ、論告メモ及び弁論メモを含む)を最高裁判所の許諾を得て越語訳し、判決書サンプルについてはプロジェクト専門家が作成したものを越語訳し、それぞれ収録した。そのほか、ベトナム側の要望を受けて、日本の法廷のレイアウト図についても参考資料として収録されている。本稿執筆時点において最終版の和訳作業は未了であるが、その内容はベトナムの刑事実務を知る上で貴重な資料となるため、和訳作業が完了し次第、日本側関係者に共有されることが望まれる。

第4 共同活動の実施から見えてきたもの

最後に、共同活動を振り返って若干の所感を述べ、結びに代えたい。あくまでも筆者の個人的な見解や感想に過ぎないが、その中に少しでも今後の活動に役立てていただけるものがあれば望外の喜びである。

1 争訟原則の意義

今回の報告書では、争訟原則の一義的な定義は明らかにされなかった。

ベトナムでは、起訴と同時に詳細な事実経過などが記載された起訴状と事件記録が裁判所に提出され、裁判官は公判準備として事件記録を子細に検討し、公判に召喚して尋問すべき対象を決め、証拠が不十分であると判断すれば捜査機関に対して補充捜査の指示を行い、あるいはそのために事件記録を差し戻すことができ、別の犯罪を発見すれば自ら立件する権限も有している。このようにいわゆる職権主義的な刑事訴訟制度を持つベトナムであるが、上記各手続に関する規定は争訟原則が規定された2015年刑事訴訟法においても維持されている。ベトナムにおける争訟原則の意義やその実現のための実務運用を考えるに当たっては、このことを念頭に置く必要がある。

その上で、WGメンバーの議論や意見聴取セミナーでの参加者からの意見などを聞いていて個人的に理解したところを述べてみると、争訟原則とは、裁判官が公判準備段階で事件記録一式について検討を加える現行の制度を前提に、そのうち判断に影響する重要な証拠については公判において顕出し、当事者に直接意見を述べる機会を与え、弁論として訴訟に関する主張を尽くさせた上で、裁判官がその内容を踏まえて判断するという、いわば職権主義的訴訟手続の中にある当事者主義的要素の実現を保障するようなものではないだろうか。2015年刑事訴訟法では、公判で当事者が十分

な主張を尽くせるように、証拠提出、証拠評価及び実体的真実の解明要求に関する当 事者間の平等が規定され、弁護人の各種権利が拡充されている。

争訟原則の実現は、被疑者・被告人の人権保障を強化することを目的とするというのが一般的な説明であるが、実際には同時に裁判所の負担軽減をも目指しているように思われる。現在の刑事訴訟実務では、一般論として特に公判審理での当事者の関与が十分ではなく、裁判所の負担が重いものになっているという実情があるようで、公判準備段階や公判審理における当事者の主体性を強化し、裁判所はなるべく判断権者としての役割に徹することとして事件処理における負担を減らしたいという意図が、特に裁判所関係者にとっては背景にあるように感じられた。そのことは、報告書の提言部分において、事件記録の差戻しの制限や裁判官の立件権限の変更などに触れられていることにも表れている。

他方で、ベトナムが決して性急な変化を目指しているわけではない、ということも 理解しておくべきであろう。意見聴取セミナーの参加者からの発言が象徴的であった。 「今すぐに日本と同様の簡潔な起訴状の記載に変更したら、ベトナムの裁判官は仕事が できなくなってしまう。将来的にそのような方向性を目指すべきであるとしても、今 後10年以上にわたって、徐々に変更されていくべきものであろう。」。

今後,ベトナムの刑事訴訟において争訟原則がどのように理解され、実務の中で実 現されていくのか、その行方が注目される。

2 WG活動の実施方法

あえて言うまでもないことではあるが、WG形式の活動を実施する上では、メンバーの選定が何より重要である。特に、議論をリードできる中心的なメンバーを選び、その毎回の参加を確保することが肝要であろう。また、法曹三者の共同活動のように複数機関が関与するWGの場合には、機関間のバランスも重要になる。各機関から選定されるメンバーの地位や人数の適正なバランスを保つことが、自由かつ活発な開かれた議論を確保する前提となろう。

これまた当然のことながら、ベトナムの各カウンターパートはそれぞれ平常業務を抱えており、その職員は管理職か一般職員かに関わらず多忙である。現に共同活動のWG会議も、2か月に1回程度のペースでの開催となったし、毎回のスケジュール調整にもかなり苦労した。また、翻訳時間や検討時間を考慮して事前に資料の提出期限を設定するも、それが遵守されることはあまりなく、会議直前の提出となることも多かった。これもWGメンバーの繁忙に起因するものであろう。議論を中心とするWG活動に日本側関係者が適切に関与するためには事前の資料検討が不可欠になるので、ベトナム側メンバーの業務の都合も踏まえた上で、事前に協議し、ある程度長いスパンで実現可能性のあるスケジュールを設定して進捗を管理していくことが重要となろう。法曹三者の共同活動では、第3回WG会議である程度先までのスケジュールを協議し、その後の会議でも毎回当面の予定を確認していた。先を見据えたスケジュール

感をその都度共有することは効果的な手法であったように思う。

WG会議の実施場所についても工夫が必要である。法曹三者の共同活動では、ハノイにいると平常業務の連絡応対を余儀なくされるとのWGメンバーの意見を受けて、ハノイだけではなく地方でのWG会議を複数回実施した。実際に地方での開催では、集中して議論を進めることができ、一定の成果があったように思う。予算との兼ね合いもあるので毎回というわけにはいかないが、WGメンバーの状況や活動の内容によっては成果を上げるため検討に値する方法の一つとなろう。

3 機関を超えた議論での課題

本邦研修やWG会議での議論を見ていると、WGメンバー間、特に異なる機関所属のメンバー間で意見が対立した際に、日本側が期待していたような議論を深めて一つの方向性を導く、あるいは複数の見解があることを認めてそれぞれを尊重するというような様子は残念ながらあまり見受けられなかった。機関横断的な活動であることも影響したのかもしれないが、あるテーマについて意見を交わして議論をするという点ではまだ課題があるように思われる。実際には、訴訟手続の解釈や運用に関してはSPC所属のメンバーが「この規定はこのように解釈すべきである」「実務の運用はこうなっている」と述べて議論を打ち切ってしまうことがあり、WGメンバー間での見解の統一の必要性を過剰に意識していたようにも思われる。今後は、機関横断的な活動であってもWGメンバー間でより自由に活発な議論が展開されるような工夫が必要となろう。前記のメンバー選定に加えて、メンバーの特性や関係性を踏まえた議論のファシリテートが重要になってくるように思われる。

4 実務運用の表記

ベトナムでは、法律学に関する文献は少なく、法曹実務家が参照できるような訴訟手続に関する資料もあまりないのが実情のようである。そのような背景もあり、実務家の執務参考資料や各機関に付属する教育機関の教材として使用する目的に照らして、報告書にはできるだけ実務運用の具体例を記載するようにWGメンバーに求めてきた。当初は法律の条文の引用が大半であった内容も、作成作業が進むにつれて徐々に具体例の記載も増え、所期の目的は一定程度達成できたように思う。もっとも、前記のとおり、本邦研修やWG会議の中で議論し、その結果を報告書に盛り込むことにその場では合意しながらも、最終的には記載が見送られた事項もあった。

容易に改善できる問題ではないが、実務の運用を明らかにすることにより、その是非についても議論の対象となり、問題点があればその対応策としての法改正等の議論にもつながっていく。ベトナム側に対して必要に応じて実務上の取扱いを率直に表明していくよう働き掛けを行うことも、留意すべき事項であろう。

5 今後の展望

新規プロジェクトでは、今後カウンターパートごとに最優先テーマを選定し、テーマに応じたWGを設置して活動を実施していくことが予定されている。その際に重要となることは、継続した参加が期待でき、かつ実質的な議論を展開できるメンバーを集めることであろう。合わせて、日本側とコミュニケーションを取りつつ各種の準備作業や事務作業を担当するベトナム側の人材を確保することも必須である。また、先に述べたとおり各カウンターパートの職員は幹部であるか若手職員であるかを問わず平常業務で忙殺されていることが大半である。そのため、メンバーにとって無理なく実現可能な定期会合のペースを早期に把握すること、活動の終期を見据えた長期計画を活動開始前にメンバーと協議して策定することも肝要となろう。

日本側の体制に関しては、現地での翻訳体制を整えることが活動を効果的に進める上では不可欠と思われる。前プロジェクトでは2名の日越語スタッフを雇用していたが、WGの数や活動頻度、提供される資料の数によっては翻訳作業が追い付かなくなる可能性がある。スタッフの増員とともに、外部の翻訳委託先を複数確保しておくことが必要となろう。また、同様のテーマについて継続的に議論が展開されるというWG活動の性質上、翻訳や通訳はできる限り同じ人員が担当することが望ましい。これらの要請を踏まえて、日本側でも実施体制について事前に入念な検討が行われることが期待される。

植民地期カンボジアにおける法典編纂(3)

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

傘 谷 祐 之

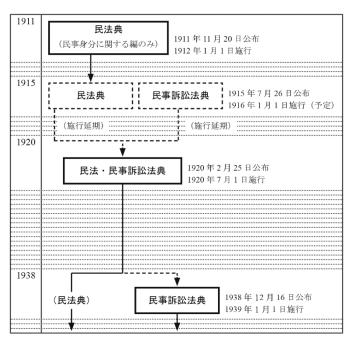
1. はじめに

本稿は、フランス植民地期のカンボジアで民事・刑事の主要な法典が編纂される過程を扱った連載の第3回目である。前稿(ICD NEWS 2020年9月号掲載)では、1900年代に行われた第一次法典編纂について述べた。第一次法典編纂では、フランス保護領政府とカンボジア王国政府は、中断を挟みながら10年間にわたって法典編纂に取り組み、1911年に民法典の一部(民事身分に関する編のみ)、刑法典、治罪法・司法組織法典という3つの法典を制定した。

続いて、1910年代には、第二次法典編纂が行われた。本稿では、この第二次法典編纂のうち、民事分野の法典編纂の過程を見ていきたい。

2. 第二次法典編纂(民事分野)

植民地期に編纂された諸法典のうち、民事分野の諸法典の変遷を図示すると、次のとおりである(図1を参照)。



(出典) 官報等を参考に筆者作成。

図1 民事分野の法典編纂(1910-1940年)

第二次法典編纂では、民法典の残る部分と民事訴訟法典の編纂が続けられた。フランス保護領政府とカンボジア王国政府は、1915年までに両法典を完成させ、一度は公布し、翌1916年から施行するものとした。しかし、その後に何度も施行を延期した末、結局、2つの法典を統合した上で、1920年に「民法・民事訴訟法典(Code civil

et de procédure civile)」という単一の法典として公布・施行した。この民法・民事訴訟 法典が、今日の法整備支援関係者の間で「旧民法」「1920年民法」等と呼ばれている ものである。

この第二次法典編纂の過程では、少なくとも4つの委員会が相次いで設置され、法典 の編纂にあたった。以下では、時系列に沿って検討する。

(1)民法典草案・民事訴訟法典草案の完成(1911~1915年)

1911年11月20日に公布された民法典は、民事身分に関する1編46か条のみの不完全なものであった。残る部分の起草作業を行うため、理事長官ウトレイは、同年11月30日理事長官令(法令番号不明)により、改めて委員会を設置した 1 。この委員会の名称は、同理事長官令には言及はないが、後の理事長官令では「民法典の作成を担当する委員会(la Commission chargé de l'élaboration du Code civil)」 2 等と呼ばれている。以下では、「民法典編纂委員会」という。

民法典編纂委員会の構成員は、次表のとおりである(表1を参照)。

| | | 氏名 | 職名等 |
|-----|-----|--|------------------|
| 1 | (O) | ベール・エドゥアール・ <u>トリコン</u> (ICON, Albert Edouard) * | [仏]プノンペン始審裁判所検事正 |
| (2) | • | ー・ガスパール・ <u>ベラン</u> LAN, Rémy Gaspard) * | ターカエウ理事官(?) |
| <2> | | ール・ルイ・エルネスト・ <u>マレスコット</u> LESCOT, Pierre Louis Ernest) * | 理事長官府第一局局長 |
| 3 | ミアニ | キアヴァン (Maghavan) | 王子 |
| 4 | ケー | (Keth) | 大臣会議書記官長 |
| 5 | オム | (Oum) | [カ]上級裁判所裁判官 |
| 6 | ムン | (Min) | [カ]上級裁判所裁判官 |

表1 民法典編纂委員会の委員(1911年)

◎は委員長を示す。 *はフランス人を示す。 (2)のベランは 1912 年 2 月に〈2〉のマレスコットと交代。 [仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1911年11月30日理事長官令および1912年2月24日理事長官令等を参考に筆者作成。

委員長には、第一次法典編纂の後半に活躍したフランス人植民地司法官僚トリコンが就任した。引き続きトリコンが編纂作業を牽引していくことが期待されていたように思われる。カンボジア側では、第一次法典編纂に引き続き、ミアキアヴァン王子やケートが委員となった。なお、前々稿・前稿でも触れたが、委員会設置の翌年である1912年に、ミアキアヴァンは新設された破毀院の長官に、ケートは法相補佐官に、

 $^{^1}$ BAC 1911, pp. 645-646. 翌 1 9 1 2 年 2 月 2 4 日理事長官令(法令番号不明)により、一部の委員の交代があった(BAC 1912, p. 158.)。

² 1912年7月5日理事長官令(法令番号不明)(BAC 1912, pp. 479-480)。

それぞれ就任する。

しかし、委員長トリコンは、その後に人事異動でカンボジアを離れることになった。そのため、委員会は改組を余儀なくされる。官報によれば、1912年7月5日理事長官令(法令番号不明)によって委員会が改組され 3 、後任の委員長には、サイゴンから赴任してきたアンリ・モルシェ (MORCHÉ, Henri) が就いた (表2を参照)。

職名等 氏名 アンリ・モルシェ [仏]プノンペン始審裁判所検事正 (MORCHÉ, Henri) * ルイ・ジュール・アンリ・ポワレ 理事長官府第二局局長 (POIRET, Louis Jules Henri) * ピエール・ルイ・エルネスト・マレスコット 3 理事長官府第一局局長 (MALESCOT, Pierre Louis Ernest) * 4 ミアキアヴァン (Maghavan) [カ]破毀院長官 5 ケート (Keth) 法相補佐官 [カ]控訴院第一部部長 ディ (Dy) 6 カン (Kânn) [カ]プノンペン始審裁判所長官 8 △ アントワーヌ・マウ (Antoine Mau) 大臣会議次席書記官 アドリアン・パンヌティエ 9 医師 (PANNETIER, Adrien) ミアス (Méas) 10 海相補佐官

表2 民法典編纂委員会の委員(1912年)

△は通訳・翻訳担当者を示す。 *はフランス人を示す。

---- (Oum)

---- (Sou)

13 △ カエウ・チア(?) (Chéa)

11

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

1~8 は 1912 年 7 月に任命、9~13 は同年 9 月に追加で任命。

(出典) 1912年7月5日理事長官令および同年9月3日理事長官令等を参考に筆者作成。

[力]控訴院裁判官

職名不詳 (称号"Préa Voréak Voha")

新しく委員長になったモルシェは、着任後しばらくして、委員の増員を理事長官に提案した。モルシェによれば、委員会は、私法を起草する都合上、カンボジアの「言語、習俗(mœurs)、慣習(coutumes)、そして国制(institutions)」について理解を深める必要があり、そのためには、カンボジア人委員からの聞き取りが重要であった 4 。理事長官は、このモルシェの提案に賛成し 5 、1912年9月3日理事長官令(法令番

³ ihid

⁴ 民法典に関する資料ファイル中の、モルシェから理事長官に宛てた1912年8月24日付けの手紙(番号判読不能)による(ANC RSC 30545 "Préparation du code civil cambodgien. Pièce de principe")。

⁵ 民法典に関する資料ファイル中の、理事長官からモルシェに宛てた1912年9月3日付けの手紙第1921号による(ANC RSC 30545)。

号不明)によって、新しい委員 4 人を追加で任命した 6 。新しく委員になった 4 人のうち、唯一のフランス人委員であるアドリアン・パンヌティエ(PANNETIER、Adrien)は、本業は医師であり、一見したところでは法典編纂との関係は見出しがたい。しかし、パンヌティエは、1920年代にはカンボジア語・フランス語の辞書を含むカンボジア語に関する著作を幾つか公刊しており、当時のフランス人植民地官僚の中ではカンボジア語に堪能であった人物と思われる。彼の場合は、おそらくカンボジア語の語学力が評価されて委員に選ばれたのであろう。その一方で、カンボジア人委員となった海相補佐官ミアス(Méas)は、年齢は当時まだ 50 歳代前半であり、ミアキアヴァン王子らと大差はないものの、その出自や経歴はフランスによる行政改革以前からの伝統的な官人の系譜に属する。海相補佐官に就任する以前の 1897 年から 1903 年まで上級裁判所の裁判官を務めたことがあり、また、青少年時代には約 10 年間にわたって僧籍にあり、寺院で学んだ経験がある 7。ミアスは、こうした経験から、他のカンボジア人たち、特に法相補佐官ケートをはじめとする通訳出身者たちには持ち得ない知見を提供できたのではないか、と思われる。

民法典編纂委員会は、翌1913年4月3日に民法典の草案を提出した⁸。その数日後、理事長官ウトレイは、同年4月9日理事長官令(法令番号不明)により、新しい委員会を設置した(表3を参照)⁹。同理事長官令は、この委員会の任務を、民法典編纂委員会が提出した民法典草案を再検討する(reviser[sic])ことだと規定する。以下では、「民法典草案検討委員会」という。

表3 民法典草案検討委員会の委員(1913年)

| 氏名 | 職名等 |
|---|------------|
| 1 アンリ・ベルナール・ <u>フォレ</u> (FAURE, Henri Bernard) * | 理事長官府第一局局長 |
| 2 マリー・フランソワ・ジョゼフ・ <u>ジュモ</u> (JUMEAU, Marie François Joseph) * | 理事長官府第二局局長 |
| 3 アレクシ・ルイ・チュン (Alexis Louis Chhun) | 法相 |

*はフランス人を示す。

(出典) 1913年4月9日理事長官令等を参考に筆者作成。

民法典草案検討委員会は、フランス人委員2人・カンボジア人委員1人のみで構成された。フランス人委員はともに植民地行政官僚であり、カンボジア人委員は当時の法相アレクシ・ルイ・チュン(Alexis Louis Chhun、前稿掲載の写真1・前列右端)

⁶ BA C 1912, pp. 698-699.

⁷ ミアスの経歴は、ミアスの個人ファイル中の勤務成績個人票による(ANCRSC 12964, "Dossier personnel de M. Meas, juge au tribunal supérieur, suppléant du ministre de marine.")。

⁸ 1913年4月9日理事長官令の前文による (BAC 1913, pp. 259-260.)。

⁹ ibid.

であった。チュンは、ケートらと同じくカンボジア語・フランス語の通訳出身者であるが、彼らとは異なり正規の教育を受けて通訳となったわけではない。フランスがカンボジアを保護領化した1863年に、チュンの父がフランス人植民地行政官僚の邸宅の建築に携わった縁で、当時は少年であったチュンもその建築現場に出入りし、フランス人との交流の中で次第にフランス語を覚え、やがて通訳になった¹⁰。カンボジア語・フランス語の通訳の中でも最初期の人物であり、民法典草案検討委員会の設置当時、既に60歳代であった。同じ通訳出身者でも、民法典編纂委員会の通訳・翻訳を担当した大臣会議次席書記官アントワーヌ・マウ(Antoine Mau)などとは、四半世紀ほどの年齢差があった。ちなみに、マウはチュンの娘婿である。しかし、チュンも、フランス人委員2人も、法律専門家とは言い難く、この民法典草案検討委員会がどのような観点から法典草案を検討したのか、疑問である。

民法典草案検討委員会は、1915年夏頃までに草案の検討を終えたらしい。カンボジア国王は、1915年7月26日王令第60号により、民法典を公布し、翌1916年1月1日より施行するとした 11 。

ところで、この1915年7月26日王令は、民法典だけではなく、民事訴訟法典をも合わせて公布するものであった。民事訴訟法典の起草過程については、不明な点が多い。民法典編纂委員会を設置する1911年の理事長官令や、民法典草案検討委員会を設置する1913年の理事長官令は、前述したように、それぞれの委員会の役割を「民法典」の作成や「民法典草案」の再検討としており、民事訴訟法典にはまったく触れていなかった。

しかし、少なくとも1913年に設置された民法典草案検討委員会は、民法典だけではなく民事訴訟法典をも合わせて検討したようである。というのは、1913年当時のカンボジア理事長官府の事務局長(Directeur des Bureaux)が民法典草案検討委員会の委員長であるアンリ・ベルナール・フォレ(FAURE, Henri Bernard)に送付した手紙に、「貴方(フォレ:筆者注)が主宰する委員会が作成した民法典草案と民事訴訟法典草案(les projets de Codes Civil et de Procédure Civile Cambodgiens)」という字句があるからである ¹²。また、1915年の大臣会議の議事録によれば、「カンボジアの諸法典を再検討する委員会(la Commission de révision des Codes cam-

¹⁰ アレクシ・ルイ・チュンの略歴については、傘谷「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴(2)」47-51頁、を参照のこと。

¹¹ BA C 1915, p. 408.

¹² 民法典に関する資料ファイル中の、理事長官府事務局長から民法典草案検討委員会委員長フォレに宛てた1913年12月30日付けの手紙第411号による(ANC RSC 30545)。なお、本文中で引用した部分を含む一文全体を訳出すると、「私(理事長官府事務局長:筆者注)は、貴方(フォレ:同)が主宰する委員会が作成した民法典草案と民事訴訟法典草案に対する所見を、検事総長殿の依頼で私に伝達する総督殿の手紙の写しを貴方に送付する光栄に浴します」となる。文中の「総督(Gouverneur Général)」はインドシナ総督を指し、「検事総長(Procureur Général)」はインドシナ総督を指し、「検事総長(Procureur Général)」はインドシナ連邦全体の司法行政の責任者である。この手紙以前に民法典・民事訴訟法典の草案をインドシナ総督府に送付して意見を求め、その回答がこの手紙とともにもたらされたのであろう。このように、植民地期のカンボジアにおける法典編纂は、インドシナ総督府の助言を求めながら行われたようである。

bodgiens)」なる委員会が民事訴訟法の草案を作成した、という¹³。この「カンボジアの諸法典を再検討する委員会」は、民法典草案検討委員会を指すと思われる。しかし、ここでいう「作成した(élaboré)」とは、おそらく、草案を起草したことを意味するのではなく、民法典の場合と同様に、他者が起草した草案を再検討したことを意味すると思われる。民事訴訟法典の起草者は、現時点で筆者が入手しえた資料からは、不明である。

(2)法典の施行延期と土地法制との調整 (1915~1920年)

カンボジア王国政府は、1915年に民法典と民事訴訟法典を公布した。しかし、その後、両法典の施行は4回にわたって延期された。後に民法・民事訴訟法典を公布する1920年2月25日王令第17号の前文によれば、1916年1月10日、1917年1月12日、1918年2月7日、そして1919年1月27日の各王令が法典の施行を延期した¹⁴。

両法典の施行が延期された理由は、1915年末の時点では、別の印刷物のためにカンボジア語の活字が大量に使用されており法典の印刷が始められないこと、印刷部門が紙不足に陥っていること、という物理的な問題の他、両法典と仏領インドシナ全体の新しい土地法制との間に齟齬があり、調整する必要が生じたこと、であった 15 。

これらの理由のうち、インドシナ全体の土地法制との齟齬は、その解決までに数年間を要した。その経緯は、次のとおりである。フランス人植民地官僚オーギュスト・ブディヨン(BOUDILLON、Auguste)は、1915年に、カンボジアを含むインドシナ各邦の土地法制に関する報告書をフランス本国で出版した ¹⁶。フランス本国の植民地省は、おそらくはこのブディヨンの報告書を参照しつつ、新たにインドシナの土地法制を立案した。その後、1915年後半に、植民地省およびインドシナ総督府からカンボジアのフランス保護領政府に対して土地法制に関する指示が出された。しかし、カンボジアでは、この指示への対応が遅れたようであり、民法典と土地法制との調整が試みられたのは1918年になってからのことであった。

フランス保護領政府は、1918年7月17日理事長官令第774号によって3つ目の委員会を設置した¹⁷。この委員会の目的は、カンボジアでの土地法制を創設するために、カンボジアの新しい民法典をブディヨンが推奨する諸規定と一致させること、

¹³ 1915年5月20日に開催された大臣会議の第206回会議における理事長官フランソワ・マリウス・ボードワン (BAUDOIN, François Marius) の発言による (ANC RSC 32317 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 195 à 234 [16/01/1915-30/12/1915]")。

¹⁴ BA C 1920, pp. 87-88.

¹⁵ 1915年12月30日に開催された大臣会議の第234回会議における理事長官ボードワンの発言による (ANC RSC 32317)。

¹⁶ この点については、Béatrice Jaluzot (金子由芳訳)「アジアにおけるフランス植民地の民事法」金子由芳『アジアの市場経済化と民事法:法体系の模索と法整備支援の課題』(神戸大学出版会,2019年)114-115頁,も参照のこと。

¹⁷ BA C 1918, p. 373.

であった。以下では、この委員会を「民法典・土地法制調整委員会」という。

民法典・土地法制調整委員会は、その目的のために、カンボジア理事長官府の地籍部(Service du Cadastre)の部長や、インドシナ総督府の土地登記・印紙局(Service de l' Enregistrement des Domaines et du Timbre)のカンボジア事務所長など、土地法制関係者をも構成員としている(表 4 を参照)。カンボジア側では、これまで法典編纂に協力してきたミアキアヴァン王子は 1 9 1 4年に既に死去していたが、ミアキアヴァンの後任として破毀院の長官を代行していたケートや、後に法相となるカエウ・チア(Kéo Chéa)らが委員を務めた 18 。

氏名 職名等 フランソワ・アンドレ [仏]プノンペン始審裁判所検事正 (ANDRE, François) * ルイ・ジュール・アンリ・ポワレ コムポンチュナン理事官 (POIRET, Louis Jules Henri) * ジュール・エミール・ボルネ 3 理事長官府地籍部長 (BORNET, Jules Emile) * ギョーム・ポール・ルイ・<u>カメ</u> インドシナ土地登記・印紙局プノン ペン事務所長 (CAMÉ, Guillaume Paul Louis) マリー・フランソワ・ジョゼフ・<u>ジュモ</u> 理事長官府第二局局長 (JUMEAU, Marie François Joseph) エミール・アドリアン・ガストン・デザンリス 司法省駐在代表 (DESENLIS, Emile Adrien Gaston) * 7 ケート (Keth) [カ]破毀院長官代行 カエウ・チア (Kéo Chéa) 内相補佐官代行

表 4 民法典・土地法制調整委員会の委員(1918年)

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1918年7月17日理事長官令等を参考に筆者作成。

民法典・土地法制調整委員会の委員長は、途中でフランソワ・アンドレ(ANDRE, François)からモーリス・テオフィル・アベール(HABERT, Maurice Théophile)に交代したらしい 19 。しかし、筆者は当該人事を命じる理事長官令を未見であり、その時期は不明である 20 。アベールは、後にカンボジア王国政府の法律顧問(Conseiller juriste)となり、第二次法典編纂の後半に、特に刑事分野の法典を編纂する際に活躍した人物である。

[◎]は委員長を示す。 *はフランス人を示す。

¹⁸ カエウ・チアの略歴については、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴 (3・完)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第4号(2018年)30-32頁、を参照のこと。

^{19 1920}年2月19日に開催された大臣会議の第369回会議の議事録による(ANC RSC 32322、"Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 365 à 402 [08/01/1920-30/12/1920]".)。

²⁰ ある資料によれば、1919年1月29日理事長官令が民法典・土地法制調整委員会を改組した、というので、その際のことか(NICOLAS, L. P., Le Cambodge, dans Indochine française, Section d'Administration Générale, Direction de l'Administration de la Justice, *La Justice en Indochine : Organisation général :La Justice indigène*, Hanoi : Imprimerie d'Extrême-Orient, 1931, p. 148)。

なお, 1915年の時点では、民法典と民事訴訟法典とは別個の法典として準備されていたが、民法典・土地法制調整委員会の作業の過程で両者は統合され、民法・民事訴訟法典という単一の法典となった²¹。その理由は、定かではない。

(3)1920年民法・民事訴訟法典の公布・施行

カンボジア国王は、前述の1920年2月25日王令により、この民法・民事訴訟法典を公布し、同年7月1日から施行するものとした 22 。同法典は、全4部 (livre) 1738か条であり、法典の冒頭に置かれた「法律とその効果 (des lois et de leurs effets)」と題する編(第 $1\sim1$ 9条)の後、第1部「人 (des personnes)」(第20~626条)、第2部「財産 (des bien)」(第627~788条)、第3部「債務 (des obligations)」(第789~1365条)、そして第4部「訴権及び訴訟手続 (des actions et de la procédure)」(第1366条~1738条)で構成される。第1部から第3部までが民法に相当し 23 、第4部が民事訴訟法に相当する。

この民法・民事訴訟法典について、1930年代初頭にカンボジアの法律顧問を務めたラウル・ルイ・ピエール・ニコラ(NICOLAS, Raoul Louis Pierre)は、1931年に公刊された論文の中で、アベールによる「報告(le rapport de présentation)」を長文で引用している 24 。それによれば、アベールら民法・民事訴訟法典の編纂者たちは、法典を編纂するに際して、19世紀後半のフランス人植民地行政官僚エイモニエやルクレールらのカンボジア法に関する著作を参照した他、カンボジア人の高官たちから提供された知見を参考にした、という。高官たちのうち、その名前が言及されているのは、1920年当時の法相チュン、破毀院長官代行ケート、法相補佐官ヒン・パエン、内相補佐官代行カエウ・チアらである。その結果、民法・民事訴訟法典の構成は、フランス本国の民法典をその範としつつも、カンボジアの事情を斟酌して幾許かの変更が加えられた。たとえば、相続に関する条文は、フランス民法典では第3部「所有権取得の種々の方法(des différentes manières dont on acquiert la propriété)」に置かれていたが、カンボジアの民法・民事訴訟法典では第1部「人」に置かれていた。

この民法・民事訴訟法典について、カンボジア国立文書館は、同法典のフランス語版を収録した冊子を所蔵している 25 。この冊子の表紙には「1920年」と記載があり、

²¹ 脚注19に同じ。

²² 脚注14に同じ。

²³ 民法・民事訴訟法典のうち民法に相当する第1部から第3部までのより詳細な目次は、リム・スレイスロッ「カンボジアにおける不動産法制度の発展と課題:現地調査と具体的事案を踏まえて」『早稲田法学会誌』第70巻1号(2019年)96頁、を参照のこと。

²⁴ NICOLAS, op. cit., pp. 148-152.

²⁵ Anonymous [Royaume du Cambodge?], Code civil et de Procédure Civile cambodgiens: d'après les travaux des Commissions instituées par Arrêtés des 5 Juillet et 3 Septembre 1912, 9 Avril 1913, 19 Juillet 1918 et 29 Janvier 1919., Phnom-Penh: Imprimerie du Protectorat, 1920. なお,この冊子の表題には「1918年7月19日(19 Juillet 1918)」の「命令(Arrêtés)」により委員会が設置されたとあるが,この「委員会」は民法典・土地法制調整委員会を指すと思われるところ,官報によれば,民法典・土地法制調整委員会の設置は1918年7月1「7」日理事長官令によるので,この冊子の誤記と思われる。

同法典の公布・施行に相前後して印刷・出版されたものと思われる。

同法典のカンボジア語版も、フランス語版とほぼ同時に印刷・出版されたと推測さ れる。というのは、同法典の公布前に、同法典をカンボジア語に翻訳するための委員 会が設置されているからである (表5を参照)。

表 5 民法・民事訴訟法典翻訳委員会の委員(1919年)

| | | 氏名 | 職名等 |
|---|------------|--|---------------|
| 1 | 0 | ケート (Keth) | [力]破毀院長官代行 |
| 2 | \Diamond | ヒン・パエン (Hing Penn) | 法相補佐官 |
| 3 | \Diamond | アントワーヌ・マウ (Antoine Mau) | 海相補佐官 |
| 4 | \Diamond | カエウ・チア (Kéo Chéa) | 内相補佐官代行 |
| 5 | \Diamond | トン・チョイ (Ton Tiay) | 理事長官府第二局書記官 |
| 6 | \Diamond | (Nam Sien) | 理事長官府官房書記官 |
| 7 | * | エミール・アドリアン・ガストン・ <u>デザンリス</u> (DESENLIS, Emile Adrien Gaston) * | 司法省駐在代表 |
| 8 | ♦ | ロランド・テオドール・エミール・ <u>メイエ</u> (MEYER, Rolland Théodore Emile) * | 理事長官府第二局職員(?) |

◎は委員長を、◇は正構成員を、◆は補助構成員を示す。 *はフランス人を示す。

[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1919年4月14日理事長官令等を参考に筆者作成。

この委員会を設置する1919年4月19日理事長官令(法令番号不明)によれば、 この委員会は、フランス語で起草された民法・民事訴訟法典をカンボジア語に翻訳す ることを任務とする²⁶。以下では、「民法・民事訴訟法典翻訳委員会」という。

民法・民事訴訟法典翻訳委員会は、本稿で紹介した他の3つの委員会とは異なり、 カンボジア人委員を中心にして構成された。委員長を務めるのは破毀院長官代行ケー トであり、委員には、法相補佐官ヒン・パエン、海相補佐官アントワーヌ・マウ、内 相補佐官代行力エウ・チアらが就いた。彼らのうち、カエウ・チアは、1927年か ら1933年まで法相を務め、次いで、ヒン・パエンが、1933年から1942年 まで法相を務めることになる。彼らは、いずれもカンボジア語・フランス語の通訳出 身者であり、第一次・第二次法典編纂に、当初は通訳・翻訳担当者として、後に委員 として関与した。このように、通訳出身者が、法典編纂に関わる中で次第に地位を高め、 やがて行政・司法上の要職に就く、というのが植民地期カンボジアの特徴であった。

この民法・民事訴訟法典翻訳委員会の作業により、同法典の公布の時点で、同法典 のフランス語版だけではなくカンボジア語版も準備されていたと思われる。しかし. 同法典のカンボジア語版は、カンボジア国立文書館にも所蔵されておらず、筆者は未 見である。

²⁶ BA C 1919, pp. 206-207.

3. 小活

本稿では、1910年代に取り組まれた第二次法典編纂のうち、民事分野の法典編纂の過程を検討した。この第二次法典編纂と、1900年代の第一次法典編纂とが異なる点として、次の2点を指摘することができる。第1に、法典編纂に関わる委員会の構成員である。第一次法典編纂では、その終盤の一時期を除いて、各委員会ではカンボジア人委員が多数を占めた。その出自も王族や仏教界の代表者などを含む多様なものであって、中にはフランス語を解さない者もいた。そのためにカンボジア語・フランス語の通訳・翻訳担当者が置かれ、双方の言語を用いて議論がなされたと思われる。しかし、第二次法典編纂では、民法・民事訴訟法典翻訳委員会以外の各委員会でフランス人委員が多数を占めた。カンボジア人委員についても、そのほとんどはカンボジア語・フランス語の通訳出身者であり、通訳・翻訳担当者を置かずとも委員自身がフランス語のみで議論することが可能であった。

第2に、法典の草案を確定案とする際の手続きである。第一次法典編纂では、法典の草案を確定する前の段階でカンボジア語訳を作成し、カンボジア人のみで構成される会議で草案を検討し、その上で確定案とした。この手続きは、やや形式的ではあるものの、カンボジア側に政治的に配慮したものと思われる。それに対して、第二次法典編纂では、フランス語による議論を経て草案がほぼ確定した後になってカンボジア語への翻訳が試みられたように見える。

これらの点から、2つの時期で編纂の方針が異なることが推察できよう。しかし、この点については、次稿において、第二次法典編纂における刑事分野での法典編纂についても検討した後に、改めて触れることにしたい。

文献略語

ANC Archives National du Cambodge

BAC Bulletin administratif du Cambodge

RSC Résident Supérieur au Cambodge

カンボジアにおける弁護士の育成及び弁護士制度の課題 --パート2法曹レベル--

カンボジア王立法律経済大学 非常勤 CHEA Seavmey (チア・シュウマイ)

| はじめに | 31 |
|--|-----|
| カンボジアの弁護士史 | 32 |
| 第1章 弁護士法の概要 | 33 |
| 1. 弁護士会 (BAKC) | 33 |
| 2. 弁護士養成センター (LTC) | 34 |
| 3. 弁護士 | 35 |
| 第2章 各弁護士会会長と弁護士会の変化 | 36 |
| 1. 歴代会長時代の主な成果 | 36 |
| a. Say Bory 会長(1995年~1997年) | 36 |
| b. Ang Engthong 会長(1998年~2002年10月) | |
| c. Ky Tech 会長 (2002年11月~2008年10月) | |
| d. Chiv Songhak 会長(2008年11月~2012年10月) | |
| e. Bun Honn 会長(2012年11月~2016年10月) | |
| f. Suon Visal 会長(2016年11月~2020年10月) | |
| g. Ly Chantola 会長(2020年11月~2022年10月予定) | |
| 2. 弁護士会の問題点 | 44 |
| 第3章 資格取得及び育成制度に関する問題 | 44 |
| 1. 試験制による弁護士 | 44 |
| 2. 無試験制による弁護士 | 46 |
| 3. 改善点 | 47 |
| 第4章 弁護士制度に関する諸問題 | 48 |
| 1. 弁護士の独立の問題 | 48 |
| 2. 弁護士の適格性の問題 | 50 |
| 3. 外国人弁護士の問題 | 50 |
| 公土フト | 5.1 |

はじめに

本稿はICD NEWS第85号の続きを執筆するものである。第85号のテーマは「カンボジアにおける法学教育の課題ーパート1大学レベル」であったが、本号では、「カンボジアにおける弁護士の育成及び弁護士制度の課題ーパート2法曹レベル」というテーマで執筆する。全体の狙いは、現在のカンボジアにおける法学教育と法曹のあり方を理解することである。本稿が、今後、カンボジアの司法改革と法整備支援を実施する国の参考情報になれば幸いである。本稿は、執筆のために、現場の生の情報を提供してくださった弁護士の皆様の力がなければ、完成できなかったものであり、協力いただいた方々に深く感謝申し上げる。

カンボジアは現行の司法制度への信頼が著しく低いというのがもっぱらの評判である。また、司法制度を支える法曹のあり方に関して、質量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹を確保することも依然としてできていない。本稿は、法曹の中でも、弁護士を中心に執筆するが、裁判官に関する育成とそのあり方に関しては、別の機会に述べたい。

これまで弁護士の話題に関しては、メディアで様々なことが取り挙げられてきた。

- ① 2013年に弁護士試験は不公平であるというニュースがあった¹。1名の受験者が 試験問題が事前に漏れた疑いと面接試験があるべきではないことを主張した。
- ② 2019年に設立された「サムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体」が司法 に影響があるのか話題になった²。
- ③ 2020年に弁護士の修習生1名がクライアントの土地を購入する代金を自分のために使った事件が弁護士倫理の問題として大きなニュースになった³。
- ④ 2020年に地方裁判所長から弁護士会会長に対して、弁護士の実務をしながら、地方行政取締委員会の委員をすることは、弁護士法上の適格性が問題にならないか、との確認レターが送られた⁴。これに対する弁護士会の回答は、法律上、地方行政取締委員会との兼職禁止について明文化されていないため弁護士の適格性に問題はないとのことであった⁵。

その他、判決が公開されていないことが弁護士の能力を伸ばすことを阻害しており、養成に関する問題が指摘されている⁶。

本稿は、弁護士の育成と弁護士制度を巡る問題について、具体的にどのような問題を抱

¹ https://www.rfi.fr/km/Un-candidat-aux-concours-de-droit-veut-un-concours-d-entree-non-corrompu を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

² https://www.rfi.fr/km/ កម្មវិធីផ្សេងទៀត/ព្រឹត្តិការណ៍-កម្ពុជា- ប្រចាំថ្ងៃ/20201126-កម្ពុជា- សង្គម-ច្បាប់-មេពាវីស្ម័គ្រចិត្ត を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

³ https://www.cen.com.kh/archives/265198.html/ を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

⁴ សូមមើល លិខិតលេខ១១១២(កិច្ចប្រញាប់) ចុះថ្ងៃទី២៨ ខែតុលា ឆ្នាំ២០២០ របស់សាលាដំបូងខេត្តកំពង់ធំ។ 2020年10月28日Kompongthom地方裁判第1112号レター参照。

⁵ សូមមើលលិខិតលេខ២៥៣៥/ឥម២០ចុះថ្ងៃទី១១ខែធ្នូ ឆ្នាំ២០២០របស់ឥណៈមេជាវី ករណីសុំបញ្ជាក់អំពីវិសមិតភាពក្នុងការ បំពេញតុនាទីជាសមាជិកក្រមប្រឹក្សាខេត្តនិងការបំពេញតុនាទីមេធាវី។2020年12月11日弁護士会第2535/KM/20号,弁護士 会会長からKompongthom地方裁判所長へのレダー参照。

⁶ https://m.phnompenhpost.com/opinion/importance-publicity-judicial-process-and-publication-judicial-decisions?fbcl id=IwAR2vLdGea89RoObgxNs1DtseQKd5StfcBYozjnIovFLFfbSyoFhxxES8aLkを参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

えているのか、また、その原因も分析し、各問題に対する改善策を今後の課題として提案 したい。

本稿では、カンボジアにおける弁護士法制度の概要(第1章)、各弁護士会会長と弁護士会の変化(第2章)、育成制度に関する問題(第3章)、弁護士制度に関する問題(第4章)について述べる。

カンボジアの弁護士史

本題に入る前に、簡単にカンボジアの弁護士の歴史について述べておきたい。カンボジアにおける弁護士という概念は、フランス植民地時代、フランスの制度の影響を受けていた。1932年3月王令第32号によって、弁護人(いず、スマー・カディ)というクメール語が使われており7、当時、司法省で登録している弁護士のみ、法的な弁護士になれた(同令第3条)。バンタボン州にある当時の弁護士の家は、観光地として知られている。

周知のように、カンボジアは独立後にも内戦が続き、制度が復活したが発展しなかったり、ポルポト時代に弁護士制度が破壊されたりしたので、ゼロからの創設が大変であった。内戦終結後、対立していた4つの政党による内戦の終結覚書として、1991年10月23日に「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定」が締結され 8 、同条約第3条に基づき、カンボジア国立上級委員会(Senior National Committee、 $[^{\hat{n}}_{1}$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{2}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{2}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{2}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{2}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{2}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ \hat{n} $[^{\hat{n}}_{1}]$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}]}$ $[^{\hat{n}}]$ $[^{\hat{n}]}$ $[^{\hat$

この規制緩和は、政府に対する批判的な表現を発信した「政治犯(Political Prisoner, អក្សាស្វានយោជ្ជាយ)」を裁くために必要であったものである。

その後、1995年6月15日に弁護士約款に関する法(以下、「弁護士法」と略す

⁷ 弁護士の歴史についての紹介には、ក្លុយនាម、 ដំណើរការក្តីនៅក្នុងតុលាការកម្ពុជា、 ឆ្នាំ១៩៩៨、 អង្គការមូលនិធី អាស៊ី 【Koy Neam、 Introduction to the Cambodian Judicial Process、 1998、 The Asia Foundation】、 ប៊ុនិ៍ហុន、 វិជ្ជាជីវ:មេធាវីនៅក្នុងសង្គមកម្ពុជា、 ឆ្នាំ២០១៦ 【Bun Honn、 Lawyer Profession in Cambodia Society、 2016】がある。

 $^{^8}$ កិច្ចព្រមព្រៀងស្ដីពីដំណោះស្រាយនយោបាយរួមមួយនៃជំលោះកម្ពុជាថ្ងៃទី២៣តុលា១៩៩១, 「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定 1991年10月23日」を参照。

⁹ クメール語では,បទបញ្ជត្តិស្តីពីប្រព័ន្ធតុលាការច្បាប់ព្រហ្មទណ្ឌនិងនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌសំរាប់អនុវត្តនៅក្នុងប្រទេសកម្ពុជាក្នុង សម័យអន្តរកាលである。英語では,Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia During the Transitional Period である。

る)が制定され、同法により、現在の弁護士の制度が定着した。なお、同法第9章暫定規則は、1997年12月31日まで有効とされ(同法第89条)、例えば、弁護士評議会ができるまでの暫定期間においては、司法省が、弁護士試験及び弁護士修習に関するカリキュラムを省令によって決定することとされていた(同法第82条)。

以上のように、カンボジアの弁護士史をまとめた。

現在のカンボジアの法曹制度の基本構造は、狭義の法曹として司法官(裁判官、検察官、執行官などの国家公務員)と弁護士の二元制を前提に、広義の法曹としてその他に公証人、執行人等の裁判所に所属する者や企業法律家など極めて多様な法律家が存在する。司法官と弁護士は、大学卒業後の試験及び研修等、全面的に養成課程が分離されている。また、カンボジアの弁護士制度は、フランスの制度と類似しているが、その最大の特徴として、弁護士自治の強さを指摘することができる。

第1章 弁護士法の概要

この章では、カンボジアにおける弁護士制度の概要を理解するため、弁護士法の弁護士 会、弁護士養成センター及び弁護士の規定について述べる。

1. 弁護士会 (BAKC)

弁護士会(Bar Association of the Kingdom of Cambodia, BAKC)¹⁰は、弁護士の強制登録加入・懲戒等をはじめ、弁護士全体の自治権行使の中心となる監督機関である¹¹。また、司法省に対し活動と予算報告をする義務を有する¹²。弁護士会の運営の中心機関は、1名の会長及び33名の評議員から構成される評議会である¹³。

弁護士会会長は、弁護士を代表し、総会や評議会の議長となるほか、弁護士と顧客と

¹⁰ カンボジアの弁護士の概要に関して、英語で紹介する文献がある。Bar Association of the Kingdom of Cambodia, Legal Profession in Cambodia, 2005. また、カンボジアの弁護士に関する問題と倫理を紹介する文献には、 いまず いいました。 いまず いっぱい いまず いっぱい います (Ly Tayseng, Attorney at Law and Ethic, 2009) がある。

¹¹ 弁護士法第13条は、「弁護士会は、政党、宗教団体その他の団体に従属してはならない。すべてのイデオロギー的、宗教的又は政治的な表現は、禁止される。弁護士会は、自己金融型の団体であるが、利益を生む活動を行うことができない。」と規定する。

¹² 同法第26条は、「弁護士評議会は、司法大臣に対して毎年弁護士会の運営活動についての詳細な報告書を提出して審査を受け、かつ、当該報告書を公表するものとする。弁護士評議会は、司法省からの要請があった場合、司法大臣に対して弁護士評議会の財務状況その他の情報について述べた文書を提供するものとする。」と規定する。

¹³ 同法第10条は、「弁護士評議会の構成員数は、次のとおりとする。

[・]弁護士会の会員数が30名以下の場合、5名

[・]弁護士会の会員数が31名以上50名以下の場合,9名

[・]弁護士会の会員数が51名以上200名以下の場合,13名

[・]弁護士会の会員数が201名以上500名以下の場合、19名

[・]弁護士会の会員数が501名以上1,000名以下の場合,27名

[・]弁護士会の会員数が1,001名以上の場合,33名。」と規定する。

の間の紛争や弁護士同士の紛争の調停人・仲裁人としての任務をも負う¹⁴。弁護士会会長は、総会で選挙により選出され、任期は2年である(弁護士法第9条)。

弁護士評議会の構成員は、弁護士会に所属する全登録弁護士によって構成される総会で選挙により選出され、任期は3年である(同法第14条、11条)。弁護士評議会の任務は、弁護士の入会審査、懲戒処分、規則制定、会員事務所の会計審査、事務所の設置認可、従業員弁護士の従業員契約の審査等広範囲にわたる15。

2. 弁護士養成センター(LTC)

弁護士養成制度の中核を担っているのが弁護士養成センター(Lawyer Training Center, LTC)である。LTCは、1995年にアメリカの支援で設立された。1997年の武力衝突によってアメリカの支援が打ち切られてからは、開講できないままであったが、日本の支援により、2002年に再開された 16 。

LTCは、高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院の一つとして位置づけられている。LTCの研修は、12ヶ月である。

なお、LTCでの研修を終えた後には、実務研修がある。実務研修は、研修主任弁護士の監督下で行われる¹⁷。研修生は、研修主任弁護士の業務全般に関与できるが、その者に代わって業務を行うことはできない。クライアントとの面会への立会い、弁論への出席、文書起案などのほか、弁護士会主催の法律相談にも参加する。

- ・弁護士会の長
- ・弁護士会の総会及び弁護士評議会における議長
- ・法曹及びすべての構成員の利益の保証人
- ・ある弁護士と別の弁護士との間又は弁護士と依頼者との間の紛争における和解人,又は必要な場合には,両当事者からの要請に応じて,仲裁人
- ・第三者又は官公庁に対する法曹の代表者
- ・弁護士評議会の承諾を得た上で、弁護士会に関係する訴訟における弁護士会の代理人

弁護士評議会の投票において、会長の投票は、特別の重みをもつことはない。」と規定する。

- 15 同法第19条は、「弁護士評議会は、法曹の行動に関するすべての問題を調査及び解決するものとする。弁護士評議会は、弁護士の義務の履行及び権利の保護を確保するものとする。弁護士評議会は、とりわけ次に掲げる機能を有する。
 - ・内規及び倫理規範を策定する。
 - ・修習に向けた氏名の列挙及び弁護士名簿への登録についての決定を行う。
 - ・弁護士により提出された承認要請についての決定を行う。
 - ・弁護士が調査を受けるために提出する義務を負う契約書その他の文書を調査し、かつ、当該契約書及 び文書について指導的意見を提示する。
 - ・弁護士による簿記の正確性を確認する。
 - ・弁護士会の全体的な構成及び運営を確保する。
 - ・規律の遵守及び懲戒処分の執行を確保する。
 - ・弁護士会の財産及び予算を管理運用し、かつ、個々の弁護士が支払うべき会費の額及び法曹のための 一般的な保険料の支払額を定める。
 - ・弁護士基金の資金を管理する。
 - ・主に官公庁からの招へいがあった場合に、正義の分野のほか、刑事弁護分野における弁護士の権利に関係する様々な問題について、意見を表明する。」と規定する。
- 16 独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」―途上国とともに歩む法整備支援』 (2018年)P.124
- 17 弁護士法第36条。

¹⁴ 同法第27条は、「弁護士会の会長は、次に掲げる義務及び責任を有する。

3. 弁護士

弁護士法第1条によれば、弁護士は、正義のために尽くす独立的かつ自主的な職業である¹⁸。しかし、「正義」、「独立」、「自主的」という用語に関する定義がないため、どの側面で独立しているのか不明である¹⁹。

カンボジアの弁護士は、弁護士会への登録が強制される(同法第4条)。弁護士会に登録している弁護士はカンボジア全土で弁護士業務を行い得る。

弁護士倫理については、弁護士法に規定が置かれているほか、弁護士会の倫理規則で 細かな定めが設けられている。弁護士は、職業上の秘密を守る義務を有する(同法第4 8条)。

弁護士の役割については、大きく裁判上の任務(同法第2条)と裁判外の任務とに分かれる(同法第3条)。前者の役割が中心であるが、近時、徐々に後者の役割が意義を拡大しつつある。

裁判上の任務における訴訟上の役割は、大きく訴訟代理と訴訟援助とに分かれる。訴訟代理又は裁判上の代理は、原則として弁護士でなければならないとされる(民事訴訟法第53条)。裁判外の任務は、法律問題についての助言・相談の任務である。その領域は広く、契約書の作成、会社約款の作成、法的交渉への関与等もこれに含まれる。業務のビジネス化及び国際化の進展は著しいものであり、弁護士事務所でも競争が繰り広げられている。

弁護士の活動については、主に、(A)個人事務所(Individual)、(B)共同事務所 (Group) 20 、(C)弁護士法人(Law Firm) 21 の 3 つの形態がある(同法第 4 6 条)。この 3 形態の場合は、弁護士登録の他に弁護士会に弁護士事務所を登録する必要がある。BAKCのホームページ 22 によれば、2 0 1 7 年までに個人事務所が 3 1 5 箇所、共同事務所が 1 0 6 箇所、弁護士法人が 2 2 法人とされている。また、3 形態の他に、弁護士間の提携によるアソシエイト(Associate)も存在している。アソシエイトは、協力者弁護士タイプ(個人事件を受託できる) 23 と従業者弁護士タイプ(事務所の事件のみを扱いうる) 24 とに区別される。

弁護士の報酬については、訴訟代理の部分に関する基準報酬表がなく、訴訟援助や訴

¹⁸ 同法第1条は、「法曹は、正義のために尽くす独立的かつ自主的な職業であり、かつ、弁護士会の枠組みの中に限り、これを追求することができる。」と規定している。また、同法第4条は、「弁護士会の会員である弁護士を除き、いかなる者も、報酬を得る目的で、弁護士業を行うことができず、かつ、法律相談を受けること及び法律文書を作成することもできない。ただし、当該法律相談又は文書の作成が、その者の職業に付随する業務である場合、又は法律が認める役割である場合は、この限りでない」と規定している。

[្]ទេ មេពាវី លី តែសេង, មេពាវី និងសីលធម្មិ ឆ្នាំ២០០៩ទំព័រ៧៦ [Ly Tayseng, Attorney at Law and Ethic, 2009, Page 76] が取り上げている。

²⁰ 2人以上の弁護士が連携して設置する事務所で,商業省へ登録していないもの。団体の構成員となる弁護士がそれぞれ責任を負う。

²¹ 商業省に法人として登録をしたもの。

²² https://www.bakc.org.kh/index.php/km/2020-02-02-04-06-43 参照可能。【最終アクセス日:2021年1月8日】

²³ 弁護士法第52条参照。

²⁴ 弁護士法第51条参照。

訟外の相談・助言・文書作成等も自由報酬制であり(同法第68条),①弁護士間の所得格差が増大していることと②弁護士の納税申告に関することが現在,大きな問題となっている。現在,(C)の形態,つまり,弁護士法人のみが納税申告しているが,(A)と(B)の形態は納税申告しておらず,このことに対して,2017年に税総局から批判があった25が,2021年現在改善は見られないままである。

弁護士の兼業については、相当厳格に制限されており、国家公務員の仕事と全ての商行為への関与が排除されるほか、他の職業との兼務は一切認められない(同法第53条)。その例外としては、非常勤の裁判官、仲裁人、調停人等がある²⁶。また、弁護士も大学の非常勤講師としてたくさん貢献している(ICD NEWS 85号参照)。

適切な裁判を実現するためには、質の高い法曹を養成しなければならない。国民の権利を保護し、国民と司法をつなぐ重要な役割を担う弁護士が、現在大幅に増員される見通しであるが、これまでの育成制度と弁護士制度のあり方を質的に根本的に改善する動きは見受けられない。

弁護士会創設後,現在まで25年の歴史を振り返ってみたとき,弁護士会としての役割を十分に果たしてきたかについて様々な疑問がある。次の章では,弁護士の育成制度に関する問題及び弁護士制度に関する問題について順に取り上げて詳細に述べる。

第2章 各弁護士会会長と弁護士会の変化

- 1. 歴代会長時代の主な成果
 - a. Say Bory会長(1995年~1997年)

カンボジア王国弁護士会の設置に関して、2020年10月27日に、弁護士会初の会長であるSay Bory弁護士にインタビューした。同弁護士は、1995年10月16日に弁護士(登録番号1)になった者である。フランスに留学し、1979年に博士号を取得し、フランス国籍も取得した後に帰国して、カンボジアの大学の非常勤講師としても活躍し、数多くの行政図書を執筆してカンボジアで行政分野における有名な学者として認められた。弁護士会会長になる前は、国民議員議会と上院関係省の大臣として活躍した。現在も実務をする弁護士27として登録している。

²⁵ 2017年8月4日に弁護士会と税務署により、弁護士の納税義務について共同セミナーが実施された。同セミナーで、税務署の副総局長は、セミナーに出席した弁護士に対して、弁護士が税を払わないことに言及し、弁護士がそれに対抗したという有名な事件である。 http://nokorwatnews.com/archives/213027 (最終アクセス日:2021年1年8日)

²⁶ 弁護士法第3条第2項参照。現在,カンボジア労働仲裁委員会と商事仲裁委員会では,数多くの弁護士が活躍している。

²⁷ カンボジアでは、例えば、弁護士資格を有する者が、公務員や裁判官等となり、弁護士活動を停止したい場合、「実務をしない弁護士」として弁護士会に登録する制度がある。公務員や裁判官をやめた時には、「実務をする弁護士」(正規の弁護士)として登録し、弁護士実務を行うことができる。BAKCのホームページによれば、2020年までBAKCに登録している弁護士は、2,315名いる。その中で、正規の弁護士は1,745名(うち女性の弁護士は、403名)、修習生の弁護士は402名(うち女性は、137名)、実務をしない弁護士は115名(うち女性は、17名)である。

インタビューした情報をまとめると、初期のカンボジア弁護士会は、1993年頃からフランス政府の支援を受けていた。当時、フランス政府は、医療(Calmet Hospital, Pastuer Institute)、教育(王立法律経済大学)をはじめ、幅広い分野の支援を行っており、その中に、弁護士会の創設支援もあった。支援の内容は、弁護士法の起草、ゼロから弁護士会を形にするまでの事務作業などであった。

弁護士会の設立後は、アメリカからの金銭援助(およそ10万ドル)もあった。 それゆえ、現在に至るまでカンボジア弁護士の印鑑には、3つの言語(フランス 語、英語、クメール語)が記載されている。



【弁護士の印鑑】

しかし、1997年7月5日及び6日に、プノンペンで武力衝突があったため、 カンボジアは再び混乱状態に置かれ、これによって弁護士会への支援も止まり、弁 護士会の活動も一時停止されることとなった。

以上のように、Say Bory弁護士は、最初の会長としてフランスとアメリカの支援の下で弁護士会の組織をスタートしたのである。

b. Ang Engthong会長(1998年~2002年10月)

Ang Engthong弁護士は、1995年10月16日に弁護士(登録番号9)になり、1998年から2002年まで弁護士会会長を務めた。同弁護士は、かつてNGOの弁護士だったため、会長時代、当該NGOからの支援があった。現在は、実務をする弁護士として登録しており、労働仲裁委員会(Arbitration Council)の委員として活躍している²⁸。

カンボジアでは、1998年に総選挙があったが、それにより政情が落ち着いたとは言えない状況であった。1999年頃からは、日本からの法整備支援があり、

「法制度整備」,「裁判官・検察官養成校民事教育改善」及び「弁護士会司法支援」の3つが並行して展開されてきた時期である。しかし、当時のカンボジア国内では、まだ内戦が続き、完全に平和とは言えず、弁護士の重要性も高くなかった。

以上のように、Ang Engthong会長の時代には、弁護士制度の変化はあまり見られなかったといえる。

²⁸ Ang Engthong弁護士の経歴は,https://www.arbitrationcouncil.org/team/arbitrator-ang-eng-thong/?lang=kmを参照。【最終アクセス日:2021年1月21日】

c. Ky Tech会長(2002年11月~2008年10月)

Ky Tech弁護士は、1999年1月29日に弁護士(登録番号156)になり、2002年11月から2004年10月まで弁護士会会長を務めた。2004年10月16日に行われた弁護士会会長の選挙でSuon Visal弁護士が勝ったが、その結果に反対するKy Tech弁護士は、選挙に不正があったとして、同日に選挙の結果を拒否する旨を裁判所に提訴した²⁹。このことから、2005年6月2日の最高裁判所判決第97号が言い渡されるまで、Ky Tech弁護士がさらに1年間ほど暫定の会長として就任していた。同判決によれば、Ky Tech弁護士の要求が認められ、その後、再度の選挙が行われて、2008年10月まで同弁護士が会長を務めた。会長の任期が終了してからは、2021年現在に至るまで、王立政府の弁護士グループ会長及びサムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体の会長として活動しており、上級大臣と同等の地位にある。

同会長の主な成果は、弁護士養成センター(LTC)の管理と運営に変化をもたら したことである。

同会長の在任中に、日本の支援によって、LTCが再開された。LTCの再開は、教室や教官の確保からのスタートであり、再開当時は、王立法経大学から提供された教室を使用していた。当時、入試の問題の漏洩や不正を防ぐため、JICA、弁護士会会長、司法省の次官、裁判官がホテルの一室に集まって入試問題を作成するなどし、入試を慎重に実施した。当時の教室は王立法律経済大学の中にあった30。なお、JICAからの支援がある間、センターにおける弁護士の育成に係る費用は無料であった。

以上のように、Ky Tech会長の時代に、JICAの法整備支援のおかげでLTCが再開し、発展した。

d. Chiv Songhak会長(2008年11月~2012年10月)

Chiv Songhak弁護士は、1995年10月16日に弁護士(登録番号7)になり、2008年11月から2012年10月まで、弁護士会会長を務めた。その後、同弁護士は、2021年現在に至るまで司法省の副大臣を務めている。現時点までのBAKCホームページによれば、同弁護士は、実務をしない弁護士として登録している。

2008年に「LTCに関する政令」が新たに発令され,2001年の旧政令が廃止された 31 が,これによるLTCの大きな改正点は,3 つある。

一点目は、LTCによる研修の受講者数、選抜試験の手続、学習プログラム、教員 及び弁護士実務資格試験に関することは、弁護士評議会のみによって決めるものと

²⁹ 当時のニュースを英語でも参照可能。https://www.phnompenhpost.com/national/presidential-spat-divides-cambodian-bar-association【最終アクセス日:2021年1月8日】

³⁰ 詳しくは、独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」―途上国とともに歩む法整備 支援』(2018年)126ページ以降を参照。

³¹ Sub Decree 93 RN/KRO.BK The Establishment of Lawyer Training Center, 11th September 2008.

変更された(同政令第6条)。また、弁護士会が技術的な管理を、王立司法学院が 行政的な管理を行い、それぞれが責任を負うこととされた。当時から、LTCは王立 司法学院の敷地内にあり、教室・事務所・駐車場などは全て司法省の管理下にある 同院から提供されている。







【RAJP (キャンパス右側)】

また、JICAによるLTCに対する支援プロジェクトの継続中、LTCの学費は無料であったが、同プロジェクトが終了した後、年間約2,000ドルの学費を徴収するようになった。支援終了後も、LTCが自立運営できるようになり、卒業生を毎年輩出している。

³² 司法制度改革委員会は、2002年6月19日に勅令0602/158号により設立され、最高裁判所会長(Dith Monty 氏), 内閣担当大臣(Sok An氏)が共同会長を務めた。なお、Sok An氏は、2017年3月16日に病気で亡くなった。

^{33 1956}年にシアヌーク国王によって、カンボジアで初めての王立行政学院が創設された。公式ホームページを参照 http://era.gov.kh。

³⁴ 王立司法学院の公式ホームページを参照。http://www.rajp.gov.kh。

³⁵ Ministry of Civil Serviceの公式ホームページを参照。 http://www.mcs.gov.kh。

政令によるLTCの改善の二点目は、弁護士試験監督委員会の構成メンバーのうち、王立法律経済大学の法律教員が削除され、代わりにLTCのセンター長が追加されたことである(同政令第8条)。

三点目に、旧政令には規定がなかったLTCの役割及び義務について、以下のように明確に規定された(同政令第5条)。

- LTC入所試験手続及び弁護士試験のドラフトを作成すること。
- 研修プログラムを用意し、教官を選出し、それを弁護士評議会の検討及び決定の ために提供すること。
- 弁護士の修習生を育成し、インターン中の修習生に追加修習をし、及び実務をしている弁護士の研修を実施すること。
- 弁護士評議会に活動報告書及び財務報告書を提出すること。
- 弁護士評議会の指示に従って他の活動をすること。

以上のように、Chiv Songhak会長の下で、弁護士会は単独で弁護士の実務を管理 する制度へと非常に大きく変化した。

e. Bun Honn会長(2012年11月~2016年10月)

Bun Honn弁護士は, 1999年1月29日に弁護士(登録番号141)になり, 2012年11月から2016年10月まで弁護士会会長を務めた。それまでは, 2002年から2005年まで弁護士評議会の評議員を務め, 2003年から2007年まではLTCの事務職長を務めた。2005年から現在まで共同事務所も運営している。弁護士会会長の退任後は, 2021年現在まで内務省の副大臣を務めている³⁶。

同会長が残した主な成果は2つある。

第一に、弁護士法第32条に規定する無試験制度により弁護士になった者の育成制度を創設したことである。最初は、任意のセミナーであり、参加は義務化されていなかったが、現在では義務化されている。また、当該制度は、後続を育成する役割も果たしており、弁護士法第33条に規定する試験を受けた弁護士も参加することができるセミナーであった。

2012年からJICAの法整備支援民法・民事訴訟法普及プロジェクトの協力を受け、民法分野に関する弁護士の育成制度が充実化され、弁護士の教官が10名程、この支援を受けた。

しかし、積極的に参加しなかった弁護士もいたことと弁護士会自身もセミナーを確実に実施できなかったため、結局、効率的な育成制度として成り立たなかった。同会長は、この問題を認識しており、二回目の任期(2015年頃)に、無試験制度により弁護士となった者の育成を、試験を受けた弁護士の育成と同様に適切なカリキュラムを設け、厳しく出席をフォローするという方針を打ち出した。しかし、

³⁶ 現在でもBAKCのホームページによれば、同弁護士は「実務をする弁護士」として登録している。

同方針は実施までには至らず、次の会長の手で実施されることとなった。

第二の成果としては、弁護士資格の有効期限制度を導入したことが挙げられる。 これまでは、弁護士資格が発行されたら、ずっと有効なものとして使用されていた。しかし、弁護士会会員として登録しているにもかかわらず、弁護士会との繋がりを断っている弁護士がいたことを認識していた同会長は、資格の改革を行った。 弁護士資格は2年おきにアップデートする必要があり、その際に、所属事務所の情報のアップデートがあれば弁護士会にあわせて報告することとした。また、弁護士資格の更新料は、弁護士会の収入にもなっている。

同会長の時代には、弁護士会の事務の改革も行われた。情報発信は、資料送付から電子メールへと変更され、弁護士が全員、電子メールアカウントを持つようになった。

それに加え、BAKCの事務所についても、それまでは借りていたが、同会長の時代に正式に所有権を有する建物を確保することができた³⁷。



【BAKC建物】

以上のように、Bun Honn弁護士は、弁護士の育成と資格制度を改革した。無試験制度による弁護士と試験を受けた弁護士との質の統合と弁護士会の組織に関して、大きな発展があったと言える。

f. Suon Visal会長(2016年11月~2020年10月)

Suon Visal弁護士は、1999年1月29日に弁護士(登録番号143)になり、2016年11月から2020年10月まで、弁護士会会長を二期務めた。その後、同弁護士は、司法省の副大臣を務めている38。現時点までのBAKCホームページによれば、同弁護士は、実務をする弁護士として登録している。

BAKCが公表した2019年10月から1年間の活動成果報告には、主に17の

³⁷ インタビューによる情報。

³⁸ Royal Decree NS/RKT/1120/1169 on 2nd November 2020. 「司法省の副大臣の任命に関する勅令」を参照。

成果が挙げられている³⁹。そのうち,重要な成果は,次のとおりである。第一に,報告書の(6)各州に弁護士会事務所を設置することができたため,各州の貧しい国民のために弁護士サービスを提供するメカニズムができたこと及び(7)全国の刑務所に弁護士の相談室を設置することができたため,弁護士にとって以前より適切な場所で仕事ができるようになったことが挙げられる。また,第二に,報告書の(16)2019年6月に懲罰委員会が設置され,実務を中立的に評価するメカニズムとして弁護士評議会をサポートすることとされたこと,第三に,報告書の(17)弁護士会の新しい建物が出来たため,弁護士養成センターも王立司法学院の建物から移されたことが大きな変化である。

また、弁護士会が現在認識している問題には以下のようなことが挙げられる⁴⁰。(1)弁護士が大都市のみに集中しており、地方の弁護士不足の問題、(2)弁護士の能力が現在のグローバル化市場のニーズに対応していない問題(言語、ソフトスキル、電子メールの使い方)、(3)2020年には貧しい人々に法律サービスが拡大されたにも関わらず予算が不足している問題、(4)弁護士の仕事が他の機関(裁判所、地理地籍局、商業省等)に奪われている問題がある。また、今後の方向性は報告書によれば、(1)民法、民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法に関する改正点を検討すること、(2)外国弁護士に関する登録の検討、(3)その他の弁護士の能力向上が挙げられている。

正式なデータを持っていないが、Suon Visal会長の時代に無試験制度による弁護士の数が圧倒的に増えたと推測される。前会長の政策を実施し、無試験制度による弁護士の育成を強化し、現在まで実施しているが、これでは試験を受けた弁護士が育成制度に参加できなくなる。その試験を受けた弁護士の後続を育成するため、弁護士会がセミナーを実施したが、無計画であり、かつ、セミナーのテーマも人権に関するものが多く、労働法や会社法、商事仲裁法などの展開・先端科目群セミナーが充実していない。これでは、近年の弁護士のニーズに合わないとの評価を受けている。

また、2017年にJICAの法整備支援プロジェクトの民法・民事訴訟法普及プロジェクトが終了し、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトが開始された。これにより、民法・民事訴訟法普及プロジェクトの時期に育成された弁護士教官(10名)によるワーキンググループ活動が終了したが、その後残念なことに、弁護士会はその10名の弁護士教官を活用していない。これらの教官について、JICAとのプロジェクトが終わった後の活用について考慮されることを期待している。

以上のように、Suon Visal会長が、弁護士会として新しい制度を創設したり、無試験制度による弁護士の育成を強化する一方、労働法、会社法、商事仲裁法などの

⁴⁰ 前掲(注39) 同報告書17ページ。

展開・先端科目群セミナーは充実しなかった。また、無試験制度による弁護士が圧 倒的に増えたが、育成管理が間に合っておらず、これが大きな課題となっていると 思われる。

g. Ly Chantola会長(2020年11月~2022年10月予定)

Ly Chantola弁護士は、1999年に王立法律経済大学の法学部を卒業し、フランスのリヨン大学から修士号を取得した。弁護士の仕事以外に、王立法律経済大学とLTCの非常勤講師として法学の教員をしている。2009年7月7日に、弁護士(登録番号581)になった。2009年に、内閣の法律家委員会の委員として任命され、2018年から現在まで同委員会の副会長を務め、これまで、数多くの法令を起草し、審査する経験を積んでいる。また、2012年から2015年まで、弁護士評議会の評議員にも選ばれ、弁護士会の組織管理に関する経験も有している。2019年から現在まで王立政府の弁護士としても任命され、活躍している41。

2020年の弁護士会会長選挙のキャンペーンでは、弁護士のための改革の政策を唱えた⁴²。その主な内容は、8つあり、第一に、弁護士法第31条と第32条による弁護士の資格取得を厳しくすることを通じて、弁護士の質と能力を確保する。第二に、トレーニングコース、セミナー、経験の共有、国内と国外の見学を増やすことによって、弁護士の能力を向上させる。第三に、国内と国際機構、とりわけ、司法警察、刑務所及び裁判所との協力関係を向上させる。第四に、弁護士の役割及びクライアントに提供できる業務に関する広告を増やす。第五に、クライアントに提供できるサービスをさらに拡大し、弁護士資格を有さない者の業務を阻害する。第六に、弁護士会、弁護士実務及び社会の公平に関することについて弁護士の貢献できるメカニズムを創設する。第七に、全ての弁護士の福利のためのメカニズム(とりわけ、高齢の弁護士及び病気の弁護士のための基金を集めるメカニズム)を拡大し、その実行を継続させる。第八に、弁護士会と各弁護士との仲介をし、全ての弁護士に対してより良いサービスを行う、ことが主張された。

以上のように、Ly Chantola会長が第一の政策として「弁護士の質と能力を確保する」と主張したが、具体的に何が問題だと認識しているのか、かつ、如何なる改革を進めるのかは不明であり、この点に関して、今後の検討課題として残したい。

⁴¹ Royal Decree NS/RKT/0319/454, 29th March 2019 (ព្រះរាជក្រឹត្យនស/រកត/០៣១៩/៤៥៤ថ្ងៃទី២៩មីនាឆ្នាំ២០១៩)

⁴² http://www.freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/172816-2020-10-07-06-10-49.html を参照。 【最終アクセス日:2021年1月8日】

2. 弁護士会の問題点

| TATE OF TAXABLE PROPERTY OF THE PROPERTY OF TH | | | | | | |
|--|--------|---------------------------|-----------------|--|--|--|
| 会長 | 任期 | 大きな成果 | 現在の職業 | | | |
| Say Bory | 1995年~ | 弁護士会の創設 | 弁護士 | | | |
| Ang Engthong | 1998年~ | 日本による法整備支援開始準備 | 弁護士 | | | |
| Ky Tech | 2002年~ | LTC 設立(JICA の支援) | 王国政府弁護士会長, | | | |
| | | | 首相ボランティア弁護士団体会長 | | | |
| Chiv Songhak | 2008年~ | BAKC 単独運営へ,LTC 改革 | 司法省の長官 | | | |
| Bun Honn | 2012年~ | 無試験制度による弁護士の研修 プログラム策定 | 内務省の長官 | | | |
| Suon Visal | 2016年~ | 無試験制度による弁護士の研修 プログラム実施 | 司法省の長官 | | | |
| Ly Chantola | 2020年~ | _ | _ | | | |

【表1:弁護士会会長の活動に関するまとめ】

弁護士会のこれまでの発展を踏まえた上で、次の点について問題を提起する。

第一に、弁護士会の独立が懸念されることである。2002年以降、会長は任期後に、政府の要職を獲得しており、これは、弁護士会会長の個人にとってメリットだと言えるが、裏に政治的な利点があるのであれば、弁護士会が独立しているのか懸念される。弁護士会の独立性が懸念されれば、弁護士自身の独立性にも影響を与えるのではないかと思われる。

第二に、弁護士会の発展が十分でないことである。これまで長期的な政策を唱える会長はいなかった。また、2008年以降の会長選挙キャンペーンの際には、政策に関する討論はなく、会員を盛大なパーティーに招待する動きが見られたことから、さらなる問題認識及び改善策を提示する会長の候補者が必要だと思われる。

第3章 資格取得及び育成制度に関する問題

弁護士法によれば、弁護士になるためには次の2つの方法があるが、どちらの方法においても問題を抱えている⁴³。

1. 試験制による弁護士

弁護士の試験制については、弁護士法第31条に規定されている。その条文の内容は、次の通りである。

「次に掲げる条件を満たす者は、弁護士としての職務に従事することができる。

- 1. カンボジア国籍を有する。
- 2. 法学の学士号(Licence en Droit) 又は同等とされる法学の学位を有する。
- 3. 弁護士専門技術証明書を有する。弁護士専門技術証明書は、法曹の修習センターが発行する。当該センターの構成及び機能は、政令により決定される。

⁴³ 本件に関して、先行文献がある。Ean Chhorida「養成主体の連帯からみたカンボジア弁護士養成問題」 (名古屋大学大学院法学研究科、修士課程論文、2019年)を参照。

4. 軽罪又は重罪につき有罪判決を受けたことがなく、かつ、懲戒処分又は行政罰(役割からの解任、反名誉的行為又は不道徳的行為を理由とした解雇など。)を受 けたことがない。裁判所により個人的に破産宣告を受けていない。」

この試験制度には、3つの段階があるが、それぞれにおいて様々な問題が指摘されている。

最初の段階は、試験であるが、一定の能力を測り、点数に基づいて決定するものであるため、実務の能力が測れない。また、合格者数は、年に50名 \sim 60名程度に限られており、合格率は、ほぼ25%である 44 。

受験者からは、筆記試験及び面接試験の質問は、弁護士となる能力を測るには不十分であり、試験官以外の第三者がこれを評価する制度もないのは不公正ではないかという懸念が示されている⁴⁵。また、ここ数年の法学部生は、弁護士試験を信頼しておらず、弁護士試験の受験者は、例年200人程度である。正式なデータを取得することはできなかったが、これは法学部を卒業した学生の数と比べても圧倒的に少ないものである。つまり、学部生にとって弁護士試験はあまり人気がなく、試験制度に信頼がないことがわかる。

次の段階は、1年目のLTC研修 46 である。2018年度のカリキュラムによれば、必修科目は、以下のようになっている。

| 科目 | 時間数 | 科目 | 時間数 |
|----------------------|--------|--------------|--------|
| 民事訴訟手続の分析 | 5 0 時間 | 特別契約及び契約文書起案 | 2 5 時間 |
| 刑事事件弁護の技術 | 4 5 時間 | 強制執行 | 2 5 時間 |
| 刑法総論・各論 | 4 0 時間 | 商事仲裁 | 20時間 |
| 高等裁判所と最高裁判所の段階における刑事 | 3 5 時間 | 行政手続法 | 20時間 |
| 事件の実務 | | | |
| 人権法 | 3 0 時間 | 倒産法 | 20時間 |
| 弁護士法・倫理・内部規則・事務所経営 | 3 0 時間 | 会社法 | 20時間 |
| 刑事訴訟法の分析 | 3 0 時間 | 労働紛争 | 20時間 |
| クライアントのインタビュー技術 | 3 0 時間 | 土地紛争 | 20時間 |
| 婚姻・相続・子 | 3 0 時間 | 行政法 | 20時間 |
| 抵当権及び不法行為 | 2 5 時間 | 差押 | 15時間 |

【表2:LTC研修のカリキュラム】

上記のカリキュラムは、弁護士が必要とする最低限の知識である①法律基本科目群(公

^{44 2016}年と2017年に受験者が200名程度で、合格者が50名程度である。

⁴⁵ 弁護士試験受験経験者にインタビューした情報。

⁶ 弁護士法第35条は、「修習名簿に氏名が登録されたばかりの弁護士は、修習の参加免除の承認を受けた弁護士を除き、弁護士会の内規が規定する手続に従い、1年間の修習課程に参加するものとする。修習手続は、主に次の事項から構成される。

弁護士会が実施する追加修習

[・]弁護士事務所における実際のアソシエイトとしての業務に従事」と規定している。

また、同法第36条は、「修習は、弁護士会から、当該修習の責任者として任命された弁護士の監督のもとに行われる。」と規定している。

法系,民事系,刑事系などの実体法学と手続法学),②実務基礎科目群(法曹倫理,ローヤリング,事務所経営などの実務的教育科目),③展開・先端科目群(労働法,会社法、商事仲裁)の科目が用意されている。

しかし、現実的に次の問題を抱えている。1つ目は、教員に関して、人材が乏しいため、優秀な教員を探しにくいことである。優秀な裁判官がLTCの教員として貢献しているが、多忙であるため、休講も多い。

2つ目は、授業の内容に関して、各教官に任せられており、弁護士会の運営委員会によるチェックがなされていないことである。また、カリキュラムを見ても、倫理に関する科目が30時間程度であるのは非常に少ないと思われる。また、基礎法学である法学の分析・解釈、政治学などがなく、展開・先端科目群でも知的財産法などの教育科目がない。

試験制度の最後の段階は、弁護士事務所におけるインターンであり、この段階には2つの問題が指摘される。1つ目は、未だ修習生であるにもかかわらず、弁護士の印鑑が使えるため、完全な弁護士のように実務を遂行する者がいることである。法廷で弁護活動をする時は、必ず弁護士の指導教官が同行するが、例えば、契約締結、法律顧問などの法廷以外の活動では、単独で実務を行えるため、「はじめに」で言及した倫理事件のようにクライアントの利益を侵害するなど現実的に様々な問題が発生している。2つ目の問題としては、修習報告書の内容について厳しくチェックされないことから、ほぼ100%の修習生がインターン段階を修了することができることである。

2. 無試験制による弁護士

試験を必要としない弁護士制については、弁護士法第32条に規定されている。その条文の内容は、

「次に掲げる者は、弁護士専門技術証明書及び法学の学士号を要求されない。

- ・5年を超えて職務に就いている裁判官,及び法学の中等修了証書(Certificate de la Capacite en Droit)を有し、かつ、2年を超えて職務に就いていた元裁判官 次に掲げる者は、弁護士専門技術証明書を要求されない。
- ・法学の学士号を受け、かつ、2年を超えて法律分野又は司法分野において働いている者
- ・元はカンボジア国籍を有しており、かつ、外国において弁護士登録を受けている弁 護士
- ・法学の博士号を受けている者」と規定している。
- この無試験制度にも様々な問題が指摘されている。

第一に、資格申請の段階において、無試験制度の判断基準が低く、無試験で資格を得る弁護士数が圧倒的に増えていることである。特に問題となっているのは、第32条の「2年以上の経験」という文言についてであり、弁護士会の各会長によって、解釈が分かれている。その中でも、Bun Honn会長の時代の(A)法学部卒業後に2年間職務を

経験したと解釈する説とSuon Visal会長の時代の(B)法学部を卒業する前でも民間企業の法務部門で2年間職務を経験したと解釈する説がある。(B) 説の方が条件を緩和しており、弁護士の質が懸念される。条文の文言を見ると、卒業の前か後かは、明確に示されておらず、法律の内容としても不十分だと思われる。制度の妥当性を鑑みると、卒業の後の方が適切な解釈だと考える。

第二に、修習の段階に関しては、弁護士法第35条によりLTC研修47を経ることとなり、研修のカリキュラムは、試験制度のカリキュラムと同様とされる。

しかし、試験制度のところで指摘する問題点に加えて、無試験制度特有の問題がある。それは、法律上、無試験制度による弁護士資格を取得するために、事前にLTCの育成を受けることが条件になっていないことである。つまり、無試験制度による弁護士には、高等裁判所で宣誓してから48、弁護士実務資格が付与されても、LTCの育成コースを受けていない者がいるということである。そのため、弁護士の倫理やクライアントへのインタビュー技術等を勉強していないのに、弁護士の実務を行う者がいるということであり、「はじめに」の例③のように弁護士倫理に反するような事件が発生しやすくなる。これによって、無試験制度による弁護士と試験制度による弁護士の能力に違いも出ている。また、無試験制度による弁護士の質も確保できているのか疑問がある。

3. 改善点

以上の試験制と無試験制の検討を踏まえ、以下の二点が指摘できる。

第一に、全体としての懸念は、試験制度より、弁護士法第32条の無試験制度による 弁護士資格を取得することが以前より広く行われるようになっており、弁護士の質が重 視されていないことである。また、市場の要求以上に、弁護士人口が増加してきている ことにも懸念がある。同条による弁護士の申請者は、法務の経験を証明できれば、法律 専門職である裁判官・検察官・大学法学部教授だけに限られないことから、2年の実務 経験年数の解釈を大学卒業後の経験として限定的な解釈の方法を採用すること、又は、 同法第32条の条文を改正することを検討するべきである。そうでなければ、弁護士の 質が落ち、弁護士の社会的地位が低くなると考える。

また、試験制度は、競争試験ではなく資格試験と位置付けられ、その水準と試験の公平性にも疑問がある。筆記試験及び面接試験の質問は、弁護士となる能力を測るには不十分であるし、無試験制度の基準は必ずしも明確ではなく、弁護士会での実務研修が義務付けられたものの、弁護士として十分な能力は有していないと考えられる。

第二に、研修システムも不十分である。法学教育と法曹養成の関係でカンボジアの法曹養成制度の中核をなすのは、大学卒業後の専門技術教育・研修の課程である。そのため、LTCにおける教育の内容について、理論的な内容と実務的な内容とのバランスを取る方法も細かく検討すべきである。また、少なくとも教員の2割以上は実務家とするべ

⁴⁷ 前掲 (注46) 参照。

⁴⁸ 弁護士法第34条。

きであり、教育の質を確保するために、継続的な第三者による評価(適格認定)の制度が設けられるべきである。加えて、カリキュラム編成をめぐる議論において実体法学教育が偏重されるため、法の適用・解釈を重視した教育の内容と弁護士業務に必要な社会科学・心理学に基礎づけられた交渉やコミュニケーションの能力開発の教育等も導入すべきである。グローバリゼーションの影響のもとで、特に経済的分野の養成に関する改革を新たに行うことが期待されるのではないかと思われる。

第4章 弁護士制度に関する諸問題

弁護士の制度に関しては、3つの問題に言及したい。第一に、弁護士の独立に関する問題、第二に、弁護士の適格性に関する問題、第三に、外国人弁護士に関する問題である。

1. 弁護士の独立の問題

近年、以下のとおり、弁護士が様々な機構の弁護士として任命されている傾向がある。

- 2016年3月に内務省の弁護士として3名の弁護士が任命され、省の長官と次官の位に相当する⁴⁹。同年7月に、憲法院の院長の秘書として3名の弁護士が任命され、省の長官と次官の位に相当する⁵⁰。同年7月に、憲法院の事務局副会長として1名の弁護士が任命され、省の次官の位に相当する⁵¹。
- 2017年1月に情報省の弁護士1名が任命され、省の次官の位に相当する⁵²。
- 2018年2月に内務省の弁護士2名が任命され省の次官の位に相当する⁵³。同年9月に防衛省の弁護士2名が任命され省の次官の位に相当する⁵⁴。同年9月にカンボジア王国政府弁護士の任命及び構成に関する勅令が発令され、王立政府の弁護士団体として8名の弁護士が任命され、省の大臣、長官、次官の位に相当する⁵⁵。
- 弁護士法第29条⁵⁶によれば、各弁護士が貧しい人々を弁護する義務を負うものとする。しかし、実際にその義務を果たさなかった弁護士がいたため、2019年に弁護士会が正式に各州のボランティア弁護士団体を設置した⁵⁷。

⁴⁹ Royal Decree NS/RKT/0316/242,14th March 2016 (ព្រះរាជ្យក៏ត្បនស/រកត/០៣១៦/២៤២ថ្ងៃទី១៤មីនាឆ្នាំ២០១៦)

⁵⁰ Royal Decree NS/RKT/0716/718,13th July 2016 (ព្រះរាជក្រីព្យន់ល/រកត/០៧១៦/៧១៨ថ្ងៃទី១៣កក្កដាឆ្នាំ២០១៦)

⁵¹ Royal Decree NS/RKT/0716/716,13th July 2016 (ព្រះរាជក្រឹត្យនស/រកត/០៧១៦/៧១៦ថ្ងៃទី១៣កក្កដាឆ្នាំ២០១៦)

⁵² Royal Decree NS/RKT/0117/001,6th January 2017 (ព្រះរាជក្រឹត្យនស/រកត/០៧១៦/៧១៦ថ្ងៃទី៦មករាឆ្នាំ២០១៦)

⁵³ Royal Decree NS/RKT/0218/160,20th February 2018 (ព្រះរាជក្រឹត្យនស/រកត/០២១៨/១៦០ថ្ងៃទី២០កុម្វៈឆ្នាំ២០១៨)

Koyal Decree NS/RKT/0218/1042,29th September 2018 (ព្រះរាជក្រីត្បូនស/រកត/០៩១៨/១០៤២ថ្ងៃទី២៩ កញ្ញា គឺ២០១៨)

⁵⁵ NS/RTK/0918/1035 2018年9月29日「カンボジア王国政府弁護士の任命及び構成に関する勅令」を参照。

⁵⁶ 弁護士法第29条は、「(略) すべての弁護士は、自己の依頼者を弁護するのと同一の手続及び内規に従い、かつ、同一の方法において、貧しい人々を弁護する義務を負う。」と規定している。また、同法第30条は、「「貧しい人々」とは、財産を有しないか、収入を得ていないか、又は自己の生活を支えるのに十分な収入を得ていない人々として定義される。「貧困」の判断は、現場検証の後、裁判所の裁判長又は裁判所の事務局長が行う。」と規定している。

- 2019年2月18日にフン・セン首相が2018年度「女性のためのカンボジア国立委員会」の総会で、貧しい女性のための「サムディチョ・セン首相ボランティア弁護士団体」を創設することを決めた旨の発言をし⁵⁸、その旨の決定が発令された⁵⁹。現在、同団体の構成は、会長が1名、副会長が10名、会員弁護士が137名である。同団体の活動の目的は、経済的な余裕がない女性に法律サービスを無料で提供することである。
- 2020年に司法省も、各州第一審裁判所の管轄地域に置くボランティア弁護士 団体の構成員として117名の弁護士を任命した。経済的に余裕がない国民が訴 訟代理人を必要とする場合に無料の弁護士サービスを提供することが目的であ る。

このようにして、カンボジアの弁護士は様々な機関に所属しているが、このことに対する評価としては、二点を指摘できる。それは、①弁護士の全体の独立に影響を与えるのではないかという点である。所属する省の弁護士であることが裁判で悪用される懸念がある。また、②BAKCが省庁に所属する弁護士に懲戒処分をできない可能性がある点も懸念される。

本来,弁護士法第29条によれば,弁護士が貧しい人のために弁護する義務を負うこととなっているが,実際はその義務を公平に履行できていない。その根本的な問題は,1つ目は,様々な省庁の所属弁護士,首相のボランティア活動にもあるが,政治的な活動が裏にあり,弁護士と政治家とが親密な関係にあることが懸念される。2つ目は,例えば,弁護士が,首相のボランティア活動の名の下で職務を遂行しているところ,国家と個人との紛争が発生したときに,本当に貧しい人のために弁護ができるのかということである60。

上記の二点の問題が存在しているため、弁護士が独立して、職務を遂行することができなくなっているのではないかと思われる。ある弁護士は政治家と結び付き、法律上の条件・利益を超えて、クライアントのために動くというブラック弁護士となる。このような弁護士もいる中で、カンボジアの司法分野において、弁護士は果たして公平であるといえるのかが疑問である。

弁護士は、本来、自由・平等の立場であるはずが、実際には、様々な政治的な団体の 弁護士となっているため、政治のために動いているようなことも見受けられる。

⁵⁸ ローカルニュース https://www.wmc.org.kh/ がいていている。 15 を参照 【最終アクセス日:2021年1月 8日】また,001/19/KMR 2019年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士創設に関する決定」 の02/19/KMR 2019年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士選任及び構成に関する決定」を参照

 $^{^{59}}$ 003/20/KMR 2020年2月27日「サムディチョ・センボランティア弁護士選任及び構成に関する決定」を参照。

⁶⁰ Ly Tayseng弁護士が新聞記事の社説で述べた見解 https://m.postkhmer.com/វិភាគសង្គម/មេពាវិត្តរពិថារណា ឡើងវិញ-អំពីវិជ្ជាជីវៈមេពាវិនៅក្នុងព្រះរាជាណាច់ក្រកម្ពុជា?fbclid=IwAR18OAP0jx1-DOc4tdgvSRMf-qS25CsG03SFY8ik_ fMCnaq MEdiq-_6C6O0 を参照。【最終アクセス日:2021年1月8日】

2. 弁護士の適格性の問題

第1章で記述した通り、弁護士の適格性の問題は、法律上規定されている。しかし、 現状は実務をしない弁護士として登録しながら、実務をするという適格性に関する問題 を抱えている弁護士がいる。

適格性は、弁護士資格の取得前に、厳しくチェックされる。つまり、かつて公務員であった者、裁判官であった者は、その職務を一時停止又は退職してから、弁護士の資格が承認される。実際に、政治家(首相、大臣、副大臣)、裁判官、国家公務員(省の次官、省の副総局長)等は第32条により弁護士資格を取得しているが、実務をしない弁護士として登録している。しかし、このような実務をしない弁護士が、実務をしている弁護士と連携し、結局、間接的に弁護士の業務に対して影響を与えているという懸念がある。

一方、弁護士資格の取得後に、適格性を審査する仕組みはない。つまり、実務をしない弁護士として登録しているのにもかかわらず、弁護士の職務を実施している場合に、これを正す仕組みがない。それに加え、実務をしない弁護士も印鑑を持つことができるため、実務をする弁護士と実務をしない弁護士とを分けていても、実際にはあまり意味がない。また、「はじめに」にある例④のように、州の取締役委員の立場でありながら、弁護士でもあるということが認められてしまうと、公益かクラアントの利益を優先するかという問題にも繋がる⁶¹。

さらに、適格性がきちんと判断されないことにより、無試験制度による弁護士が増え 弁護士の人権擁護・公益弁護活動を如何に保障し、促進するかという問題を生じさせて いる。人権擁護・公益弁護活動分野の積極的な取り組みは、弁護士の伝統的な役割であ り、使命である。しかし、現在大幅な弁護士人口の増加が進むとともに、弁護士間での 競争が激しくなって、利益を得やすい仕事を重視する傾向にあり、そのことが、弁護士 の役割意識に変化を生じさせると同時に、弁護士の基盤を動揺させ、人権擁護及び公益 弁護活動を困難にしている。

3. 外国人弁護士の問題

外国人弁護士がカンボジア王国で実務を行うためには、弁護士法第6条の2つの条件を満たす必要がある⁶²。第一条件は、カンボジア弁護士会の評議会が承認することである。しかし、具体的にどのような承認条件があるのか、法律上には定めがなく、これま

⁶¹ 前掲(注60)。

⁶² 弁護士法第5条は、「外国弁護士のうち、その氏名が外国の弁護士会に登録されているもの、又はその者の原資格国により法曹に従事することを認識及び承認されているものは、カンボジア弁護士と共同して法曹に従事し、かつ、カンボジア王国の裁判所その他の機関においてカンボジア弁護士に同行し、カンボジア弁護士を補佐する権利を有する。外国弁護士は、依頼者を代理する(依頼者の代わりを務める)ことができない。」と規定している。

また、同法第6条は、「外国弁護士は、カンボジア弁護士評議会からの承認を得た上で、カンボジア王国の領土内に限り、法曹に従事することができる。当該承認は、その外国弁護士が十分な適格性を有するか否かによって判断され、かつ、その外国弁護士の原資格国がカンボジア弁護士に同一の可能性を提供する場合に限り、与えられる。当該承認は、カンボジア王国の領土内で法曹に従事する間に違法行為があった場合、撤回することができる。(略)」と規定している。

でBAKCが外国人弁護士の承認条件に関する決定をしたことはない。第二条件は、当該外国弁護士の原資格国においても、カンボジア国籍の弁護士に対して同等の承認を与えることである。

なお,カンボジア特別法廷の外国人弁護士は,第一の条件だけを満たすことだけで外国人弁護士として承認を受けているが,これを除いて,外国人弁護士が承認された例はない。

実際のところ、カンボジアでは複数の外国人の弁護士が弁護士会に登録せずに法律事務所を営業していることから、2000年にBAKCが、このような法律事務所に対して損害賠償を請求する訴訟を裁判所に提起した⁶³。

弁護士法上,外国人の弁護士が,弁護士会に登録せずに法律事務所のようなサービス を提供することは違法である。このような事務所は,商業省において,顧問会社として 登録しただけで,法律事務所が提供するような法律顧問サービスも提供しているのであ る。

また、複数のカンボジアの法律事務所で活躍している外国人の弁護士もいるが⁶⁴、このような外国人の弁護士は、法律事務所のアドバイザーとしてスタッフレベルで勤務しているなら、法律の職務歴などを問われないという問題がある。

さらに、外国人の弁護士が増えれば、カンボジア人弁護士の仕事が減ることも懸念されるが、例えば、オイル貿易の契約関係、高層ビルの契約関係、大手銀行の契約関係など、国際貿易のために必要な高度な法律的助言サービスについては、カンボジア人弁護士の能力に懸念があり、このような外国人に頼らざるを得ないという現実もある。

外国人弁護士の問題は、世界貿易機関(WTO)の加盟とも関係がある⁶⁵。カンボジア王国政府は、1994年10月にWTOに加盟申請し、2004年10月にWTO加盟国として承認された。WTO加盟国になると、加盟国間で、貿易が自由化されるが、外国人弁護士の活動についても認める必要があることから、弁護士法上の第二条件を削除する必要があるところ、現在まで同法は改正されていない。また、BAKCも未だ、外国人弁護士の在り方について検討し、その結果を公表する様子は見られない。

結び

本稿は、カンボジアにおける弁護士に関して、これまでの歴史の歩み、弁護士の育成及 び実務の現状における問題を取り上げた。カンボジアの場合、そもそも公平な司法制度が できていないことが原因で、法曹である裁判官と弁護士が、実務家としての能力を十分に

⁶³ https://www.phnompenhpost.com/national/bar-association-threatens-law-offices 【最終アクセス日:2021年1月8日】

⁶⁴ Ly Tayseng弁護士が新聞記事に社説で述べた見解 https://m.postkhmer.com/វិភាតសង្គម/មេពាវីគួរពិចារណា ឡើងវិញ-អំពីវិជ្ជាជីវ:មេពាវីនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា?fbclid=IwAR18OAP0jx1-DOc4tdgvSRMf-qS25CsG03SFY8ik_ fMCnaq MEdiq-_6C6O0 を参照。【最終アクゼス日:2021年1月8日】

⁶⁵ 詳しく紹介する論文には、Sok Siphana、Lessons from Cambodia's Entry into the World Trade Organization, ADBI Policy Papers No. 7、2005、Asian Development Bank Institute がある。https://www.adb.org/sites/default/files/publication/159380/adbi-lessons-cambodia-wto.pdf

発揮できていないのが現状である。国民が訴訟手続きに参加する制度と司法に対する国民の信頼を高めることがカンボジアの重要な課題だと認識しており、適切な裁判を実現するためには、その基礎として質の高い法曹を養成することだけではなく、実務が適切に行われることも期待される。

フランスの法整備支援によって起草された弁護士法の成立と弁護士会の創設後、現在まで25年の歴史があり、エンジニアや医者等の他の業界協会と比べると、現在のBAKCの自治は強いと言える。しかし、依然として弁護士の育成制度と弁護士のあり方を根本的に改善する政策は見受けられない。また、弁護士会会長は、これまで長期間の目標を示しておらず、さらには、弁護士会会長の活動は、そのリーダーシップによって全体の弁護士の利益を図ることよりも会長自身の個人の利益を図ることに偏っているとも指摘されている。

現在,弁護士人口の増大が弁護士間の競争を激しくするなかで,良い点としては弁護士の業務の専門化や事務所の大規模化(法人化)が進行していることも伺える。しかしながら,本稿の大まかな評価としては,弁護士になるための2つの方法のどちらにおいても問題があるということである。

第一に、弁護士の養成制度は一定程度機能しているが、後続の育成に関する研修システムが不十分である。弁護士法第31条の試験制度は、弁護士の能力を測るには十分でないことから、弁護士の質に懸念があるし、無試験制度(第32条)により弁護士資格を取得することが以前より広く行われるようになり、質を無視して弁護士人口が増加している。また、無試験制度の基準は必ずしも明確ではなく、法学の学士号の取得や弁護士会での実務研修が義務付けられたものの、弁護士に必要な一定程度の法的能力は未だ十分ではないと評価できる。それゆえ、全体の弁護士の質が落ち、結果的に弁護士の社会的地位が低くなっているのではないだろうか。

第二に、弁護士の制度自体にも様々な問題がある。まず、弁護士の独立が脅かされている問題である。弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現に基礎付けられるべきものである。しかし、敢えて、弁護士会以外のボランティア団体の活動を利用し、政治家と親密な関係を築いている弁護士もいることが批判されている。

弁護士法に基づき、司法分野に貢献するためには、弁護士の独立性が保たれる必要があるが、政治の道具として動いている弁護士団体もあり、結果として、弁護士としての本来 業務でない業務に従事するとてもプロフェッショナルとは呼べない弁護士も存在するのである。

また、現状は実務をしない弁護士として登録しながら、実務を行っている弁護士もいるが、適格性を判断する仕組みがないことから、これを防ぐことができないことも問題である。

このような状況の中で、今後の弁護士制度改革に関しては、弁護士の育成制度だけを改革しても意味がなく、適格性や試験等の制度も見守らなければ意味がないと考える。今後の改革の担当官は、大きな負担を背負うことになると思うが、カンボジアの弁護士制度を改善するためには、必要な改革であると考える。

本稿はカンボジアにおける弁護士の育成と実務に関する問題を検討し、今後の弁護士制

度の改革のために、とりわけ、弁護士法の改正が必要であると考えられる条文を指摘し た。今後の法整備支援との関わりに関する参考の情報となれば、幸いである。次回は、カ ンボジアにおける法令の起草を巡る問題 (パート3起草者レベル)を執筆する。

ネパール不法行為法の誕生

亜細亜大学法学部教授 木 原 浩 之

1. はじめに

(1) 本稿の目的

ネパール民法典は2017年10月に成立,2018年8月17日に施行され¹,その第5部の第17章に「不法行為法」の章が設けられた²。民法典制定以前は「名誉棄損法」や「車両・交通法」といった幾つかの個別立法において被害者から加害者への損害賠償請求を認める条文が存在しただけであり³,ネパールには不法行為法は存在しなかった。他者への侵害に対しては,もっぱら刑事責任を課すことで対処してきたのである。その意味で,今回の民法典の制定によりネパールに不法行為法が誕生したことの意義は大きい。

本稿の筆者は、2009年よりJICAおよびICD協力の下で進められてきたネパール民法典法整備支援のアドバイザリーグループ委員の一人として、主に契約法や不法行為法の諸規定に関する助言や提言などを行ってきた。本稿の目的は、これまでの活動を踏まえつつ 4 、ネパール民法典に新設された不法行為法の諸規定につき 5 、日本民法典における不法行為規定との比較も交えながら、その概要と特徴および今後の課題について紹介することにある。

(2) ネパール民法典における不法行為法の構成

第5部の第17章「不法行為に関する規定」は下記のとおり13の条文で構成されている。内容的には、①一般不法行為責任の要件(672条)、②特殊不法行為責任の要件(673-681条)、③不法行為責任の効果・免責・権利行使期間(682-684条)の3つに区分することができよう。

¹ ネパール民法典の成立経緯と概要につき、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立!」ICD NEWS 第 73 号 80 頁(2017年)、石崎明人「ネパール新民法の概要」ICD NEWS 第 77 号 156 頁以下(2018年)。

 $^{^2}$ ネパール民法典の第 5 部第 18 章には「欠陥製品に対する責任に関する規定」($^685 \sim 691$ 条)も設けられており、その内容はわが国の「製造物責任法」と類似している点が多い。

 $^{^3}$ 例えば、1959 年に制定された「文書および口頭による名誉毀損に関する法(Libel and Slander Act, 2016)」では、文書・口頭による名誉毀損に対して、刑事責任のほか(第 $5\sim10$ 条)、民事的救済として被害者が加害者に対して合理的な額を損害賠償および費用として請求することを認める(第 12 条)。また、1993 年に制定された「車両・交通法(Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049)」によれば、交通事故による損害に関しては、被害者から運転者、(車両の)所有者もしくは管理者に対して医療費および損害に関する賠償請求が認められている(163 条)。

⁴ ネパール民法典制定前の法状況については、南方暁、木原浩之、松尾弘『ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向(法務省 ICD・調査委託報告書)』(2013 年)法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf)を参照されたい。

⁵ ネパール不法行為法を概観するものとして、長尾貴子「新たな民法の制定に向けて~ネパール法整備支援の現場から (4) ~」ICD NEWS 第 71 号 79 頁以下(2017 年)。

- 672条「不法行為とされる行為」
- 673条「未成年者が生じさせた損害に対する親権者の責任」
- 674条「判断能力が不十分な者が生じさせた損害に対する後見人・保佐人の責任」
- 675条「使用者責任」
- 676条「動物が生じさせた損害に対する動物所有者の責任」
- 677条「建物の崩壊により生じた損害に対する建物所有者の責任」
- 678条「財産の所有者の責任」
- 679条「家長の責任」
- 680条「他人の財産の直接侵害に対する責任」
- 681条「共同不法行為による責任」
- 682条「〔不法行為〕責任に基づく損害賠償の支払義務」
- 683条「特則がある場合の免責」
- 684条「権利行使期間」

2. 一般不法行為責任

- 672条は一般不法行為責任に関する規定であり、4つの項により構成されている。
- 1項:「何人も, …, 過失 (any default, negligence or recklessness) に基づく作為または不作為により、他人の生命、身体、財産または法的に保護された権利もしくは利益を侵害してはならない。」
- 2項:「1項でいう作為または不作為に関して当事者間に契約関係が存在していない場合には、その行為または過失により生じた損害は不法行為によるものとみなす。」
- 3項:「1項に従って不法行為をした者は本章の下での責任を負う。」
- 4項:「3項に従って責任を負う場合,不法行為の帰責割合に応じて別個に責任が判断できるときは、責任はその割合に応じて、そのような判断ができないときは、当該不法行為に責任を負う全ての当事者が等しい割合で責任を負うものとする。」

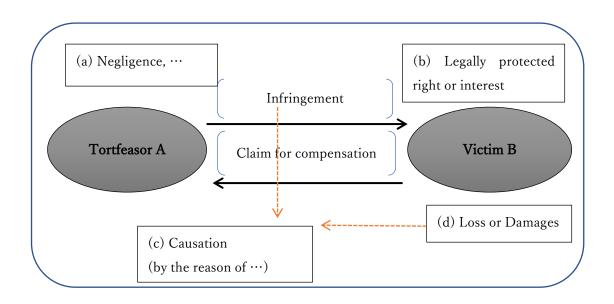
(1) 一般不法行為規定の発展可能性

1項と3項を合わせて読めば、日本民法709条と類似した規定であることが判る。わが国と同様に、過失責任主義を採用し⁶、保護法益を限定列挙せず、また一般条項的な性格を帯びた条文であることも共通しており、今後の判例法の発展如何によっては様々な不法行為事例をこの条文で対処できる可能性を秘めている。しかし、現時点ではネパール側がそのような認識を必ずしも共有しているわけではない。例えば、不法行為の典型事例である自動車交通事故については、本稿の冒頭で述べた、民法典制定前から存在する「車両・交通法」の下で規律されると考える傾向があり、不法行為法

⁶ なお、672 条 1 項は故意不法行為を想定していない。わが国の民法 709 条についても、判例・通説は故意不法行為と過失不法行為とを厳密に区別して扱わないが、第三者による債権侵害においては、第三者が債権の存在を認識していることが必要であるため、故意の要件を満たさないと不法行為が成立しない。ネパール法曹関係者にこうしたケースをワークショップ等で説明することはある。

における一般法と特別法の関係について十分な意識はされていない。また、民法典に 新設された不法行為法についても、場面が限定された特殊不法行為の方がイメージし やすいようである。

2019年8月にネパール法曹関係者を対象とした2つのワークショップがカトマンズで開催され 7 ,本稿の筆者はいずれのワークショップでもネパール不法行為法について発表を行う機会を得た。そこで試みたのは、672条1項の文言から 8 ,①過失,②法的に保護される権利または利益,③因果関係,④損害の発生という4つの要件が導き出されうること(下記の図を参照),そして,この一つ一つの要件に内包する諸論点を認識することで,一般不法行為規定である672条の発展可能性を示唆することにあった。その発表内容の一部を紹介しよう。



(a) 過失について

第一に、加害者の側に求められる「過失」の具体的な内容については、主として判例法の発展により、交通事故、医療過誤、公害、プライバシー侵害、名誉棄損といった個々の紛争事案ごとに明らかにされることとなる。次に、過失の立証責任が原告たる被害者側に課せられるとすれば、被告たる加害者の不法行為時の心理状態を立証するのは必ずしも容易ではないため、日本では原告側の立証責任を緩和するために様々な試みが模索されてきた。例えば、訴訟法上の技術としては、実質的に被告側に立証責任の転換を図る「一応の推定(prima facie presumption)」や間接事実の証明による「事実上の推定(presumption in fact)」といった手法である。また、

⁷ 両ワークショップの概要につき、下道良太「ネパール最高裁判所及び最高裁判所法曹協会のワークショップ」ICD NEWS 第 81 号 110 頁以下(2019 年)。

⁸ Section 672(1): No person shall cause loss or damages, in any manner, to another person's body, life or property or legally protected right or interest by the reason of commission or omission done, whether by any default, negligence or recklessness on the part of himself or herself or anyone else to whom he or she must bear obligation according to this Chapter.

公害や医療過誤の判例を中心として⁹,過失を加害者の主観的な心理状態ではなく,客観的な義務違反として捉える議論があり(いわゆる「過失の客観化」),これも原告による被告の過失に関する立証責任の軽減につながりうる。

(b) 法的に保護される権利または利益

第二に、被害者の側に「法的に保護される権利または利益」の侵害があることが 求められるが、これは違法性の判断に関わってくる要件である。わが国では、「権利」 の侵害については当該権利の侵害の事実をもって直ちに違法性があると判断される 一方で、「利益」の侵害については、日照や眺望に関わる利益、人格権より派生する プライバシー、各種ハラスメントなど、多種多様なものが想定され、強い利益もあ れば弱い利益もあり、それらは時代や社会の変化、そして何よりも判例の蓄積によ り定まってくる性質の問題である。これらの利益侵害の場合には、「侵害された利益 の種類」と「侵害行為の態様」との相関関係によって違法性が判断される。

(c) 因果関係

第三に、加害者の侵害行為と被害者の被った損害との間に「因果関係」があることが求められる。わが国では、法的な意味での因果関係の立証は「自然科学的証明」ではなく「高度の蓋然性の証明」で足りると理解されている 10。とはいえ、前述の「過失」要件と同様に、原告たる被害者側にその立証責任が課せられるため、ここでも立証責任の軽減が問題となり、「一応の推定」や「事実上の推定」といった訴訟法上の技術がここでも模索されることになる。また、不作為不法行為の場合には、因果関係の立証が極めて困難になりうる。例えば、医療過誤訴訟において、医師が適切な治療を行なっていれば延命したであろう事例を紹介し 11、「治療しなかったこと」と「早期死亡」との因果関係を判断することの難しさに言及した。

(d) 損害の発生

第四に、被害者側に「損害」が発生していることが求められる。ここでは何を損害と捉えるか、損害賠償の対象となる損害とは何か、といったことが問題になるが、これらについては、後述する不法行為責任の効果(損害賠償)の箇所で取り上げることとしたい。

(e) 小括

以上は、日本民法709条をめぐる諸論点(の一部)をネパール側に紹介し理解してもらうという試みである。日本民法709条とネパール民法672条1項が類似した規定であるからこそ、可能な試みでもある。無論、今後のネパール不法行為法が日本法と同様の方向で発展していくべき必然性はない。ただ、民法典が制定され、

⁹ 2019 年 8 月 13 日と 14 日のワークショップでは、公害事例として大阪アルカリ事件判決(大判大正 5 年 12 月 22 日民録 22 号 2474 頁)と熊本水俣病事件判決(熊本地判昭和 48 年 3 月 20 日判時 696 号 15 頁)、医療過誤事例として梅毒輸血事件(最判昭和 36 年 2 月 16 日民集 15 巻 2 号 244 頁)、欠陥製品事例として東京スモン訴訟第一審判決(東京地判昭和 53 年 8 月 3 日判時 899 号 289 頁)などのケースを紹介した。

¹⁰ ルンバール事件判決 (最判昭和 50年 10月 24日民集 29巻 9号 1417頁)。

¹¹ 肝癌検査事件判決(最判平成11年2月25日民集53巻2号235頁)。

新しく不法行為法を導入したばかりの現段階においては、672条1項が有する潜在的な発展可能性(あるいは検討を要する多数の論点)について広くネパール法曹関係者に認識してもらうことが、民法典制定後の法整備支援においては重要であると考えている。

(2) 契約責任との競合問題

ネパール民法672条の説明に戻ろう。「…当事者間に契約関係が存在していない場合には、その行為または過失により生じた損害は不法行為によるものとみなす」という2項については、これを反対解釈すると当事者間に契約関係が存在する場合には不法行為による損害賠償を請求できないと理解できそうである。実際、草案段階でこの点についてネパール側と協議を重ねたときには、契約上の請求権と不法行為上の請求権は別個独立したものであり、同項は契約と不法行為に基づく二重の損害賠償を回避するために導入されたとのことである。

わが国の判例・通説は、同一の事実に基づいて目的を同じくする別個の請求権の併存を認めるという「請求権競合説」の立場を採っている。そして、医療過誤や安全配慮義務違反といった事例において、契約責任構成と不法行為責任構成の競合が日本で認められていることを紹介することはあるが、ネパールでは、請求権の別個独立性を重視する姿勢が窺われる。後述する683条においても、刑事責任が問える場合には不法行為責任が免責されるとの規定があるが、その根底にある発想は672条2項と共通しているように思われる。

(3) 複数の賠償義務者がいる場合

4項は、複数の賠償義務者がいる場面を想定した規定である。後述する共同不法行為を規定する681条とも関係するが、連帯債務の概念を知らないネパール民法においては¹²、第一次的に当事者らは各人の「帰責割合」に応じて責任を負うこととし、第二次的にその帰責割合を判断できないときは、全当事者が「等しい割合」で責任を負うとしている。

3. 特殊不法行為責任

次に、673条から681条にかけては、いわゆる特殊不法行為責任に関する規定である。わが国では、一般不法行為責任の要件の一部を修正しているために「特殊」不法行為責任と呼ぶわけだが、それは2つのカテゴリーに分けられる。第一に、「過失」要件を修正している規定であり、それらが大半を占める。第二に、一般不法行為の「因果関係」の要件を修正している規定であり、これには共同不法行為が該当する。ネパール不法行為法も、その内容に照らして同様の分類に従って整理できそうである。

¹² ネパール民法典第5部第1章(債務に関する一般規定)にある497条1項は,「複数の当事者が債務を履行することを引き受けた場合,またはそのような債務がその当事者らに関係して生じた場合,契約に別段の定めがある場合を除き、全当事者がその債務を平等に履行するものとする。」と規定する。

(1) 監督義務者の責任

673条は14歳以下の未成年者が他人に生じさせた損害につき同居する親権者または監護者に不法行為責任を負わせ、674条も判断能力が不十分な者(a person of unsound mind)が他人に生じさせた損害につき後見人または保佐人に不法行為責任を負わせる。この二か条は日本民法714条の監督義務者の責任に相当する規定だが、ネパールの条文には免責規定が置かれていないために完全な無過失責任となる。

(2) 使用者責任

675条は「使用者責任」を規定するが、日本民法715条とは責任の判断構造が 異なる。ネパールでは、雇用者が同責任を負うのは、被用者が「誠実に」、「当該業務 を遂行する過程で」他者に損害を与えた場合に限定され(675条1項)¹³、被用者が「過 失や不誠実により」他人に損害を与えた場合は被用者自身が責任を負う(同条2項)。 直接の加害者たる被用者の主観的態様(誠実、過失・不誠実)に応じて使用者の責任 範囲を判断しており、2項の場合が使用者の免責事由となる。なお、代位責任の考え 方を採らないためか、使用者から被用者への求償権に関する定めはない。

(3) 家長の責任

日本民法には見られない規定として、679条の家長(House-head)の責任がある。 家長は「一家の長として行為する者」と定義されており、同人は、家庭からの廃棄物 によって他人に与えた損害につき責任を負う。また、他人の建物を賃借している場合も、 賃借している家族の家長が責任を負うとしている。

以上の(1)~(3)に該当する条文は、親権者、後見人・保佐人、使用者、家長といった責任主体の特殊性に着目し、ある特別な地位に置かれている者に、自らが直接関与していない不法行為につき無過失責任を負わせる規定であると評価できる。

(4) 動物所有者の責任・建物所有者の責任・所有者の責任

以下の三か条は、日本民法717条と718条に規定する土地工作物責任と動物占有者等の責任に相当する規定である。

676条は、動物の所有者は自らの管理下にある動物が他人に生じさせた損害に対して責任を負うとする一方、十分な安全策を講じていた場合や被害者自身の過失が生じた場合にはこの限りではないとして、こちらは免責規定を伴う中間責任となっている。

677条は、建物の崩壊により生じた損害につき、その建物所有者に責任を負わせる。 日本民法717条は「土地工作物の瑕疵」を要件とするのに対して、こちらは「建物 の崩壊」に限定されている点、また、日本民法では占有者が一次的に責任を負い、占

 $^{^{13}}$ 使用者が責任を負うのは「被用者が業務を遂行する過程」としている点は、日本民法 715 条の「事業の執行について」と類似している。そこで、2019 年 8 月 13 日と 14 日のワークショップでは、わが国の事業執行性の判断基準(外形理論)にはその不明瞭性ゆえの問題を内包していることを、通産省事件判決(最判昭和 30 年 12 月 22 日民集 9 巻 14 号 2047 頁)、映画見物事件判決(最判昭和 39 年 2 月 4 日民集 18 巻 2 号 252 頁)、県外出張事件判決(最判昭和 52 年 9 月 22 日民集 31 巻 5 号 767 頁)などのケースを紹介しながら説明した。

有者が免責されると二次的に所有者が無過失責任を負うとの二段構成を採るが,ネパールでは,所有者のみが無過失責任を負う構成になっている。

678条は、表題が「財産の所有者の責任」となっているが、あらゆる財産が包含されるわけではない。①安全装置を欠いた爆発物、②安全装置を欠いた発火物、③指定された基準に違反する企業の過度の煙や騒音の放出物、④公道等に横たわった樹木(災害や第三者の行為による場合を除く)、⑤予防措置を適切に講じることなく、運河、溝、パイプ、または下水道を介して、公然と排出された感染または有毒物質または伝染病を運ぶ物質の5つが限定列挙されており、これらの危険物により他人に生じた損害につき、その所有者に無過失責任を負わせる。

以上の条文は、物の支配管理性に着目し、危険な物の所有者に重い責任を負わせる 危険責任の考え方に基づく諸規定であると評価できる。

(5) 他人の財産の直接侵害に対する責任

680条は、他人の財産を直接侵害(trespass)した者はそれにより生じた損害を賠償する責任を負うと規定する。同条には「直接侵害」の定義(Explanation)が置かれており、それによれば、他人の不動産や動産への直接的な侵害を念頭に置いている¹⁴。留意すべきは、一般不法行為責任を定める672条1項において「過失…により、他人の…財産…を侵害してはならない」と規定していることとの関係である。この点については、他人の財産への直接的な侵害は680条の下で規律され、他人の財産への間接的または結果的な侵害は過失責任主義を採る672条1項の下で規律されると理解することとなろう。

(6) 共同不法行為責任

681条1項は、二人以上の者による共同不法行為の場合、「各行為者は、各人の帰責割合に応じて、共同かつ別個に(jointly and severally)、その行為により生じた損害を賠償する責任を負う」とし、同条2項は「1項の下で不法行為の帰責割合に応じて別個の責任が判断できる場合はそれに応じて責任を負い、そのような判断ができない場合は責任を負う全ての行為者が等しい割合で責任を負う」と規定する。

前述の一般不法行為責任を定める672条4項で定める規定と同趣旨の内容である。 留意すべきは、681条1項でいう「共同かつ別個に」の文言である。前述のとおり、 ネパール民法典には連帯債務の概念がないため、わが国の民法719条のようにこれ

60

¹⁴ Section 680 (Explanation): For the purposes of this Section, the term "trespass" means an unlawful entry into, taking possession of products of, unauthorized damage to, interference in, or unlawful encroachment on, a property that is under entitlement, possession or ownership of another person, in the case of an immovable property, and forcibly taking into custody, taking away, taking the advantage arising out of, or causing obstruction or hindrance in the use of, the property under entitlement, possession or ownership of another person, in the case of a movable property, and also includes an act of taking control of any type of property in an unauthorized manner.

を「連帯して」と文言上は理解することができない 15。

ところで、複数の不法行為者による加害行為と被害者の損失との事実的因果関係を証明することは通常は極めて困難なものとなるため、共同不法行為の場合は一般不法行為で要件とされる「因果関係」は求められない。日本民法719条では、それに代えて「関連共同性」の要件が、連帯して不法行為責任を負うべき共同不法行為者の範囲を確定する機能を担っている。そうしたわが国の判例・学説上の議論をネパール法曹関係者に紹介することはあるが ¹⁶、同様の議論が今後ネパールにおいて展開されるかどうかは定かではない。

4. 不法行為責任の効果・免責・権利行使期間

(1) 損害賠償

- 682条は不法行為責任の効果として損害賠償のルールを定める。
- 1項:「本章の下で不法行為責任を負う場合,不法行為をした者は損害賠償 (compensation) を支払うものとする。」
- 2項:「1項に含まれる内容にかかわらず、被害者の過失の結果として本章に基づいて不法行為が行われた場合には、その損害賠償額は減じられるものとする。」
- 3項:「1項で言及される損害賠償は、現実に生じた損失または損害 (actual loss or damage) に限定されるものとし、疎遠または非現実的な (remote or unactual) 損害の賠償は回復できないものとする。」
- 4項:「損害賠償は、金銭 (cash)、現物 (kind) または役務 (service) のいずれかの形式で、任意の種類をとりうる。」
- 5項:「本章に基づいて損失または損害が生じた場合、被害者は、本章に従い、損害 賠償を請求する権利を有する。」
- 6 項:「5 項に従って損害賠償の請求が行われた場合,裁判所は合理的な損害賠償の 支払いを命じることができる。」
- 1項と5項は加害者と被害者双方の立場から不法行為責任に基づく損害賠償の権利

この点につき、森永太郎 ICD 部長が下記のような問題提起をネパール法曹関係者に対して行っている。「…ネパールには複数の債務者が存在する場合にこれらが連帯的に債務を負担するという概念はないそうであり、そうすると、新民法 6.8.1 条は、共同不法行為者が被害者に対しそれぞれ損害の発生に寄与した割合についてのみ賠償責任を負うという解釈に帰結することになる。…刑事手続においては、被告人は自らが直接生じさせたものではない共犯者による結果についても処罰を受けるにもかかわらず、民事の不法行為においては直接寄与した割合についてのみ賠償責任を負うのは整合性を欠くこと、共同不法行為者の中に無資力の者がいた場合、そのリスクを被害者が負担することになると救済の実効性を欠くことなどを理由として挙げ、日本と同様に、各共同不法行為者が被害者との関係では生じた損害の全てを賠償する責任を負うことが妥当である…」(下道良太「ネパール出張 ~ワークショップ及び民事模擬裁判~」ICD NEWS 第82号98頁(2020年))。

¹⁶ 2019 年 8 月 13 日と 14 日のワークショップでは、レール置石事件判決(最判昭和 62 年 1 月 22 日民集 41 巻 1 号 17 頁),四日市ぜんそく公害判決(津地判四日市支判昭和 47 年 7 月 24 日判時 672 号 30 頁),西淀川大気汚染公害第一次訴訟判決(大阪地判平成 3 年 3 月 29 日判時 1383 号 22 頁)などのケースを紹介しながら,わが国の関連共同性に関する議論を紹介した。

義務について規定する。 2 項は、被害者側に過失がある場合に賠償額が軽減されるという、いわゆる過失相殺の規定である ¹⁷。 4 項は損害賠償の方式について、 3 項と 6 項が損害賠償の範囲確定について規定する。 3 項によれば、損害賠償の範囲は「現実に生じた損害」に限定されるが、それ以上の詳細な規定はない。 ただし、 6 項において「裁判所は合理的な損害賠償の支払いを命じることができる」と規定されている。

わが国の不法行為法においても、損害論や賠償範囲論は判例・学説により形成されてきた経緯があり、同じことはネパールにも当てはまることであろう。ただ、これまでネパール法曹関係者とこの問題について議論を重ねてきて感じるのは、3項で規定する「現実に生じた損害」の損害項目として、いわゆる「逸失利益 (lost profits)」を念頭に置いていないことである。わが国では、不法行為により人が死亡した場合の逸失利益の算定について、死亡当時の被害者の収入を基準にして、その人の推定平均余命年数のうち、推定就業可能年数に応じた収入の総額を計算し、生存していれば支出したであろう生活費等は損益相殺されるなどといった説明を行うと、その高額となる賠償金額も含めて、一様に驚かれるネパール法曹関係者が多い 18。

(2) 免責規定

683条は本章の不法行為責任が免責される2つの場合を定める。1項は「本章の下で負う不法行為責任が、ある法律の下で刑事犯罪 (criminal offence) として扱われる場合、または、その不法行為に関する別個の法的救済が他の法律において規定されている場合には、本章に基づく責任は負わないものとする。」と規定し、2項は、「1項に従い、申し立てられた不法行為者が、本章に基づいて負うべき不法行為責任につき、同人の過失によるのではなく、その他の理由によるものであることを証明した場合、同人はその不法行為に対する責任から免れるものとする。」。

同条1項によれば、ある行為が刑事責任を問われる場合には、不法行為責任は成立しない。ネパールでは、被害者に対する損害賠償は刑事手続きの中で実現されてきたという伝統があり、現在でも、その伝統は民法典と同時に制定された刑法典と量刑法に引き継がれている。刑法典40条1項(e)号は、犯罪に対する刑罰として「損害賠償」を列挙しており、量刑法は41条から45条にかけて詳細な賠償規定を置いている¹⁹。民法683条1項はこれらの諸規定と整合性を図るために設けられた。

とはいえ、本来的に、刑法の目的は加害者への制裁にあり、不法行為法の目的は被

¹⁷ なお、契約違反に基づく損害賠償の場合についても 543 条に過失相殺の規定がある。

¹⁸ 2019 年 8 月 13 日のワークショップでは、これに関連して、幼児が死亡した場合の逸失利益の算定方法、また、女子年少者の逸失利益については、女子の平均賃金を基礎とするのか、それとも全労働者の平均賃金を基礎とするかについて、わが国で議論があることも紹介した。

¹⁹ 森永太郎「最近のネパール刑事法の動向~『量刑法』を中心に~」ICD NEWS 第77号 198頁(2018年)によれば、「・・・・刑法は損害賠償を刑事罰の一種として規定しており、これを受けてこの[量刑法]第6章(第41条~第45条)が賠償を命じる際に考慮すべき事項や賠償の範囲、賠償の方法(金銭賠償に限られず、財産による賠償や原状回復などについても規定されている)、そして賠償債務不履行の場合の刑務収容と換算率(300ルピーを1日に換算。但し懲役刑は4年を超えてはならないとする。)などについても定められている。不払いの際にこれに代えて懲役を科すというこの規定からも、ネパールが少なくとも犯罪を構成する不法行為に基づく損害賠償についてはこれを刑事罰と性格づけていることが見てとれる。」。

害者の救済にあるとの一般的な理解からすれば、683条1項に違和感があることは否めない。刑法(量刑法)と民法とでそれぞれ別個の損害論や賠償範囲論が展開されていくことへの懸念もある。そうした事情もあり、不法行為の章におけるネパール側との議論がこの条項に集中しがちであったのは事実であり、また、民法典制定後は、ネパール法曹関係者の側からも同条項を削除すべきだとの主張が一部から出されている。この点につき、森永太郎 I C D 部長は、刑事手続が開始されただけでは民事責任を免れることはない旨を定める民法 14条に着目した上で、「刑事手続において実際に損害賠償が命じられた場合にのみ 683条を適用して民事責任を免れさせることが考えられる」との解釈論を展開され、ネパール法曹関係者に向けた提言を行っている 20 いずれにせよ、ネパール社会においてこれまでに不法行為法が存在せず、刑事責任で対処してきたことの伝統が色濃く反映された規定であり、今後の行く末が注目される。

(3) 権利行使期間

684条は権利行使期間を定めており、「本章の下で行われた行為により損害を被った者は、その行為があった日から6か月以内に訴えを提起することができる。」と規定する。

本章(不法行為法)の権利行使期間は6か月であり,他の章のそれと比べても非常に短い。第5部の他の章(契約法や不当利得法)では,権利行使期間は2年であり(第1-13章,15-16章),特別不法行為と位置づけられる製造物責任でさえ1年である(第18章)。

その起算点は「その行為があった日から」である。ところで、不法行為による損害は、不法行為が行われた時点で直ちに顕在化するとは限らない。例えば、自動車交通事故に遭った被害者は、事故からしばらくしてから後遺症等の被害が発生する場合がある。このような場合、解釈により、起算点を「後遺症が顕在化した時点」に設定するなどの可能性を模索する必要があろう²¹。

5. 結語

民法典の成立により、ネパール社会に初めて不法行為法が導入されることとなった。 そのこともあって、ネパールの法曹関係者をはじめとして、広くネパールの市民に向けて、 個々の条文に内包する諸論点や今後検討していくべき課題、何よりも一般不法行為法の

²⁰ 本文で挙げた森永太郎ICD部長の2019年8月11日のワークショップにおける提言とそれに対するネパール法曹関係者の反応につき、下道・前掲注(7)111-112頁。

²¹ 2019 年 12 月 29 日のワークショップにおいて、下道良太教官がネパール民事訴訟法 50 条 1 項に着目した上で、権利行使期間につき以下のような問題提起を行っている。「新民法に規定された不法行為では、消滅時効についての規定はないが、6 か月という日本の感覚からすれば短い出訴期間(Statute of Limitation)が定められており、しかも、その起算点は『不法行為時』とされている。したがって、当該行為について知らなかった(又は知り得なかった)被害者の救済が問題となるが、この点については、民事訴訟法において、詐欺行為等を原因として知らなかった場合や、行為自体が『密かに』行われたことにより知り得なかった場合には、出訴期間の経過にかかわらず、これらの事由を知ってから90日以内に提訴すれば手続を進めることができる旨の規定がある。そこで、民法や民事訴訟法の出訴期間に関する各規定を、被害者に対する公平な救済という観点から適切に解釈する必要がある」(下道・前掲注(15)99頁)。

発展可能性を伝えていくことが、民法典制定後の法整備支援における新たな役割である と感じている。

幸いにも、一般不法行為責任を定める672条1項は、日本民法709条と類似した 構造となっている。一般不法行為法は、社会で生じる多種多様な侵害事例に対応するこ とを求められる分野であるため、必然的に個々の要件に着目しつつ「判例による法形成」、 それを踏まえた「学説上の理論構築」が重要な役割を担うことになる。わが国の一般不 法行為法は、1898年の民法典施行以来、そのようにして発展を続けてきたのであり、 判例・学説を中心とした学術的な成果の蓄積を今後もネパール側に伝え続けていくこと が重要であろう。無論、それを採用するか否かの判断はネパール側の裁量に委ねられて いる。

他方で、日本民法には見られないネパール特有の規定も存在する。「連帯」ではなく「帰責割合に応じた」共同不法行為責任規定(681条)や、刑事責任が問われる場合の不法行為責任の免責規定(683条1項)などがその典型であろう。また、今後のネパール社会において、不法行為により被害者が死亡した場合の損害項目として「逸失利益」を念頭に入れていくことになるか否か(682条3項)、損害が継続的に発生するような不法行為において6ヶ月という非常に短い権利行使期間の起算点をどのように解釈していくか(684条)といった検討課題も残されている。これらの課題については、ネパール固有の諸事情や伝統なども考慮に入れながら、今後もネパール法曹関係者と議論を続けていくことになろう。

中国民法典の制定について(2)

JICA長期派遣専門家 弁護士 白 出 博 之

[目 次]

第1 はじめに

第2 中国民法典の全条文について

第一編 総則

第二編 物権 ~以上までICDNEWS第85号

第三編 契約

第一分編 通 則

第二分編 典型契約

第九章 売買契約

第十章 電力・水・ガス・熱供給使用契約

第十一章 贈与契約

第十二章 貸金契約

第十三章 保証契約

第十四章 賃貸借契約

第十五章 ファイナンスリース契約

第十六章 ファクタリング契約

第十七章 請負契約

第十八章 建設工事契約

第十九章 運送契約 ~以上まで本号

[本 文]

第2 中国民法典の全条文について1

第三編 契 約2

第一分編 通 則

第一章 一般規定

¹ 本文中の条文見出しは、主として全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和国民法典合同編解読(上,下)』(中国法制出版社・2020年7月)、同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条対比』(中国検察出版社・2020年6月)、及び塚本宏明監修・村上幸隆編集『逐条解説中国契約法の実務』(中央経済社,2004年1月)を参照したものである。

² 新法「第三編 契約」では、契約法 [合同法] (1999年成立、全428条)を基礎として、改革の全面的深化の精神が貫かれており、契約の維持、平等な交換、公平な競争が堅持され、商品及び要素の自由な流動が促されること、契約法以降に現れた新しい状況と問題を解決するために、世界各国の立法経験を参考にして、契約制度をさらに改善している。第三編は、計3つの分編、29章、526条から構成されている。

第463条【契約編の調整範囲】

本編は契約を原因として発生する民事関係を調整する。

第464条【契約の定義、身分関係合意の法律適用】

契約とは、民事主体間における民事法律関係の発生、変更、終了に関する合意をいう。

2 婚姻,養子縁組,後見等の身分関係に関する合意は,当該身分関係に関する法律規定を適用する。規定がない場合、その性質に基づき本編の規定を参照適用することができる。

第465条【契約に対する法的保護、契約の相対性原則】

法に基づき成立した契約は、法律の保護を受ける。

2 法に基づき成立した契約は、当事者に対してのみ法的拘束力を有する。但し、法律に 別段の規定がある場合を除く。

第466条【契約の解釈】

当事者に契約条項の理解に対する争いがある場合は、本法第142条第1項の規定に 従って、争いがある条項の意味を確定しなければならない。

2 契約文書を2種類以上の言語により締結し、かつ同等の効力を有する旨の約定がある場合、各文書に使用される文言は同じ意味を有するものと推定する。各文書に使用される文言が一致しない場合、契約の関連条文、性質、目的及び誠実信用原則に基づいて解釈しなければならない。

第467条【非典型契約,特定渉外契約の法律適用】

本法又はその他の法律に明文の規定がない契約は、本編通則の規定を適用し、かつ本編又はその他の法律において最も類似する契約の規定を参照適用することができる。

2 中華人民共和国内で履行される中外合弁企業契約,中外合作経営企業契約,中外合作 自然資源探査開発契約については,中華人民共和国の法律を適用する。

第468条【契約に因らず発生した債権債務関係の法律適用】

契約に因らず発生した債権債務関係は、当該債権債務関係に関する法律の規定を適用する。規定がない場合、本編通則の関係規定を適用する。但し、その性質に基づいて適用することができない場合を除く。

第二章 契約の締結

第469条【契約の形式】

当事者は、契約を締結する場合、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。

- 2 書面形式とは、契約書、書簡、電報、テレックス、ファックス等その内容を有形で表現することができる形式をいう。
- 3 電子データ交換,電子メール等の方式によりその内容を有形で表現することが可能であり,かつ随時に取り寄せ調査できる電子文書は,書面形式とみなす。

第470条【契約の内容】

契約の内容は、当事者が約定し、一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 目的
- (三) 数量
- (四) 品質
- (五) 代金又は報酬
- (六)履行期限,履行地及び履行方式
- (七) 違約責任
- (八) 紛争解決方法
- 2 当事者は、各種契約のモデル文書を参照して契約を締結することができる。

第471条【契約締結の方式】

当事者は、契約を締結する場合、申込、承諾方式又はその他の方式を採用することができる。

第472条【契約の申込】

申込とは、他人との契約の締結を希望する意思表示をいい、当該意思表示は次に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 内容が具体的に確定していること
- (二) 申込受領者が承諾した場合, 申込者が直ちに当該意思表示に拘束される旨を表明 していること

第473条【申込の誘引】

申込の誘引とは、他人が申込の通知を自己に対して発することを希望する意思表示を いう。競売公告、入札公告、株式目論見書、債券募集方法、基金目論見書、商業広告と 宣伝、価格表の送付等を申込の誘引とする。

2 商業広告と宣伝の内容が申込に関する条件に適合する場合、申込を構成する。

第474条【申込の発効時期】

申込の発効時期には、本法第137条の規定を適用する。

第475条【申込の撤回】

申込は撤回することができる。申込の撤回には、本法第141条の規定を適用する。

第476条【申込の取消と例外】

申込は取り消すことができる。但し、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 申込者が承諾期限を確定し、又はその他の形式により申込が取消すことができない旨を明示しているとき
- (二) 申込受領者に申込は取消すことができないものと認識する理由があり、かつ契約 履行のため既に合理的な準備作業を行っているとき

第477条【申込取消の要件】

申込の取消の意思表示を対話方式で行う場合,当該意思表示の内容は、申込受領者が 承諾するより前に申込受領者に知らせなければならない。申込の取消の意思表示を非対 話方式で行う場合、申込受領者が承諾するより前に申込受領者に到達しなければならな 61

第478条【申込の失効】

次のいずれかに該当する場合、申込は失効する。

- (一) 申込が拒絶されたとき
- (二) 申込が法に基づき取消されたとき
- (三) 承諾期限が満了し、申込受領者が承諾していないとき
- (四) 申込受領者が申込の内容に対して実質的変更を行ったとき

第479条【承諾】

承諾とは、申込受領者が申込に同意する旨の意思表示をいう。

第480条【承諾の方式】

承諾は通知方式により行わなければならない。但し、取引慣習に基づく場合、又は申 込が行為を通じて承諾とすることができる旨表明されている場合を除く。

第481条【承諾の到達時期】

承諾は、申込で確定された期限内に申込者に到達しなければならない。

- 2 申込で承諾期限が確定されていない場合、承諾は次に掲げる規定に従って到達しなければならない。
 - (一) 申込を対話方式で行う場合, 直ちに承諾をしなければならない。
 - (二) 申込を非対話方式で行う場合、承諾は合理的期間内に到達しなければならない。

第482条【承諾期間の起算点】

申込を書簡又は電報で行う場合,承諾期間は,書簡に明記された日付又は電報が発信された日から起算する。書簡に日付が明記されていない場合,当該書簡の投函にかかる消印日から起算する。申込を電話,ファックス,電子メール等の高速通信方式により行う場合,承諾期間は、申込が申込受領者に到達した時から起算する。

第483条【契約の成立時期】

承諾が発効した時に契約は成立する。但し、法律に別段の規定があり、又は当事者に 別段の約定がある場合を除く。

第484条【承諾の発効時期】

通知方式で承諾する場合、発効時期には本法第137条の規定を適用する。

2 承諾に通知が必要でない場合、取引慣習又は申込の要求に基づいて承諾としての行為をした時に発効する。

第485条【承諾の撤回】

承諾は撤回することができる。承諾の撤回には本法第141条の規定を適用する。

第486条【承諾期限後の承諾】

申込受領者が承諾期限を超えて承諾の通知を発し、又は承諾期間内に承諾の通知を発 したが、通常の状況では申込者に速やかに到達することができない場合、新たな申込と する。但し、申込者が速やかに申込受領者に対して当該承諾が有効である旨を通知した 場合を除く。

第487条【意外遅延の承諾】

申込受領者が承諾期間内に承諾の通知を発し、通常の状況では申込者に速やかに到達することができたにもかかわらず、その他の原因により承諾が承諾期限を徒過して申込者に到達した場合、申込者が申込受領者に対して承諾期限を徒過したことを理由に当該承諾を受け入れない旨を速やかに通知した場合を除き、当該承諾を有効とする。

第488条【申込内容を実質的に変更した承諾】

承諾の内容は、申込の内容と一致しなければならない。申込受領者が申込の内容について実質的に変更した場合、新たな申込とする。契約の目的、数量、品質、代金又は報酬、履行期限、履行地及び履行方式、違約責任及び紛争解決方法等に関する変更は、申込内容に対する実質的変更である。

第489条【申込内容の非実質的変更をした承諾】

承諾で申込の内容に対して実質的でない変更をした場合、申込者が速やかに反対の意思表示をし、又は申込において承諾で申込の内容に対していかなる変更もしてはならない旨表明している場合を除き、当該承諾は有効とし、契約の内容は、承諾の内容をその基準とする。

第490条【書面形式による場合の契約成立】

当事者が契約書形式により契約を締結する場合,当事者が共に署名,捺印し,又は指印を押した時に契約は成立する。署名,捺印し,又は指印を押す前に,当事者の一方が既に主要な義務を履行し,相手方が受け入れたとき,当該契約は成立する。

2 法律, 行政法規の規定又は当事者の約定により書面形式で契約を締結しなければならないが, 当事者は書面形式を採用しておらず, 一方が既に主要な義務を履行し, 相手方が受け入れた場合, 当該契約は成立する。

第491条【確認書の締結】

当事者が書簡,データ電文等の形式により締結する契約で確認書の締結が要求されている場合,確認書を締結した時に契約が成立する。

2 当事者の一方がインターネット等の情報ネットワークを通じて公表した商品又はサービス情報が申込の要件に適合する場合、相手方が当該商品又はサービスを選択し、かつ注文書の提出に成功した時に契約が成立する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第492条【契約成立地】

承諾の発効した場所を契約成立地とする。

2 データ電文形式により契約を締結する場合,受取人の主たる営業地を契約成立地とする。主たる営業地がない場合,その住所地を契約成立地とする。当事者に別段の約定がある場合,その約定に従う。

第493条【契約書による場合の契約成立地】

当事者が契約書形式により契約を締結する場合,当事者が最後に署名,捺印し又は指印を押した場所を契約成立地とする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第494条【強制締約義務】

国家が被災者救済、感染予防・抑制又はその他の必要に基づいて発注任務又は指令的 任務を命じた場合、関係する民事主体の間で関係する法律、行政法規の規定する権利及 び義務に従って契約を締結しなければならない。

- 2 法律, 行政法規の規定に従って申込を発出する義務を負う当事者は, 速やかに合理的 な申込を発出しなければならない。
- 3 法律, 行政法規の規定に従って承諾義務を負う当事者は, 相手方の合理的な契約締結 の要求を拒絶してはならない。

第495条【予約契約】

当事者が将来の一定期限内に契約を締結する旨を約定した引受書, 注文書, 予約書等は, 予約契約を構成する。

2 当事者の一方が予約契約で約定した契約締結義務を履行しない場合,相手方は予約契約の違約責任の負担を請求することができる。

第496条【格式条款】

格式条款³は、当事者が重複して使用するために事前に制定し、かつ契約締結時に相手方と協議していない条項である。

2 格式条款を用いて契約を締結する場合、格式条款を提供する側は、公平原則に従って 当事者間における権利及び義務を確定し、かつその責任を免除又は軽減する等相手方に 重大な利害関係のある条項について、合理的方式を講じて相手方に提示して注意喚起し、 相手方の要求に応じて当該条項を説明しなければならない。格式条款を提供する側が提 示又は説明の義務を履行せず、そのために相手方が重大な利害関係のある条項に対して 注意していない又はそれを理解していない場合は、相手方は当該条項が契約内容を構成 しないことを主張することができる。

第497条【格式条款の無効事由】

次のいずれかに該当する場合、当該格式条款は無効とする。

- (一) 本法第一編第六章第三節及び本法第506条の規定する無効事由を具えるとき
- (二) 格式条款を提供する一方の責任を不合理に免除又は軽減し、相手方の責任を加重 し、相手方の主要な権利を制限するとき
- (三) 格式条款を提供する一方が相手方の主要な権利を排除するとき

第498条【格式条款の解釈】

格式条款に対する理解について紛争が発生した場合,通常の理解に従って解釈しなければならない。格式条款に対して二種以上の解釈がある場合,格式条款を提供する一方に不利な解釈をしなければならない。格式条款と非格式条款が一致しない場合,非格式条款を採用しなければならない。

³ 格式条項は、定型条項、定型約款、様式条項、標準様式条項、約款等と訳されている。

第499条【懸賞広告】

懸賞者が公開方式により特定の行為を完成した者に対して報酬を支払うことを声明した場合、当該行為を完成した者はその支払いを請求することができる。

第500条【契約締結上の過失責任】

当事者は契約の締結過程において次のいずれかに該当し、相手方に損害を与えた場合、 賠償責任を負わなければならない。

- (一) 契約締結の名目を利用して、悪意をもって協議を進めたとき
- (二) 契約締結に関する重要事実を故意に隠蔽し、又は虚偽の状況を提供したとき
- (三) その他誠実信用原則に違反する行為があったとき

第501条【契約締結過程における当事者の守秘義務】

当事者は契約の締結過程において知り得た営業秘密又はその他秘密を保持すべき情報について、契約成立の有無にかかわらず、漏えい又は不正に使用してはならない。当該営業秘密又は情報を漏えい、不正に使用して、相手方に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第三章 契約の効力

第502条【契約の発効時期】

法に基づき成立した契約は,成立した時から発効する。但し,法律に別段の規定があり, 又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

- 2 法律,行政法規の規定により契約が認可等の手続を行うべき場合,その規定に従う。 認可等の手続を行わなければ当該契約の発効に影響する場合,契約における提出承認等 の義務に関する条項及び関連条項の効力には影響しない。認可申請等の手続を行うべき 当事者が義務を履行しない場合,相手方は当該義務に違反した責任の負担を請求するこ とができる。
- 3 法律, 行政法規の規定により契約の変更, 譲渡, 解除等の状況として認可等の手続を行わなければならない場合, 前項の規定を適用する。

第503条【黙示方式による無権代理の追認】

無権代理人が被代理人名義によって契約を締結し、被代理人が既に契約義務の履行を 開始し、又は相手方の履行を受け入れた場合、契約に対する追認とみなす。

第504条【法人代表者等の権限を超えた契約締結】

法人の法定代表者又は非法人組織の責任者が権限を超えて締結した契約は、相手方が その権限の踰越を知り又は知り得べき場合を除き、当該代表行為は有効であり、締結し た契約は法人又は非法人組織に対して効力を生じる。

第505条【経営範囲を超えた契約締結】

当事者が経営範囲を超えて締結した契約の効力は、本法第一編第六章第三節及び本編の関係規定に従って確定しなければならず、経営範囲を超えたことのみにより契約の無効を確認してはならない。

第506条【無効な免責条項】

契約中の次に掲げる免責条項は無効とする。

- (一) 相手方に人身損害を与えたとき
- (二) 故意又は重過失により相手方に財産上の損害を与えたとき

第507条【紛争解決条項の独立性】

契約の不発効,無効,取消又は終了の場合,契約中の紛争解決方法に関する条項の効力に影響しない。

第508条【契約効力規定の適用】

本編に契約の効力に対する規定がない場合、本法第一編第六章の関係規定を適用する。

第四章 契約の履行

第509条【契約履行の原則】

当事者は、約定に従って自己の義務を全面的に履行しなければならない。

- 2 当事者は、誠実信用原則に従い、契約の性質、目的及び取引慣習に基づいて通知、協力、 秘密保持等の義務を履行しなければならない。
- 3 当事者は契約の履行過程において資源の浪費、環境汚染及び生態破壊を回避しなければならない。

第510条【約定不明な場合の処理】

契約が発効した後、当事者に品質、代金又は報酬、履行地等の内容に関する約定がない又は約定が不明確である場合、協議により補充することができる。補充協議が調わない場合、契約の関連条項又は取引慣習に従って確定する。

第511条【品質、代金、履行地等の内容確定】

当事者の契約内容に関する約定が不明確であり、前条の規定によってもなお確定できない場合、次に掲げる規定を適用する。

- (一) 品質要求が不明確な場合,強制国家基準に従って履行する。強制国家基準がない場合,推奨国家基準に従って履行する。推奨国家基準がない場合,業界基準に従って履行する。国家基準,業界基準がない場合,通常の基準又は契約の目的に適合する特定基準に従って履行する。
- (二)代金又は報酬が不明確な場合,契約締結時の履行地の市場価格に従って履行する。 法に基づき政府指定価格又は政府指導価格を執行すべき場合,規定に従って履行する。
- (三)履行地が不明確な場合、貨幣の給付は、貨幣を受ける一方の所在地で履行する。 不動産の引渡しは、不動産の所在地で履行する。その他の目的物は、義務を履行する一方の所在地で履行する。
- (四)履行期限が不明確な場合、債務者はいつでも履行することができ、債権者もいつでも履行を請求することができる。但し、相手方に必要な準備時間を与えなければならない。

- (五)履行方式が不明確な場合、契約目的の実現に有益な方式に従って履行する。
- (六)履行費用の負担が不明確な場合、義務を履行する一方が負担する。債権者の原因 により増加した履行費用は、債権者が負担する。

第512条【電子契約における商品引渡等の方式・時期】

インターネット等の情報ネットワークを通じて成立した電子契約の目的が商品の引渡であり、かつ引渡に宅配物流方式が採用されている場合、受取人の受領署名の時期を引渡し時期とする。電子契約の目的がサービスの提供である場合、作成された電子証書又は現物証書に明記された時期をサービスの提供時期とする。前述の証書に時期が明記されておらず又は明記された時期が実際のサービスの提供時期と一致しない場合、実際のサービスの提供時期を基準とする。

- 2 電子契約の目的物がオンライン伝送方式による引渡である場合,契約の目的物を相手方が指定した特定システムに入り,検索,識別することができる時期を引渡し時期とする。
- 3 電子契約の当事者に引渡方式,引渡時期に関する別段の約定がある場合,その約定に 従う。

第513条【政府による価格調整と契約価格の確定】

政府指定価格又は政府指導価格を執行する場合に、契約で約定した引渡期限内に政府価格の調整が行われたときは、引渡時の価格に従って価格を計算する。期限を徒過して目的物を引き渡した場合、価格が上昇したときは原価格で執行し、価格が下落したときは新価格で執行する。期限を徒過して目的物を受領し、又は支払いを行った場合に、価格が上昇したときは新価格で執行し、価格が下落したときは原価格で執行する。

第514条【金銭債務の履行】

金銭支払いを内容とする債務は、法律に別段の規定があり又は当事者に別段の約定が ある場合を除き、債権者は、実際の履行地の法定貨幣による履行を債務者に請求するこ とができる。

第515条【選択債務と選択権帰属】

目的は複数存在するが債務者はそのうちの一つだけを履行する必要がある場合,債務者が選択権を有する。但し、法律に別段の規定があり、当事者に別段の約定があり又は別段の取引慣習がある場合を除く。

2 選択権を有する当事者が約定した期限内に又は履行期限が満了しても選択せず、催告を受けた後の合理的期間内になお選択しない場合、選択権は相手方に移転する。

第516条【選択権の行使】

当事者は、選択権を行使する場合、速やかに相手方に通知しなければならず、通知が相手方に到達したとき、目的が確定する。目的の確定後に変更してはならない。但し、相手方の同意を得た場合を除く。

2 選択することができる目的のいずれかに履行不能の状況が発生した場合,選択権を有する当事者は履行不能となった目的を選択してはならない。但し,当該履行不能となった状況が相手方により生じた場合を除く。

第517条【分割債権,分割債務】

債権者が二名以上で、目的を分割することができ、持分に従って各自が債権を有する場合、分割債権 [按份债权] とする。債務者が二名以上で、目的を分割することができ、持分に従って各自が債務を負担する場合、分割債務 [按份债务] とする。

2 分割債権者又は分割債務者の持分を確定することが困難である場合,持分が同じであるものとみなす。

第518条【連帯債権,連帯債務】

債権者が二名以上で、一部又は全部の債権者が債務の履行を債務者に求めることができる場合、連帯債権とする。債務者が二名以上で、債権者が債務の履行を一部又は全部の債務者に求めることができる場合、連帯債務とする。

2 連帯債権又は連帯債務は、法律で規定し又は当事者の約定による。

第519条【連帯債務者の負担分確定と求償】

連帯債務者の間の負担分を確定することが困難である場合、負担分が同じであるものとみなす。

- 2 実際に負担した債務が自己の負担分を超えた連帯債務者は、超えた部分についてその他の連帯債務者に対してその履行していない負担分の範囲内で求償権を有し、かつそれに相応する債権者の権利を有する。但し、債権者の利益を害してはならない。その他の連帯債務者は、債権者に対する抗弁を当該債務者に対して主張することができる。
- 3 求償された連帯債務者がその負うべき負担分の範囲内で履行が不能である場合, その 他の連帯債務者は相応する範囲内で按分比例して分担しなければならない。

第520条【連帯債務の対外的効力】

- 一部の連帯債務者が債務を履行、相殺し、又は目的物を供託した場合、その他の債務者の債権者に対する債務は、相応する範囲内で消滅する。当該債務者は、前条の規定に従ってその他の債務者に求償することができる。
- 2 一部の連帯債務者の債務が債権者により免除された場合,当該連帯債務者の負うべき 負担分の範囲内で,その他の債務者の債権者に対する債務は消滅する。
- 3 一部の連帯債務者の債務と債権者の債権が同一人に帰属する場合,当該債務者が負うべき負担分を控除した後、債権者のその他の債務者に対する債権は引き続き存在する。
- 4 債権者が一部の連帯債務者の給付を受領遅滞した場合、その他の連帯債務者に対して 効力を生じる。

第521条【連帯債権の内外部関係】

連帯債権者の間において持分を確定することが困難な場合、持分が同じであるものと みなす。

- 2 実際に債権を受領した連帯債権者は、按分比例によりその他の連帯債権者に返還しなければならない。
- 3 連帯債権には本章の連帯債務の関係規定を参照適用する。

第522条【第三者のためにする契約と違約責任】

当事者の約定により債務者が第三者に債務を履行する場合に、債務者が第三者に債務 を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しないときは、債権者に対して違約責任を負 わなければならない。

2 法律の規定又は当事者の約定により第三者が直接債務の履行を債務者に請求することができる場合に、第三者が合理的期間内に明確に拒絶しておらず、債務者が第三者に債務を履行せず又は債務の履行が約定に適合しないときは、第三者は、違約責任の負担を債務者に請求することができる。債務者は、その債権者に対する抗弁を第三者に対して主張することができる。

第523条【第三者による債務履行と違約責任】

当事者において、第三者が債権者に債務を履行する旨を約定した場合、第三者が債務 を履行せず又は債務の履行が約定に適合しないときは、債務者は債権者に対して違約責 任を負わなければならない。

第524条【第三者による債務履行と効果】

債務者が債務を履行せず、第三者が当該債務について合法的利益を有する場合、第三者は債権者に対して代わりに履行する権利を有する。但し、債務の性質、当事者の約定 又は法律の規定に基づき、債務者だけが履行できる場合を除く。

2 債権者が第三者の履行を受けた後、その債務者に対する債権は第三者に譲渡される。 但し、債務者と第三者との間に別段の約定がある場合を除く。

第525条【同時履行の抗弁権】

当事者が相互に債務を負い、履行順序に先後のない場合、同時に履行しなければならない。当事者の一方は、相手方が履行するまでは、その履行請求を拒絶する権利を有する。 当事者の一方は、相手方による債務の履行が約定に適合しないとき、それに相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第526条【契約の異時履行】

当事者が相互に債務を負い、履行順序に先後のある場合、先に債務を履行すべき一方 当事者が履行するまでは、後に履行する当事者は、その履行請求を拒絶する権利を有する。 先に履行すべき一方当事者の債務履行が約定に適合しないとき、後に履行する当事者は、 それに相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第527条【不安の抗弁権】

先に債務を履行すべき当事者は、相手方が次のいずれかに該当することを証明する確 実な証拠がある場合、履行を中止することができる。

- (一) 経営状況が著しく悪化したとき
- (二) 財産を移転し、資金を引き出し、隠匿し、もって債務を逃れようとしているとき
- (三) 商業上の信用を喪失したとき
- (四) 債務の履行能力を喪失し又は喪失するおそれのあるその他の状況があるとき
- 2 当事者が確実な証拠もなく履行を中止した場合、違約責任を負わなければならない。

第528条【不安の抗弁権の効力】

当事者は、前条の規定に従って履行を中止した場合、速やかに相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供した場合は、履行を再開しなければならない。履行を中止した後、相手方が合理的期間内に履行能力を回復せず、かつ適当な担保を提供しない場合には、自己の行為をもって主要な債務の不履行を表明したものとみなし、履行を中止した一方は契約を解除し、かつ相手方に違約責任の負担を請求することができる。

第529条【債権者の原因により債務履行が困難となった場合】

債権者が分割、合併し又は住所を変更したが債務者に通知せず、これにより債務の履行に困難が生じた場合、債務者は、履行を中止し又は目的物を供託することができる。

第530条【債務の期限前履行】

債権者は、債務者による債務の期限前履行を拒絶することができる。但し、期限前履行が債権者の利益を害さない場合を除く。

2 債務者が債務を期限前に履行したことにより債権者に増加した費用は、債務者が負担する。

第531条【債務の一部履行】

債権者は、債務者による債務の一部履行を拒絶することができる。但し、一部履行が 債権者の利益を害さない場合を除く。

2 債務者が債務を一部履行したことにより債権者に増加した費用は、債務者が負担する。

第532条【契約発効後における当事者の消極的義務】

契約が発効した後、当事者は、氏名、名称の変更又は法定代表者、責任者、担当者の変動に起因して契約義務の不履行を生じさせてはならない。

第533条【契約成立後の事情変更】

契約成立後,契約の基礎条件に,当事者が契約締結時に予見不可能であった,商業上のリスクに属しない重大な変化が生じ,契約の履行継続が当事者の一方にとって明らかに不公平となる場合,不利な影響を受ける当事者は,相手方との再協議を求めることができる。合理的期間内に協議が調わない場合には,当事者は人民法院又は仲裁機関に対して,契約の変更又は解除を請求することができる。

2 人民法院又は仲裁機関は、事件の実際の状況を踏まえて、公平原則に基づき契約を変 更又は解除しなければならない。

第534条【契約の監督処理】

当事者が契約を利用して国家利益,社会公共利益を害する行為を行う場合,これに対して市場監督管理及びその他関係行政主管部門が法律,行政法規の規定に従って監督,処理の責任を負う。

第五章 契約の保全

第535条【債権者代位権】

債務者がその債権又は当該債権と関係のある従たる権利の行使を怠ったことにより、 債権者による期限到来債権の実現に影響する場合、債権者は、自己名義により債務者の 相手方に対する権利の代位行使を人民法院に請求することができる。但し、当該権利が 債務者自身に専属する場合を除く。

- 2 代位権の行使範囲は、債権者の期限到来債権を限度とする。債権者が代位権を行使するための必要費用は、債務者が負担する。
- 3 相手方は、債務者に対する抗弁を債権者に対して主張することができる。

第536条【期限到来前の保存行為】

債権者の債権の履行期が到来する前に、債務者の債権又は当該債権と関係のある従たる権利が、訴訟時効期間が間もなく満了し又は破産債権を速やかに届け出ない等の状況により、債権者の債権実現に影響する場合、債権者は、代位して債務者の相手方に履行を請求し、破産管財人に届出又はその他必要な行為をすることができる。

第537条【代位権行使の効果】

人民法院が代位権の成立を認定した場合、債務者の相手方が債権者に対して義務を履行し、債権者が履行を受けた後、債権者と債務者、債務者とその相手方の間の相応する権利義務関係は消滅する。債務者の相手方に対する債権又は当該債権と関係のある従たる権利について保全、執行の措置が講じられ、又は債務者が破産した場合は、関連する法律の規定に従って処理する。

第538条【無償行為の詐害行為取消】

債務者がその債権を放棄し、債権の担保を放棄し、財産を無償譲渡する等の方式により財産権益を無償で処分し、又はその期限到来債権の履行期限を悪意で延長し、債権者による債権実現に影響する場合、債権者は、人民法院に対して債務者の行為の取消を請求することができる。

第539条【有償行為の詐害行為取消】

債務者が明らかに不合理な低価格で財産を譲渡し、明らかに不合理な高価格で他人の 財産を譲り受け、又は他人の債務のために担保を提供し、債権者による債権実現に影響し、 当該状況について債務者の相手方が知り又は知り得べき場合、債権者は、人民法院に対 して債務者の行為の取消を請求することができる。

第540条【詐害行為取消権の行使範囲】

取消権の行使範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者が取消権を行使するための 必要費用は、債務者が負担する。

第541条【詐害行為取消権の行使期間】

取消権は、債権者が取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に行使する。債務 者の行為発生の日から5年以内に取消権を行使しない場合、当該取消権は消滅する。

第542条【詐害行為取消の効果】

債権者の債権実現行為に影響する債務者の行為が取り消された場合、始めから法的拘束力を有しない。

第六章 契約の変更及び譲渡

第543条【契約の変更】

当事者が協議し合意した場合、契約を変更することができる。

第544条【契約未変更の推定】

契約変更の内容に関する当事者の約定が不明確である場合,変更していないものと推定する。

第545条【債権譲渡】

債権者は、債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。但し、次のいずれ かに該当する場合を除く。

- (一) 債権の性質に基づき譲渡できないとき
- (二) 当事者の約定により譲渡できないとき
- (三) 法律の規定により譲渡できないとき
- 2 当事者が約定により非金銭債権の譲渡を禁止した場合、善意の第三者に対抗することができない。当事者が約定により金銭債権の譲渡を禁止した場合、第三者に対抗することができない。

第546条【債権譲渡の通知】

債権者は、債権を譲渡し、債務者に通知していない場合、当該譲渡は債務者に対して 効力を生じない。

2 債権譲渡の通知は取り消すことができない。但し、譲受人の同意を得た場合を除く。

第547条【譲渡債権の従たる権利】

債権者が債権を譲渡する場合,譲受人は,債権に関係する従たる権利を取得する。但し, 当該従たる権利が債権者自身に専属する場合を除く。

2 譲受人による従たる権利の取得は、当該従たる権利の移転登記手続がなされず、又は 占有が移転されないことによる影響を受けない。

第548条【債務者の抗弁権】

債務者は、債権譲渡通知を受領した後、譲渡人に対する抗弁を譲受人に対して主張することができる。

第549条【債務者の相殺権】

次に掲げる状況がある場合、債務者は譲受人に対して相殺を主張できる。

- (一) 債務者が債権譲渡通知を受領したときに、債務者が譲渡人に対して債権を有し、 かつ債務者の債権が譲渡債権よりも先に又は同時に期限が到来するとき
- (二) 債務者の債権と譲渡債権が同一の契約から発生しているとき

第550条【増加費用の負担】

債権譲渡により増加した履行費用は、譲渡人が負担する。

第551条【債務の移転・免責的債務引受】

債務者は、債務の全部又は一部を第三者に移転する場合、債権者の同意を得なければ ならない。

2 債務者又は第三者は、債権者に対して合理的期間内の同意を催告することができ、債 権者が意思表示を行わない場合、不同意とみなす。

第552条【債務者の加入・併存的債務引受】

第三者が債務者との間で債務者として加入する旨を約定して債権者に通知し,又は第 三者が債務者として加入する意思を債権者に表示し,債権者が合理的期間内に明確に拒 絶してない場合,債権者は,第三者がその債務負担意思がある範囲内で債務者と連帯債 務を負うことを請求できる。

第553条【債務移転による新債務者の抗弁】

債務者が債務を移転する場合、新債務者は、原債務者の債権者に対する抗弁を主張することができる。原債務者が債権者に対して債権を有する場合、新債務者は、債権者に相殺を主張することができない。

第554条【債務移転と従たる債務】

債務者が債務を移転する場合,新債務者は、主たる債務に関係する従たる債務を負わなければならない。但し、当該従たる債務が原債務者自身に専属する場合を除く。

第555条【契約上の権利義務の一括譲渡】

当事者の一方は、相手方の同意を得て、契約における自己の権利及び義務を一括して 第三者に譲渡することができる。

第556条【契約トの権利義務一括譲渡の法律適用】

契約上の権利及び義務を一括して譲渡する場合、債権譲渡、債務移転の関係規定を適用する。

第七章 契約上の権利義務の終了

第557条【債権債務の終了事由】

次のいずれかに該当する場合、債権債務は終了する。

- (一) 債務が既に履行されたとき
- (二) 債務が相互に相殺されたとき
- (三) 債務者が法に基づき目的物を供託したとき
- (四) 債権者が債務を免除したとき
- (五) 債権債務が同一人に帰属したとき
- (六) 法律が規定し、又は当事者が約定したその他の終了事由
- 2 契約を解除した場合、当該契約の権利義務関係は終了する。

第558条【債権債務終了後の義務】

債権債務が終了した後においても、当事者は、誠実信用等の原則に従い、取引慣習に 基づいて通知、協力、秘密保持、不用物回収等の義務を履行しなければならない。

第559条【従たる権利の消滅】

債権債務が終了したとき債権の従たる権利も同時に消滅する。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第560条【複数債務の弁済充当順序】

債務者が同一債権者に対して負う複数の債務の種類が同じであり、債務者の給付が全 ての債務を弁済するのに不足する場合、当事者に別段の約定がある場合を除き、債務者 が弁済するときにその履行する債務を指定する。

2 債務者が指定しない場合,既に履行期が到来した債務を優先して履行しなければならない。複数債務の履行期がいずれも到来した場合,債権者に対する担保がない又は担保が最も少ない債務を優先して履行する。全てが無担保又は担保が同じである場合,債務者の負担が重い方の債務を優先して履行する。負担が同じである場合,債務の履行期が到来する順序の先後に従って履行する。履行期の到来が同じである場合,債務の比率に従って履行する。

第561条【費用、利息、主たる債務の弁済充当】

債務者は、主たる債務を履行するほか、さらに利息及び債権の実現に関係する費用を 支払わなければならず、その給付が全ての債務を弁済するのに不足する場合、当事者に 別段の約定がある場合を除き、次に掲げる順序に従って履行しなければならない。

- (一) 債権の実現に関係する費用
- (二) 利息
- (三) 主たる債務

第562条【合意解除, 約定解除事由】

当事者が協議し合意した場合、契約を解除することができる。

2 当事者は、一方の契約解除事由を約定することができる。契約の解除事由が発生した場合は、解除権者は契約を解除することができる。

第563条【法定解除事由】

次のいずれかに該当する場合、当事者は契約を解除することができる。

- (一) 不可抗力により契約の目的が実現不能となったとき
- (二)履行期限が満了する前に、当事者の一方が主要な債務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為をもって表明したとき
- (三) 当事者の一方が主要な債務の履行を遅滞し、催告を受けた後も合理的期間内に履行しないとき
- (四) 当事者の一方が債務の履行を遅延し、又はその他の違約行為があり、契約の目的 が実現不能となったとき
- (五) 法律が規定するその他の事由

2 継続的に履行する債務を内容とする期間の定めのない契約について、当事者はいつでも契約を解除することができる。但し、合理的期間前に相手方に通知しなければならない。

第564条【解除権の行使期限】

解除権の行使期限を法律が規定し又は当事者が約定している場合,期限が満了しても 当事者が行使しないとき,当該権利は消滅する。

2 解除権の行使期限を法律が規定しておらず、又は当事者が約定していない場合、解除 権者が解除事由を知り又は知り得べき日から1年以内に行使しないとき、又は相手方が 催告した後も合理的期間内に行使しないとき、当該権利は消滅する。

第565条【解除権行使】

当事者の一方は、法に基づき契約解除を主張する場合、相手方に通知しなければならない。通知が相手方に到達したときに契約は解除される。通知に債務者が一定期限内に債務を履行しなければ契約が自動的に解除される旨が明記され、債務者が当該期限内に債務を履行しない場合、通知に明記された期限が満了したときに契約は解除される。相手方が契約解除に対して異議のある場合、いずれの一方当事者も解除行為の効力確認を人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

2 当事者の一方が相手方に通知せず、直接に訴訟又は仲裁方式により法に基づき契約解除を主張し、人民法院又は仲裁機構が当該主張を確認した場合、契約は、訴状副本又は仲裁申立書副本が相手方に送達されたときに解除される。

第566条【契約解除の効果】

契約を解除した後、未履行の場合は履行を中止し、既に履行している場合には、履行状況及び契約の性質に基づいて、当事者は、原状回復又はその他救済措置を講じるよう請求することができ、かつ損害賠償を請求する権利を有する。

- 2 契約が違約により解除された場合,解除権者は,違約責任の負担を違約した一方に請求することができる。但し,当事者に別段の約定がある場合を除く。
- 3 主たる契約を解除した後も、担保提供者は、債務者が負うべき民事責任に対してなお担保責任を負わなければならない。但し、担保契約に別段の約定がある場合を除く。

第567条【契約の終了と決済・清算条項の効力】

契約の権利義務関係の終了は、契約中の決済及び清算条項の効力に影響しない。

第568条【法定相殺】

当事者が相互に債務を負い、当該債務の目的物の種類、品質が同一である場合、いずれの一方も自己の債務と相手方の期限の到来した債務を相殺することができる。但し、 債務の性質、当事者の約定又は法律の規定により相殺することが許されない場合を除く。

2 当事者が相殺を主張する場合、相手方に通知しなければならない。通知は相手方に到達したときから発効する。相殺には条件又は期限を付すことができない。

第569条【合意相殺】

当事者が相互に債務を負うが目的物の種類, 品質が同一でない場合, 協議による合意 を経て相殺することもできる。

第570条【供託】

次のいずれかに該当し、債務の履行が困難である場合、債務者は、目的物を供託する ことができる。

- (一) 債権者が正当な理由なく受領を拒絶したとき
- (二) 債権者が行方不明であるとき
- (三)債権者が死亡したが相続人、遺産管理人が確定せず、又は民事行為能力を喪失し たが後見人が確定していないとき
- (四) 法律が規定するその他の事由
- 2 目的物が供託に適さず、又は供託費用が過度に高い場合、債務者は、法に基づき目的物を強制競売又は強制換価し、得た代金を供託することができる。

第571条【供託の成立】

債務者が目的物又は法に基づく目的物の強制競売,強制換価により得た代金を供託部門に引き渡したとき,供託は成立する。

2 供託が成立した場合は、債務者がその供託の範囲内で目的物を既に引き渡したものとみなす。

第572条【供託通知】

目的物を供託した後,債務者は,速やかに債権者又は債権者の相続人,遺産管理人, 後見人,財産管理人に通知しなければならない。

第573条【供託期間の危険、果実、供託費用】

目的物を供託した後、毀損、滅失の危険は債権者が負う。供託期間における目的物の 果実は、債権者の所有とする。供託費用は債権者が負担する。

第574条【供託物の受け取りと取り戻し】

債権者は、供託物を随時受け取ることができる。但し、債権者が債務者に対して期限の到来した債務を負う場合、債権者が債務を履行又は担保を提供する前においては、供託部門は、債務者の求めに基づき、債権者による供託物の受け取りを拒絶しなければならない。

2 債権者が供託物を受け取る権利は、供託日から5年以内に行使されない場合、消滅し、 供託物は、供託費用を控除した後に国家所有となる。但し、債権者が債務者に対する期 限到来債務を履行せず、又は債権者が供託部門に対して供託物を受け取る権利の放棄を 書面で表示した場合、債務者は、供託費用を負担した後に供託物を取り戻す権利を有する。

第575条【債務免除】

債権者が債務者の一部又は全部の債務を免除した場合、債権債務の一部又は全部が終了する。但し、債務者が合理的期間内に拒絶した場合を除く。

第576条【債権債務の混同】

債権及び債務が同一人に帰属する場合,債権債務が終了する。但し,第三者の利益を 害する場合を除く。

第八章 違約責任

第577条【違約責任の基本規則】

当事者の一方が契約義務を履行せず,又は契約義務の履行が約定に適合しない場合,履行の継続,救済措置の実施又は損害賠償等の違約責任を負わなければならない。

第578条【予期違約責任】

当事者の一方が契約上の義務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為をもって表明した場合、相手方は履行期限の到来前においても違約責任の負担を請求することができる。

第579条【金銭債務の履行請求】

当事者の一方が代金、報酬、賃料、利息を支払わず、又はその他の金銭債務を履行しない場合、相手方はその支払いを請求することができる。

第580条【非金銭債務の違約責任】

当事者の一方が非金銭債務を履行せず,又は非金銭債務の履行が約定に適合しない場合,相手方は履行を請求することができる。但し、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 法律上又は事実上、履行不能であるとき
- (二) 債務の目的が強制履行に適さず、又は履行費用が過度に高額なとき
- (三) 債権者が合理的期間内に履行請求しなかったとき
- 2 前項の規定する除外事由があり、契約目的が実現不能となった場合、人民法院又は仲 裁機構は、当事者の請求を根拠として契約上の権利義務関係を終了させることができる。 但し、違約責任の負担には影響しない。

第581条【代替履行】

当事者の一方が債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、債務の性質に基 づいて強制履行すべきでない場合、相手方は第三者が代替履行する費用の負担をその当 事者に請求することができる。

第582条【瑕疵履行の違約責任】

履行が約定に適合しない場合、当事者の約定に従って違約責任を負わなければならない。違約責任に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、損害を受けた一方は、目的の性質及び損害の大小に基づいて、修理、再製作、交換、返品、代金又は報酬の減額等の違約責任を合理的に選択し、相手方に負担を請求することができる。

第583条【義務履行・救済措置後の残余損害の賠償】

当事者の一方が契約義務を履行せず,又は契約義務の履行が約定に適合しない場合, 義務を履行し又は救済措置を講じた後,相手方にさらにその他の損害があるときは,損 害を賠償しなければならない。

第584条【法定の違約損害賠償】

当事者の一方が契約義務を履行せず、又は契約義務の履行が約定に適合せず、相手方に損害を与えた場合、損害賠償額は違約によって発生した損害に相当しなければならず、

契約履行後の逸失利益を含むものとする。但し、違約した当事者が契約締結時に予見し 又は予見し得べきであった違約により発生し得る損害を超えてはならない。

第585条【違約金の約定】

当事者は、一方が違約した場合に違約状況に基づいて相手方に対して一定金額の違約 金を支払う旨を約定することができ、違約により発生した損害賠償額の計算方法を約定 することもできる。

- 2 約定した違約金が発生した損害よりも低い場合,人民法院又は仲裁機構は,当事者の 請求に基づいて増額することができる。約定した違約金が発生した損害より過度に高い 場合,人民法院又は仲裁機構は,当事者の請求に基づいて適当な減額をすることができる。
- 3 当事者が履行遅延した場合の違約金について約定した場合, 違約当事者は違約金を支払った後も, さらに債務を履行しなければならない。

第586条【手付金】

当事者は、一方が相手方に債権の担保として手付金を支払う旨を約定することができる。手付金契約は、実際に手付金を交付したときに成立する。

2 手付金の金額は、当事者が約定する。但し、主たる契約の目的額の百分の二十を超えてはならず、超えた部分は手付金の効力を生じない。実際に支払われた手付金の金額が約定した金額より多い、又は少ない場合、約定した手付金の金額を変更したものとみなす。

第587条【違約手付金の効力】

債務者が債務を履行した場合,手付金を代金に充当し,又は回収しなければならない。 手付金を交付した一方が,約定した債務を履行しない,又は履行が約定に適合せず,契 約目的の実現が不能となった場合,手付金の返還を請求する権利を有しない。手付金を 収受した一方が,約定した債務を履行しない,又は履行が約定に適合せず,契約目的の実 現が不能となった場合,手付金の2倍の金額を返還しなければならない。

第588条【手付金、違約金、法定損害賠償の適用関係】

当事者が既に違約金を約定し、同時に手付金についても約定している場合、当事者の 一方が違約したときは、相手方は、違約金又は手付金に関する条項を選択して適用する ことができる。

2 手付金が一方の違約により発生した損害を填補するのに不足する場合、相手方は手付金の金額を超過した損害の賠償を請求することができる。

第589条【債権者の受領拒絶】

債務者が約定に従って債務を履行した場合に、債権者が正当な理由なく受領を拒絶したときは、債務者は増加した費用の賠償を債権者に請求することができる。

2 債権者の受領遅延期間において、債務者は利息を支払う必要がない。

第590条【不可抗力による契約の履行不能】

当事者の一方が不可抗力により契約の履行が不能になった場合,不可抗力の影響に基づいて一部又は全部の責任を免除する。但し,法律に別段の規定がある場合を除く。不可抗力により契約が履行不能になった場合,速やかに相手方に通知し、相手方に与える

おそれがある損害を軽減しなければならず、かつ合理的期間内に証明を提供しなければならない。

2 当事者の履行遅延後に不可抗力が発生した場合, その違約責任は免除されない。

第591条【損害拡大防止義務】

当事者の一方が違約した後に、相手方は、適切な措置を講じて損害拡大を防止しなければならない。適切な措置を講じず損害を拡大させた場合、拡大した損害について賠償を請求することはできない。

2 当事者が損害の拡大を防止するために支出した合理的費用は、違約当事者が負担する。

第592条【当事者双方の違約】

当事者がいずれも契約に違反した場合、各自が相応する責任を負わなければならない。

2 当事者の一方の違約が相手方に損害を与え、損害の発生について相手方に過失がある場合、相応する損害賠償額を減額することができる。

第593条【第三者の原因による違約】

当事者の一方は、第三者の原因によって違約した場合も、法に基づき相手方に対して 違約責任を負わなければならない。当事者の一方と第三者の間の紛争は、法律の規定又 は約定に従って処理する。

第594条【国際物品売買契約、技術輸出入契約に係る紛争の時効期間】

国際物品売買契約及び技術輸出入契約に係る紛争により訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てる時効期間は4年とする。

第二分編 典型契約

第九章 売買契約

第595条【売買契約の定義】

売買契約とは, 売主が目的物の所有権を買主に移転し, 買主が代金を支払う契約をいう。

第596条【売買契約の内容】

売買契約の内容は、一般に目的物の名称、数量、品質、代金、履行期限、履行地及び履行方式、包装方式、検査基準及び方法、決済方式、契約の使用文字及びその効力等に関する条項を含む。

第597条【無権処分の違約責任】

売主が未だ処分権を取得していないことにより目的物の所有権を移転できない場合, 買主は契約を解除し、違約責任の負担を売主に請求することができる。

2 法律, 行政法規が譲渡を禁止し, 又は制限している目的物については, その規定に従う。

第598条【売主の基本義務】

売主は、買主に目的物を引き渡し、又は目的物を受領するため証拠証券を交付し、かつ目的物の所有権を移転する義務を履行しなければならない。

第599条【売主の関係証書交付義務】

売主は、約定又は取引慣習に従って目的物を受領するための証拠証券以外の関係する

証券及び資料を買主に交付しなければならない。

第600条【知的財産権の留保】

知的財産権を具える目的物を売却する場合、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、当該目的物の知的財産権は買主に帰属しない。

第601条【売主の目的物引渡義務】

売主は、約定した時間に従って目的物を引き渡さなければならない。引渡期限に関する約定がある場合、売主は、当該引渡期限内の何時でも引き渡すことができる。

第602条【目的物引渡期限が不明の場合】

当事者に目的物の引渡期限に関する約定がない又は約定が不明確である場合,本法第510条,第511条第4号の規定を適用する。

第603条【目的物の引渡地】

売主は、約定した地点で目的物を引き渡さなければならない。

- 2 当事者に引渡地に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、次に掲げる規定を適用する。
 - (一)目的物を運送する必要がある場合、売主は、目的物を第一運送人に引き渡して、 買主に運送し引き渡さなければならない。
 - (二)目的物を運送する必要がなく、売主及び買主が契約締結時点で目的物の所在地を 知っている場合、売主は、当該地点で目的物を引き渡さなければならない。目的物 の所在地を知らない場合、売主は契約締結時点の営業地で目的物を引き渡さなけれ ばならない。

第604条【売買目的物危険負担の基本規則】

目的物が毀損,滅失する危険は、目的物の引き渡し前は売主が負い、引き渡した後は買主が負う。但し、法律に別段の規定があり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第605条【引渡履行遅滞と危険負担】

買主の原因により目的物が約定期限に従って引渡しがなされなかった場合, 買主は約 定に違反したときから目的物が毀損, 滅失する危険を負わなければならない。

第606条【運送途上にある目的物売買の危険負担】

売主が,運送人により運送途上にある目的物を売買したとき,当事者に別段の約定がある場合を除き,毀損,滅失する危険は,契約の成立時から買主が負う。

第607条【運送が必要な目的物の危険負担】

売主が約定に従って目的物を買主の指定地点に運送し、かつ運送人に引き渡した後は、 目的物の毀損、滅失する危険は買主が負う。

2 当事者に引渡地に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第603条第2項 第1号の規定に従って目的物を運送する必要がある場合、売主が目的物を第一運送人に 引き渡した後は、目的物の毀損、滅失する危険は買主が負う。

第608条【買主が目的物を受領しない場合の危険負担】

売主が約定又は本法第603条第2項第2号の規定に従って引渡地で目的物を買主に

引き渡す場合において、買主が約定に違反して受け取らないときは、目的物の毀損、滅失する危険は、約定に違反したときから買主が負う。

第609条【関連証拠証券・資料不交付の影響】

売主が約定に従って目的物に関係する証拠証券又は資料を交付しない場合,目的物が 毀損、滅失する危険の移転に影響しない。

第610条【売主根本違約の危険負担】

目的物の品質が品質要件に適合しないことにより、契約目的が実現不能となった場合、 買主は、目的物の受領を拒絶し又は契約を解除することができる。買主が目的物の受領 を拒絶し又は契約を解除した場合、目的物が毀損、滅失する危険は売主が負う。

第611条【危険負担と違約責任の関係】

目的物が毀損,滅失する危険を買主が負う場合,売主による義務の履行が約定に適合しないことは、買主が違約責任の負担を請求する権利に影響しない。

第612条【売主の権利担保義務】

売主は、引き渡す目的物について、第三者が買主に対して当該目的物につき、いかなる権利も享有しないことを保証する義務を負う。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第613条【前条の義務の免除】

買主が契約締結時に第三者が売買の目的物に対して権利を享有することを知り又は知り得べき場合、売主は前条の規定する義務を負わない。

第614条【代金支払の中止】

買主は、第三者が目的物について権利を享有することを証明する確実な証拠を有する場合、相応する代金の支払いを中止することができる。但し、売主が適当な担保を提供する場合を除く。

第615条【目的物の品質要求】

売主は、約定した品質要求に従って目的物を引き渡さなければならない。売主が目的 物の品質に関する説明を提供した場合、引き渡す目的物は、当該説明の品質要求に適合 しなければならない。

第616条【目的物に関する法定品質担保義務】

当事者に目的物の品質要求に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510 条の規定によってもなお確定できない場合、本法第511条第1号の規定を適用する。

第617条【目的物の品質要求不適合による違約責任】

売主が引き渡した目的物が品質要求に適合しない場合、買主は、本法第582条から第584条の規定に基づいて違約責任の負担を請求することができる。

第618条【瑕疵担保責任の軽減・免除特約】

当事者に売主が目的物の瑕疵に対して負う責任の軽減又は免除に関する約定はあるが, 売主の故意又は重過失により目的物の瑕疵を買主に告知しない場合,売主は,責任の軽減又は免除を主張する権利を有しない。

第619条【目的物の包装】

売主は、約定した包装方式に従って目的物を引き渡さなければならない。包装方式に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、通用の方式に従って包装しなければならず、通用の方式がない場合、目的物を保護するに足り、かつ資源節約、生態環境保護に有用な包装方式を採用しなければならない。

第620条【買主の検査義務】

買主は、目的物を受領したとき、約定した検査期限内に検査しなければならない。検 査期限に関する約定がない場合、速やかに検査しなければならない。

第621条【目的物検査の異議通知】

当事者に検査期限に関する約定がある場合、買主は検査期限内に目的物の数量又は品質が約定に適合しない状況について売主に通知しなければならない。買主が通知を怠った場合、目的物の数量又は品質は約定に適合するものとみなす。

- 2 当事者に検査期限に関する約定がない場合,買主は目的物の数量又は品質が約定に適合しないことを発見し又は発見し得べき合理的期間内に売主に通知しなければならない。 買主が合理的期間内に通知せず又は目的物を受領した日から2年以内に売主に通知しない場合,目的物の数量又は品質は約定に適合するものとみなす。但し,目的物に品質保証期がある場合,品質保証期を適用し、当該2年の規定を適用しない。
- 3 売主がその提供した目的物が約定に適合しないことを知り又は知り得べき場合, 買主は, 前2項の規定する通知時間の制限を受けない。

第622条【検査期限等の特則】

当事者が約定した検査期限が過度に短く、目的物の性質及び取引慣習に基づいて、買 主が検査期限内に全面的な検査完了が困難である場合、当該期限は、買主が外観上の瑕 疵に対してのみ異議を提出する期限とみなす。

2 約定した検査期限又は品質保証期が法律,行政法規の規定する期限よりも短い場合, 法律,行政法規に定める期限を基準としなければならない。

第623条【数量,外観上の瑕疵に対する検査】

当事者に検査期限に関する約定がなく、買主が署名した送り状、確認書等に目的物の数量、型番、規格が明記されている場合、買主は数量及び外観上の瑕疵に対して既に検査したものと推定する。但し、これを覆すに足りる関連証拠がある場合を除く。

第624条【検査基準】

売主が買主の指示に従って第三者に目的物を引き渡し、売主と買主が約定した検査基準と買主と第三者が約定した検査基準が一致しない場合、売主と買主が約定した検査基準を基準とする。

第625条【売主の目的物回収義務】

法律,行政法規の規定又は当事者の約定に従って,有効使用年限が満了した後に目的物を回収しなければならない場合,売主は自ら又は第三者に委託して目的物を回収する

義務を負う。

第626条【買主の代金支払義務】

買主は、約定した数額及び支払方式に従って代金を支払わなければならない。代金 又は支払方法に関する約定がない又は約定が不明確である場合、本法第510条、第 511条第2号及び第5号の規定を適用する。

第627条【代金支払地】

買主は、約定した地点で代金を支払わなければならない。支払地に関する約定がない 又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、買 主は売主の営業地で支払わなければならない。但し、代金の支払いが目的物の引渡し又 は目的物受領証の交付を条件とする旨の約定がある場合、目的物を引渡し又は目的物受 領証を交付する場所で代金を支払う。

第628条【代金の支払時期】

買主は、約定した時期に従って代金を支払わなければならない。支払時期に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、買主は目的物又は目的物受領証の受け取りと同時に支払わなければならない。

第629条【目的物超過提供の処理】

売主が目的物の数量を超過して提供した場合,買主は超過分を受領し又は受領を拒絶することができる。買主は超過分を受領する場合,約定した価格に従って代金を支払う。 買主は超過分の受領を拒絶する場合,速やかに売主に通知しなければならない。

第630条【目的物果実の帰属】

目的物の引渡し前に生じた果実は売主の所有とし、引渡し後に生じた果実は買主の所有とする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第631条【主物、従物と契約解除の効力】

目的物の主物が約定に適合しないことにより契約が解除された場合、契約解除の効力は従物に及ぶ。目的物の従物が約定に適合しないことにより契約が解除された場合、解除の効力は主物に及ばない。

第632条【一部目的物の契約解除】

目的物が複数の物であり、そのうちの一つの物が約定に適合しない場合、買主は当該物について解除することができる。但し、当該物と他物を分離することにより目的物の価値が明らかに害される場合、買主は複数の物について契約を解除することができる。

第633条【数次売買の契約解除】

売主が数次に目的物を引き渡す場合,売主がそのうちの1回の目的物の引渡をせず又は引渡が約定に適合せず,当該目的物につき契約目的が実現不能となったときは,買主は当該回の目的物について解除することができる。

2 売主がそのうちの1回の目的物の引渡をせず又は引渡が約定に適合せず、以後のその 他各回の目的物引渡では契約目的が実現不能となった場合、買主は、当該回の目的物及 び以後のその他各回の目的物について解除することができる。 3 買主がそのうちの1回の目的物について解除し、当該回の目的物とその他各回の目的物が相互に依存する場合、既に引き渡した目的物及び未だ引き渡していない目的物について解除することができる。

第634条【割賦売買の契約解除】

分割払いを行う買主の期限到来代金の未払い金額が総額の5分の1に達し、催告を受けた後の合理的期間内になお期限到来代金を支払わない場合、売主は買主に対して代金 全額の支払い、又は契約解除を請求することができる。

2 売主が契約を解除する場合、買主に対して当該目的物の使用料の支払いを請求することができる。

第635条【見本品売買】

見本品売買の当事者は、見本品を密封保存しなければならず、見本品の品質について 説明することができる。売主が引き渡す目的物は、見本品及びその説明の品質と同一で なければならない。

第636条【見本品売買における瑕疵担保責任】

見本品売買の買主が見本品に隠れた瑕疵があることを知らない場合,引き渡した目的物が見本品と同一であっても、売主が引き渡す目的物の品質は、なお同種の物の通常の品質基準に適合しなければならない。

第637条【試用販売における目的物の使用期限】

試用販売の当事者は、目的物の試用期限を約定できる。試用期限に関する約定がない 又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、売 主が確定する。

第638条【試用販売】

試用販売の買主は、試用期限内に目的物を購入することができ、購入を拒絶すること もできる。試用期限が満了し、買主が目的物を購入するか否かについて意思表示を行わ ない場合、購入するものとみなす。

2 試用販売の買主が試用期限内に既に代金の一部を支払い、又は目的物に対して売却、賃貸、担保物権の設定等の行為を実施した場合、買主が購入に同意したものとみなす。

第639条【試用販売の約定が不明な場合】

試用販売の当事者に目的物の使用料に関する約定がない又は約定が不明確である場合, 売主は買主に支払いを請求する権利を有しない。

第640条【試用販売における危険負担】

目的物が試用期限内に毀損、滅失する危険は売主が負う。

第641条【所有権留保】

当事者は、売買契約において買主が代金の支払い又はその他の義務を履行しない場合、 目的物所有権が売主に属する旨を約定することができる。

2 売主が目的物に対して留保する所有権は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第642条【所有権留保売買と売主の目的物取戻権】

当事者に、売主が契約目的物の所有権を留保する旨の約定があり、目的物所有権が移転する前に買主が次のいずれかに該当して売主に損害を与えた場合、当事者に別段の約定がある場合を除き、売主は目的物を取り戻す権利を有する。

- (一) 約定に従った代金の支払いをせず、催告後の合理的期間内になお支払わないとき
- (二) 約定に従った特定条件を完成していないとき
- (三) 目的物の売却、質権設定又はその他不当な処分を行ったとき
- 2 売主は買主との協議を経て目的物を取り戻すことができる。協議が調わない場合,担 保物権の実行手続を参照適用することができる。

第643条【買主による買戻し、売主による再売買】

売主が前条第1項の規定によって目的物を取り戻した後,双方が約定した,又は売主が指定した合理的な買戻期間内に,目的物を売主が取り戻すための事由が消滅した場合,買主は、目的物の買戻しを請求することができる。

2 買主が買戻期間内に目的物を買い戻さない場合,売主は,合理的価格により目的物を 第三者に売却することができる。売却により得た代金から原買主の未払代金及び必要費 用を控除した後になお残余がある場合は,原買主に返還しなければならない。不足する 部分は原買主が弁済する。

第644条【入札募集応札売買の手続】

入札募集応札売買の当事者の権利と義務及び入札募集手続等は,関係の法律,行政法規の規定に従う。

第645条【競売手続の関連規定】

競売の当事者の権利と義務及び競売手続等は、関係の法律、行政法規の規定に従う。

第646条【他の有償契約への準用】

法律にその他の有償契約に関する規定がある場合, その規定に従う。規定がない場合, 売買契約の関連規定を参照適用する。

第647条【交換取引への準用】

当事者に交換取引に関する約定があり、目的物の所有権を移転する場合、売買契約の 関係規定を参照適用する。

第十章 電力,水,ガス,熱供給使用契約

第648条【電力供給使用契約の定義】

電力供給使用契約とは、電力供給者が電力使用者に電力を供給し、電力使用者が電気料金を支払う契約である。

2 社会公衆に対して電力を供給する者は、電力使用者の合理的な契約締結の要求を拒絶 してはならない。

第649条【電力供給使用契約の内容】

電力供給使用契約の内容は、一般に電力供給の方式、品質、時間、電力使用容量、住所、

性質、計量方式、電力価格、電気料金の精算方式、電力供給使用施設の保守責任等に関する条項を含む。

第650条【電力供給使用契約の履行地】

電力供給使用契約の履行地は、当事者の約定に従う。当事者に約定がない又は約定が不明確である場合、電力供給施設の財産権境界点を履行地とする。

第651条【電力供給者の義務】

電力供給者は、国家が規定する給電品質基準及び約定に従って安全に電力を供給しなければならない。電力供給者が国家が規定する給電品質基準及び約定に従って安全な電力供給を行わず電力使用者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第652条【電力供給中断の通知義務】

電力供給者は、電力供給施設の定期整備、臨時整備、法に基づく電力供給制限又は電力使用者による違法な電力使用等の原因により、電力供給を中断する必要があるときは、国家の関係規定に従って電力使用者に事前に通知しなければならない。電力供給の中断を電力使用者に事前に通知せず電力使用者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第653条【電力供給者の修理義務等】

自然災害等の原因により給電が中断した場合、電力供給者は国家の関係規定に従って 速やかに応急修理を行わなければならない。速やかに応急修理を行わず電力使用者に損 害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第654条【電力使用者の遵守義務】

電力使用者は、国家の関係規定及び当事者の約定に従って速やかに電気料金を支払わなければならない。電力使用者が期限を徒過しても電気料金を支払わない場合、約定に従って違約金を支払わなければならない。催告を受けた電力使用者が合理的期間内になお電気料金及び違約金を支払わない場合、電力供給者は、国家の規定する手続に従って電力供給を中止することができる。

2 電力供給者は、前項の規定に従って電力供給を中止する場合、電力使用者に事前に通知しなければならない。

第655条【電力使用者の電力使用上の義務】

電力使用者は、国家の関係規定及び当事者の約定に従って安全に、節約して、計画的に電力を使用しなければならない。電力使用者が国家の関係規定及び当事者の約定に従った安全な電力使用を行わず、電力供給者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第656条【他の供給契約への参照】

水、ガス、熱の供給使用契約には、電力供給使用契約の関係規定を参照適用する。

第十一章 贈与契約

第657条【贈与契約の定義】

贈与契約とは、贈与者が自己の財産を受贈者に無償で与え、受贈者が贈与の受取りの 意思表示をする契約をいう。

第658条【贈与の取消と制限】

贈与者は、贈与財産の権利が移転する前に贈与を取り消すことができる。

2 公証を経た贈与契約又は法に基づき取り消すことができない被災者救済, 貧困扶助, 障害者支援等の公益性, 道徳義務の性質を有する贈与契約には, 前項の規定を適用しない。

第659条【贈与財産の関係手続】

贈与財産が法に基づき登記又はその他の手続が必要である場合、関係手続を行わなければならない。

第660条【目的物引渡請求権,贈与財産の毀損・滅失】

公証を経た贈与契約又は法に基づき取り消すことができない被災者救済, 貧困扶助, 障害者支援等の公益性, 道徳的義務の性質を有する贈与契約又は公証を経た贈与契約に おいて, 贈与者が贈与財産を引き渡さない場合, 受贈者は引渡しを請求することができる。

2 前項の規定に従って引き渡すべき贈与財産が贈与者の故意又は重大な過失によって毀損、滅失した場合、贈与者は賠償責任を負わなければならない。

第661条【負担付贈与】

贈与には義務を付加することができる。

2 贈与に義務が付加されている場合,受贈者は約定に従って義務を履行しなければなら ない。

第662条【贈与財産の瑕疵担保責任】

贈与財産に瑕疵がある場合,贈与者は責任を負わない。義務を付加した贈与において,贈与財産に瑕疵がある場合は,贈与者は付加された義務の限度内で売主と同一の責任を 負う。

2 贈与者は、故意に瑕疵を告知せず又は瑕疵がないことを保証し、受贈者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第663条【贈与契約の取消事由】

受贈者が次のいずれかに該当する場合、贈与者は贈与を取り消すことができる。

- (一) 贈与者又は贈与者の近親族の合法的権益を著しく侵害したとき
- (二) 贈与者に対して扶養義務を負うが履行しないとき
- (三) 贈与契約で約定した義務を履行しないとき
- 2 贈与者の取消権は、取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に行使する。

第664条【贈与契約の取消事由2】

受贈者の違法行為により贈与者が死亡し又は行為能力を喪失した場合,贈与者の相続 人又は法定代理人は贈与を取り消すことができる。

2 贈与者の相続人又は法定代理人の取消権は、取消しの事由を知り又は知り得べき日か

ら6か月以内に行使する。

第665条【贈与契約取消の効果】

取消権者は贈与を取り消した場合,受贈者に対して贈与財産の返還を請求することができる。

第666条【贈与義務の履行を免れる場合】

贈与者の経済状況が著しく悪化し、その生産経営又は家庭生活に重大な影響を与えた 場合、贈与義務を履行しなくてもよい。

第十二章 貸金契約(金銭消費貸借契約)

第667条【貸金契約の定義】

貸金契約とは、借主が貸主から資金を借り入れ、期限に借入金を返還し、かつ利息を 支払う契約をいう。

第668条【貸金契約の形式、内容】

貸金契約は書面形式を採用しなければならない。但し、自然人間の資金で別段の約定がある場合を除く。

2 貸金契約の内容は、一般に借入金の種類、貨幣の種類、用途、金額、金利、期限及び 返還方式等に関する条項を含む。

第669条【借主の真実状況提供義務】

貸金契約を締結する場合、借主は貸主の求めに従って借入金と関係がある業務活動及 び財務状況に関する真実の状況を提供しなければならない。

第670条【利息天引きの禁止】

借入金の利息は、事前に元本から控除してはならない。利息を事前に元本から控除した場合、実際の借入金の金額に従って借入金を返還し、かつ利息を計算しなければならない。

第671条【貸付金の提供・受領に関する約定違反】

貸主は、約定した期日、金額に従った貸付金の提供を行わず、借主に損害を与えた場合、 損害を賠償しなければならない。

2 借主は、約定した期日、金額に従って借入金を受け取らない場合、約定した期日、金額に従って利息を支払わなければならない。

第672条【貸主の検査、監督権】

貸主は、約定に従って借入金の使用状況について検査、監督することができる。借主は、約定に従って関連の財務会計報告又はその他の資料を貸主に定期的に提供しなければならない。

第673条【借入金の違約使用と貸主の権利】

借主が約定した借入金の用途に従った借入金の使用を行わない場合、貸主は、貸付金の提供を停止し、貸付金の回収を繰り上げ又は契約を解除することができる。

第674条【貸金利息の支払】

借主は約定した期限に従って利息を支払わなければならない。利息支払期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合において、借入期間が1年未満であるときは、借入金の返還時に併せて支払わなければならない。借入期間が1年以上であるときは、満1年が経過するごとに支払わなければならず、残存期間が1年未満であるときは、借入金の返還時に併せて支払わなければならない。

第675条【返還期限】

借主は、約定した期限に従って借入金を返還しなければならない。借入期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、借主はいつでも返還することができる。貸主は合理的期間内の返還を借主に催告することができる。

第676条【遅延利息】

借主は、約定した期限に従って借入金の返還を行わない場合、約定又は国家の関係規 定に従って遅延利息を支払わなければならない。

第677条【期限前の返還】

借主が借入金の返還を繰り上げる場合,当事者に別段の約定がある場合を除き,実際 の借入期間に従って利息を計算しなければならない。

第678条【期限の延長】

借主は、返還期限が満了する前に貸主に期限延長を申請することができる。貸主が同意した場合、期限を延長することができる。

第679条【自然人間貸金契約の要物性】

自然人間の貸金契約は、貸主が貸付金を提供したときに成立する。

第680条【自然人間貸金契約の貸金利率制限】

高利による貸金契約を禁止する。借入金の利率は、国家の関係規定に違反してはならない。

- 2 貸金契約に利息支払に関する約定がない場合、無利息とみなす。
- 3 貸金契約の利息支払いに関する約定が不明確であり、当事者が補充協議を合意できない場合、当地又は当事者の取引方式、取引慣習、市場利率等の要素に従って利息を確定する。自然人間の貸金の場合は、無利息とみなす。

第十三章 保証契約

第一節 一般規定

第681条【保証契約の定義】

保証契約とは、債権の実現を保障するために、保証人と債権者が、債務者が期限到来 債務を履行せず又は当事者が約定した事由が発生したときに、保証人が債務を履行し又 は責任を負う旨を約定する契約をいう。

第682条【保証契約の附従性】

保証契約は、主たる債権債務契約の従たる契約とする。主たる債権債務契約が無効である場合、保証契約は無効とする。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

2 保証契約の無効が確認された後に、債務者、保証人、債権者に過失があった場合、そ の過失に基づいて各自が相応する民事責任を負わなければならない。

第683条【保証人の資格】

機関法人は保証人となることができない。但し、国務院の承認を得て外国政府又は国際経済組織の借款を使用して転貸を行う場合を除く。

2 公益を目的とする非営利法人、非法人組織は保証人となることができない。

第684条【保証契約の内容】

保証契約の内容は、一般に、保証される主たる債権の種類、金額、債務者の債務履行期限、保証の方式、保証の範囲及び期間等の条項を含む。

第685条【保証契約の形式】

保証契約は、単独で締結する書面契約とすることができ、主たる債権債務契約中の保証条項とすることもできる。

2 第三者が一方的に書面形式で債権者に保証をなし、債権者がこれを受け取りかつ異議を述べない場合、保証契約が成立する。

第686条【保証の方式】

保証の方式は、一般保証及び連帯責任保証を含む。

2 当事者が保証契約中で保証の方式に関する約定を行っておらず、又は約定が不明確である場合、一般保証に従って保証責任を負う。

第687条【一般保証】

当事者が保証契約中で、債務者が債務を履行することができないとき、保証人が保証 責任を負う旨を約定する場合を一般保証とする。

- 2 一般保証の保証人は、主たる契約の紛争において裁判又は仲裁を経ず、かつ債務者財産について法に基づき強制執行を行ってもなお債務が履行不能となる前においては、債権者に対して保証責任の負担を拒絶する権利を有する。但し、次に掲げる状況がある場合を除く。
 - (一) 債務者が行方不明であり、かつ執行可能な財産がないとき
 - (二) 人民法院が既に債務者の破産事件を受理したとき
 - (三)債務者の財産が全ての債務を履行するのに不足すること又は債務履行能力がない ことを証明する証拠を債権者が有するとき
 - (四) 保証人が本項の規定する権利の放棄を書面で表示したとき

第688条【連帯責任保証】

当事者が保証契約中で、保証人及び債務者が債務について連帯して責任を負う旨を約定する場合を、連帯責任保証とする。

2 連帯責任保証の債務者が期限到来債務を履行せず又は当事者が約定した事由が発生し

たときは、債権者は、債務者に債務の履行を請求することができ、保証人にその保証の 範囲内で保証責任の負担を請求することもできる。

第689条【反担保】

保証人は、反担保の提供を債務者に求めることができる。

第690条【根保証】

保証人と債権者は協議により根保証契約を締結し、最高債権額の限度内において一定 期間連続して発生する債権に保証を提供する旨を約定することができる。

2 根保証契約には、本章の規定の他、本法第二編の根抵当権の関係規定を参照適用する。

第二節 保証責任

第691条【保証責任の範囲】

保証の範囲は、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金及び債権を実現するための費用を含む。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

第692条【保証期間】

保証期間とは、保証人が保証責任を負うことが確定した期間であり、停止、中断及び 延長を生じない。

- 2 債権者と保証人は、保証期間を約定することができる。但し、約定した保証期間が主たる債務の履行期限より早く、又は主たる債務の履行期限と同時に満了する場合、約定がないものとみなす。約定がない又は約定が不明確である場合、保証期間は主たる債務の履行期限が満了した日から6か月とする。
- 3 債権者と債務者の間に主たる債務の履行期限に関する約定がない又は約定が不明確である場合、保証期間は債権者が債務者に対して債務履行を請求した猶予期限が満了した日から計算する。

第693条【保証責任を負担しない場合】

- 一般保証の債権者が保証期間内に債務者に対して訴訟を提起せず又は仲裁を申し立て ない場合、保証人は保証責任を負わない。
- 2 連帯責任保証の債権者が保証期間内に保証責任の負担を保証人に請求しない場合,保証人は保証責任を負わない。

第694条【保証債務の訴訟時効】

- 一般保証の債権者が、保証期間が満了する前に債務者に対して訴訟を提起し又は仲裁を申し立てた場合、保証人が保証責任の負担を拒絶する権利の消滅日から、保証債務の訴訟時効を起算する。
- 2 連帯責任保証の債権者が、保証期間が満了する前に保証責任の負担を保証人に請求した場合、債権者が保証責任の負担を保証人に請求した日から、保証債務の訴訟時効を起 算する。

第695条【主たる債権債務変更の保証責任に対する影響】

債権者と債務者が保証人の書面同意を得ずに、協議を経て主たる債権債務の契約内容

を変更し、債務を軽減した場合、保証人はなお変更後の債務に対して保証責任を負う。 債務を加重した場合、保証人は加重された部分に対して保証責任を負わない。

2 債権者と債務者が主たる債権債務の契約の履行期限を変更し、保証人の書面同意を得ていない場合、保証期間は影響を受けない。

第696条【債権譲渡と保証責任】

債権者が債権の全部又は一部を譲渡し、保証人に通知していない場合、当該譲渡は保証人に対して効力を生じない。

2 保証人と債権者の間に債権譲渡を禁止する約定があり、債権者が保証人の書面同意を 得ずに債権を譲渡した場合、保証人は譲受人に対して保証責任を負わない。

第697条【債務移転と保証責任】

債権者が保証人の書面同意を得ずに、債務者による全部又は一部の債務移転を認めた 場合、保証人は移転に同意していない債務に対して保証責任を負わない。但し、債権者 と保証人の間に別段の約定がある場合を除く。

2 第三者が債務者として加わった場合、保証人の保証責任は影響を受けない。

第698条【一般保証人の免責】

一般保証の保証人が、主たる債務の履行期限の満了後に、債務者の執行可能財産に関する真実の状況を債権者に対して提供し、債権者が権利を放棄し、又はその行使を怠ったことにより当該財産が執行不能となった場合、保証人はその提供した執行可能財産の価値の範囲内において保証責任を負わない。

第699条【共同保証】

同一の債務に二名以上の保証人が存在する場合、保証人は保証契約で約定した保証割合に従って保証責任を負わなければならない。保証割合に関する約定がない場合、債権者はいずれか一名の保証人にその保証範囲内での保証責任の負担を請求することができる。

第700条【保証人の求償権】

保証人は、保証責任を負った後、当事者に別段の約定がある場合を除き、その負担した保証責任の範囲内で債務者に対する求償権を有し、債権者の債務者に対する権利を有する。但し、債権者の利益を害してはならない。

第701条【保証人の抗弁権】

保証人は、債務者の債権者に対する抗弁権を主張することができる。債務者が抗弁権 を放棄した場合、保証人はなお債権者に抗弁を主張する権利を有する。

第702条【債務者が債権者に相殺権、取消権を有する場合】

債務者が債権者に対して相殺権又は取消権を有する場合,保証人は相応する範囲内で保証責任の負担を拒絶することができる。

第十四章 賃貸借契約

第703条【賃貸借契約の定義】

賃貸借契約とは,賃貸人が賃貸目的物を賃借人に引き渡して使用,收益させ,賃借人 が賃料を支払う契約をいう。

第704条【賃貸借契約の内容】

賃貸借契約の内容は、一般に賃貸目的物の名称、数量、用途、賃貸借期限、賃料及び その支払期限と方式、賃貸目的物の修繕等に関する条項を含む。

第705条【賃貸借契約の期限】

賃貸借期限は、20年を超えてはならない。20年を超えた場合は、超過部分は無効とする。

2 賃貸借期限が満了した場合,当事者は賃貸借契約を更新することができる。但し,約 定した賃貸借期限は,更新した日から20年を超えてはならない。

第706条【賃貸借契約と賃貸借契約登記届出手続】

当事者が法律,行政法規の規定に従った賃貸借契約登記届出手続を行わない場合,契約の効力に影響しない。

第707条【賃貸借契約の形式】

賃貸借期限が6か月以上である場合、書面でしなければならない。当事者が書面形式を採用せず、賃貸借期限を確定することができない場合、期限の定めのない賃貸借とみなす。

第708条【賃貸人の基本義務】

賃貸人は、約定に従って賃貸目的物を賃借人に引き渡し、かつ賃貸借期限内に賃貸目的物が約定した用途に適合することを保持しなければならない。

第709条【賃借人の基本義務】

賃借人は、約定した方法に従って賃貸目的物を使用しなければならない。賃貸目的物の使用方法に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合は、賃貸目的物の性質に基づいて使用しなければならない。

第710条【賃貸目的物使用による損耗】

賃借人は、約定した方法又は賃貸目的物の性質に従って賃貸目的物を使用し、賃貸目 的物が損耗した場合、賠償責任を負わない。

第711条【賃貸目的物用法違反による契約解除】

賃借人が約定した方法又は賃貸目的物の性質に従って賃貸目的物を使用せず,賃貸目的物が損害を受けた場合,賃貸人は契約を解除し,損害賠償を請求することができる。

第712条【賃貸人の目的物維持修繕義務】

賃貸人は、賃貸目的物の維持修繕義務を履行しなければならない。但し、当事者に別 段の約定がある場合を除く。

第713条【目的物維持修繕義務の補充規定】

賃借人は、賃貸目的物の維持修繕が必要であるときは、合理的期間内の維持修繕の実

施を賃貸人に請求することができる。賃貸人が維持修繕義務を履行しない場合,賃借人は, 自ら維持修繕を行うことができ、維持修繕費用は賃貸人が負担する。賃貸目的物の維持 修繕が賃借人の使用に影響を与えた場合、相応に賃料を減額し又は賃貸借期間を延長し なければならない。

2 賃借人の過失により賃貸目的物の維持修繕が必要である場合,賃貸人は前項の規定する維持修繕義務を負わない。

第714条【賃貸目的物の保管義務】

賃借人は、賃貸目的物を適切に保管しなければならず、保管が不適切であることにより賃貸目的物が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第715条【賃貸目的物の改良等】

賃借人は,賃貸人の同意を得て,賃貸目的物に対して改良を行い又は他物を増設する ことができる。

2 賃借人が賃貸人の同意を得ずに賃貸目的物に対して改良を行い又は他物を増設した場合、賃貸人は原状回復又は損害賠償を賃借人に請求することができる。

第716条【賃貸目的物の転貸】

賃借人は、賃貸人の同意を得て、賃貸目的物を第三者に転貸することができる。賃借 人が転貸した場合、賃借人と賃貸人の間の賃貸借契約は引き続き有効とし、第三者が賃 貸目的物に損害を与えた場合、賃借人が損害を賠償しなければならない。

2 賃借人が賃貸人の同意を得ずに転貸した場合、賃貸人は契約を解除することができる。

第717条【賃貸目的物の転貸期限】

賃借人が賃貸人の同意を得て賃貸目的物を第三者に転貸し、転貸借期限が賃借人の残存する賃貸借期限を超える場合、超える部分の約定は賃貸人に対して法的拘束力を有しない。但し、賃貸人と賃借人の間に別段の約定がある場合を除く。

第718条【転貸への同意みなし】

賃貸人が賃借人による転貸を知り又は知り得べき場合, 6か月以内に異議を述べない ときは、賃貸人が転貸に同意したものとみなす。

第719条【転借人による未納賃料等の支払】

賃借人が賃料を滞納した場合、転借人は賃借人に代わってその未納賃料及び違約金を 支払うことができる。但し、転貸借契約が賃貸人に対して法的拘束力を有しない場合を 除く。

2 転借人が代わって支払った賃料及び違約金は、転借人が賃借人に支払うべき賃料に充 当することができる。転借人の支払額がその支払うべき賃料の金額を超える場合、賃借 人に求償することができる。

第720条【賃貸目的物からの収益の帰属】

賃貸借期限内おける賃貸目的物の占有,使用により得た収益は,賃借人の所有に帰属する。但し,当事者に別段の約定がある場合を除く。

第721条【賃料の支払期限】

賃借人は約定した期限に従って賃料を支払わなければならない。賃料の支払期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定することができない場合において、賃貸借期限が1年未満であるときは、賃貸借期限の満了時に支払わなければならない。賃貸借期限が1年以上であるときは、満1年が経過するごとに支払わなければならず、残存期限が1年未満であるときは、賃貸借期限の満了時に支払わなければならない。

第722条【賃料不払による契約解除】

賃借人が正当な理由なく賃料を支払わず又は支払いを遅延した場合,賃貸人は合理的期間内の支払いを賃借人に請求することができる。賃借人が期限を徒過しても支払わない場合、賃貸人は、契約を解除することができる。

第723条【賃貸人の権利瑕疵担保責任】

第三者が権利を主張したことにより、賃借人が賃貸目的物を使用、収益することができなくなった場合、賃借人は賃料の減額又は賃料の不払いを請求することができる。

2 第三者が権利を主張した場合、賃借人は速やかに賃貸人に通知しなければならない。

第724条【賃借人からの契約解除事由】

次のいずれかに該当し、賃借人の原因によらず賃貸目的物を使用することができなくなった場合、賃借人は契約を解除することができる。

- (一) 賃貸目的物が司法機関又は行政機関に法に基づき封印. 差押えされたとき
- (二) 賃貸目的物の権利帰属について紛争が存在するとき
- (三)賃貸目的物に法律,行政法規の使用条件に関する強制規定に違反する事由がある とき

第725条【賃貸目的物の所有権変動と賃貸借契約】

賃貸借契約に基づく賃借人の占有期限内に賃貸目的物の所有権変動が生じた場合, 賃貸借契約の効力に影響しない。

第726条【家屋賃借人の優先購入権】

賃貸人は賃貸家屋を売却する場合,売却前の合理的期間内に賃借人に通知しなければならず,賃借人は同等の条件により優先的に購入する権利を有する。但し,家屋の共有者が優先購入権を行使し,又は賃貸人が家屋を近親族に売却する場合を除く。

2 賃貸人が通知義務を履行した後に、賃借人が15日以内に購入の明確な表示を行わない場合、賃借人が優先購入権を放棄したものとみなす。

第727条【賃貸家屋競売と賃借人への通知等】

賃貸人が賃貸家屋の競売を競売人に委託した場合,競売の5日前までに賃借人に通知 しなければならない。賃借人が競売に参加しない場合には,優先購入権を放棄したもの とみなす。

第728条【賃貸人による優先購入権行使の妨害】

賃貸人が賃借人に通知せず又は賃借人による優先購入権の行使を妨害するその他の状

況がある場合, 賃借人は賠償責任の負担を賃貸人に請求することができる。但し, 賃貸 人と第三者が締結した家屋売買契約の効力は影響を受けない。

第729条【賃貸目的物の毀損、滅失】

賃借人の責めに帰することができない事由により、賃貸目的物の一部又は全部が毀損、滅失した場合、賃借人は賃料の減額又は賃料の不払いを請求することができる。賃貸目的物の一部又は全部が毀損、滅失したことにより、契約の目的が実現不能となった場合、賃借人は契約を解除することができる。

第730条【賃貸借期限が不明の場合】

当事者に賃貸借期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の 規定によってもなお確定できない場合、不定期の賃貸借とみなす。当事者はいつでも契 約を解除することができる。但し、合理的期間前に相手方に通知しなければならない。

第731条【賃貸目的物の品質不適合による解除】

賃貸目的物が賃借人の安全又は健康に危害を及ぼす場合,賃借人は,契約を締結する 時点で当該賃貸目的物の品質が不適合であることを明らかに知っていたとしても,賃借 人はなお契約をいつでも解除することができる。

第732条【家屋賃借人死亡時の法的効果】

賃借人が家屋の賃貸借期限内に死亡した場合, その生前の共同居住者又は共同経営者は, 原賃貸借契約に従って当該家屋を賃借することができる。

第733条【賃貸借期限満了と目的物返還】

賃貸借期限が満了した場合、賃借人は賃貸目的物を返還しなければならない。返還する賃貸目的物は、約定又は賃貸目的物の性質に従って使用された後の状態に適合しなければならない。

第734条【賃貸借期限満了後の継続使用、優先賃借権】

賃貸借期限が満了したが、賃借人が賃貸目的物の使用を継続し、賃貸人が異議を述べない場合、原賃貸借契約は引き続き有効とする。但し、賃貸借の期限は不定期とする。

2 賃貸借期限が満了した場合,家屋の賃借人は、同等の条件により優先的に賃借する権 利を有する。

第十五章 ファイナンスリース契約

第735条【ファイナンスリース契約の定義】

ファイナンスリース契約とは、賃貸人が賃借人による売主、賃貸目的物の選択に基づいて、売主からリース物件を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人がリース料を支払う契約をいう。

第736条【ファイナンスリース契約の内容】

ファイナンスリース契約の内容には、一般にリース物件の名称、数量、規格、技術性能、検査方法、リース期限、リース料構成及びその支払期限と方式、貨幣の種類、リース期限が満了した場合のリース物件の帰属等に関する条項を含む。

2 ファイナンスリース契約は、書面形式を採用しなければならない。

第737条 【ファイナンスリース契約と通謀虚偽表示】

当事者がリース物件を虚構する方式によって締結したファイナンスリース契約は無効とする。

第738条【ファイナンスリース契約と行政許可】

法律、行政法規の規定に従ってリース物件の経営使用について行政許可を取得しなければならない場合、リース貸主が行政許可を取得していないことは、ファイナンスリース契約の効力に影響しない。

第739条【リース契約目的物の交付】

リース貸主は、リース借主による売主、リース物件に対する選択に基づいて締結した 売買契約において、売主は、約定に従ってリース借主に目的物を引き渡さなければならず、 リース借主は、目的物の受領に関する買主としての権利を有する。

第740条【リース借主の受領拒絶権】

売主がリース借主にリース物件を引き渡す義務に違反して、次のいずれかに該当する場合、リース借主は、売主が引き渡すリース物件の受領を拒絶することができる。

- (一) リース物件が約定に著しく適合しないとき
- (二)約定に従ってリース物件を引き渡さず、リース借主又はリース貸主の催告を経た後、合理的期間内になお引き渡さないとき
- 2 リース借主はリース物件の受領を拒絶する場合,速やかにリース貸主に通知しなければならない。

第741条【リース借主の賠償請求権】

リース貸主,売主,リース借主は,売主が売買契約の義務を履行しない場合,リース 借主が賠償請求権を行使する旨を約定することができる。リース借主が賠償請求権を行 使する場合,リース貸主は協力しなければならない。

第742条【リース借主の賠償請求権行使とリース料支払義務】

リース借主による売主に対する賠償請求権の行使は、そのリース料の支払義務の履行に影響しない。但し、リース借主がリース貸主の技能に依存してリース物件を確定し又はリース貸主がリース物件の選択に関与した場合、リース借主は相応するリース料支払義務の軽減又は免除を請求することができる。

第743条【リース借主の賠償請求失敗時における責任負担】

リース貸主が次のいずれかに該当し、リース借主による売主に対する賠償請求が失敗した場合、リース借主は相応する責任の負担をリース貸主に請求する権利を有する。

- (一) リース物件に品質上の瑕疵が存在することを明らかに知りながらリース借主に告知しなかったとき
- (二) リース借主の賠償請求権の行使時に、速やかに必要な協力を提供しなかったとき
- 2 リース貸主が自己のみが売主に対して行使することができる賠償請求権の行使を怠り、リース借主に損害を与えた場合、リース借主はリース貸主に賠償責任の負担を請求する

権利を有する。

第744条【売買契約内容の変更】

リース貸主は、リース借主による売主、リース物件に対する選択に基づいて締結した 売買契約につき、リース借主の同意を得ずにリース借主に関係する契約内容を変更して はならない。

第745条【リース物件の所有権帰属】

リース貸主がリース物件に対して有する所有権は、登記を経なければ、善意の第三者 に対抗することができない。

第746条【リース料の確定基準】

ファイナンスリース契約のリース料は、当事者に別段の約定がある場合を除き、リース物件を購入するための大部分又は全てのコスト及びリース貸主の合理的利潤に基づいて確定しなければならない。

第747条【リース物件の瑕疵担保責任】

リース物件が約定に適合せず又は使用目的に適合しない場合, リース貸主は責任を負わない。但し, リース借主がリース貸主の技能に依存してリース物件を確定し又はリース貸主がリース物件の選択に関与した場合を除く。

第748条【リース貸主の占有使用権・リース貸主に対する損害賠償請求】

リース貸主はリース借主によるリース物件の占有及び使用を保証しなければならない。

- 2 リース貸主が次のいずれかに該当する場合、リース借主は損害賠償をリース貸主に請求する権利を有する。
 - (一) 正当な理由なくリース物件を回収したとき
 - (二) 正当な理由なくリース借主によるリース物件の占有及び使用を妨害し、干渉した とき
 - (三) リース貸主の原因により第三者がリース物件について権利を主張するとき
 - (四) リース借主によるリース物件の占有及び使用に対して不当な影響を与えるその他 の状況

第749条【第三者に対する侵害責任】

リース借主によるリース物件の占有期間中に, リース物件が第三者に人身損害又は財産損害を与えた場合, リース貸主は責任を負わない。

第750条【リース物件の保管・使用・維持修繕義務】

リース借主は、リース物件を適切に保管、使用しなければならない。

2 リース借主は、リース物件の占有期間中における維持修繕義務を履行しなければならない。

第751条【リース物件の毀損滅失】

リース借主によるリース物件の占有期間中にリース物件が毀損,滅失した場合,リース貸主は,リース料の支払継続をリース借主に請求する権利を有する。但し,法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第752条【リース料の不払い】

リース借主は約定に従ってリース料を支払わなければならない。リース借主が催告を 受けた後の合理的期間内になおリース料を支払わない場合,リース貸主は全てのリース 料の支払いを請求することができ、契約を解除し、リース物件を回収することもできる。

第753条【リース貸主の契約解除権】

リース借主がリース貸主の同意を得ずに、リース物件を譲渡、抵当権設定、質権設定、 出資又はその他の方式により処分した場合、リース貸主はファイナンスリース契約を解 除することができる。

第754条【ファイナンスリース契約の解除事由】

次のいずれかに該当する場合、リース貸主又はリース借主は、ファイナンスリース契約を解除することができる。

- (一) リース貸主と売主が締結した売買契約が解除され、無効が確認され又は取り消され、かつ売買契約を新たに締結することができないとき
- (二) リース物件が当事者の責めに帰すことができない原因により毀損,滅失し,かつ 修復又は代替物を確定できないとき
- (三) 売主の原因によりファイナンスリース契約の目的が実現不能となったとき

第755条【売買契約解除等によるファイナンスリース契約解除】

売買契約が解除され、無効が確認され又は取り消されたことにより、ファイナンスリース契約が解除されたが、売主及びリース物件をリース借主が選択した場合、リース貸主は、相応する損害賠償をリース借主に請求する権利を有する。但し、リース貸主が売買契約を解除し、無効が確認され又は取り消されたことが原因である場合を除く。

2 売買契約が解除され、無効が確認され又は取り消された時点で、リース貸主が損害賠償を既に得ている場合、リース借主は相応する賠償責任を負担しない。

第756条【リース貸主の補償請求権】

リース物件がリース借主に引き渡された後に予期せず毀損,滅失した等の当事者の責めに帰すことができない原因によりファイナンスリース契約が解除された場合,リース貸主は,リース借主に対してリース物件の償却状況に基づいて補償を請求することができる。

第757条【契約期限満了とリース物件帰属の一般規定】

リース貸主とリース借主は、リース期限が満了した場合のリース物件の帰属を約定することができる。リース物件の帰属に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、リース物件の所有権はリース貸主に帰属する。

第758条【リース物件の価値返還, リース物件の返還不能】

当事者に、リース期限の満了時にリース物件はリース借主の所有に帰属する旨の約定があり、リース借主が大部分のリース料を既に支払ったが、残りのリース料を支払う能力がなく、リース貸主がこのため契約を解除し、リース物件を回収した場合において、

回収されたリース物件の価値がリース借主の未納リース料及びその他の費用を超えているときは、リース借主は相応分の返還を請求することができる。

2 当事者に、リース期限満了時にリース物件はリース貸主の所有に帰属する旨の約定があり、リース物件が毀損、滅失し又は他物と付合、混合したことによりリース借主が返還不能となった場合、リース貸主はリース借主に合理的補償を請求する権利を有する。

第759条【象徴的代金支払時のリース物件帰属】

当事者に、リース期限満了時に、リース借主は象徴的代金のみをリース貸主に支払う必要がある旨の約定がある場合、約定したリース料に関する義務の履行が完了した後、リース物件はリース借主の所有に帰属するものとみなす。

第760条【契約無効時のリース物件帰属】

ファイナンスリース契約が無効となった場合に、当事者に当該状況下でのリース物件の帰属に関して約定があるときは、その約定に従う。約定がない又は約定が不明確であるときは、リース物件をリース貸主に返還しなければならない。但し、リース借主の原因により契約が無効となり、リース貸主がリース物件の返還を求めず又はリース貸主への返還後にリース物件の効用が明らかに低下する場合、リース物件はリース借主の所有に帰属し、かつリース借主がリース貸主に合理的補償を与える。

第十六章 ファクタリング契約

第761条【ファクタリング契約の定義】

ファクタリング契約 [保理合同] は、現在有する、又は将来有する売上債権 [应收账款] の債権者が、売上債権をファクタリング業者 [保理人] に譲渡し、ファクタリング業者 が資金を融通し、売上債権の管理又は回収、売上債権債務者の支払保証等のサービスを提供する契約である。

第762条【ファクタリング契約の内容】

ファクタリング契約の内容は,一般に業務類型,サービス範囲,サービス期限,基本 取引契約の状況,売上債権の情報,ファクタリング融資又はサービス報酬,及びその支 払方式等の条項を含む。

2 ファクタリング契約は書面形式を採用しなければならない。

第763条【架空売上債権を譲渡対象とする場合】

売上債権の債権者が債務者との架空売上債権を譲渡対象として、ファクタリング業者とファクタリング契約を締結した場合、売上債権の債務者は、売上債権が存在しないことを理由にファクタリング業者に対抗することができない。但し、ファクタリング業者がその架空であることを明らかに知っている場合を除く。

第764条【ファクタリング業者の譲渡通知】

ファクタリング業者は、売上債権の債務者に譲渡通知を発出する場合、ファクタリング業者の身分を表明し、かつ必要な証憑を添付しなければならない。

第765条【正当な理由のない合意変更等のファクタリング業者への効力】

売上債権の債務者が売上債権の譲渡通知の受領後において,売上債権の債権者と債務者が正当な理由なく基本取引契約の合意を変更又は終了し,ファクタリング業者に対して不利な影響を生じさせた場合,ファクタリング業者に対して効力を生じない。

第766条【償還請求権のあるファクタリング】

当事者が償還請求権のあるファクタリングを約定した場合は、ファクタリング業者は、 売上債権の債権者に対してファクタリングによる融資額の元利の返還又は売上債権の買 戻しを主張し、売上債権の債務者に対して売上債権の債権を主張することもできる。ファ クタリング業者が売上債権の債務者に対して売上債権の債権を主張し、ファクタリング による融資額の元利及び関連費用を控除して残額がある場合は、残額部分は売上債権の 債権者に返還しなければならない。

第767条【償還請求権のないファクタリング】

当事者が償還請求権のないファクタリングを約定した場合は、ファクタリング業者は、 売上債権の債務者に売上債権の債権を主張しなければならず、ファクタリング業者が取 得したファクタリングによる融資額の元利及び関連費用を上回る部分は、売上債権の債 権者に返還する必要はない。

第768条【ファクタリングにおける売上債権の多重譲渡】

売上債権の債権者が同一の売上債権について複数のファクタリング契約を締結したことにより、複数のファクタリング業者が権利を主張する場合、既に登記済みのものが未登記のものに優先して売上債権を取得する。いずれも既に登記済みの場合は、登記の時間的先後の順序に基づき売上債権を取得する。いずれも未登記の場合には、売上債権の債務者が最初に受け取った譲渡通知中に明記されたファクタリング業者が売上債権を取得する。未登記で未通知でもある場合には、ファクタリング融資又はサービス報酬の比率に従って売上債権を取得する。

第769条【債権譲渡規定の適用】

本章に規定がない場合、本編第六章の債権譲渡の関係規定を適用する。

第十七章 請負契約

第770条【請負契約の定義】

請負契約とは、請負人が注文者の要求に従って仕事を完成し、仕事の成果を引き渡し、注文者が報酬を支払う契約をいう。

2 請負は,加工,受注製作,修理,複製,測定試験,検査等の仕事を含む。

第771条【請負契約の内容】

請負契約の内容は、一般に請負の目的、数量、品質、報酬、請負方式、材料の提供、履行期限、検収の基準及び方法等の条項を含む。

第772条【請負人の主たる仕事完成義務】

請負人は、自己の設備、技術及び労力により、主たる仕事を完成させなければならない。

但し、 当事者に別段の約定がある場合を除く。

2 請負人は、その請け負った主たる仕事を第三者に委ねて完成させた場合、当該第三者 が完成させた仕事の成果について注文者に対して責任を負わなければならない。注文者 の同意を得ていない場合、注文者は契約を解除することもできる。

第773条【請負人の補助的仕事に対する責任】

請負人は、その請け負った補助的な仕事を第三者に委ねて完成させることができる。 請負人がその請け負った補助的な仕事を第三者に委ねて完成させた場合、当該第三者が 完成させた仕事の成果について注文者に対して責任を負わなければならない。

第774条【請負人の材料提供と責任】

請負人が材料を提供する場合,請負人は約定に従って材料を選定して使用し,かつ注 文者の検査を受けなければならない。

第775条【注文者材料提供時の双方の義務】

注文者が材料を提供する場合、注文者は約定に従って材料を提供しなければならない。 請負人は、注文者が提供した材料に対して、速やかに検査を行わなければならず、約定 に適合しないことを発見したときは、交換、補充又はその他補救措置を採るよう注文者 に速やかに通知しなければならない。

2 請負人は、注文者が提供した材料を無断で交換してはならず、修理が不要な部品を交換してはならない。

第776条【注文者の不合理な要求と双方の義務】

請負人は、注文者が提供した図面又は技術要求が不合理であることを発見した場合、速やかに注文者に通知しなければならない。注文者が回答を怠った等の原因により請負人に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第777条【仕事の要求変更と責任】

注文者は,請負の仕事の要求を途中で変更して請負人に損害を与えた場合,損害を賠償しなければならない。

第778条【注文者の協力援助義務】

請負の仕事の内容に注文者の協力援助が必要である場合,注文者には協力援助する義務がある。注文者が協力援助義務を履行せず請負の仕事が完成不能となった場合,請負人は合理的期間内の義務履行を注文者に催告し,かつ履行期限を順延することができる。 注文者が期限を徒過しても履行しない場合,請負人は契約を解除することができる。

第779条【注文者の監督検査】

請負人は、仕事の期間において、注文者が必要とする監督検査を受け入れなければならない。注文者は、監督検査により請負人の正常な仕事を妨害してはならない。

第780条【仕事の成果の引渡等】

請負人が仕事を完成させた場合、注文者に仕事の成果を引き渡し、かつ必要な技術資料及び関係の品質証明を提出しなければならない。注文者は当該仕事の成果を検収しなければならない。

第781条【請負人の違約責任】

請負人が引き渡した仕事の成果が品質要求に適合しない場合,注文者は,修理,再製作,報酬の減額,損害賠償等の違約責任を合理的に選択しその負担を請負人に請求することができる。

第782条【注文者の報酬支払義務】

注文者は約定した期限に従って報酬を支払わなければならない。報酬の支払期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、注文者は請負人が仕事の成果を引き渡す時に支払わなければならない。仕事の成果の一部が引き渡された場合、注文者は相応する支払をしなければならない。

第783条【請負人の留置権】

注文者が請負人に報酬又は材料費等の代金を支払わない場合,請負人は完成した仕事の成果に対して留置権を有し,又は引渡しを拒絶する権利を有する。但し,当事者に別段の約定がある場合を除く。

第784条【請負人の保管義務】

請負人は、注文者が提供した材料及び完成した仕事の成果を適切に保管しなければならず、保管が不適切であることにより毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第785条【請負人の守秘義務】

請負人は、注文者の要求に従って秘密を保持しなければならず、注文者の許可を得ず に複製品又は技術資料を保存してはならない。

第786条【共同請負人の連帯責任】

共同請負人は注文者に対して連帯して責任を負う。但し, 当事者に別段の約定がある 場合を除く。

第787条【注文者の任意解除権】

注文者は,請負人が仕事を完成する前において,いつでも請負契約を解除することができ,請負人に損害を与えた場合は,損害を賠償しなければならない。

第十八章 建設工事契約

第788条【建設工事契約の定義】

建設工事契約とは、請負人が建設工事を行い、発注者が代金を支払う契約をいう。

2 建設工事契約は、工事の実地調査、設計、施工の契約を含む。

第789条【建設工事契約の形式】

建設工事契約は、書面形式を採用しなければならない。

第790条【建設工事契約の入札応札】

建設工事の入札募集, 応札の活動は, 関係法律の規定に従って公開, 公平, 公正に行わなければならない。

第791条【建設工事契約の締結方式】

発注者は、総請負人と建設工事契約を締結することができ、実地調査者、設計者、施工者と個別に実地調査、設計、施工の請負契約を締結することもできる。発注者は、一人の請負人が完成すべき建設工事を複数部分に分解して複数の請負人に発注してはならない。

- 2 総請負人又は実地調査,設計,施工の請負人は,発注者の同意を得て,自己が請け負った一部の仕事を第三者に完成させることができる。第三者は,その完成させた仕事の成果について総請負人又は実地調査,設計,施工の請負人と共に発注者に対して連帯責任を負う。請負人は,その請け負ったすべての建設工事を第三者に全部下請け[转包]させ又はその請け負ったすべての建設工事を分解して分割請負[分包]の名義により個別に第三者に全部下請けさせてはならない。
- 3 請負人が関連の資質条件に適合しない組織に工事を分割請負させることを禁止する。 分割請負した組織がその請け負った工事をさらに分割請負させることを禁止する。建設 工事の主体構造の施工は、請負人が自ら完成させなければならない。

第792条【国家の重大な建設工事契約】

国家の重大な建設工事契約は、国家が規定する手続及び国家が承認した投資計画、実行可能性調査報告等の文書に従って締結しなければならない。

第793条【建設工事施工契約無効の場合の処理】

建設工事施工契約は無効となったが、建設工事が完成検収に合格した場合、契約工事代金の時価換価に関する約定を参照して請負人に補償することができる。

- 2 建設工事施工契約が無効となり、かつ建設工事が完成検収に不合格となった場合、次 に掲げる内容に従って処理する。
 - (一) 修復した後の建設工事が完成検収に合格した場合, 注文者は, 修復費用の負担を 請負人に請求することができる。
 - (二) 修復した後の建設工事が完成検収に不合格となった場合,請負人は,契約の工事 代金の時価換価に関する規定を参照して補償を請求することはできない。
- 3 注文者は、建設工事が不合格となったことにより発生した損害に過失がある場合、相 応する責任を負わなければならない。

第794条【実地調査契約と設計契約】

実地調査,設計の契約の内容は,一般に関係の基礎資料及び概予算等の文書の提出期限, 品質要求,費用及びその他協力条件等に関する条項を含む。

第795条【施工契約の内容】

施工契約の内容は、一般に工事範囲、建設工期、中間引渡工事の着工及び竣工期日、工事の品質、工事建設費、技術資料の引渡時期、材料及び設備の供給責任、資金割当及び決済、竣工検収、品質保証範囲及び品質保証期、相互協力等の条項を含む。

第796条【工事建設監督管理】

建設工事において監督管理を実行する場合、発注者は、監督管理人と書面形式を採用

して監督管理委託契約を締結しなければならない。発注者と監督管理人の権利と義務及 び法的責任は、本編の委任契約及びその他の関係法律、行政法規の規定に従わなければ ならない。

第797条【発注者の検査権】

発注者は、請負人の正常な作業を妨害しない状況の下で、いつでも作業の進度、品質 に対して検査を行うことができる。

第798条【隠ぺい工事の検収責任】

隠ぺい工事において、請負人は、隠ぺい作業の前に発注者に検査を通知しなければならない。発注者が速やかに検査を行わない場合、請負人は、工期を順延することができ、かつ工事の停止、工事待機等による損害の賠償を請求する権利を有する。

第799条【竣工検収】

建設工事の竣工後,発注者は,施工図面及び説明書,国家が発布した施工検収規範及 び品質検査基準に基づいて速やかに検収を行わなければならない。検収に合格した場合, 発注者は、約定に従って代金を支払い、当該建設工事を受領しなければならない。

2 建設工事は、完成検収に合格した後に、はじめて引き渡し、使用させることができる。 検収を経ず又は検収に不合格となった場合、引き渡し使用させてはならない。

第800条【実施調査者,設計者の責任】

実地調査,設計の品質が要求に適合せず又は期限に従って実地調査,設計文書を提出 せずに工期を遅延させて発注者に損害を与えた場合,実地調査者,設計者は,実地調査, 設計を継続して完全なものにし,実地調査,設計費を減額又は免除し,かつ損害を賠償 しなければならない。

第801条【施工者の品質担保責任】

施工者の原因により建設工事品質が約定に適合しない場合,発注者は,合理的期間内の無償修理又は再工事,改築を施工者に対して請求する権利を有する。修理又は再工事,改築を行った後,期限を徒過して引き渡した場合,施工者は,違約責任を負わなければならない。

第802条【請負人による不法行為責任】

請負人の原因により建設工事が合理的使用期間内に人身損害及び財産損害を与えた場合、請負人は賠償責任を負わなければならない。

第803条【発注者の違約責任】

発注者が約定した時期及び要求に従って原材料,設備,用地,資金,技術資料の提供を行わない場合,請負人は工期を順延することができ,かつ工事停止,作業待機等による損害の賠償を請求する権利を有する。

第804条【発注者による工事中断、遅延の責任】

発注者の原因により建設工事が途中で停止又は遅延した場合,発注者は損害の填補又は低減させる措置を講じ,請負人がこれにより受けた工事停止,工事待機,返送,機械設備の移動,材料及び部品の遊休化等による損害及び実際の費用を賠償しなければなら

ない。

第805条【発注者の違約責任】

発注者が計画を変更し、提供した資料が正確でなく、又は期限に従って必要な実地調査、 設計の仕事ための条件提供を行わず、実地調査、設計のやり直し、工事停止又は設計修 正変更を生じた場合、発注者は、実地調査者、設計者が実際に費やした仕事量に従って 費用を増額して支払わなければならない。

第806条【発注者の契約解除権】

請負人が建設工事を全部下請けさせ、違法に分割請負させた場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 発注者が提供した主たる建築材料,建築部材及び設備が強制基準に適合せず又は協力援助義務を履行せず,これによって請負人が施工不能となり、催告を受けた後の合理的期間内になお相応する義務を履行しない場合,請負人は契約を解除することができる。
- 3 契約を解除した後に、既に完成した建設工事の品質が合格の場合、発注者は約定に従って相応する工事代金を支払わなければならない。既に完成した建設工事の品質が不合格の場合、本法第793条の規定を参照して処理する。

第807条【請負人の工事代金優先弁済請求権】

発注者が約定に従った代金の支払いを行わない場合、請負人は発注者に対して合理的期間内の代金の支払いを催告することができる。発注者が期限を徒過しても支払わない場合、建設工事の性質に基づいて時価換価、強制競売をすべきでない場合を除き、請負人は発注者との協議を経て当該工事を時価換価することができ、当該工事の法に基づく競売を人民法院に請求することもできる。建設工事の代金は、当該工事を時価換価又は強制競売の代金より優先的に弁済を受ける。

第808条【請負契約規定の適用】

本章に規定がない場合、請負契約の関係規定を適用する。

第十九章 運送契約

第一節 一般規定

第809条【運送契約の定義】

運送契約は、運送人が旅客又は物品を運送開始地から約定した地点まで運送し、旅客、荷送人又は荷受人が運賃又は運送費用を支払う契約である。

第810条【公共運送運送人の強制締約義務】

公共運送に従事する運送人は、旅客、荷送人の通常の合理的な運送の要求を拒絶してはならない。

第811条【運送人の適時・安全運送義務】

運送人は、約定した期限又は合理的期間内に旅客、物品を約定した場所に安全に運送しなければならない。

第812条【約定又は通常の運送路線運送義務】

運送人は、約定した又は通常の運送路線に従って旅客、物品を約定した地点に運送しなければならない。

第813条【運賃等支払義務】

旅客,荷送人又は荷受人は,運賃又は運送費用を支払わなければならない。運送人が 約定した又は通常のルートに従った運送を行わず運賃又は運送費用が増加した場合,旅 客,荷送人又は荷受人は,増加した部分の運賃又は運送費用の支払いを拒絶することが できる。

第二節 旅客運送契約

第814条【旅客運送契約の成立】

旅客運送契約は、運送人が旅客に搭乗券を発行した時に成立する。但し、当事者に別 段の約定があり又は別段の取引慣習がある場合を除く。

第815条【有効な搭乗券に基づく乗車義務】

旅客は、有効な搭乗券に記載された時間、便名及び座席番号に従って乗車しなければならない。旅客は、無券乗車、乗り越し、等級を超えた乗車又は割引条件に適合しない優待搭乗券での乗車を行った場合には、不足分の運賃を支払わなければならず、運送人は規定に従って割増運賃を徴収することができる。旅客が運賃を支払わない場合は、運送人は輸送を拒絶することができる。

2 実名制旅客運送契約における旅客が搭乗券を紛失した場合,運送人に紛失・再発行手 続を請求することができ,運送人は運賃及びその他不合理な費用を再度徴収してはなら ない。

第816条【払戻しと変更】

旅客は、自己の原因により搭乗券に記載された時間に従って搭乗することができない場合、約定した期限内に払戻し又は変更手続を行わなければならない。期限を徒過して手続を行った場合、運送人は、運賃を払い戻さなくてもよく、運送義務を負わない。

第817条【約定に従った手荷物携帯義務】

旅客は、荷物を携帯するにあたり、約定した数量限度及び品目の要求に適合しなければならない。数量限度を超過し又は品目の要求に違反して荷物を携帯する場合は、運送委託手続を行わなければならない。

第818条【危険物品等の携帯禁止】

旅客は、引火性、爆発性、有毒性、腐食性、放射性及び運送手段上人身と財産の安全 に危険を及ぼすおそれのある危険物品又は禁制品を携帯し又は荷物中に入れて持ち込ん ではならない。

2 旅客が前項の規定に違反した場合,運送人は危険物品又は禁制品を降ろし,廃棄し又 は関係部門に提出交付することができる。旅客が危険物品又は禁制品の携帯又は持込み を続けた場合,運送人は運送を拒絶することができる。

第819条【運送人の告知義務、旅客の協力援助適応義務】

運送人は安全輸送義務を厳格に履行し、安全輸送に当たり注意すべき事項を速やかに 旅客に告知しなければならない。旅客は、運送人が安全輸送のために講じる合理的手配 に積極的に協力援助し適応しなければならない。

第820条【運送人の運送遅延その他正常運送が不能な場合】

運送人は、有効な搭乗券に記載された時間、便名及び座席番号に従って旅客を輸送しなければならない。運送人が運送遅延又はその他正常運送が不能な場合には、速やかに旅客に対する告知及び注意喚起をし、必要な配置措置を行い、かつ旅客の要求に基づき他の運行便への乗り換えを手配し又は搭乗券を払い戻さなければならない。これにより旅客に損害を与えた場合、運送人は賠償責任を負わなければならない。但し、運送人の責めに帰することができない場合を除く。

第821条【サービス水準の変更】

運送人が無断でサービス水準を下げた場合, 旅客の請求に基づいて払戻しを行い, 又 は搭乗券代金を減額しなければならない。サービス水準を上げた場合, 搭乗券代金を追 加徴収してはならない。

第822条【運送人の救助尽力義務】

運送人は,運送過程において急病,出産,危険に遭遇した旅客の救助に尽力しなければならない。

第823条【旅客死傷の賠償責任】

運送人は、運送過程における旅客の死傷に対して賠償責任を負わなければならない。 但し、死傷が旅客自身の健康上の原因によって生じた場合又は死傷が旅客の故意、重過 失によるものであることを運送人が証明した場合を除く。

2 前項の規定は、規定に従って搭乗券が免除され、優待搭乗券を持ち、又は運送人の許可を得て搭乗した搭乗券を所持していない旅客に適用する。

第824条【手荷物滅失毀損の賠償責任】

運送過程において旅客が携帯する物品が毀損,滅失し,運送人に過失がある場合,賠償責任を負わなければならない。

2 旅客が運送を委託した荷物が毀損、滅失した場合、物品運送の関係規定を適用する。

第三節 物品運送契約

第825条【荷送人の通告義務】

荷送人は物品運送手続を行う場合,運送人に対して,荷受人の氏名,名称又は指示に基づく荷受人,物品の名称,性質,重量,数量,受取場所等の物品運送に関する必要な状況を正確に表明しなければならない。

2 荷送人の申告が事実ではなく又は重要な状況を遺漏して運送人に損害を与えた場合, 荷送人は、賠償責任を負わなければならない。

第826条【荷送人の審査承認、検査等の義務】

物品運送に審査承認,検査等の手続が必要である場合,荷送人は関係の手続が完了した文書を運送人に提出交付しなければならない。

第827条【荷送人の物品包装義務】

荷送人は、約定した方式に従って物品を包装しなければならない。包装方式に関する 約定がない又は約定が不明確である場合、本法第619条の規定を適用する。

2 荷送人が前項の規定に違反した場合、運送人は運送を拒絶することができる。

第828条【危険物品運送委託時の義務】

荷送人は、引火性、爆発性、有毒性、腐食性、放射性等の危険物品の運送を委託する場合、 危険物品の運送に関する国家の規定に従って危険物品に対して適切な包装を行い、危険 物品標識及びラベルを掲示し、危険物品の名称、性質及び防護措置に関する書面資料を 運送人に提出交付しなければならない。

2 荷送人が前項の規定に違反した場合,運送人は,運送を拒絶することができ,また相応する措置を講じて損害の発生を回避することもでき,これにより発生した費用は荷送人が負担する。

第829条【荷送人の処分権】

運送人が物品を荷受人に引き渡す前において、荷送人は運送の停止、物品の返還、到 達地の変更又は物品のその他荷受人への引渡しを運送人に求めることができる。但し、 運送人がこれにより受けた損害を賠償しなければならない。

第830条【運送人の通知義務と荷受人の受取義務】

運送物品の到達後,運送人が荷受人を知っている場合,荷受人に速やかに通知しなければならず,荷受人は物品を速やかに受け取らなければならない。荷受人が期限を徒過して物品を受け取った場合,運送人に保管料等の費用を支払わなければならない。

第831条【荷受人の検査義務等】

荷受人が物品を受け取る時は、約定した期限に従って物品を検査しなければならない。物品の検査期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、合理的期間内に物品を検査しなければならない。荷受人が約定した期限又は合理的期間内に物品の数量、毀損等について異議を述べない場合、運送人が運送証書の記載に従って既に引き渡したことの初歩的証拠とみなす。

第832条【運送人の損害賠償責任】

運送人は運送過程における物品の毀損,滅失に対して損害賠償責任を負う。但し、物品の毀損,滅失が不可抗力,物品自体の自然的性質又は合理的な損耗及び荷送人,荷受人の過失によるものであることを運送人が証明した場合には、賠償責任を負わない。

第833条【損害賠償額の確定】

物品が毀損,滅失した場合の賠償額について当事者に約定がある場合,その約定に従う。 約定がない又は約定が不明確であり,本法第510条の規定によってもなお確定できな い場合,引き渡し又は引き渡すべきであった時点の物品到達地の市場価格に従って計算 する。法律, 行政法規に賠償額の計算方法及び賠償限度額に関する別段の規定がある場合, その規定に従う。

第834条【相次運送の責任負担】

二名以上の運送人が同一の運送方式により相次いで運送する場合,荷送人と契約を締結した運送人が運送の全過程に対して責任を負わなければならない。ある運送区間で損害が発生した場合,荷送人と契約を締結した運送人及び当該区間の運送人が連帯して責任を負う。

第835条【不可抗力による物品滅失】

物品が運送過程において不可抗力により滅失し、運送費を受け取っていない場合、運送人は運送費の支払いを請求してはならない。運送費を既に受け取っていた場合、荷送人は返還を請求することができる。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。

第836条【運送人の留置権】

荷送人又は荷受人が運送費、保管費又はその他の費用を支払わない場合、運送人は相 応する運送物品に対して留置権を有する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第837条【物品の供託】

荷受人が不明であり又は荷受人が正当な理由なく物品の受取りを拒絶した場合,運送人は法に基づき物品を供託することができる。

第四節 複合運送契約

第838条【複合運送事業者の権利義務】

複合運送事業者は、複合運送契約を履行し、又は履行を手配する責任を負い、運送の全過程に対して運送人としての権利を有し、運送人としての義務を負う。

第839条【複合運送事業者と区間運送人の責任】

複合運送事業者は、複合運送に参加する各区間の運送人と複合運送契約の各区間の運送について相互間の責任を約定することができる。但し、当該約定は、複合運送事業者が運送の全過程に対して負う義務に影響しない。

第840条【複合運送証書の発行】

複合運送事業者は、荷送人から物品の引渡しを受けるとき、複合運送証書を発行しなければならない。荷送人の要求に従って、複合運送書類は譲渡可能証書とすることができ、譲渡不可証書とすることもできる。

第841条【荷送人の損害賠償責任】

荷送人が物品運送を委託する時点の過失により複合運送事業者に損害を与えた場合、 荷送人が複合運送証書を既に譲渡していたとしても、なお賠償責任を負わなければならない。

第842条【賠償責任の法律適用】

物品の毀損,滅失が複合運送のある運送区間で発生した場合,複合運送事業者の賠償 責任及び責任限度額は、当該区間の運送方式を調整する関係法律の規定を適用する。物 品の毀損、滅失が発生した運送区間を確定できない場合、本章の規定に従って賠償責任 を負う。

(つづく)

活動報告

【会合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官 村田邦行

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2020年11月14日(土),大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全面オンライン形式での開催 となりました。

本稿は、本シンポジウムの概要についてご紹介するものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター(I C C L C)、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(C A L E)との共催で開催している連携企画¹「アジアのための国際協力in法分野2020」の第2弾です。

本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、 法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催していま す。

このため、できるだけ多くの学生の皆さんや若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、大学・法科大学院、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)東京貿易情報センター等の関係機関にご協力いただき、広報活動を行いました。

関係機関の皆様のご協力により、本シンポジウム当日は多くの方々にご参加いただくことができました²。このことは、我々にとって大きな励みになるとともに、法整備

¹ この企画は,2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので,2012年以降,年間を通じて,①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー,②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」(名古屋大学主催。本年は9月11日に開催。),③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」(慶應義塾大学主催。本年は12月5日に開催。)の3企画をそれぞれ開催するという構成で,現在まで続いています。2016年から,当部が①の「入門編」となる本シンポジウムを主催し,企画・運営を行なっています。例年,本シンポジウムは6月下旬に開催していますが,本年度は,新型コロナウイルス感染症の影響により,開催時期が11月となりました。

² 本シンポジウムは、134箇所と接続して開催されました。

支援や法分野の国際協力に対する若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 開会挨拶

本シンポジウムは、法務総合研究所上冨敏伸所長の挨拶から始まりました。

上冨所長の挨拶では、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による制約があるものの、支援対象国における対面での活動の重要性に変わりはなく、法整備支援を担う人材は豊富である必要があること、他方、オンラインでの法整備支援活動といった今般の経験は、法整備支援をはじめとする国際関係業務において、地理的・時間的その他様々な制約を飛び越えることができるような、新しい可能性を含んだ何かを見つける契機にもなり得ること、このため、本シンポジウムに参加している若い方の新鮮なアイデアをこの分野で是非いかしてもらいたいこと、寄り添い型といわれる我が国の法整備支援がどのように行われているのか、これに携わる人がどのようなことを考えてどのように行動しているのか、具体的なイメージの一端をつかむ機会にしていただきたいことなど、本シンポジウムの全体像が示されました。

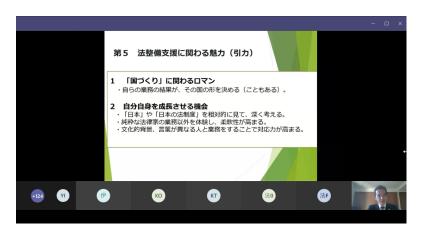
開会挨拶に引き続き、3名のプレゼンテーションが行われました。

2 プレゼンテーション①「法整備支援の魅力(引力)~長期派遣専門家・国際協力部教 官の活動を振り返って~」

まず、津地方検察庁検事の伊藤淳さんによるプレゼンテーションが行われました。 伊藤さんは、JICA長期派遣専門家としてラオスの法整備支援に携わったほか、 法務省法務総合研究所国際協力部教官としても勤務した経験を持ちます³。

プレゼンテーションでは、長期派遣専門家及び国際協力部教官としての活動を振り 返りながら、法整備支援の魅力をお話しいただきました。

プレゼンテーションの概要は、以下のとおりです。



【伊藤さん(写真右下)のプレゼンテーションの様子】

^{3 2016}年4月から国際協力部教官として勤務し、その後、2017年7月から2020年3月までJICAラオス長期派遣専門家を務めました。

(1) 法整備支援に携わった経緯等

元々、大学時代にバックパッカーをする中で国際関係の業務に興味を持っていたところ、検事任官後、検事による国際協力の可能性を知ったり、国際協力部が実施する国際協力人材育成研修 4 に参加したりしたことがきっかけで法整備支援に携わるようになったとお話しになりました。

(2) 法整備支援の概要

法令の起草支援、法制度の運用支援、人材の育成支援が大きな柱であり、寄り添い型でオーナーシップの尊重が特徴である日本の支援では人材育成が中心であることのほか、ラオスの法整備支援プロジェクトにおける支援内容⁵をご紹介いただきました。

(3) 国際協力部教官の業務

国際協力部教官として勤務した1年3か月間,大きく分けると,①法務省の行う 法整備支援業務と,②担当国に関するJICAプロジェクトのサポート業務を行っ たと述べ、各業務内容をご紹介いただきました。

例えば、①については、担当国であったラオス以外の国で実施されているプロジェクトに関する日本国内での研修の企画や運営、国内の大学における講義、シンポジウムの準備・運営、ICDNEWSの企画などを行い、講義以外の業務は検事の業務には含まれないものばかりで戸惑うことが多かったとのことでした。

②については、ラオスのJICAプロジェクトが実施する本邦研修の企画や運営、ラオス現地でのセミナー講師などを行ったことをご紹介いただくとともに、思い出に残る出来事として、2017年2月にラオスの民法典起草担当者を日本に招いての研修中に実施したシンポジウムの経験をご紹介いただきました。このシンポジウムは、ラオス民法典起草に関する日本の支援について広く世の中の人に知ってもらうことを目的に、法曹関係者だけでなく、ビジネス関係者などにも出席を呼び掛けようとしたものの、当初、「ラオスや民法といった内容では20人ぐらいしか集まらないのではないか。」というような話もあり、プログラムの内容をビジネス関係者にも興味を持ってもらえるよう工夫をしたり⁶、参加者についても、在日本ラオス大使館からラオス大使にご出席いただくなどの努力をされたとのことでした。このシンポジウムでの経験に関し、伊藤さんが「法整備支援として行っている内容が素晴ら

⁴ 法整備支援に携わる人材を育成するため、法整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法整備支援の理解を深め、将来法整備支援業務に従事する場合に必要となる知識及び技術の一端を習得させることを目的として、国際協力部が実施している研修です。

⁵ 起草支援としては民法典の起草,法制度の運用支援としては刑事や民事の執務参考資料やマニュアルの作成,人材育成支援としては法曹を育成するためにラオスの大学,国立司法研修所,実務機関の研修所で利用するための教材作成や利用方法の教授などを行っていることをご紹介いただきました。

⁶ ラオスに対する法整備支援やラオス民法典の起草支援の内容を紹介するだけでなく,例えばラオスで実際に業務展開をしている企業やラオスを含むメコン地域で企業活動を支援するジェトロによる現地のビジネス環境をテーマとしたプレゼンテーションや,ラオスの民法典起草関係者と日本のビジネスロイヤーの方々によるラオス民法典を前提としたビジネス上の法律問題に関するパネルディスカッションなどを企画したそうです。

しくても、必ずしも人を惹きつけるわけではないということを理解するとともに、 内容とともに広報を充実させないと、内容の良い事業もいつかできなくなってしま うのではないかという危機感を抱かせた。」と述べていたのが印象的であり、後に述 べるとおり、伊藤さんのその後のラオスにおける活動の原体験になっているのだと 感じました。

(4) 長期派遣専門家の業務

JICA長期派遣専門家としてラオスで活動した2年9か月間について、チーフアドバイザーと法律の専門家という二つの役割があったとし、それぞれについてお話しになりました。

ア チーフアドバイザーとしての役割

現地プロジェクトを総括する役割で、プロジェクト内部の各種統括業務のほか、外部との関係では、日本の機関だけではなく、ラオスの機関や他国の援助機関との間で、プロジェクトを代表して業務に関する交渉や調整などの業務を担い、例えば、プロジェクトを進めるに当り、他国が実施しているプロジェクトと連携する必要がある場合は、プロジェクトを代表して他国のプロジェクトの代表者と交渉を行い、また、他国のプロジェクトのイベントに出席して意見などを述べることもあったとのことでした。

伊藤さんは、その在任中に日本・ラオスの法分野の交流が20周年を迎え、ラオス民法典が国会で承認される「という状況に運良く遭遇したため、日本・ラオスの法分野の交流20周年とラオス民法典成立に関する様々なイベントをチーフアドバイザーの立場でまとめる機会があったとのことで、そのエピソードをご紹介いただきました⁸。

伊藤さんは、現在のプロジェクト⁹のチーフアドバイザーに就任した2018年7月の時点で、同年中にラオス民法典が成立する見込みが高かったため、就任直後からプロジェクト内の他の専門家と相談しながら、成立した場合のアピール方

⁷ 伊藤さんが離任した後の2020年5月27日、ラオス民法典が施行されました。

⁸ ラオス民法典の起草経緯や日本の支援状況などについては,以下のICDNEWSの記事をご参照ください。

[・]伊藤淳「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典・講演」(第79号)

[・]松尾弘 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」(前同)

[・]入江克典 (JICA長期派遣専門家)「ラオス民法典の概要(総論)」(前同)

[・]入江克典「ラオス民法典の概要(各論)」(第80号)

[・]入江克典「ラオス民法典起草におけるドナー調整事例の紹介」(第81号)

[・]松尾弘「ラオス民法典の編纂-その特色と動態-」(第84号)

[・]入江克典「ラオス民法典の立法過程」(前同)

[・]ケート・ケティサック(ラオス政府前司法省副大臣,前最高裁判所長官)「ラオス人民民主共和国の民法 典草案の起草について」(前同)

[・]ヴィサイ・シーハーパンヤ(ラオス国立大学法政治学部民事学科長)「2018年ラオス民法典について -ラオス国立大学において法律を教える教師の立場から」(前同)

ICDNEWSは、以下の国際協力部のホームページからご覧いただけます。

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05 00067.html

⁹ ラオス法の支配発展促進プロジェクト (期間:2018年7月11日~2023年7月10日)。

法などの準備を始め、①日本とラオスで何らかの形で式典を開き、なるべく高位の方にご出席いただくこと、②マスコミなどに取り上げてもらったり、雑誌に寄稿したりして広く色々な方に知ってもらうこと、③民法典はあくまでラオス人のものなので、ラオス人に民法典を身近に感じてもらうツールを考えて活用することの3点に取り組んだとのことでした。

①に関しては、2018年12月6日に開催した日本とラオスの法・司法分野の交流20周年を祝う記念の懇談会をご紹介いただきました。この懇談会は、ラオス司法省の副大臣を団長とする研修団を日本に招聘した機会を捉えて、在日本のラオス大使や日本側の多くの関係者を招いて開催したものであり、20周年を祝うことが主目的でしたが、偶然この日にラオス国会で民法典の審議が行われることになり、懇親会開始直後に民法典が成立したというニュースが懇親会場に伝えられ、出席された日本・ラオスの多くの方に民法典の成立をタイムリーに祝っていただくことができたという点で、伊藤さんにとっても非常に印象的な出来事だったそうです。そのほかにも、2019年2月に開催した20周年記念と民法典成立を祝うイベント 10 などをご紹介いただきました。

②に関しては、法律に関する雑誌にラオス民法典起草に関する座談会の記事を寄稿したこと 11,日本の大手新聞やネットニュースなどにラオス民法典起草や 20 周年のことを知っていただきたい旨働きかけて取り上げてもらったこと、JICAや国際協力部の広報誌に日本語・英語で積極的に寄稿したことなどをご紹介いただきました。

③に関しては、プロジェクトで通訳をしていた方がミュージシャンだったため、作詞作曲をお願いしてラオス民法典の歌を作ってもらったことなどをご紹介いただきました 12 。

伊藤さんは、これらの活動に関し、「外国でこうした調整役や広報の活動をするのは色々苦労も多かったが、調整の仕事には検事の経験が、広報の仕事には国際協力部教官の経験が、非常に生きたと思っている。こういった一連の活動を経験できたことは私自身の対応力などを高めてくれたと感じており、非常に有意義な経験をさせていただいたと思っている。」などと述べていました。

イ 法律の専門家としての役割

検事出身の刑事実務家として、その実務経験や知識を伝えるという役割があり、 ラオスの刑事司法制度の運用改善や法曹養成制度の改善に関する業務を行ったと

¹⁰ このイベントは、民法典が成立した直後の2018年12月から本格的に準備を進め、民法典の成立に 焦点を当てたものであり、「日本・ラオスの20年の交流の成果としてこの民法典が成立したのだ」という ことをキーワードとして、日本、ラオス、国際社会にアピールしようと考え、日本、ラオス、国際機関の ハイランクの方にできるだけ来ていただけるように交渉を重ね、結果、多くの方が出席されたとのことで した。このイベントについては、脚注8でご紹介した伊藤さんの記事に詳しく記載されています。

[「]法律のひろば」 2019年3月号では法整備支援 25 周年を特集していますが、特集記事の一つとして、この座談会記事も掲載されています。

¹² ラオス民法典の歌(ラオス語・日本語)は,ICDNEWS第79号に掲載されています。

のことであり、具体的には、ラオスの司法制度の運用改善として、刑事訴訟法を 適切に運用するための令状実務問題集のような実務上の問題を取り上げた事例問 題集を作成し、また、ラオスの法曹養成制度の改善としては、法曹養成制度の現 場で利用してもらう教材を作成する目的で、ラオスの刑事裁判で問題となった事 例(裁判記録)を集めてきて模擬事件記録教材を作成したとのことでした¹³。

そして、模擬事件記録教材を普及しようとしたところ、大学や司法研修所、実務機関の研修所といった実務の現場から「模擬事件記録のようなものは見たことがないから使い方が分からない」と言われ、使い方をどうやって理解してもらおうかと考えていたところ、結局のところラオスには統一的な事実認定のルールがないことが問題なのではないかということに行き着き、模擬事件記録教材を普及するために、その一歩前にあるラオス版の刑事・民事の事実認定理論の確立を目指す活動をすることになり、この活動が伊藤さんにとって最も思い入れのある活動になったというエピソードをご紹介いただきました。

(5) 法整備支援の魅力

伊藤さんは、①国づくりに関わるロマンがある、②自分自身を成長させる機会に なる、ということが法整備支援の魅力だとお話しになりました。

①に関して、ラオス民法典起草や事実認定理論の確立に向けた活動はまさにラオスの国づくりに関わっているという思いで活動していたとのことでした。

②に関して、伊藤さんは、「他国でマイノリティとして生活して仕事をするのはすごくストレスフルな経験でもあるが、非常に貴重な経験だった。日本の法制度を非常に強く意識するし、今まで当たり前だと思っていたことがそうではないということが多々あった。また、法整備支援の仕事、中でも広報の機会などは純粋に法律家の業務をしているとあまりないものだったが、様々な分野の人と接し、その人たちのニーズをくみ取っていくことで自分の柔軟性を高めてくれたり、視野を広げてくれたりしたのではないかと思っている。」と述べていました。

(6) 法整備支援に関心がある方へのメッセージ

伊藤さんは、法整備支援にはまだ確立されたものがなく、支援対象国における問題がどんどん新しくなるため確立することもないのだろうと思うので、短時間でも少しのことでもいいので色々な方が関わり、様々なアイデアを出して法整備支援分野をより発展させてもらいたい、その一方で、相手国の立場からすれば長期間関わる人や何度も関わる人を求めているように感じることもあり、国づくりが一朝一夕に終わらないことも考えると、やはり「長期間・何度も」という人が必要だと感じているなどと述べていました。

¹³ この点については、以下のICDNEWSの記事をご参照ください。

[・]伊藤淳「ラオスの刑事事実認定を巡る状況~ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察~」(第78号)

[・]伊藤淳「ラオス刑事訴訟法(証拠法)研究~法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介~」(第80号)

[・]伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題~ラオス法学の誕生を目指して~」(第82号)

3 プレゼンテーション②「JICA長期派遣専門家の業務~ベトナム法整備支援の現場から~」

次に、枝川充志弁護士によるプレゼンテーションが行われました。

枝川さんは、現在、JICA長期派遣専門家として、ベトナム現地で法整備支援活動をされています。

枝川さんには、ベトナムからオンラインで参加いただき、ベトナムの支援の現場から、 長期派遣専門家の業務についてお話しいただきました。



【枝川さん(写真右下)のプレゼンテーションの様子】

(1) 法整備支援に携わった経緯等

枝川さんは、法科大学院進学前、JICA職員として主にアフリカの支援業務に従事した経歴を持ち、弁護士になって様々な民事・刑事事件などを経験された後、2018年4月からベトナム法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として現在に至ります。

枝川さんは、JICAや外務省でアフリカ支援に携わる機会があり、ここでの復興支援などの経験を通じて、国が混乱に陥る様に触れ、人々の権利を支える制度作りをしていく必要があるのではないかと思うようになったことや、自分の関心領域に越境できる職業だと考えたことから、弁護士を志したとのことでした。弁護士になってからは弁護士業務が多忙となるなど様々な制約の中で当初の希望を実現する機会がなかったものの、法整備支援に携わっている方から声をかけられて今に至るとのことでした。

(2) ベトナムに対する法整備支援の歴史

ベトナムに対する法整備支援の歴史は長いですが、枝川さんは、参加者に対して、 その概要をご紹介されました。

具体的には、1996年12月に開始したJICAプロジェクトの歴史は25年近くになること、最初は司法省を協力対象機関として始まって徐々に対象機関が増えていったこと、協力は1996年から突然始まったわけではなく、実際は1996年以前から名古屋大学名誉教授の森嶌昭夫先生がベトナム司法省との間で

信頼関係を築きながら協力の土台を構築され、法務省も研修を実施していたこと、 こうした先達の努力や尽力、信頼関係の上に現在までの歴史があることなどをお話 しになりました。

(3) 法整備支援の成果(主な法案・執務資料など)

ベトナムに対する法整備支援では、これまでに様々な法案起草や執務参考資料作成の支援にプロジェクトが関与しています。

法令については、民法を筆頭とした民事関連法に関し、例えば、日本の民法の内容や経験を伝えながら、ベトナム側が起草する法案にコメントをするなどして制定過程に携わってきたこと、執務資料については、検察官マニュアル、判決書マニュアル、弁護士ガイドブックなどの作成に協力してきたことなどをご紹介いただきました。

(4) 現行 14 プロジェクトの概要, プロジェクトの実施体制

JICAプロジェクトの一般的な構成など 15 にも言及しながら、現行プロジェクトの概要、具体的には、2015年4月から2020年12月までのプロジェクトであること、目標は三つに分類して設定されている(法令の整合性の確保 16 、民事関連法や民事・刑事実務の基盤整備の促進 17 、2021年以降の法・司法分野における中長期的な取り組みの共有)ことなどをご紹介いただきました。

また、長期派遣専門家の構成などのプロジェクトの実施体制についてもご紹介いただきました ¹⁸。この点、新型コロナウイルス感染症の影響により、枝川さん以外の長期派遣専門家が一時日本に帰国していた時期があり、この間はオンラインツールを活用し、リモートでのワークショップや会議を実施したとのことでした。

 $^{^{14}}$ 本シンポジウム開催当時。本稿の「現行プロジェクト」は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(期間:2015年4月1日から2020年12月31日)」のことであり、2021年1月からは、新規プロジェクトである「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト(期間:2021年1月1日から2025年12月31日)」が始まりました。

¹⁵ 枝川さんは「通常、JICAが行うプロジェクトでは、将来的な目標としての上位目標を設定し、ベトナム側の政策課題や要望、日本側のリソースなどを考慮して、上位目標の下にプロジェクト目標を設定し、その目標達成のためにどのような成果を出すべきかという思考方法で成果を設定し、成果達成のための具体的活動を行っていく形になっている。要するに、目的・手段の関係で構成されている。具体的に何をするかというのは、日本側にできることとできないこともあるので、ベトナム側と協議しながら決めていくことになる。」などと説明されていました。

¹⁶ 想定される課題として、用語の使い方が整合しているか、法律間の整合性がきちんと取れているか、下位の法規との整合性が確保されているかといった問題が挙げられるものの、そうした課題に全て応えるのは困難なため、例えば、協力内容の一つとしては、ベトナムのいわゆる立法関係法に関連して、整合性の確保のために日本が行っている法制定プロセスの経験を共有することなどを行っているとのことでした。

¹⁷ 法曹三者の実務能力向上、弁護士会の組織強化といったことを行っており、具体的内容として、民法や民事判決執行法の下位の法規に係る法令制定プロセスへの関与、裁判所との関係では、判例の意義や実務での運用の問題、調停や家庭裁判所での実務に関する経験共有、検察官マニュアルの改定への関与や検察実務についての経験共有、弁護士会の職務倫理規程改定への関与、弁護士実務の経験共有といったものを挙げていました。なお、弁護士会の職務倫理規程の改定については、枝川充志「ベトナム弁護士職務倫理規程の改正とJICAプロジェクトの協力」(ICDNEWS第83号)もご参照ください。

¹⁸ 枝川さんは、本シンポジウム開催当時の実施体制として、「長期派遣専門家4名が従事しており、チーフアドバイザー (検察官)、裁判官、弁護士、業務調整の4名で構成されている。」と述べましたが、2021年1月から新規プロジェクトが開始した(前掲脚注14参照)ことにより、現在の長期派遣専門家の構成は上記と異なります。

(5) 法整備支援のやりがい

枝川さんは、法整備支援のやりがいの一つとして、日本と異なる法・司法制度を作る人、運用する人、研究する人、学ぶ人に会って意見を戦わせる、議論することができる点を挙げ、「ベトナムにも日本の法律事務所などがあるが、そこに勤務していても法律を作る人や運用する人に必ずしも会えるわけではないので、法整備支援ならではの出会いという気がする。こうした法・司法制度やそこに関係する人との出会いは、日本の法・司法制度や日本の社会のありようを相対化させてくれる。日本の制度が当然と思っていたものが、そうなのだろうかと問い返す機会になる。協力機関であるベトナム側の皆さんは日本の制度に関心があるが、日本で当然と思っていることもベトナムの慣習では当然ではないことがあるので、そういったことも把握しながら説明しなければならない。知れば知るほど、当たり前といえば当たり前なのだが、日本の法・司法制度も日本という社会、歴史、統治構造、教育システム、郵便システムといった様々な要素の上に成り立っている制度であることが分かる。こうした気付きを与えてくれて、ベトナムの皆さんと議論して、なるほどそういう発想をするのか、という経験ができるのは本当に面白い場面でもある。」と述べていました。

また、創意工夫が求められる点もやりがいの一つとのことであり、「例えば、日本の担保制度を知りたいとの要請があった場合、ベトナムと制度が異なる中でどうやって伝えたらいいかというのを常に考えなくてはならず、このようなときは、自分でベトナムの制度を勉強するだけでなく相手の制度を知らないことを前提に質問を考え、それに答えてもらうようなやりとりを通じて、相手がどのような理解の仕方をしていて実際に何を問題にしているかを把握するようにしている。もっとも、このようなやりとりでは通常通訳を使っており、翻訳の微妙な違いによって理解の仕方がまるで違うこともあり得ることから、細心の注意を払いながら先方の制度の考えを把握し、答えていく必要がある。これらはとても大変な作業ではあるが、知的な格闘ともいえるし、そこにやりがいがある。」と述べていました。

そのほかにも、ベトナムの人々の社会や文化に直接触れられる点が楽しみや醍醐味であり、「言葉を少しでも話せるようになるとベトナムの人は親しみを持ってくれる。食事も楽しみの一つ。社会主義ではあるが、本音と建前の中で人々が生きているような気がして、ある種のたくましさのような世界に触れられることは現場に駐在することの醍醐味という気がしている。」と述べていました。

(6) 法整備支援の難しさ

枝川さんは、このようにやりがいのある法整備支援ではあるものの、難しさもあると述べていました。

その一つとして、言葉の意味と理解の度合いの点を挙げていました。枝川さんは、 普段通訳を介して仕事をしており、特に相手とのセミナーやワークショップにおけ る協議は通訳を介して行っているとのことですが、「お互いに理解し合っているのか という点がいつも気になっており、例えば、自分の質問の理解が先方の質問の趣旨 と合っているのか、時に確認を要する場合がある。同じ言語同士でもこのような確 認が必要な場合はあると思うが、言語が異なる場合にはなおさら必要になると思う。 これは実際に時間がかかる作業でもある。」と述べていました。

また、法律の言葉は難しく、単語をそのまま訳しても意味が分からないときがあり、 翻訳についても、字面を訳したものなのか、意味を取って訳したものなのか、確認 しなければならないときがあることも難しさの一つとして指摘されていました。

そのほかにも、ベトナムでの活動を通じて、何でも文書に記載しないとそれは存在しない制度だという感覚が非常に強く、例えば法律文書に根拠規定がないとそれは扱えないという姿勢があることや、判例は最高裁が選定した39¹⁹のみである一方、法律の下に多くの下位法規(議定、通達など)があるため、下位法規を知らないと全体像が分からず、法律を改正すると下位の法規もたくさん改正しなければならないもののこの改正が追い付いていないという実態があることなどを感じており、これらを踏まえて法整備支援を行うことにも難しさがあるとのことでした。

最後に、枝川さんは、歴史のあるベトナムに対する法整備支援における経験の継承について、難しいものの重要な課題であると指摘し、「歴史の長いプロジェクトにおいて、日本人の中でそれをどうやって引き継いでいくかは難しい点だと思う。経験したことをそのままコピーして引き継げればいいのだが、体得したことを引き継ぐのは容易ではない。言語化、記録化して残していく作業が必要だと思う。私と同じような経験を他の専門家も経験し、共通して体得した内容がある場合、それはある種の暗黙知といえるのではないかという気がする。そうした共通の暗黙知のようなものを承継していく作業が必要だろうと思っている。しかし、これは『言うは易く行うは難し』で、私のようなJICAの関係者がやっていかなければならないと感じている。」と述べていました。

4 プレゼンテーション③「JICAによる法整備支援」

次に、井出ゆりさんによるプレゼンテーションが行われました。

井出さんは、JICAガバナンス・平和構築部法・司法チームの主任調査役として、 JICAの行う様々な国の法整備支援に携わっています。

井出さんには、JICA職員の立場から、JICAによる法整備支援の内容とこれから法整備支援に携わる人へのアドバイスについてお話しいただきました。

¹⁹ 本シンポジウム開催当時。



【井出さん(写真右下)のプレゼンテーションの様子】

(1) 法整備支援に携わった経緯等

一昨年²⁰まで16年間弁護士として仕事をしており、弁護士時代は倒産事件や事業再生といわれる分野、特に「国際倒産」分野の仕事に多く携わっていたこと、以前より国際協力にいつか関わりたいという思いがあり、JICA職員に転職したこと、現在はJICAにおいて、ミャンマー、バングラデシュ、ウズベキスタン、スリランカ、東ティモールなどの案件を担当しているほか、公正取引委員会の協力を得て実施している競争法に関する案件を複数担当していることをお話しになりました。

(2) JICAの事業概要、日本の法整備支援の歴史

まず、JICAが日本政府の実施する政府開発援助(ODA)を実施する独立行政法人であること、法整備支援は途上国に対する協力²¹のうち技術協力に主に該当することなどをご紹介いただきました。

次に、日本の法整備支援の歴史・系譜²²について、刑事司法分野での集団研修は1960年代から実施されていたが、本格的な法整備支援が開始されたのは1990年代半ばになること、森嶌昭夫先生がベトナムで民法の講義をされたことが契機となり、日本政府としても本格的にベトナムでの民法制定支援をすることになり、そこからODAとしての法整備支援を本格的に開始したこと、市場経済化を契機として法整備支援が開始された国としてベトナム、ラオス、中国、ウズベキスタン、モンゴルなどがあること、紛争影響国における法整備支援としてはカンボジア、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどがあること、知的財産権法やビジネス環境の整備を契機として法整備支援が開始された国としてインドネシアやミャ

²⁰ 本シンポジウム開催当時。

²¹ 技術協力,有償資金協力,無償資金協力が主な協力の形であることやこれらの概要もご説明いただきました。

 $^{^{22}}$ JICAは,2018年に「世界を変える日本式『法づくり』」(文藝春秋)という書籍を出版しました。同書には,様々な法整備支援プロジェクトの歴史について,これまでに関わった方のインタビューに基づいて紹介されています。また,JICAの法整備支援ポータルでは,国別の活動内容を紹介しています。さらに,JICAの機関誌「Mundi」やパンフレットなどもJICAのホームページ(https://www.jica.go.jp/index.html)で公開されています。

ンマーがあることなどをお話しになりました。

(3) 法整備支援の目的と活動内容

法整備支援について,ルールの整備に関する活動 23 ,ルールを運用する組織の機能強化に関する活動 24 ,ルールを運用する人材の育成に関する活動の三つがあること,このほかにも,近年,法・司法制度とそのユーザーである市民をつなぐための司法アクセスの向上に関する活動 25 も近年増えていること,これらの活動はいずれも究極的には法の支配を実現するという目的のために実施されていること,法整備支援は開発協力大綱 26 の下で非常に重要な協力として明記されており,SDGsの達成に向けた重要な活動であるとも位置付けられている 27 ことなどをお話しになりました。

井出さんは、JICAの協力に関し、「法の支配を実現するため、整った法律や制度が出来上がればいいということではない。JICAの協力はいつか終わるものなので、協力が終わった後もその国の法律をその国の人々が自分たちのものとしてしっかり運用して改善していくことができるようにすることが極めて重要だと思う。その観点で、JICAの協力では人材育成を非常に重視している。出来上がった法律を翻訳して渡すのではなく、寄り添い型といって、現地の方々と一緒に考えて活動することを重視して協力を行っている。」と述べていました。

(4) JICAの法整備支援におけるアクター

本シンポジウム開催時点では、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの長期派遣専門家が日本に一時帰国している状態だが、通常プロジェクトでは、長期派遣専門家が現地におり、支援対象国の機関と法案の検討などの活動を行っていること、JICAの現地事務所が日々のプロジェクト活動を支援するとともに、現地の司法分野や他のドナーの活動に関する情報収集やプロジェクトとの情報共有を行っていること、日本の法律専門家が長期派遣専門家にアドバイスする、法務省(国際協力部)が日本での研修を行うなどの形で国内関係者・関係機関がプロジェクト活動に協力していること、JICA本部は、プロジェクト全体をフォローアップして、定期的にプロジェクトや相手国機関との間で活動の進捗や方向性について議論する

²³ 例として,民法の起草支援,知的財産法の裁判手続に関する規則の起草支援,競争法改正に関する支援 を挙げていました。

²⁴ 例として, 裁判所や検察庁, 競争当局といった組織の機能強化を目的とした, トレーニングの実施, マニュアルの作成, 研修制度の構築に関する支援を挙げていました。

²⁵ 法律扶助制度の構築や弁護士会の支援のほか,(法運用組織の機能強化と重なる部分があるものの)開発途上国では訴訟のコストや時間などを考えると特に所得水準が高くない脆弱層の人たちにとって裁判を利用して紛争を解決するのが難しい面があるため,調停制度の普及促進を進めるような活動も活発に行っているとのことでした。

²⁶ 日本がODAを行うに当たっての理念や基本的な考え方をまとめた文書。重点課題の二つ目に「普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現」が挙げられていますが,法の支配は普遍的価値の中の重要な理念の一つです。開発協力大綱は,以下の外務省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou 201502.html

²⁷ 2015年に国連で採択されたSDGsのゴール16,特にその中のターゲット16.3は「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し,すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」というものです。

ほか、新規案件などに関しては、JICA内の他部署とも連携しての検討や、現地 事務所や長期派遣専門家の協力を得ての調査を行い、将来の協力を考えるといった 業務を行っていることをご紹介いただきました。

また、本シンポジウムの参加者から事前にいただいた、新型コロナウイルス感染症の影響で長期派遣専門家が待避している間の支援活動に関する質問に関し、井出さんは、「厳しい状況にあるが、支援対象国の機関とオンラインでつないでワーキンググループを実施したり、日本の専門家を講師に招いてオンラインセミナーを実施するといった活動をしている。また、支援対象国において将来的に使ってもらうことを想定したオンライン教材を法務省の協力も得ながら作成している。これを機に今後より良い形で協力ができるような素材作りも行っていきたい。日本の関係機関を実際に見てもらうなど、支援対象国の機関職員を日本に招いて実施する研修の重要性は何物にも代え難いものがあるが、オンライン教材などが整備されれば、それを使ってより多くの方に現地で勉強してもらえるなどといったメリットもあると思うので、今後はこれらをうまく組み合わせて活動していけるといいのではないかと考えている。」と述べていました。

(5) 国際協力への多様な関わり方

JICAの活動は、官公庁、日本弁護士連合会、大学など多くの関係機関の協力を得て実施しており、JICAだけでなくこういった関係機関の立場から国際協力に関わることも考えられること、JICAのような特定の国の援助機関以外にも、国際機関やNGOなど様々なアクターが国際協力に関わっており、国際機関職員として国際協力に関わることも考えられることなどをお話しになりました。

(6) 法整備支援に関わる方へのメッセージ

元々弁護士として活動していた井出さんは、JICA本部で法整備支援案件に関わることで、実務の場では当然だと思っていた法制度や法学教育の重要性を実感するようになったとのことでした。一例として紹介されていたのが、バングラデシュやスリランカでの経験でした。両国では訴訟の大幅な遅延が問題になっていますが、井出さんは、南アジアで訴訟遅延が深刻という話を以前から知識として知っていたものの、実際に現地の裁判所を訪問して、その実情の一端を目の当たりにしたそうです。法学教育の点でも、日本であれば法律を勉強しようとすればたくさんの教科書や論文があるのは当たり前で、判例も見ることができる環境にありますが、支援対象国の多くでは基本的な法律に関する教科書もまだきちんとそろっていない国もあるし、日本で当たり前に思っていることがまだまだそうでない国があるということを経験として理解できたそうです。井出さんは、「弁護士として実務をしているときも、やりがいを持って仕事ができていたと思うが、個別の実際の事件の処理とは別に、制度的な観点から司法の世界を見るということも非常に学びの多い日々であると感じている。」と述べていました。

また、井出さんは、JICA職員として法整備支援に関わることについて、「JI

CAは異動がある組織のため法整備支援に必ず関われるわけではないが、開発機関の立場から関わるというのも非常に面白いと思う。今後就職活動などで検討している方がいたら、そういう選択肢も考えていただくといいと思う。法曹になった場合には、専門員あるいは特別嘱託として本部に来てもらい、その後、長期派遣専門家になってもらう形もある。JICAとしては、開発機関の内部で開発援助の考え方や他の分野の協力のあり方に触れた方が、裁判官や検察官、弁護士などの法曹と一緒に法整備支援プロジェクトに関わることも期待している。非常に限られたポストになってしまうと思うが、関心のある方にはそういった情報にも目を向けていただけたら大変うれしく思う。」と述べていました。

5 質疑応答

3名のプレゼンテーションの後、プレゼンターと参加者との間で質疑応答が行われました。

質疑応答は、参加者から事前にいただいた質問や、当日いただいた質問に関し、活発に行われました。

ここではいくつかの質問を取り上げ、その概要をご紹介します。

まず、法科大学院に通う学生の方の「法整備支援をキャリアとして実現するため、 法科大学院生の間にどのような準備,学習,経験をするべきか。将来,法分野での国 際協力に携わることを視野に入れてキャリアのスタートを考える場合に考慮しておく べきことは何があるか。」という事前質問について、質疑応答が行われました。この質 問について、枝川さんは、「法科大学院の間は、日本の法律をしっかりと勉強するこ とに尽きると思う。要するに、海外に出て何か日本のことを説明する場合、日本のこ とをよく知っていないと駄目だということ。例えば、ある法についてその歴史がどう なっているのかということであり、他国の制度、特にフランスやドイツまで知ってい るとベトナムでは豊かな議論ができるという気がしている。もし勉強するならフラン スやドイツの法制度をと考えるが、まずはやはり日本の法・司法制度かなと思う。ま た、実務に就いた後に色々な経験をすることも非常に大事だと思う。お互いさまですが、 相手方は日本人ということで日本の制度は当然知っているものだと思って聞いてくる 可能性があるので,色々な経験をしていくことは非常に有効である。」などと回答され ていました。この点について,伊藤さんも「色々なことに興味を持って勉強するのが 一番いいと思う。日本の制度や法律をまず詳しく知ることが一番いいのではないかと 自分の経験からも思っている。」と述べていました。

また、社会人の方からの「現地の方との人間関係に関する秘訣」という事前質問については、伊藤さんが、「飛び込んでいくことが一番だと思う。外国に行けば私たちはマイノリティで、そういう中で生活して仕事をするのはやはりストレスがたまると思うので、それを認識した上で楽しめるメンタリティは持っていた方がいいと思う。私は、できないことはできないと認めて、どんどん周りに助けを求めることをしていた。そのためにはやはりコミュニケーションが大事だと思ったので、分からないことはどん

どん聞いていた。ラオス語が全然できなかったこともあり、周りにいた日本語・ラオス語話者や英語・ラオス語話者の人に飛び込んで行き、情報を得たりして生活していた。 言葉ができない分、お酒を一緒に飲んだり、ラオス人が好きなサッカーやバドミントンを一緒にしたりしていた。こういったことを楽しめるようになると、生活も仕事もやりやすくなると思う。」などと答えていました。

そのほか、大学教員の方から井出さんに対し、支援対象国における調停制度の普及などに関する当日質問がありましたが、井出さんは、ミャンマー、バングラデシュ及びモンゴルにおける状況²⁸ などを説明されました。



【質疑応答の様子(上段左:司会の庄地教官,下段中央:質問者)】

6 閉会挨拶

本シンポジウムは、ICCLCの酒井邦彦理事の閉会挨拶で幕を閉じました。

酒井理事からは、グローバル化が進む中、法律という共通言語を皆で共有できる枠組みを作る、法の支配を各国に行き渡らせるという重要な役割が法整備支援にはあること、伝統的な法律制度から欧米の法律制度を継受した上でそれを実施して機能させ、経済発展につなげていった国は世界に日本しかなく、開発途上国の多くは日本から学びたいという気持ちを持っており、法整備支援において日本が果たせる役割はたくさんあることなどをお話しいただくとともに、本シンポジウムを通じて法整備支援という仕事のやりがいを感じてもらい、好奇心を持って法整備支援にチャレンジしてもらいたいと、参加した皆様にエールを送っていただきました。

²⁸ ミャンマーに関しては、法整備支援プロジェクトにおいて調停の普及促進を行っており、調停法はないものの、民事訴訟法を改正して調停を制度化することが検討されていること、パイロットコートという形で幾つかの裁判所で調停の試験運用が行われていること、ミャンマーの最高裁判所が調停普及のためのビデオを作って広報していることなどを紹介されていました。バングラデシュに関しては、当初は訴訟事件の滞留解消を目的として調停支援を開始したが、調停は裁判数を減らすだけでなく、当事者の負担が小さく、また、お互いに合意して円満に紛争解決できるなどの良い点があるため、調停の普及促進に向けた支援をしていることなどを紹介されていました。モンゴルに関しては、以前に行った調停に関する支援のフォローアップをしていることを紹介されていました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、多くの方々にご参加いただくことができました。 参加者からは、「検事になって法整備支援という角度から世界の司法制度に関わりた いと強く思った。」「現地に行く人だけではなく、現地にいる人をサポートするため国 内から法整備支援に参加する方法もキャリアの選択肢になり得ると感じた。」などの感 想をいただきました。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、法整備支援や国際協力の 分野への興味や関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を 考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、プレゼンテーションをご快諾いただきましたプレゼンターの皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催・後援いただくとともに広報活動にもご協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

【国際研修・共同研究】

ウズベキスタン共和国における法整備支援(犯罪白書作成支援)

1 はじめに

本稿では、ウズベキスタン共和国への法整備支援のこれまでの歩みと、国際協力部が、現在行っているウズベキスタン共和国における法整備支援のうち、2020年6月から行っている犯罪白書作成支援を中心に報告する。

なお、本稿のうち、意見等は全て私見であり、所属部局の見解ではない。

2 ウズベキスタン共和国について

ウズベキスタン共和国は、中央アジアの中心部に位置し、他の中央アジア4か国全てと国境を接しており、世界に二つしかない二重内陸国の一つである。ウズベキスタンの人口は3,280万人(2019年現在)¹と、中央アジア諸国最大である。大陸性気候で寒暖差が大きく、国土の大部分を乾燥地が占める。そして、そのような気候の中で育つ果実は凝縮した甘みがあり、クリームのようにとろける甘いメロンが美味しいことでも有名である。旧ソ連時代から、綿繊維産業が盛んで、国章には綿花があしらわれている。

ウズベキスタン共和国と日本は1992年の国交樹立以降,着実に相互の友好関係を築いてきたものであり,2004年には「中央アジア+日本」対話政策が打ち出されるなど,日本は、ウズベキスタン共和国に対して人材育成や民主化・市場経済化の支援を続けてきた。

ウズベキスタン共和国は親日国としても知られており、多くの高等教育機関で日本語教育が行われ、多くの学生が日本語を学んでいる。また、名古屋大学など日本の大学や研究機関に留学した若手人材が帰国後、政府や法曹界の要職に就く例も少なくない²。

ウズベキスタン共和国は、1991年の独立以来、他の旧ソ連・東欧諸国と同様に、計画経済から市場経済へと移行するための努力を進めている。同国は、急激な変革による社会不安を防ぐため、独立後しばらくは、いわゆる「ウズベクモデル」と言われる漸進主義をとり、一歩一歩、緩やかに経済改革を進めてきた。2000年代に入ってからは、特別経済特区の設置、企業活動を高めるための税制や手続きの簡素化等の改革等が行われ³、さらに2016年に就任したミルジョーエフ大統領は「2017年から2021年までの五つの優先的開発方針に関する行動戦略」を打ち出して急速な制度改革に取り組んでおり、そ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/index.html

² 2020年6月に設立されたウズベキスタン共和国の反汚職庁の初代長官のアクマル・ブルマノフ氏は、 名古屋大学大学院法学研究科への留学経験を有する。

³ 帯谷知可編著「ウズベキスタンを知るための60章」(明石書店・2018年)

の中でも司法制度改革は大きな柱の一つである 4 。このような取組の中, ウズベキスタン共和国は,世界銀行ビジネス環境ランキング(Doing Business 2020年)で69位に位置付けられており、近年急激に順位を上昇させている。 5

3 ウズベキスタン共和国に対する法整備支援の歴史

ウズベキスタン共和国では、前述の通り、一歩一歩、経済改革を進めてきたものの、自由取引に必要な法律の適切な運用がなされていないことが問題となっていた。日本は、2001年からウズベキスタンに対する法整備支援を行っており、法務省法務総合研究所国際協力部では、2004年から、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所(当時)からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構(JICA)等関係機関及び日本の倒産法専門家等の協力を得て、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の作成支援を実施した。その成果として、ロシア語、ウズベク語、英語、日本語の4カ国語で注釈書が作成された。

また,2005年から2008年までと2010年から2012年までの延べ約5年間にわたり,名古屋経済大学の市橋克哉教授ら法学研究者を中心に,行政法規の矛盾解消,行政手続の透明化を目的とした法整備支援が行われた。2018年に行政手続法及び行政訴訟法が成立した後,同年3月以降,ウズベキスタン共和国司法省職員や法学研究者,法曹関係者を日本に招へいしたり,国際協力部の教官や日本の法学者が現地に赴いたりして,新たに成立した行政手続法,行政訴訟法の問題点等を議論し解説書を作成するための共同研究を今日に至るまで行っている。

このように、日本はウズベキスタン共和国に対して継続的に法整備支援を行なっており、2013年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において、同国は法制度整備支援活動を重点的に行う8か国のうちの1か国に指定されている。

このような両国の結びつきを踏まえ、2019年3月13日、同国司法省イスタモフ第一副大臣が来日した機会を捉え、我が国法務省とウズベキスタン共和国司法省との間で、包括的な協力関係についての協力覚書 (Memorandum of Cooperation、MOC)を交換し、相互の協力活動、知見の交換等を通じて、両当事者間の幅広い法務分野における協力及び相互支援を促進させていくことが確認された。

さらに同年7月25日には、我が国法務省法務総合研究所とウズベキスタン共和国最高 検察庁アカデミー⁶との間でも司法分野における協力覚書(MOC)が締結され、司法分野 での人材育成のための相互支援の増大を目指し、これまでの友好・協力関係をさらに発展

⁴ ウズベキスタン共和国の司法制度改革の詳細については、本誌第85号(2020年12月号)91頁・ 黒木宏太教官執筆部分を参照されたい。

⁵ https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/u/uzbekistan/UZB.pdf

⁶ ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー(Academy of the General Prosecutor's Office of the Republic of Uzbekistan)は、ウズベキスタン共和国内の検察官や公務員に対する研修及び刑事司法等に関する研究を行う機関であり、日本における法務総合研究所に相当する。同アカデミーには、検察官等の人材育成、汚職防止、犯罪分析に関する3つのセンターが設置されており、各センターに専従の研究者が在籍している。

させることが確認された。

このように締結された M O C の下, 国際協力部においては, 行政法解説書作成支援に関する共同研究, 民事法に関する本邦研修 (J I C A と共同), 犯罪白書作成支援を行なっている。

4 犯罪白書作成支援について

(1) 支援に至る経緯

前述のとおり、2019年7月に我が国法務総合研究所長とウズベキスタン共和国 最高検察庁アカデミー所長との間で、MOCが交わされたが、その際、我が国の刑事 司法分野の統計、とりわけ法務総合研究所研究部が毎年作成している犯罪白書に関す る知見を共有することの重要性が確認された。犯罪動向や罪を犯した人の処遇の実情 を詳細かつ分かりやすく網羅した犯罪白書は、我が国の刑事政策の基礎資料として不 可欠な役割を果たしているものであるが、ウズベキスタン共和国においても同様の資 料を作ることによって、同国の刑事政策の更なる発展を企図するものである。

(2) 支援の達成目標

国際協力部では、2020年6月より、ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミーとの間で、「犯罪白書作成支援」を開始した。ウズベキスタン共和国では、系統化された刑事司法分野の統計資料へのニーズは大きいものの、データ収集の体制をさらに整備する必要があるほか、犯罪動向分析に必要なデータのさらなる蓄積等の課題がある。この支援の最終達成目標は、ウズベキスタン共和国が独自の犯罪白書を発刊することであり、それを目指した支援の主な内容は、犯罪白書作成の前提となる統計データの集積方法、峻別方法及び分析方法に関する知見の提供、発刊に向けた道筋の整理などである。

(3)活動体制

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の共同研究のように相互に訪問してこれを行うことはできないが、その替わりに、WEB会議システムを用いて毎月1回のペースで研究会を行い、互いの顔を見ながら活発な議論を交わしている。ウズベキスタン共和国側のメンバーは最高検察庁アカデミー犯罪分析センター長ほか同アカデミー教官らである。日本側は、法務総合研究所国際協力部の部長、教官・専門官がワーキンググループメンバーであるほか、法務総合研究所研究部研究官、アジ研教官がエキスパートアドバイザーとなっている。さらに法務総合研究所総務企画部副部長、法務省大臣官房国際課の課付、専門官のオブザーバー参加も得ている。2020年6月から同年12月までの間、計7回にわたって、法務省法務総合研究所研究部の研究官、アジ研教官の協力を得て、研究会を開催しており、今後も毎月1回のペースで継続し、2021年7月頃までにウズベキスタン共和国の独自の統計資料

を発表することを目指している。

(4) 具体的な内容

ウズベキスタン共和国側からは、まず、日本における刑事司法分野における統計の 仕組みや、そもそもどのような統計データを対象として収集しているのか、などの知 見を共有して欲しいという要望があった。

そこで、複数回に分けて、日本の検察統計年報、警察白書統計資料及び司法統計年報等を具体的に示しつつ、それぞれの統計において取り上げられている罪名等の項目や、各機関が各自の観点から必要とする項目について統計を取って公開していること(例えば、裁判所であれば処理件数や審理期間、検察庁であれば起訴猶予の件数)等を説明し、意見交換を行った。

データの収集に関しては、検察庁や保護観察所等の現場の職員が法務省司法法制部 に報告している項目や、報告の流れについて、検察統計や保護統計を例に挙げて説明 を行った。

ウズベキスタン共和国側からは、一人の被疑者が複数の罪を犯している場合はどのように計上するのか、などといった具体的な質問が多く寄せられた。ウズベキスタン 共和国ではすべての犯罪の罰則は刑法に記載されており、我が国のような刑法犯と特別法犯という区別がないが、どの罪名をピックアップして白書に掲載するかということも、大きな悩みであるということであった。

法務省法務総合研究所研究部の研究官からは、研究部の組織体制、犯罪白書の概要、犯罪白書を用いた犯罪傾向の分析が政策決定に大きく寄与していること等の犯罪白書の果たす役割、その基となる統計データを現場からどのように集積しているか、統計データを視覚化(グラフ化)するにあたって、どのような視点が必要になるかについて詳細な説明がなされた。さらに、諸外国の統計の実情として、当部教官が米国司法省の犯罪統計について説明をおこなった。

また,ウズベキスタン共和国における罪名ごとの地域別の検挙件数,未成年者,女性,学生,無職者等の属性ごとの検挙件数等の統計データを用いて,ウズベキスタン側においてこれをグラフ化した試案を作成していただくとともに,日本側でも同じ統計データを用いてグラフ化して試案を提示し,統計データの可視化の方法等について議論を重ねた。この点についてウズベキスタン側から示されたいくつかの試案の中には,比較の対象が適切ではないものや,分析の対象が見えづらいものもあった。このことから,どのような点に着目すれば,有効な傾向分析が可能となるかという点をさらに深掘りし,そのような視点を意識することやグラフ化する際に分かりやすくする工夫をすることの重要性が明らかになった。

我が国の犯罪白書では、検挙人員に占める再犯者の割合の増加や高齢犯罪者の増加など、その時々の社会背景を浮き彫りにするようなグラフが作成され、種々の政策立案に活用されている。裏を返せば、ある政策を立案するために説得力のあるエビデンスとなり、政策立案の参考になるような分かりやすいグラフが必要とされるのである。日本側からは、このような我が国における犯罪白書作成の知見や経験を活かして、ウズベキスタン共和国における各地域の検挙件数に占める無職者の割合の比較(ある都心部では、無職者の検挙件数自体は他の地域に比べて多かったが、その地域の検挙件数自体が多いことから、検挙件数に占める無職者の割合としては小さいことが判明した)や、一定期間における各年の全検挙件数に占める窃盗、詐欺、薬物犯の割合の変化、そのうち女性が占める割合の変化等をグラフ化して、発表した。これによって、比較が容易かつ明確になることや、そこから読み取れる傾向などを説明した上で議論を行った。

今後は、どのようなデータを収集するか、そして集めたデータをいかに分析し、白書を作り上げるか、その前提として、ウズベキスタン共和国が直面する犯罪に対する課題を踏まえ、どのようなデータを用いてどのような分析を行うことが適切かという点について、さらに検討を進める予定である。

最終的には、ウズベキスタン共和国の犯罪白書が、我が国と同じように、刑事政策の立案の基盤としての役目を果たせるものになるよう、本職もウズベキスタン共和国の社会情勢や犯罪情勢に関する知見を得て、今後も実のある議論や意見交換を行っていきたい。

バングラデシュ・オンラインワークショップ(民事訴訟の遅延解消)

国際協力部教官 下 道 良 太

第1 はじめに

2020年11月30日,バングラデシュの裁判官を主な参加者として,民事訴訟の遅延解消に関するワークショップ(以下「本ワークショップ」という。)をオンラインで開催した。本稿では、まずバングラデシュに対するこれまでの支援について概観した上、本ワークショップの内容について紹介し、併せて、民事訴訟の遅延を解消するための今後の民事事件管理に関するオンライン活動の展望についても述べる。

第2 バングラデシュにおける支援の経緯

1 バングラデシュは、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス及びウズベキスタンとともに、支援を中心的に進めていく対象国の一つとして挙げられている。

当部が関わる法整備支援活動の中では,バングラデシュに対する支援活動は比較的歴史が浅い。当部は,2013年以降,研究者や弁護士に対する調査委託²,研究者,外務省職員,駐日バングラデシュ大使館員等を講師に招いての勉強会,当部教官による現地調査等を実施し,さらに,2016年3月には同国の法務・司法・議会担当省³の幹部を,同年10月には同省のAnisul Huq大臣をはじめとする幹部やダッカ大学法学部長を,それぞれ日本に招いて共同研究を実施した⁴。これらの活動の中で,バングラデシュにおいては,民事事件と刑事事件のいずれも,裁判所における百万件単位の大量の未済事件⁵の滞留が問題となっていることが分かった。

そのような中、JICAは、バングラデシュ側からの要請を受けて、2017年2月、3年間の予定で、同国に対し下級裁判所の能力向上を目的とする国別研修を実施することを決定した。その内容は、同年7月及び9月に同国を訪問して行った調査、協議の結果も踏まえて、法務・司法・議会担当省から要望のあったADR(裁判外紛争解決)のほか、民事事件及び刑事事件の「事件管理」も中心的なテーマに据えられた。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin 1305.html

² 「バングラデシュにおける司法制度」(浅野宜之教授) [http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf],「バングラデシュの基本法制に関する調査研究」(粟津卓郎弁護士) [http://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf],「バングラデシュ法制度調査報告書」(アンダーソン・毛利・友常法律事務所) [http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf]

³ Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs

^{4 2016}年10月の共同研究の内容は、ICD NEWS 第70号162頁以降で紹介されている。

 $^{^5}$ 法務・司法・議会担当省の幹部の回答によれば,2019年9月末時点の民事事件の未済件数は,各審級合計で145万件余りである。なお,この数字には,本案以外の"Miscellaneous Petition"の件数も含まれている。

「事件管理」は、法整備支援においてしばしば目にする言葉であるが、これに何が含まれるかについては、様々な解釈があると思われる。裁判所がどのように事件を受理し、記録を編綴・管理し、書類の送達等の手続上の事務を行っていくかといった専ら訟廷事務として分類される事項のみを指すこともあれば、裁判官の期日内外における手続の進め方、すなわち、「訴訟指揮」として整理されるような事項も対象となり得る。また、近年は各国で裁判手続の電子化が進められているところ⁶、記録等を電子化するためのインフラやノウハウの提供も、広い意味では「事件管理」の支援の範疇に含まれる。このように「事件管理」は多義的であるから、このテーマについて活動を行うに当たっては、対象国との間で認識に齟齬が生じないように留意することが重要である。バングラデシュでの活動における「事件管理」は、訴訟指揮に係る事項も含む広義のものであると理解している。

2 JICAのバングラデシュに対する支援活動については、日本で行われる研修(本邦 研修)及びバングラデシュで行われる現地セミナーにおいて、当部も全面的に協力して いる。

2017年12月3日から同月16日にかけて(移動日を含む。以下同様。), 法務・司法・議会担当省職員や裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第1回本邦研修では, 調停, 事件管理(民事・刑事)のほか, 国際商事仲裁・調停やサイバー犯罪などもテーマとして扱った⁷。

2018年11月11日から同月24日にかけて、法務・司法・議会担当省職員や裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第2回本邦研修では、より調停に焦点を当てた内容となり、第1回本邦研修でも講師を務めていただいた中京大学の稲葉一人教授(元裁判官)による調停人養成トレーニングが行われた。また、事件管理についても、民事事件における争点整理と和解についての講義、民事事件管理の現状や未済事件の減少に向けた課題についての意見交換などが行われた。。

2019年11月24日から同年12月7日にかけて、裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第3回本邦研修では、稲葉教授による調停人養成トレーニングや民事事件の争点整理等に関する講義が行われたほか、ジェンダーに関する講義を行ったり、法テラスを訪問して日本における法律扶助について説明を受ける⁹など、多角的視点からプログラムが設けられた。

これらの本邦研修と並行して、2018年7月及び2019年7月には、バングラ デシュを訪問し、法務・司法・議会担当省の組織であり、裁判官、裁判所職員、検察

⁶ バングラデシュでも、UNDPの支援により、"e-judiciary system"という訴訟手続の電子化のためのシステムの導入が進められている。

⁷ この研修の内容は、ICD NEWS 7 4 号 1 4 6 頁以降で紹介されている。第 1 回本邦研修では、バングラデシュにおける民事事件及び刑事事件の未済事件滞留の原因やこれに対する改善策について参加者が発表を行っており、その資料は本ワークショップの内容を検討するに当たって参考になった。

⁸ この研修の内容は、ICD NEWS 78号100頁以降で紹介されている。

⁹ バングラデシュでは,法律扶助を担う Legal Aid Office に所属する Legal Aid Officer が調停手続を主宰しており,調停と法律扶助の間に密接な関係がある。

官等に対する研修機関である司法行政研修機構¹⁰等において, 稲葉教授による調停人養成トレーニングを実施して、当部教官もこれに参加した。

3 2017年から2019年にかけて本邦研修を中心とする前記の活動が行われた後、2020年度以降も新規案件として、同様の内容の国別研修が行われることが決定した。本来であれば、2019年度中にバングラデシュを訪問し、新規案件の具体的内容を検討するための調査や現地機関との協議を行った上、2020年度中に本邦研修が実施されるはずであったが、COVID-19の感染拡大の影響により、日本の関係者がバングラデシュを訪れることも、バングラデシュの参加者を日本に招いて研修を行うことも不可能になった。現時点では、オンラインで単発のセミナーないしワークショップの開催を模索しているところである。2020年10月28日には、前記のとおり本邦研修や現地セミナーで調停人養成トレーニングを行った稲葉教授により、オンライン形式で同様のトレーニングが実施され、参加者から好評を得た11。

本ワークショップは、上記のとおり本来であればバングラデシュを訪れて行うはずであった調査の一部を代替する趣旨で行われたものであり、その主たる目的は、同国の民事訴訟における遅延要因を特定するとともに、それを解決するためにいかなる支援が考えられるかを検討するに当たって必要な材料を得ることにある。

第3 本ワークショップの内容

1 概要

日時:

2020年11月30日・日本時間午後1時から午後7時(バングラデシュ時間 の午前10時から午後4時)

バングラデシュ側参加者:

バングラデシュの最高裁判所高等裁判所部 ¹² 及び全国の下級裁判所の裁判官 ¹³ 法務・司法・議会担当省職員

司法行政研修機構職員

全国法律扶助機構 14 職員

合計約40名

形式:

Microsoft Teams を使用したオンライン形式

¹⁰ Judicial Administration Training Institute (JATI)

 $^{^{11}}$ このトレーニングの詳細は、ICD NEWS 英語版(2021年3月発刊予定)に掲載される稲葉教授のご寄稿の中で紹介されている。

¹² バングラデシュでは、最高裁判所内に上訴部と高等裁判所部があり、民事訴訟については、前者は最上級審、後者は一定の訴額以上の事件における控訴審を担っている。

¹³ 下級裁判所の中では一番キャリアの浅い Assistant Judge から 2 番目の序列の Additional District Judge まで、幅広いキャリアの裁判官が参加した。

¹⁴ その名称のとおり経済的に困窮する市民への法律扶助を担う組織。National Legal Aid Services Organization (NLASO)

タイムテーブル:

| 時間 (日本時間) | 内容 |
|---------------|-------------------------|
| 13:00 – 13:15 | 開会挨拶,参加者紹介等 |
| 13:15 – 14:30 | 当職の発表 |
| | ・日本の民事訴訟の概要 |
| | ・日本の民事訴訟における遅延要因と対策(前半) |
| 14:30 – 15:30 | 意見交換 |
| | ・バングラデシュの民事訴訟における遅延要因 |
| 15:30 – 16:30 | 休憩 |
| 16:30 – 17:30 | 当職の発表 |
| | ・日本の民事訴訟における遅延要因と対策(後半) |
| 17:30 – 17:45 | 休憩 |
| 17:45 – 18:45 | 意見交換 |
| | ・バングラデシュの民事訴訟における遅延要因 |
| 18:45 – 19:00 | 閉会挨拶 |

なお, このタイムテーブルは, 飽くまでも事前に予定していた進行であり, 当日の 進行とは若干の齟齬がある。

本ワークショップには、日本側からは、JICAの国際協力専門員でミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトの長期専門家でもある小松健太弁護士、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏 ¹⁵ 及び三和桃子氏、並びに当部の村田邦行教官及び黒木宏太教官も参加し、青山若人氏に日本語・ベンガル語間の通訳をしていただいた。

2 内容

(1) バングラデシュの民事訴訟手続

本ワークショップの内容に入る前に、バングラデシュの民事訴訟手続の流れについて簡単に説明する ¹⁶。

訴状 (plaint) が提出され、手数料の納付等の審査を終えて訴訟登録簿に事件が登録されると、訴訟が開始される。裁判所は、被告に対し、召喚状 (summons) と訴状の写しを送達する。召喚状等の送達を受けた被告は、第1回期日までに答弁書 (written statement) を提出する。

答弁書が提出された後,両当事者が期日に出頭した場合,裁判所は,一部の例外的事件を除いて,期日を延期して,自ら調停手続を行うか,調停人等による調停手続に付さなければならない。

第1回期日において、訴状や答弁書に記載された事実の認否が行われ、裁判所は、 当事者の主張が相違する重要な事実上及び法律上の争点を画定する。当事者間に争

¹⁵ 小松氏及び井出氏には、本ワークショップの内容について多くのアドバイスをいただいた。

¹⁶ 前掲注釈 2 「バングラデシュ法制度調査報告書」(アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 6 4 頁以降を参考にさせていただいたが、当職が第 3 回本邦研修や本ワークショップで参加者から聴取した内容も一部含まれている。

いのない事実は争点とならない。この争点の画定(framing of issues)は、第1回期日で行うこととされているが、事件によっては、第1回期日以降も当事者が主張を提出し、これを踏まえて争点を画定することもあるそうである。被告が期日に出頭しなくとも、召喚状が被告に対し適式に送達されていれば、原告の出頭だけで手続を進めることができ、欠席判決も行うことができる。

争点の画定後, "Discovery" と呼ばれる証拠開示制度を使うことができるが, 米国のような広範なものではない。その内容は, 質問書の送付と宣誓供述書による回答, 文書提出の申立てなどであり, 当事者が質問書に対し回答しなかったり文書を開示しなかった場合は, 訴えが却下されるなどの制裁がある。

トライアルでは、被告が原告の主張する請求原因事実を全て認める場合を除き、まず、原告が冒頭陳述を行い、証人尋問、書証の取調べ等の原告側の証拠調べが行われる。原告側の証拠調べの後、被告側についても同様に、冒頭陳述、証拠調べが行われる。証人尋問では、証人を請求した当事者の主尋問の後、反対当事者が反対尋問を行い、証人を請求した当事者は再主尋問を行うこともできる。これらの証拠調べの後、各当事者が最終陳述を行う。裁判所は、その後審理を終結する。

裁判所は、審理の終結後、公開の法廷で判決を言い渡す。

(2) 日本の民事訴訟の概要

本ワークショップでは、まず、日本の民事訴訟の遅延対策等を理解するための前提知識として、日本の民事訴訟の概要を説明した。ここでは、各裁判所の所在、審級、民事訴訟の法廷の配置、一般的な民事訴訟手続の流れ、審理期間の統計などにつき説明した。

(3) 日本の民事訴訟における遅延要因と対策

次に、前半と後半の2回に分けて、日本の民事訴訟において考えられる遅延要因、及び、これらに対して制度上又は実務の運用上、どのような方策がとられているかについて説明した。前記のとおり、本ワークショップは、バングラデシュにおける民事訴訟の遅延要因について探るという点に主目的があるから、後に日本側の事情と比較する形でバングラデシュ側参加者から同国の事情について聴取しやすくすることを意識して説明した。また、前記のとおり、同国の民事訴訟における遅延要因については、既に過去の本邦研修でも扱っていたので、同研修での参加者の発表資料等を参照しながら、同国の民事訴訟において特に問題があると思われる部分に焦点を当てるよう心掛けた。

以下、日本の民事訴訟において審理の遅延防止に関係する制度ないし実務上の運用として説明した事項を列挙する。

ア 訴え提起と送達

- ・二重起訴の禁止や紛争の蒸し返しの防止
- ・被告の住所・就業場所の調査
- ·公示送達·付郵便送達

イ 口頭弁論

- ・欠席判決
- ・訴えの取下げ擬制
- 陳述擬制
- ・期日変更の申立て理由の制限
- ・手続的事項に対する不服申立ての制限

ウ 争点整理

- ・一方又は両方の当事者が裁判所に出頭せずに進める手続(電話会議やウェブ会議を用いた手続、書面による準備手続)
- ・時機に後れた攻撃防御方法の却下
- ・書面提出を促す工夫(提出期限の設定、次回までの提出書面・証拠の確認、期日間の提出促し)
- ・裁判官による求釈明
- 主張整理案の作成

エ 証拠調べ

- ・適切な争点整理による集中証拠調べの実現
- ・尋問時間の設定,尋問事項の提出
- ・ 陳述書の活用
- ・証人出頭を確保するための当事者・代理人による同行
- ・ビデオリンクシステム, 所在地尋問, 書面による尋問
- ・尋問の録音・反訳による調書作成
- ・鑑定人の推薦制度

オ 上訴・再審

- ・控訴審での主張追加に対する却下、理由説明負担
- 上告理由の制限
- ・上告審での口頭弁論を経ない棄却
- ・再審事由・期間の制限

カ その他

- ・簡易裁判所における簡易な手続による審理
- 少額訴訟制度
- 支払督促制度
- ・多くの事件が和解で終局
- ・専門部の設置
- (4) バングラデシュの民事訴訟における遅延要因についての意見交換

前記のとおり日本の民事訴訟について説明を行った後、民事訴訟の各段階において、バングラデシュにおいて考えられる遅延要因、それらに対する制度上又は実務運用上の対策の有無及びその実効性などについて、参加者と意見交換を行った。参

加者からは活発に意見や質問が出され、予定されていた時間内に全ての論点を扱う ことはできなかった。ここでは、参加者から聴取した同国の実情について、当職の 感想も交えながら記載する。本ワークショップの終了後、参加者に対してアンケー トを実施しており、以下には、ワークショップ中に聴取したもののみならず、アンケー トに記載されていたものも含まれている。

ア 訴えの提起, 訴状の送達

二重起訴については、バングラデシュ民事訴訟法 ¹⁷ 10条に、これに該当する場合には手続を進められないとする規定がある。この規定については、活用されているという意見と活用されていないという意見の両方があった。

召喚状の送達については、被告が召喚状を受け取らないことが多いとの意見が出された。送達が不可能な被告に対しては、日本における公示送達や付郵便送達のように受送達者が現実に受け取ったか否かにかかわらず送達の効力が生ずる制度は存在する(この送達を、ここでは便宜上「みなし送達」と呼ぶ。)。被告が召喚状を受け取らず裁判所にも出頭しないような場合には、召喚状の「みなし送達」を行った上で欠席判決が行われる。しかしながら、参加者の話によれば、このような「みなし送達」により送達の効力が生じた後であっても、後に受送達者が裁判所に対して「みなし送達」の無効を主張することができ、これによって多くの欠席判決が覆され、手続のやり直しを強いられているようである 18。そもそも要件を満たさない「みなし送達」が多く行われているのか、要件を満たしているにもかかわらず裁判所が安易に送達の効力を覆しているのかは定かではないが、いずれにしてもこの問題が審理の長期化の一因となっている。

日本の住民登録制度のように市民の住所を把握できる制度がないこと,送達に 携わる裁判所職員の不足や怠慢も,送達が適切に行われていない原因として挙げ られた。

イ 審理手続

まず、口頭弁論において、当事者が主張を逐一口頭で陳述しなければならず、この陳述自体に時間がかかることが、審理の長期化の主要な原因となっているとの意見が出された。参加者によれば、この方式は法令上要求されているとのことである。この点については、日本の民事訴訟のように訴状や準備書面に記載された主張の顕出を「陳述します」の一言で終わらせるところまでは行かないまでも、直接主義、口頭主義の要請に反しない範囲で、要旨のみを陳述するなど合理化する余地はあるのではないかと思われる。もっとも、参加者の述べるとおり法令上の要求であれば、その点をクリアする必要がある。

¹⁷ The Code of Civil Procedure, 1908。最高裁判所のウェブサイト(http://www.supremecourt.gov.bd/web/)からバングラデシュの法律の英語版を入手することができる。

¹⁸ 日本の民事訴訟でも、要件を満たさない公示送達等によって訴状が送達されていた場合は、手続上の瑕疵として上訴審で争うことができるが、当職の知る限りそのような事件は多くない。

また、期日の手続記録を、書記官等の裁判所職員ではなく裁判官自らが作成していることも挙げられた。上記のとおり当事者の主張が逐一口頭で陳述されるのであれば、手続記録を作成する裁判官の負担は相当なものと推測される¹⁹。

次に、当事者から引き延ばしを企図する濫用的なものも含め、期日変更の申立てが頻繁に行われ、裁判所もこれを安易に認めていることが挙げられた。濫用的な期日変更の申立てに対しては、裁判所が毅然とした態度をとりこれを却下することがシンプルな方策であるが、バングラデシュにおいては、期日変更の申立てを却下する裁判所の判断に対する不服申立てが上級審で審理され²⁰、この審理に時間がかかるとのことである。したがって、期日変更の申立てを却下して不服申立てがされ、審理が長期化するぐらいなら、いっそのこと申立てを認めてしまった方が早いとの判断に傾いてしまう。裁判所の訴訟指揮に対する不服申立てが上級審に移審して時間を要するという問題は、期日変更に関するもの以外にもあるようであり、裁判所の訴訟手続に関する判断については限られた事項²¹のみ抗告の対象となって上級審で審理される日本の民事訴訟と違いがあるかもしれない。

次に、訴えの追加・変更が五月雨式に認められるという点も遅延要因として挙 げられた 22 。

さらに、当事者が追行する意欲を失っている訴訟がいつまでも裁判所に係属しているという問題もある。この点について、日本の訴え取下げ擬制²³のような制度がないのか尋ねてみたところ、そのような制度はあるが、取下げが擬制された後でも原告が争う余地が大きいとのことであった。

ウ 争点整理・尋問

審理の長期化については、一般的には、争点が絞り込めず、証人の数や尋問事項が多くなり、尋問期日に時間を要するということが原因の一つとして考えられる。参加者に、感覚的なもので構わないので一般的な事件において平均して何人の証人に対して尋問を行うか尋ねたところ、ある裁判官から8ないし10人という回答が返ってきた。もちろん当該裁判官の個人的な感覚であり、バングラデシュの民事訴訟において一般化できる数字ではないと思われるが、日本の民事訴訟における平均的な証人の数²⁴と比べるとかなり多く、尋問期日が相当の回数にわたっ

¹⁹ 期日で陳述されたことを全て記録するのではなく要点を記録するとのことであるが、そうであっても多くの事件を抱えるバングラデシュの裁判官にとっては大きな負担となる作業であろう。

²⁰ 日本の民事訴訟では、期日変更の申立てを却下する決定に対して不服申立てはできない。

²¹ 移送, 裁判官等の忌避, 文書提出命令など

²² 民事訴訟法3.5B条に、裁判所の指定する期間を徒過した後に主張を提出する場合や、もっと早い時期に提出できた主張を提出する場合に、提出しようとする者が相手方に費用を支払わなければ提出できないとする規定があるが、余り機能していないようである(前掲注釈2「バングラデシュ法制度調査報告書」(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)6.9頁)。

²³ 当事者双方が期日を欠席した後当事者が1か月以内に期日指定の申立てをしない場合,又は,当事者双方が連続して2回期日を欠席した場合,訴えの取下げが擬制される(民事訴訟法263条)。

²⁴ 人証調べが実施された民事第一審訴訟(2018年の既済事件)における平均人証数は,当事者本人が1. 8人,証人が0.9人である(「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)」(最高裁判所事務総局))。

て実施されていると推測される。

このように尋問期日に時間を要することと争点整理の関係については、画定された争点と無関係な尋問がされて時間がかかるという意見は出たものの、争点整理が不十分で証人や尋問事項の絞り込みが足りないことが原因であるとの意見を述べる者はいなかった。日本の民事訴訟では、争点整理が行われた後、そこで画定された争点に関連する証人が請求されるが、バングラデシュでは、訴訟の最初の段階で、当事者が尋問を行ってもらいたい証人を列挙するとの発言があった。そうであれば、裁判官が争点との関連性を踏まえて尋問の必要性をしっかりと吟味し、必要性のない証人については請求を却下する必要があるが、裁判官が当事者(代理人)に対して毅然とした訴訟指揮を行うことができず、請求された証人を全て採用してしまっている事件もあるのではないかと推測される²⁵。

また、尋問の段階で新たな証拠が請求されることがあり、その場合は更に期日を指定することになって審理期間が長くなるという問題も示された。このような事態も、当事者と協議しながら争点整理を十分に行い、関連する証拠は尋問の前に全て請求させるという訴訟指揮を徹底すれば、ある程度は防ぐことができると思われる。

日本の民事訴訟では、尋問に先立って、当事者や証人が認識している事実を記載した陳述書が提出されるという運用が一般的になっており、この陳述書には、相手方当事者が事前に供述内容を把握できるので反対尋問の準備に有用であること、反対尋問で信用性を吟味する必要性が低い事項については陳述書の記載でカバーすることにより争点に絞り込んだ尋問が可能になることなどのメリットがある。バングラデシュでも同様の書証の活用が考えられるが、同国では、民事訴訟に提出する証拠は証拠法²⁶が定める証拠能力を満たす必要があるため、関係者の供述に係る書証は、同法に抵触しない範囲のものでなければならない²⁷。

その他,尋問に関しては,規則上尋問は連続して行うことになっているが現実には難しく,尋問期日間に間隔が空いてしまうこと,代理人が引き延ばしのため証人を出頭させないことなどの問題が挙げられた。

エ その他

既に挙げた問題点から分かるとおり、バングラデシュでは訴訟代理人の弁護士が手続に対し協力的でないという問題がある。前記のとおり、遅延目的で期日変更の申立てを繰り返したり、五月雨式に主張の追加・変更を行っており、これらが審理期間の長期化に直結している。これらに対する対応としては、言うまでもなく裁判所が手続に関する法令に従って毅然とした訴訟指揮を行うことが必要で

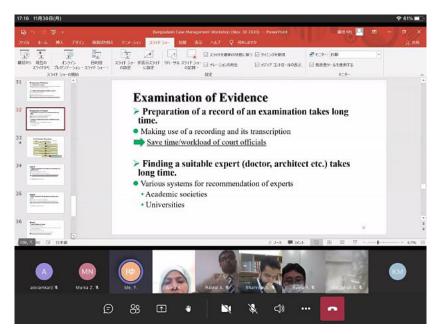
²⁵ 未確認であるが、仮に証人を採用しない判断に対しても、期日変更の申立ての却下と同様に独立して上級審で争うことができるのであれば、裁判官としてはなおさら証人請求を却下しにくくなるであろう。

The Evidence Act, 1872

²⁷ 参加者のアンケートにおいて、尋問時間の短縮化のため Affidavid(宣誓供述書)を活用すべきとの意見が出された。

ある。もっとも、弁護士のこのような態度の根底には、訴訟の期間に比例して報酬が定められるため迅速な進行に協力するインセンティブがないという事情があるようであり、そうだとすれば、民事訴訟の制度や運用の改善のみで解決する問題ではないのかもしれない。

事件の類型別では、土地に関する紛争が長期化することが多いとのことであった。その理由として、長期間の占有の証明が難しいこと、登記内容が不正確であること 28 などが挙げられた。



【当職のプレゼンテーションの様子】



【意見交換の様子】

148

²⁸ 裁判所と登記を所管する部署との連携が不十分であるとの意見が出された。

第4 今後のオンライン活動の展望

- 1 本稿を執筆している2021年1月時点のCOVID-19の感染拡大状況からすれば、 当面の間、バングラデシュの裁判官等を日本に招いて研修を行ったり、日本側関係者が バングラデシュを訪問してセミナー等を開催することは困難であると考えられ、引き続 きオンラインでの活動を継続することになる。以下、民事事件管理に関する今後のオン ライン活動の内容について検討する。
- 2 第一に、本ワークショップでは時間の制約上参加者から深く聴取することができなかった事項について探るため、再度調査を目的とするワークショップを開催することが考えられる。具体的には、和解、上訴、再審、小規模な事件を簡易な手続で審理する制度(少額訴訟制度²⁹等)について、更に調査を行う余地がある。
- 3 第二に、本ワークショップで明らかになった、あるいは本ワークショップの結果から 推測されるバングラデシュの民事訴訟における遅延要因について、更に深く議論する内 容のワークショップを開催することが考えられる。

前記第3・2(4)で挙げた問題点の中では、送達や手続の方式等の制度に係るものは、 これらの改善ないし変更が遅延解消に対して及ぼす効果は分かりやすいが、法令の改正 が必要なため、本ワークショップのように現場で事件処理に当たる裁判官を中心的な参加者とする活動によって取り組むべき問題点ではないように思われる。

他方で、裁判官が実務の運用を工夫することによって改善し得る問題点については、本ワークショップのような活動によって効果が上がる可能性がある。前記第3・2(4)ウで述べたことからすれば、争点整理が不十分であり争点を絞り込めないことが証人尋問の長期化、ひいては審理の遅延につながっているという「仮説」が一応成り立ち、これが正しければ、争点整理の充実化が審理の遅延を防止するための一つの方策となり得る。もっとも、これは現時点では飽くまで「仮説」にとどまり、当然のことながらその検証は必要である。また、争点整理は、送達等と異なり、これが改善すれば審理の遅延の防止や未済事件の減少につながることが自明であるとはいえず、バングラデシュの裁判官の中には、争点整理の充実化と審理の遅延防止との関連性について疑問を持つ者がいるかもしれないから、まずはこの関連性について丁重な説明を行うことが必要になろう。さらに、争点整理に関する日本とバングラデシュの制度の相違点にも留意する必要があり、争点整理に関する日本とバングラデシュの制度の相違点にも留意する必要があり、争点整理に特化した手続の有無30、求釈明が許容される範囲や裁判官の求釈明に対する考え方31の違いなどを踏まえたアプローチが必要になる。

その上で、ワークショップの内容としては、具体的なケース(バングラデシュでもよく見られる事件類型)を用いながら、訴訟手続の時系列に沿って、争点整理において裁判官がどのような訴訟指揮を行い、当事者と共にどのように争点を画定し、その結果ど

²⁹ バングラデシュでは、訴額が少額である事件を扱う裁判所として、Small Causes Court がある。

³⁰ 日本の民事訴訟では、争点整理のための手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が用意されており、特に弁論準備手続は多くの事件で活用されている。

³¹ 当職が担当した第3回本邦研修では、バングラデシュの裁判官は求釈明につき消極的であるとのコメントが出された。

のような証人が採用されてどのような尋問事項が設定されるかを議論することが考えられる³²。陳述書についても、ケースに沿った形で具体的に活用方法を紹介できると効果的であろう。併せて、尋問事項を逸脱した尋問が行われた場合に裁判官としてどのように対応するかなど、尋問に関するその他の問題点を盛り込むことも考えられる³³。

4 第三に、事件管理からは若干離れるかもしれないが、土地関係紛争の審理が長期化する傾向があるとの意見を多く耳にしたことから、土地関係紛争の審理方法に焦点を当てたセミナーを行うことも、オンライン活動の候補の一つとなり得る ³⁴。当部は、カンボジア、ミャンマー、東ティモール等で土地問題をテーマにした支援活動を行っており、共同研究の実績も積み重ねているから、そこでの人的な繋がりを生かして、これらの国でご協力いただいている講師の方々等に、バングラデシュにおいてもご協力いただくことが考えられる。

第5 おわりに

本ワークショップにより、バングラデシュの民事訴訟における遅延の原因がいくつか明らかになり、参加者からは今後の活動について要望を聴取することができた。オンライン活動は、日本から現地への移動の時間を省略し、現地からは全国各地の参加者を得られるという大きなメリットはあるが、他方で、実際に現地を訪れてみないと把握できない事情はたくさんある³⁵。バングラデシュの事件管理の改善に関する活動は、まだこの先の道のりは長いが、COVID-19のパンデミックの中にあっては、今オンラインでできることを着実に進めていくほかない。今後も、前記第4で挙げたような活動を模索しながら、同国の事件管理の改善に向けて協力していきたい。最後に、本ワークショップにご協力いただいたバングラデシュ側及び日本側の関係者の皆様に、心より感謝を申し上げたい。

³² 第3回本邦研修では、当職が貸金返還請求事件のケースを用いて同様の講義を行った。

³³ 本ワークショップのアンケートでは、次回のテーマとして尋問を取り上げてもらいたいという要望が多かった。

³⁴ 本ワークショップのアンケートでも、土地関係紛争は尋問と並んで要望の多かったテーマである。

³⁵ 例えば,事件記録の管理状況や法廷における裁判官の訴訟指揮は,現地で実際に目にしてみないと把握しにくいところがある。

ネパールオンラインセミナー(国際私法,不法行為,公判前整理手続)

第1 今回のセミナーに至る背景

ネパール連邦民主共和国(以下「ネパール」という。)では、民事・刑事の実体法・手続法の全てを網羅する国法典(ムルキ・アイン)が1853年に成立したとされ、長く効力を有していた。 1963年には新ムルキ・アインが制定されたが、これも依然として、実体法・手続法を包摂する巨大法典であった。 2008年に君主制が廃止されると、その解体・再構築が進められ、2017年10月、民法¹、民事訴訟法、刑法、量刑法²及び刑事訴訟法の「新5法」が制定され、2018年8月17日にはこれらが施行された。

国際協力部は、この「新5法」制定の過程で、独立行政法人国際協力機構(JICA)と共に民法の起草支援を行ったほか、刑事の分野においても、2009年以降、現地セミナーや国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)との共催で検察官等を対象とした共同研究を実施してきた。

こうした取り組みの中で、さらに、国際協力部は、ネパール最高裁判所(以下「最高裁」という。)及び国家司法学院(National Judicial Academy 以下「NJA」という。)との共催で、2018年5月に仮釈放、保護観察及び量刑に関するワークショップ。を、同年8月に令状制度及び公判前整理手続に関するワークショップをそれぞれ実施し、2019年8月には、最高裁が主催するワークショップにおいて公判前整理手続、不法行為及び契約法をテーマとして講演を行ったほか、JICAが最高裁判所法曹協会と共催したワークショップにおいても、不法行為、国際私法等をテーマとして講演を行った。また、同年12月には再び最高裁とNJAとの共催により、国際私法、不法行為及び財産法に関するワークショップを行ったほか、National Law College において、日本の民事訴訟手続に関する知見を共有するために模擬裁判 5 を実施した。

このように、2018年、2019年と継続して、日本から民法学者ないし国際協力部部長・教官がネパールに出張しワークショップ等を実施してきたが、2020年は周知のとおり、新型コロナウイルス感染症の猛威が世界を襲い、国際的な人の往来が極めて困難な状況となったため、従前同様のワークショップを実施することはできなくなった。新型コロナウイルス感染症の影響は、我々の生活全般に極めて重大な影響をもたらし、法制度整備支援の分野においてもそれは例外ではないが、反面、オンライン会議ツールの活用も一気に広まり、幸いにして、ネパール最高裁及びNJAと

¹ 新民法の概要については、ICD NEWS 第77号 156 頁以降を参照されたい。

² 量刑法については、ICD NEWS 第 77 号 192 頁以降で解説されている。

³ このワークショップについては、ICD NEWS 第76号168頁以降で紹介されている。

⁴ これらのワークショップについては、ICD NEWS 第81号 110 頁以降で紹介されている。

⁵ このワークショップ及び模擬裁判については、ICD NEWS 第82号96頁以降で紹介されている。

国際協力部との共催により、ネパールとの関係では初めての、オンラインセミナーを実施することができた。

本稿は、このオンラインセミナーについて紹介するものである。

第2 オンラインセミナー

1 概要

2020年12月2日, オンライン会議ツールである Microsoft Teams を利用し, 実施された。

従前のワークショップも踏まえ、依然ネパール実務家に関心の高い国際私法、不法 行為のほか、前記「新5法」の一つ、刑事訴訟法で新たに定められた公判前整理手続 をテーマとして取り上げ、国際協力部からの発表を行った。

ネパール側から、カトマンズ近郊の District Court の District Judge, 最高裁の Bench Officer 及び各裁判所の Section Officer⁶ ら及びN J Aの Director らが参加し、日本側からは国際協力部から講師として参加したほか、講師以外の同部教官やUNA F E I 教官、J I C A 関係者にも聴講としての参加を受け、オンラインセミナーならではの多数の参加者を得て開催された。

2 内容

- (1) オープニングでは、最高裁の Chief Registrar である Nripa Dhwoj Niroula 氏が、本セミナーのテーマである、国際私法・不法行為・公判前整理手続が、いずれも、制定された「新 5 法」の関係で重要なテーマであり、実りある議論を期待する旨のスピーチを行った。
- (2) まず、国際協力部森永部長が、2019年12月のワークショップの続きである、として国際私法をテーマに講演を行った。ここでは、国際私法は基本的に国内法であり、複数の国の国内法が互いに抵触する場合にどのように調和を図るかの問題であること、準拠法をどのように特定し、外国法を適用する場合にどのように解釈するかが問題となることを説明し、例として公序良俗原則が問題となった事例を紹介しながら、その適否あるいは適用されない場合の処理について言及がなされた⁷。
- (3) 次に、下道教官が、不法行為における一般法と特別法についての講演を行った。ここでは、まず、一般法と特別法についての一般的な説明として、特別法は特定の問題に対処するために制定されているものであり一般法に優先することの説明がなされた上、不法行為における特別法について、日本の例を紹介しつつ、ネパールの民法上の不法行為と自動車輸送管理法⁸についての考察を示した。ネパール民法では、不法行為責任を追及するためには故意又は過失が要求されているが、"actual loss

⁶ Section Officer は、その多くが将来は裁判官となる立場の者であり、今回の参加者の中では若手の(キャリアの浅い)職位である。

⁷ 新民法では、最後の Part6 に国際私法についての規定がある。なお、新民法の英訳は、ネパール司法省 (Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs) のウェブサイトに掲載されている。

⁸ Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049(1993).

or damage"という限定があるほか賠償額には上限がない 9 のに対し,自動車輸送管理法では,条文上過失が要件となっていないが,賠償額が,保険と同額に5000ルピー(後遺障害のある場合。死亡事故の場合は1万ルピー)を加えた額に限定されている 10 。被害者保護の観点から,被害者が民法上の責任と自動車輸送管理法上の責任の両方を選択的に追及できるようにするという解決方法も考えられ,これを可能にするための解釈が試みられた。

- (4) 最後に、当職が、公判前整理手続についての講演を行った。ここでは、新刑事訴訟法で公判前整理手続の規定が入ったとはいえ、実務的にはいまだ活用されていないようであったため、手続の概要を説明した上、制度の利点として、審理が促進されること、証拠調べ(とりわけ証人尋問)が充実化することなどについて説明した。
- (5) 質疑応答の時間には、まず、国際私法に関して、公序良俗原則を用いる基準があるのかとの質問があり、森永部長より、そのような基準はなく、国際私法における公序良俗原則の概念は、国内法におけるそれよりも狭いという回答がなされた。

また、不法行為に関連して、不法行為にも故意又は過失が要求されているところ、 民事の不法行為責任と刑法上の責任において過失に違いがあるかとの質問があり¹¹、 下道教官より、過失の判断について民事の基準と刑事の基準は似ているが、立証が 求められる程度は異なっており、刑事手続の方が求められる程度は高くなる旨の回 答がなされた。

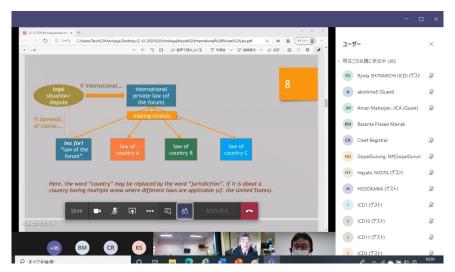
そして、公判前整理手続に関しても、同手続を設定する基準があるのか、あるいは裁判所だけがこれを設定できるのかとの質問があり、当職より、裁判員裁判の場合には義務的に同手続を行うが、それ以外の場合には任意的であること、また、当事者が同手続に付することを請求する権利がある旨の回答を行った。

(6) クロージングでは、NJAの Director である Shreekrishna Mulmi 氏から謝辞が述べられ、森永部長より、最高裁及びNJAに対する感謝と、現在の困難な状況によって引き裂かれていても再び協力できることを確信しているとの言葉が述べられた。

10 自動車輸送管理法 163 条 1 項。

⁹ 民法 682 条 3 項。

¹¹ ネパールでは、刑罰の一種として被害者への損害賠償が規定されている。この点につき、前掲 ICD NEWS 第 77 号 198 頁参照。



【森永部長による講演の様子】



【国際法務総合センターから講演を配信していた様子(写真右は当職)】

第3 所感

- 1 まず、何よりも、コロナ禍により人の交流が困難となり、これまで継続してきた形式のワークショップができなくなった中でも、ネパール側と日本側の協力関係を明確に示すことができる本セミナーを実施できたことには重要な意義がある。直接顔を合わせ、言葉を交わし、互いの「温度」を感じて交流を深めることが何にも代え難い価値を有していることは、コロナ禍の中で改めて万人に認識されたところではあるが、I T技術の活用により、これまで長きにわたって築き上げてきた協力関係を絶やすことなく継続した活動を協同して実施できたことは何よりの喜びであり、今後もこうしたセミナーを継続していきたい。
- 2 テーマについては、本セミナーで取り上げたテーマはいずれも、分野としては過去の

- ワークショップ等で触れられたものであるが、違った側面、説明方法などで言及された ものであり、ネパール側からも積極的な質問がなされたことからも依然関心の高いテー マであることが認められ、双方にとって実りのあるセミナーであったと考えられる。
- 3 今回,初のオンラインセミナーであったため,全体の時間をかなり絞って実施した。 オンラインで講演等を行う場合,視聴する側の負担等から長時間の講演を行うことは困 難だが,オンラインであっても会議ツールによってはグループディスカッションを行う こともできるため,双方向の議論をプログラムとして加え,より長時間のセミナーを行 うことも検討する必要がある(その場合に個々の参加者のネットワーク環境の確保とい う観点も当然重要となる。)。国際協力部では、今後も、継続的に最高裁及びNJAと連 携してワークショップやセミナーを開催する予定であるため、オンラインの利点を生か しながら、より充実した活動を行っていきたい。

【国際協力人材育成研修】

2020年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官 村田邦行

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの間、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要となる知識及び技術の一端を習得させることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

例年,この研修では、国内研修のほか、支援対象国を訪問しての国外研修を実施していますが、2020年度の研修(以下「本研修」といいます。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国外研修を実施せず、研修参加者が所属庁等からリモートで参加する全面ウェブ形式で実施しました。

本稿は、研修参加者がどのような研修を受けたのか、本研修の概要をご紹介するものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 研修参加者

本研修には、法務省民事局の森下宏輝局付、法務省民事局総務課の植月結可企画第 一係長、東京法務局人権擁護部第二課の小林昌徳調査救済第三係長、東京地方検察庁 の鈴木雄大検事、大阪地方検察庁の庄野啓子検事、盛岡地方検察庁の笹村美智子検事、 千葉地方検察庁の齊藤正人検察事務官の合計7名が参加しました。

第3 研修概要

本研修は、別添「2020年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

1 国際協力部職員による講義等

法務省が実施している法制度整備支援の概要に関する講義や国際協力部で働く国際 専門官の業務に関する講義を実施したほか、国際協力部教官がそれぞれ自身の担当す る国の法制度整備支援の概要について講義をしました。

森永太郎部長からは、国際協力部教官に求められる能力、日本の法制度を理解することの重要性、各国の法制度などに関する講話があったほか、「法整備支援概論」の講義では、法制度整備支援がどのような活動なのか、その意義や目的は何か、どのような歴史を持っているのか、今後の課題などについて、「法整備支援活動の企画~失敗し

ない計画作りと $PDM\sim$ 」の講義では、法制度整備支援活動を行う前提としての企画・計画に際しての留意点やPCM手法の概要などについて、それぞれ説明がありました。

伊藤浩之副部長からは、「長期派遣専門家の仕事」の講義において、独立行政法人国際協力機構(JICA)の長期派遣専門家としてラオスに係る法制度整備支援に従事した経験も踏まえ、長期派遣専門家の役割、ラオスで行った法制度整備支援活動の内容、長期派遣専門家に必要な知識や能力、法制度整備支援の魅力などについて、説明がありました。

そのほかにも、下道良太教官から、「テーマ別に見る法整備支援」の講義において、知的財産権・調停・法令の整合性確保というテーマ別での支援対象国に対する法制度整備支援の活動紹介のほか、同じ支援分野でも支援対象国の置かれている状況等によって支援活動の内容が異なることや、このような各国の支援内容に関して情報を有する国際協力部が関係機関の連携において中心的役割を果たす必要があることなどについて、説明がありました。



【森永部長による講話の風景】

2 外部講師による講義

講義「ODAとしての法整備支援」では、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム主任調査役の井出ゆりさんより、JICAによる政府開発援助(ODA)としての法制度整備支援活動などについて、お話しいただきました。

講義「名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の法整備支援」では、 名古屋大学大学院法学研究科教授でCALEセンター長を務める藤本亮先生より、C ALEの歴史やその果たす役割(アジア法研究・法整備支援研究、法学教育支援、国 内人材育成)などについて、お話しいただきました。

講義「法整備支援の魅力と醍醐味~モンゴルでの業務を振り返って~」では、長期派遣専門家としてモンゴルに係る法制度整備支援に従事した岡英男弁護士より、ご自身が携わったモンゴルにおける調停制度の構築や普及に向けた活動を振り返りながら、法制度整備支援の魅力などについて、お話しいただきました。

3 研修参加者による講義

(1) 名古屋大学日本法教育研究センター (ハノイ法科大学内)

名古屋大学日本法教育研究センターの学生の皆さんに対し、研修参加者による日本法講義を行いました¹。

研修参加者の植月さん及び小林さんは、「日本の民法の紹介~第三者保護規定を中心に~」と題する講義を行い、意思表示に瑕疵がある場合の第三者保護や無権代理における相手方保護に関する日本の民法の規定などを紹介しました。研修参加者の森下さんは、「日本の民法の紹介~不法行為について~」と題する講義を行い、不法行為責任が認められる場合の各要件などを紹介しました。

また、学生の皆さんから、研修参加者が講義で紹介したテーマに関するベトナム 民法の規定の内容や日本の民法との異同に関する発表も行われました。

学生の皆さんは、日本語を勉強し、日本の法律書を日本語で読むなどしていることもあって日本語がとても上手く、講義は日本語で行われました。

日本語での講義とはいえ、オンラインという環境の中、法制度や文化等の異なる 外国の方に日本の法律を伝えることに研修参加者は苦労しているようでしたが、学 生の皆さんに理解してもらおうと丁寧に説明していました。



【講義風景(写真右側の5つの画面が研修参加者)】

(2) ラオス国立大学

ラオス国立大学の学生の皆さんに対し、研修参加者による日本法講義を行いました 2 。

研修参加者の鈴木さん、庄野さん及び笹村さんが、「日本の刑事手続の概要」と題

¹ 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の小林雄一先生に多大なご協力をいただきました。

² 本講義には、ラオス長期派遣専門家の前田佳行さんがラオス国立大学から参加し、当日のラオス側参加者との調整などにご協力いただきました。

する講義を行い、日本において、捜査や公判がどのような流れで進むのか、刑事手 続において検察官がどのような活動をするのかなどを紹介しました。

講義は日本語とラオス語の逐語通訳で行いました。講義を行った研修参加者はいずれも検事で、捜査における取調べや公判における尋問などの場面で逐語通訳の経験があるものの、オンラインという環境下で、また、法制度や文化等の異なる外国の方に日本の法律や制度を伝えるということで、戸惑う部分もあったと思いますが、それぞれの実務経験も踏まえて丁寧に説明していました。



【講義風景(ラオスから撮影。プロジェクターに映るのが日本側参加者)】

4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

ベトナム長期派遣専門家である横幕孝介さんをはじめとするベトナム長期派遣専門家の皆さん³のご協力をいただき,意見交換を行いました。

意見交換では、長期派遣専門家から現行プロジェクトの現状や次期プロジェクトの 展望⁴などを紹介いただくとともに、長期派遣専門家としての現地での活動内容、新型 コロナウイルス感染症によるプロジェクト活動への影響などといった研修参加者から の質問に答えていただきました。

5 神戸大学留学生との意見交換

神戸大学教授の金子由芳先生が指導する留学生の皆さん(ラオス,ミャンマー及びインドネシアの各国政府機関職員)との意見交換を行いました。

意見交換は、ラオス及びミャンマーの留学生が、各国の法・司法改革の状況などに 関するプレゼンテーションを行うとともに、日本の制度について質問し、この質問に 対して研修参加者が回答するという形で行われました。留学生からは、日本における 条約に係る審査の実務や司法制度改革の内容などといった質問が事前に寄せられてい

³ 長期派遣専門家の横幕孝介さん (検察官出身), 枝川充志さん (弁護士), 長橋正憲さん (裁判官出身: 当時), 寺本二憲さん (業務調整担当) にご出席いただきました。

⁴ 本稿中の「現行プロジェクト」及び「次期プロジェクト」は、いずれも本研修実施当時。前者は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(期間: 2015年4月1日から2020年12月31日)」、後者は「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト(期間: 2021年1月1日から2025年12月31日)」。

ましたが、研修参加者は、事前に調べた結果などを踏まえて丁寧に答えていました。

6 法制度整備支援活動の見学

ラオス長期派遣専門家の前田佳行さんにご協力いただき、プロジェクト活動(刑事 事実認定の問題集作成に係る教育研修SWG刑事小グループのAGカンファレンス) の様子を聴講させていただきました。聴講した際は、殺意の認定の問題に関する議論 がされており、作成中の事例をもとに、そもそも殺意があるとはどのような状態か、 殺意を認定するに当たって考慮すべき事情は何か、作成した事例で殺意が認定できる かといった点について、弁護士の波床典則先生から助言をいただきながら、活発な議 論が行われていました。そのほかにも、川野麻衣子教官が講師を務めた、不動産登記 法をテーマとする東ティモールとのオンラインセミナーの様子も聴講させていただき ました。このセミナーは、川野教官が日本の不動産登記制度の概要などを紹介し、他方、 東ティモール側が同国で起草している不動産登記制度の概要などを紹介し、他方、 東ティモール側が同国で起草している不動産登記制度の概要などを紹介したが、川野教官の話す日本語を現地語に通訳する際、日本語で話した言葉よりも多くの 言葉を使うなどして通訳人が通訳をしており、法制度整備支援活動において日本の法 律概念を外国語で伝えることの難しさや優秀な通訳人を確保することの重要性を研修 参加者も感じたのではないかと思います。

7 課題検討・発表

研修参加者が、事例を用いて支援計画を検討するとともに、その検討結果を発表し、 国際協力部職員と意見交換を行いました。

この演習は、新たに国際協力部に配属となった教官を対象とした研修カリキュラムの番外編として実施したことのあるもので、法制度整備支援について初めて学ぶ研修 参加者が限られた時間の中で検討するのは大変だったと思いますが、研修参加者はそれぞれ、本研修中に学んだことも踏まえ、自分なりの支援計画を作成していました。

第3 おわりに

わずか約10日間の,しかも,全面ウェブ形式という,これまでにない実施形式での研修において,法制度整備支援についてどこまでを伝えることができるのだろうか,通信機器の接続面など十分な研修環境を提供できるだろうか,本研修実施前にはそんな不安がありました。

研修参加者は、最初はウェブ形式での研修に戸惑う部分などもあったようでしたが、本研修が進むにつれて質問の数が増えていくなど、興味を持って講義やプロジェクト活動などを見聞きしているというのがその言動などから伝わってきました。研修参加者は、この短い研修期間中においても、多くのものを吸収してくれたのではないかと思います。また、海外との接続も含む通信面などでの大きなトラブルもなく、本研修を実施することができました。

とはいえ、本研修では、国外研修が実施できず、支援対象国を訪問して、現地でどのような法制度整備支援活動が行われているのかを直接見てもらうことや、長期派遣

専門家などの関係者と対面で話してもらうことができませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ないものであったとはいえ、本当に残念であり、また、悔しい気持ちがあります。研修参加者も同じ気持ちだと思います。この点で、担当者として、本研修では例年の研修に比して必ずしも十分な内容を提供できなかったのではないかという忸怩たる思いがあります。それでも、このような状況の中、本研修に参加し、積極的に取り組んでくれた研修参加者には感謝しています。本研修を通じて、法制度整備支援への興味・関心を少しでも深めてもらえることを願っています。

このICDNEWS第86号(2021年3月号)には、研修参加者が寄稿した本研修に関する記事を掲載していますので、是非お読みください。

最後に、本研修にご協力くださいました関係者の皆様には、この場を借りて心より 感謝申し上げます。

2020年度国際協力人材育成研修日程表

| 月日 | 曜 | E 午前 | | | 午後 | | | | 備考 | |
|---------|---|---|----------|---------------|------------------------------------|---|-----------------|-------------------|---------------------------------|--------------------|
| 11 / 8 | 日 | | | | | | | | | |
| 11 | | 9:45 | | 10:45 | 12:00 | 13:00 13:50 | 14:00 | 15:50 | 16:00 17:0 | 全面Web形式 |
| / | 月 | 研修参加者挨拶·自己紹介等 | | 講義「法務省の法整備支援」 | | 講話 | 講義「法整備支援概論」 | | 課題(支援計画作成)に関するガイダンス | 研修参加者は所 |
| 9 | | | | 国際協力部教官 | | 国際協力部長 | 国際協力部長 | | 国際協力部教官 | 属庁等から参加 |
| 11 | | 9:45 | | | 12:00 | 13:00 15:00 | 15:10 15:50 | | 16:00 17:0 | 全面Web形式 |
| / | 火 | 講義「各国法整備支援の概要①」 | | | | 講義「長期専門家の仕事」 | 講義「各国法整備支援の概要②」 | | 講義「国際専門官の業務」 | 研修参加者は所 |
| 10 | | 国際協力部各国担当教官 | | | | 国際協力部副部長国際協力部各国担当教官 | | 国際協力部担当専門官 | 属庁等から参加 | |
| 11 | | 9:45 | | | 12:00 | 13:00 | 15:30 15:30 | | 18:3 | 全面Web形式 |
| / | 水 | | | | ラオスオンラインAGカンファレンスに係る事前説明、 資料検討等 | | ラオスAGカンファレン | スへの参加 | 研修参加者は所 | |
| 11 | | JICAガバナンス・平和構築部 | 任調査役 井出ゆ | | 国際協力部担当教官 | | | | | |
| 11 | | 9:45 | | | 12:00 | 13:00 | | | 16:00 17:0 | 全面Web形式 |
| / | 木 | 講義「法整備支援活動の企画〜失敗しない計画作りとPDM〜」 | | | | 課題(支援計画作成)検討等 | | | 講義「関係機関との連携(法整備支援への いざないなど)」 | 研修参加者は所 |
| 12 | | 国際協力部長 | | | | 国際協力部教官 国際 | | | 国際協力部教官 | 属庁等から参加 |
| 11 | | 9:45 10:45 | | | | 14:00 15:30 17:30 | | | | 全面Web形式 |
| / | 金 | 金 講義準備等 名古屋大学日本法教育研究センター(ハノイ法科大学内)講義 | | | | | | | | 研修参加者は所 |
| 13 | | | | | | | | | 属庁等から参加 | |
| 11 / 14 | ± | | | | | | | | | |
| 15 | 日 | | | | | | | | | |
| 11 | | 9:45 | | | 12:00 | 0 13:30 16:30 16:30 16:30 16:30 | | | 18:0 | 全面Web形式 |
| / | 月 | | | | | P. '' L D E L L L L L L L L L L L L L L L L L | | ベトナム長期派遣専門家との意見交換 | | 研修参加者は所属庁等から参加 |
| 16 | | 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 藤本亮 | | | | 国際協力部教官 ベトナム長期派遣専 | | | | |
| 11 | | | | | 12:00 | | | 15:25 | | 0 全面Web形式 |
| / | | | | | | | | | | 研修参加者は所属庁等から参加 |
| 17 | | | | | 神戸大学教授 金子由芳教授,同大学留学生等 | | | | | |
| 11 | | 9:45 12:00 1 | | | | | | | 全面Web形式 | |
| / | 水 | | | | | | | | | 研修参加者は所 属庁等から参加 |
| 18 | | 国際協力部長, 国際協力部副部長, 国際協力部教官 9:30 12:00 13:30 14:30 | | | | | | | IN S. O. D. LINEW | |
| 11 | | | | | | | | | | |
| / | | | | | | 閉講式 | | | | |
| 19 | | 国際協力部長、国際協力部副部長、国際協力部教官 | | | | | | | | |

2020年度国際協力人材育成研修で学んだこと

法務省民事局付 森 下 宏 輝

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの間,法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)により実施された令和2年度国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加する機会を得た。本研修では、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて研修内容の変更を余儀なくされ、全面オンラインの方法により実施されることとなったが、法制度整備支援に携わっている方々の講義や支援活動への参加等を通じて、多くのことを学ぶことができた。本研修の具体的な内容は他の研修員の報告で詳しく言及されると思うので、本稿では、私が本研修に参加して特に印象に残った「寄り添い型」の法制度整備支援について学んだことを中心に記述することとしたい。

第2 「寄り添い型」の法制度整備支援について

1 日本の法制度整備支援の特徴

日本の法制度整備支援の特徴は、支援対象国に特定の法制度や価値観を押し付けるのではなく、支援対象国との対話を通じて整備すべき法制度のあり方を共に考える「寄り添い型」の支援であることにある。私は、本研修の冒頭の講義で講師が述べたこのような言葉に強く印象付けられていた。支援内容の要請に対応する国際標準的な法制度をそのまま提供するような支援(その悪い側面を強調すると「押し付け型」といえるのかもしれない。)のように法制度の現状やその背景にある社会的・文化的・経済的事情等を無視して行われた法制度整備支援が必ずしも十分な成果を上げないことは直感的に理解できる。これに対して「寄り添い型」の支援は、支援対象国の実情や二一ズを的確に把握し、支援対象国側も能動的に活動に参加して適切な法制度を作り上げていくことによって、実効的な支援を実現することができる。このことは広く共感できるのではないだろうか。

しかし、「寄り添い型」であることが日本の法制度整備支援を特徴付けているということは、それが国際的な支援活動として一般的な方式ではないことを意味しているように思われる。それは一体なぜなのか。また、「寄り添い型」支援の意義とはどのような点にあるのか。本研修を通じて私なりに考えた内容は以下のとおりである。

2 「寄り添い型」支援の困難性

「寄り添い型」の支援が困難である理由は、それが多大な時間と労力を要することにあるものと考えられるが、その本質はドナー国と支援対象国との相互的なコミュニケーションの困難性(ひいては「他者」を理解することの困難性)にあるように思われる。そして、本研修に参加して目にしたこのような困難性は、私が想像していたよりも遥

かに大きいもののように感じられた。

例えば、法の解釈権限が裁判所ではなく国会に帰属する旨が憲法に明記されている 社会主義国家に対して、どのような法曹の育成に係る支援活動を行うことができるの か。このような国に対して法解釈学の未発達を問題にし、対処療法的に教材や研修制 度を整備するのみでは不十分であるように思われる。あるべき「寄り添い型」の支援 といえるためには、支援対象国の法制度が裁判官による主体的な法解釈という規範的 活動を想定せず、むしろそのことによって判決の正統性が確保されるという建前(裁 判官の法適用に関する権限を国民代表機関である国会の定立した法律の機械的適用に 限定することによって、判決の民主的正統性を確保するという建前)に立脚している ことを前提とした上で、これに整合するようにどのように司法制度を発展させるのが 望ましいのかという困難な課題に取り組む必要があるように思われるが、それが簡単 な試みでないことは明らかである。

また,新しい法制度の導入に関する支援活動を行うに当たり,検討を行うために必要となる法的概念が支援対象国の言語体系に存在しないという事態も頻繁に起こることになる。このような場合には,通訳(しばしば非主要言語との通訳を伴う。)を介して支援対象国に法的概念の意味内容や法制度の枠組みを逐一説明した上で検討を行う必要があるが、そのためには膨大な時間と労力を要することも容易に想像できる。

実際に、本研修においては、それぞれ数時間を確保して開催された、殺意をテーマにした事実認定の問題集作成に関するラオスの法曹等とのカンファレンスや、不動産登記制度の立案に関する東ティモールとのオンラインセミナー等に参加させていただいたが、支援対象国側においてこちらの問題意識を十分に理解できないために議論の必要性に疑問を呈する場面や、日本の法制度の概略の説明に多大な時間を要する場面が見られた。このような困難性に照らすと、完成された法体系を有する欧米諸国等としては、要請を受けた支援内容に対応した国際標準的な法制度をパッケージとして提供する方が余程現実的な選択であるし、目に見える成果としても表れやすいと捉えられるのではないだろうか(アジア法に対する西洋法の優位を(無自覚的にせよ)念頭に置いている国においては特にそういえるように思われる。)。

3 「寄り添い型」支援を可能とするもの

では、このような困難にもかかわらず、日本において「寄り添い型」支援を可能とするのは何であるか。日本は、かつて近代的な法制度の整備を迫られた際に、フランス法、ドイツ法及び英米法を受容し、独自の発展を遂げるに至った経験があり、現在においても比較法の研究が盛んであるという特徴を有する。これは、新たな法制度を受容しようとする支援対象国に対して有用な情報提供等を可能とする基盤となると考えられる。また、支援対象国を理解するという側面でも、日本は、欧米諸国と比較すると支援対象国に地理的・文化的共通点が多いと考えられることは大きな利点といえる。

しかし、本研修を通じて最も強く感じたのは、「寄り添い型」の支援を可能としてい

るのは何よりも支援活動を行う人の熱意であるということである。本研修の講義において、「なぜ法制度整備支援を行うのか」がしばしば話題として取り上げられていたが、いずれの講師も「困った人を助けたい」ことが根底にあると述べていた。また、カンファレンスやセミナーにおける支援対象国の人々とのやり取りを見ても、これらの者の意見を頭ごなしに否定することなく、共に法制度を作り上げていく「同志」として敬意を持って接している姿がとても印象的であった。このように支援対象国の人々を尊重し、力になりたいと思う熱意こそが困難な課題を克服する上で最も重要なことであると感じられた。

「寄り添い型」の支援は、短期的には目に見えるものとして表れにくいのかもしれないが、その活動の成果が支援対象国に根差していることも本研修で見て取れた。例えば、ベトナムは、今や法制度上の課題を自ら発見してこれに取り組む主体へと成長している。私は、本研修中にハノイ法科大学の学生に日本法の講義を行う機会を得たが、日本の法学部と同程度の高度な授業を日本語で理解し、積極的に質問を行う学生の姿を見てとても感心させられるとともに、日本の法制度整備支援の成果と先人たちがそれまでに費やした膨大な時間や労力に深い敬意の念を抱くに至った。

4 日本にとっての「寄り添い型」支援の意義

「寄り添い型」の支援は、第一次的には支援対象国のために行われるものではあるが、 本研修を通じて、支援活動を行う日本にとっても大きな意義を有することに気付かさ れた。

日本の法実務家は、完成された法制度を共有し、これに基づいて規範的活動を行っていることについて、意識的に顧みる機会を有しない。しかし、「寄り添い型」の支援に携わる過程においては、このような日本の法制度や法実務のあり方についても反省を迫られることになる。例えば、前記2の支援対象国の司法制度の発展のあり方を考えるに当たっては、選任過程の民主的正統性が必ずしも強いとはいえない日本の裁判官による法解釈が正統化されるのはなぜなのかという問題についても検討される必要があるように思われる。

また、支援対象国の実情を通じて日本の諸制度の果たしている役割に気付かされる こともある。例えば、判決の公開制度が判決内容の統一性や判断の予測可能性の確保 にどれほど大きな役割を果たしているのか、パンデクテン方式や法令検索システムが 法令の整合性確保にどれほど寄与しているのかなどは、これらの制度等を有しない支 援対象国の実情を通じて的確に把握することができる。

このように、他者である支援対象国への理解を通じて日本の法制度に対する見方を相対化し、広い視野から物事を考えることを可能とすることも「寄り添い型」支援の大きな意義といえるのではないか。政治学者の小野紀明は他者を理解することの意義について次のように述べているが、その意義は「寄り添い型」支援についても等しく当てはまるように思われる。

「『他者』を理解するとは、自我を持つ主体としての私が、同じく自我を持つ客体と

しての貴方を客観的に把握することではなく、私と貴方の区別を越えた自他未分離の層に投錨すること、換言すれば〈汝における我の再発見〉であり、自己と他者との共同性の確認なのである。それこそが、固い殻を被った自己と他者とが合理的な言葉を通して意思疎通を行うこととは異なる、真に『他者』を『理解』することなのではないか。」¹

第3 おわりに

本研修を終えて、法制度整備支援が究極的には人と人とのコミュニケーションに帰着する活動であり、支援対象国の人々を共に支援活動に関わる主体として尊重し、相互理解を深めていく試みであること、それがひいては自己理解と発展にも繋がることに気付かされた。このことは法制度整備支援に限らずあらゆる社会的活動において重要な視点といえるのではないだろうか。

本研修の実施に御尽力いただき、このような貴重な経験を得させていただいた村田邦行教官及び原島隆寛専門官をはじめとするICD関係者及び講師を務めて下さった皆様に対してはこの場を借りて心より感謝の意を表したい。

166

¹ 小野紀明『西洋政治思想史講義-精神史的考察』6頁(岩波書店 2015年)

2020年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係長 植 月 結 可

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日までの間、2020年度国際協力人材 育成研修に参加させていただく機会を得た。

この研修は、例年は、国外研修と集合形式の国内研修で構成されているようであるが、 本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、ウェブ会議システムによる全 面オンライン形式で実施された。

ウェブ会議システムを用いた研修に参加することは、私にとっては初めての経験だったため、研修が始まる前は、約2週間もの間、毎日ウェブ会議システムで研修を受けるということに不安も感じていた。しかし、実際に始まってみると、それほど違和感なく集中して研修を受講することができた。また、自宅にいながら、様々な講師の方々の話を聞くことができたほか、ラオスでのカンファレンスに参加したり、ベトナムやラオスの学生に講義を行ったり、ベトナムに滞在する長期派遣専門家の方々の話をお伺いしたり、神戸で勉強している支援対象国からの留学生と意見交換をしたり、東ティモールとのオンラインセミナーに参加したりと、オンラインのメリットをいかして、様々な場所にいる方々とコミュニケーションをとる機会を与えていただき、非常に貴重な経験をさせていただくことができた。

そもそも、私は、この研修に参加するまで国際的な分野には縁がなく、恥ずかしながら法制度整備支援についてもほとんど知識がなかった。2017年度にICDの実施する日韓パートナーシップ共同研究に参加させていただいたことが、ICDとの唯一の接点であり、ICDで普段どのような活動がされているのかもよく知らなかった。そのため、この研修で見聞きした話はいずれも全て新鮮で、他国の法制度の状況や、法制度整備支援に熱心に取り組まれている方々がいるということを知ることによって、自分の視野がこれまでより大きく広がったように感じている。

以下,特に印象に残った点を中心に,研修を通じて感じたことを述べたい。なお, 私の理解不足により,不正確な記載があるかもしれないが,その点は御容赦いただければ幸いである。

第2 相手国について

1 研修に参加してまず驚いたのは、ICDによる法制度整備支援の対象となる相手国が 多岐にわたっており、また、法制度の整備状況やその内容、これまでの支援の状況等が、 それぞれの国ごとに大きく異なっていることであった。

前述のとおり、私は2017年度にICDの実施する日韓パートナーシップ共同研

究に参加させていただいたことがある。日韓パートナーシップ共同研究では、韓国と日本の不動産登記制度の比較研究をさせていただく機会を得たが、その際、韓国の不動産登記制度が、日本の不動産登記制度と非常に酷似していたことが強く印象に残っていた。それまでは、私は日本の制度のことしか知らず、他国のことなど想像したこともなかったが、海を隔てた向こうの国で、日本と同じような不動産登記制度が導入されており、日本と同じように運用されているということに、大変おもしろさを感じた。他方で、韓国では非常に電子化が進んでおり、新しい技術を積極的に導入しているなど、同じような制度を土台としながらも日本とは違った形で先進的な取組がされていることに、非常に刺激を受けたこともよく覚えている。

他国の法制度を学んだ経験は、この韓国での経験が唯一であったため、今回、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、中央アジア、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等々の幅広い国々について、法制度整備支援の実情や、実際に御苦労されながら取り組まれている経験談をお聞きすることができ、以前の韓国での経験と相まって、世界は広く、自分が普段いかに狭い価値観の中で過ごしているかということに気づかされた。

- 2 一例を挙げると、今回の研修では、ハノイ法科大学内に設置された名古屋大学日本法教育研究センターで日本法を学ぶベトナムの学生に対して、ウェブ会議システムにより日本の民法の講義を行うという経験をさせていただいたが、その講義の準備に当たって初めてベトナムの民法を目にして、ベトナムではそもそも一般市民が土地を所有することができる制度となっていないということを知って非常に驚いた。私が日本の中で日本の民法を勉強したときは、土地の所有権を取得したり、それを第三者に対抗するために登記をしたりということを当然のこととして勉強していたが、そもそも土地や登記制度に対する考え方が大きく異なる国があり、自分が勉強していたものは必ずしも普遍的なものではないのだということに気づかされ、カルチャーショックを受けた。そして、実際にそのような国の学生に日本の民法を説明することをわずかながらも経験させていただき、文化や社会制度の異なる国の方々に日本の制度を説明することの難しさを実感した。同時に、講義を聴いてくれた日本法教育研究センターの学生達は非常に優秀で勉強熱心で、既に日本法の教育が高いレベルで行われており、実際に講義後は学生から日本語で法律用語を駆使して積極的に質問がされ、とても敬意を抱いたし、他国でこれほど熱心に日本法を勉強している方々がいるということをうれしくも感じた。
- 3 また、もう一例挙げると、研修の中で、東ティモールにおける不動産登記法案の起草に関するオンラインセミナーに参加させていただいたが、東ティモールの状況にもとても驚かされた。東ティモールは独立してから日が浅く、不動産の権利の移転等を登記する制度がまだ存在すらしていないということや、過去の紛争等の歴史から、土地の権利関係が不明確な状態にある中、一から登記簿を整備していることなどをお聞きして、世界にはこのような状況の国もあるのかと非常に驚いた。そして、そのような中で、法律案の起草に尽力されている東ティモールの皆さんの様子を拝見して、感銘を受けるとと

もに、土地の権利関係が明確になっていることが国の発展や国民生活の安定にとっていかに重要なことであるかということを感じることができた。

第3 支援策について

1 上記第2のほかに、研修に参加して強く感じたことは、法制度の整備を支援すると一口に言っても、その支援策としては様々な方策があり、相手国の状況に応じて効果的に 支援をするためのプランを策定することは容易ではないということである。

研修の中では、法制度整備支援の手法や実例について様々な方から多角的な講義を していただいた後に、実際に仮想の国の事例について支援プランを作成する演習も経 験させていただいた。

森永部長の講義の中では、支援要請を受ける際の留意事項や、支援を開始するかどうかを検討する際のポイント等を教えていただいたほか、プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)の手法についても教えていただいた。実際の法制度整備支援が行われる際に、このように体系立てて計画策定や検証が行われ、関係者間で共通認識が形成されているということを学ぶことができ、興味深く感じるとともに、このようなPCMの手法は、法制度整備支援に限らず、ほかの様々な政策分野の計画策定や検証においても活用することができるのではないかとも感じた。

加えて、モンゴルの長期派遣専門家を務めた岡弁護士の講義の中では、実際の法制度整備支援の中で使用されていたプロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) の内容を紹介していただき、上位目標やプロジェクト目標の立て方についても、また、これらの目標を達成するための成果や活動をどのように設定するかについても、いずれも非常に多様な選択肢があるということを実感した。

2 支援プランを作成する演習においては、最高裁判所の未済事件数が異常に膨れ上がって機能不全に陥っているという事例について支援プランを作成する経験をさせていただいたが、まず相手国の要請の内容からどのように現状をくみ取って問題点を洗い出すのかという最初の段階から難しさを感じた。

また、洗い出した問題点を解消するための具体的な活動内容を設定することの難しさも実感した。講義等でお聞きしたところでは、実際の法制度整備支援の場面では、訴訟遅延の解消のために、例えば、法曹への研修や執務参考資料の作成等の実務能力向上のための取組のほか、調停制度の導入等の制度改革など、相手国の実情やニーズに応じて多彩な取組がされているようであった。支援プラン作成の演習では、そういったお話を踏まえて、投入することができる人的・物的資源が限られている中で、多彩な選択肢のうちからどのような選択肢を採用することが効果的なのかを考えたが、なかなか判断がつかず、効果的な計画を策定することがいかに難しいかということを体感することができた。また、演習で支援プランを検討する際に、訴訟遅延について日本ではどのような取組がされてきたのだろうかと考えてみて、そもそも自分が日本の法制度の内容や運用の実態をほとんど知らないということを痛感し、自国の制度や歴

史を学ぶことの重要性についても強く実感した。

今後,今回の研修で感じたような観点から改めて日本の法制度を見ることによって, 日本の法制度についてももう少し深く理解することができるではないかと感じた。

第4 おわりに

以上、簡単にではあるが、研修を通じて特に印象に残ったことを述べさせていただいた。

紙面の都合上、ごく一部しか記載することができなかったが、この研修を通じて気づかされたことや初めて知ったことがたくさんあった。国外研修が中止されて、現地の様子を直接見ることができなかったことは残念だったが、ウェブ会議システムによる研修でも、多くのことを学ぶことができた。

コロナ禍の中であるにもかかわらず、研修を受ける機会を設けてくださり、実りのある研修となるよう細かいところまで配意してくださったICDをはじめとする関係者の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

2020年度国際協力人材育成研修を終えて

東京法務局人権擁護部第二課調查救済第三係長

小 林 昌 徳

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日までの11日間、法務省法務総合研究 所国際協力部(以下「ICD」という。)により実施された国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加させていただいた。

本研修は、法務省が開発途上国に対する法制度整備支援活動を推進していくために、これに携わる人材を育成するためのものであり、当初はICDから法制度整備支援活動に関する講義を受けた上で、支援対象国であるベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)及びラオス人民共和国(以下「ラオス」という。)を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることで、法制度整備支援活動を具体的に理解させ必要な知識及び技術を習得させることを予定していた。

しかしながら、世界的な新型コロナウィルスの感染拡大の影響を受け、本研修については、国外研修を実施せず、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で実施するとともに、法制度整備支援活動に携わる関係者及び関係機関等による講義のほか、支援活動の実務を可能な限り見聞させることにより、日本の法制度整備支援活動を具体的に理解させ、必要な知識及び技術を学ばせることを目的とするものとなった。

本報告は、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で実施された本研修の概要及び特に印象に残った講義などを中心に、私の所感について報告させていただくものである。

第2 本研修の概要等について

1 法制度整備支援活動に関する講義

本研修においては、ウェブ会議システムを利用して、講義「法務省の法整備支援」(村田教官)、講話及び講義「法整備支援概論」(森永部長)、「各国法整備支援の概要①②」(各国担当教官)、講義「長期専門家の仕事」(伊藤副部長)等が実施された。

(1) オンライン形式での講義について

本研修は、ウェブ会議システムを利用したオンライン形式で行われたため、私のように職場の一室から参加している研修員もいれば、自宅から参加している研修員もおり、受講環境は様々であった。私自身、ウェブ会議システムを利用した研修に初めて参加したが、映像が止まる、音声が途切れるといったことはほとんどなく、講義の受講について不具合を感じることはなかった。

(2) 講義「法務省の法整備支援」

本研修の担当教官である村田教官による法整備支援の概要についての講義であり、

日本の法整備支援の特徴について初めて学ぶ機会となった。

この講義では、日本が法整備支援を行う理由について、支援対象国において、法 の支配を浸透させることによって、個人の権利が守られるだけでなく、経済発展や 投資環境の整備を促すことにあることを知った。

また、日本の法整備支援の特徴として、①寄り添い型法制度整備支援であること、②法整備だけでなく、人材育成を重視していること、③日本の経験・知見を活かした支援であること、④多様かつ充実した支援体制を構築していることなどを学んだ。

(3) 森永部長による講話及び講義「法整備支援概論」

森永部長より、約3時間にわたって、講話及び法整備支援について御講義をいただいた。御自身の御経験を交えた上で、各国の法整備支援の特徴、支援対象国の歴史的背景、現状の問題点など様々な角度から法整備支援について、わかりやすい語り口で話され、その話術の巧みさに引き込まれ、長時間の講義であることを感じさせない内容であった。講義の中で特に印象に残ったものは、支援対象国への法制度整備を考える際、様々な角度から比較・検討しなければならないという話である。支援対象国の歴史的背景はもちろん、国民性や宗教など様々な要因を検討することはもちろんだが、それらを踏まえて単に日本と比較するのではなく、似た様な歴史的・文化的背景を持つ国と比較検討するなど、あらゆることを想定し検討することが必要である旨の御講義をいただいた。

(4) 講義「長期専門家の仕事」

伊藤副部長より、長期専門家の行っている実務の内容について御講義いただいた。 伊藤副部長は、かつてラオスへ長期専門家として派遣されており、その時の経験な どを多数の写真やエピソードなどを交えて話され、どの話も興味深いものばかりで あった。また、御講義の中で、法制度整備支援は必ず終了するものであり、支援対 象国の主体性や持続可能性をどのように担保するのか、すべての支援を日本側だけ で行うことは可能だが、日本の支援が終了した後に何が残るのか、支援対象国が真 に求めている援助とはどういったものなのかを考えさせられる御講義であった。

(5) 講義「各国法整備支援の概要」

各国担当の教官から、支援対象国ごとに歴史及び法制度整備支援の歴史的経緯や 実施状況などについて御講義いただいた。支援対象国は多様であり、当然のことで はあるのだが、各国の持つ歴史的背景や文化、そしてそれぞれの国が抱える事情に よって支援内容や方法が大きく異なることを法制度整備支援の実施状況や支援対象 国が抱えている課題などの話を伺うことで具体的なイメージを持って理解すること ができた。

2 名古屋大学日本法教育研究センター (ハノイ法科大学内) における日本法の講義及び 意見交換

ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターの学生に対し、日本の 民法について、研修員が日本語で講義する機会をいただいた。 講義の内容としては、基本的な内容であったものの、日本語のみを使用した講義であったにも関わらず、質疑の際には多くの質問が出たことからも、非常に優秀な学生たちであると感じた。この学生たちの中から、ベトナムの法曹界を担っていく人材が輩出されるのだろうと考えると、ここでのやり取りについても将来の日本とベトナムの関係をより良好なものとしていくための裾野を広げることになるのだろうかと感じる時間でもあった。

3 神戸大学留学生との意見交換会

ラオス及びミャンマーからの留学生から、自国の法制度、裁判制度などの紹介をしていただいた後に、あらかじめ用意されていた質疑について研修員が回答するといった形式で行われた。交換会自体はすべて英語で行われたが、通訳を介してスムーズな意見交換が行われた。

ミャンマーからの留学生からは、条約案や法律案の作成過程において法務省がどのような役割を果たしているのかなどの質問があり、また、ラオスからの留学生からは、法律案作成の手続や他の法律との整合性をいかに担保しているのかなど、日本語であっても答えに窮するようなハイレベルな質問が用意されており、留学生の意識の高さを感じる場であった。

4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の現状についての説明を受けた後、意見交換を行った。

法制度整備支援の現場においても、新型コロナウィルスの感染拡大の影響を受けており、主に新規プロジェクトを進めるにあたって、カウンターパートに思うように会うことができず、ベテランの長期専門家であっても、事前協議における準備の難しさを感じる機会が多かったとのことであった。もっとも、現在の状況が悪影響だけを及ぼしている訳ではなく、プロジェクトに係る司法省の会議に日本からオンラインで参加することができ、従来であれば実現しにくいような状況が発生するなど、現場におられる専門家ならではの臨場感のある話をお聞かせいただき、大変有意義なものであった。

5 東ティモールにおけるオンラインセミナーへの参加

東ティモールにおいて、現在、不動産登記法の草案作成をしており、その最終段階にあるとのことであった。閣議にかける前の確認の意味合いも含めたセミナーを拝見させていただくという大変貴重な機会であった。

本セミナーは、担当教官が日本における不動産の権利に関する登記手続について説明した上で、東ティモールの不動産登記法草案における登記の性質、構成、手続などについて説明を受けるという内容であったが、通訳人の慎重さが印象に残った。例えば、日本側及び東ティモール側が質問をした際には、必ず「このような伝え方をしたが、間違っていないか。」と確認しながら進めており、小さな認識の違いが大きな問題に発展するという問題意識を常に持ちながらもスピーディーに通訳業務をこなしている様

を見て、法制度整備支援の現場において、優秀な通訳人は何よりも得がたい存在なのだと改めて感じた。同時に、言葉の壁というものは自分が想像している以上に高い壁であり長期派遣専門家が抱える様々な苦労の一端を何い知る思いがした。

また,日本側の質問を受けて,問題点が判明するといった場面もあり,法制度整備 支援の現場を垣間見ることのできる貴重な経験を得た。

第3 所感

本研修に参加するまでは「法制度整備支援」について、存在自体は知っていたものの、 具体的な活動の内容などの知識がなかったので、非常に有意義なものであった。

各国が様々な考えを持ちながら法制度整備支援を行っている中で、日本の法制度整備支援の最大の特徴である「寄り添い型」の支援がどういったものなのかを長期派遣専門家や各国の担当教官から直接学ぶことができたことは貴重な経験であった。

また、本研修を通じて感じたこととして、法制度整備支援に携わっている方々は、支援対象国へ敬意を払っており、対象国への愛情を持っていることが言葉の端々から伝わってきたことである。法制度整備支援というスケールの大きな事業についても、結局のところ、担当者間の相互理解や信頼関係が構築されなければ、物事がスムーズには進まないというすべての仕事に共通することの積み重ねが、法制度整備支援でも重要なのだと実感させられた。その上で、支援対象国との対話を通じて、真に望んでいる支援とは何かを見極め、どのような支援が適切であり、支援の成果が持続可能なのかという点を精査し、さらには法律の整備のみならず、運用する人材育成を行うことによって、整備した制度が機能することを重視していることからも、日本の法制度整備支援が正に支援対象国への寄り添いであると実感することができた。

本研修は全面オンラインで行われたが、今後は法制度整備支援の現場でもオンラインでのやりとりを行うことが増加することが考えられる。支援対象国との信頼関係の構築が何より重要となる法制度整備支援の現場において、オンラインでのやりとりが増加することで、支障が出てくるのではないかと考えていたが、本研修を通じて、その認識を改める必要があると感じた。オンライン上でのやりとりであっても、相手との信頼関係を構築することができ、むしろ、距離や時間などの制約がない分、今までにない支援を行うことが可能となり、法制度整備支援事業の持つ可能性がより広がることになるのではないかと強く感じるものであった。

第4 終わりに

本研修は、法制度整備支援について無知であった私にとって、法制度整備支援を具体的に知ることができ、非常に貴重な経験であった。今後、法制度整備支援に携わることができるか分からないが、本研修で学んだことを職場の同僚、後輩に伝えていきたい。

最後にコロナ禍であるにもかかわらず、本研修を実施いただいた教官、国際専門官 を始めとした I CDの皆様、そして繁忙である中でも快く本研修に送り出していただ いた東京法務局人権擁護部の皆様に感謝を申し上げたい。

法整備支援 オンライン-国際協力人材育成研修に参加して-

第1 はじめに

私は、2020年11月9日から同月19日にかけて、法務省法務総合研究所国際協力部(以下「ICD」という。)主催の2020年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。本稿は、この研修を通じて私が学んだこと、感じたことなどをまとめたものである。

第2 研修参加のきっかけ ~ 研修開始まで

1 セレンディピティ?

始まりは夏の朝。前日の深酒で寝坊した私が、いそいそと最寄駅を目指して歩いていると、横を通り過ぎる一台の車に目を引かれた。その車は、黄色いボディで、ナンバー4桁がぴったり私の誕生日と一緒だったのだ。今日はきっと何かがある。唐突に私はそう思った。

その後、遅刻ぎりぎりで職場に着き、汗だくで執務室に入ると、立会事務官が慌てた様子で話しかけてくる。

「検事、今さっき次席検事から電話があったんですけど。」

まさかこの時期に異動か。それとも何かやらかしたか。おそるおそる次席に電話してみる。

「いや、悪い話じゃないから身構えずに聞いてもらったらいいんだけど。君、異動希望で国際関係希望していたよね?」

確かに異動希望で定型のチェック欄の一つに国際関係があって、それに**▽**を入れた 覚えはある。だが、その国際関係の中身が何なのかを深く考えていたわけではなかった。

「君に、ICDの国際協力人材育成研修っていう、ホウセイビシエンで外国に長期派 遣されるやつの前の前くらいの研修の話が来ているんだけど。どうする?」

正直、このとき次席からホウセイビシエンという単語を聞いたのかも定かではないが、すっと理解できない単語を言われた記憶である。それくらい、このときの法整備支援についての認識は希薄だった。そもそもそんな話が自分に来るとも思っていなかったし、ホウセイビシエンと言われて何のことを言っているのかよく分からなかった。

それでも、次席から「研修中にベトナムやラオスに行く」と聞き、二つ返事で話を 受けた。海外旅行が当たった程度の感覚で、心の底からラッキーだと、このときは思っ た。

ICDといえば、当時の修習課キャップのS検事だ。早速研修の話をして、ラオスに行くらしいことを伝えると、S検事は『世界を変える日本式「法づくり」』という本

をくれた。また、ラオ語の単語集も貸してくれた。

仕事の合間にいただいた本を読む。ラオスの章に凜々しいS検事の姿が。「支援とは 『背中を押すこと』だと考えている。」とのこと。ラオスの人たちとともに考え,ラオ スの人たち自身の手でよい制度にしていくことが大事だという精神を強く感じる内容 である。これが日本式の法づくりなのだと朧気ながら理解する。S検事に格好いいで すね、と伝えると、「今は押すだけじゃなくて叩いて走らせるのも必要だと思ってるよ。」 と仰っていた。

そんなこんなで、黄色い車のお告げは良い方だったのだと気分もよく、降って湧い た海外旅行に心躍らせながら、その後の修習指導に邁進した。

2 駅前留学

ところがである。研修開始まで1か月余りとなった頃、研修が全面オンラインにな りそうだと課長から伝えられる。程なくそれが正式決定になったという通知も届いた。 コロナ禍は私から海外旅行をあっさりと奪っていった。

課長によれば、刑事部から取調室を借りたので、そこで研修に参加してほしいとの こと。約2週間、たった1人で一日中取調室にこもり、PCの画面に向かう。それっ て結構辛いんじゃないか。

正式決定後に副部長にそのことを伝えると、満面の笑みで「お手軽駅前留学みたい だね。」と言われる。悔しかったが成る程そのとおりで笑うしかなかった。

かくして、駅前留学の研修が幕を開けることとなった。

第3 研修中

1 講義 嵐 for dream

令和2年11月9日、晴れ。研修初日。借りた取調室は、応援で入った執務室の 10階下である。ちょうど高層階と低層階をまたぐので、エレベーター移動は乗り継 ぎが必要で面倒だ。最近運動不足気味でもあったから、とりあえずこの日は階段で移 動してみる。しかし,さすがにつづら折れを20回も繰り返すと目が回った。

何とか開始10分前に間に合い、「teams」を起動して待機していると、穏やか な顔をされた担当のM教官が映る。ミャンマーを担当されているとのことだが、納得だ。 教官の進行で自己紹介をする。同期のSh検事やアジ研で知り合ったSa事務官が研 修仲間だったので、アウェイ感がそれほどないのが救いだ。

自己紹介が終わると、そこからは講義の嵐だ。まずはM教官から、法務省の法整備 支援の概要について説明を受ける。法整備支援とは、法令を作るための支援のみならず、 法令を運用する制度の改善や、運用する人材の育成の支援も含むこと、現在までの支 援対象国が10か国以上であることなどを知る。そして、寄り添い型の支援-法制度 や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情に合った法制度を ともに考えるのが日本の支援なのだと説明される。S検事からもらった本に書いてあっ た「日本式法づくり」だ。

次いで、M部長のご講話・ご講義。部長のラウンジBでのギター演奏がお上手だったことは覚えている。支援においては、まずは相手を知ることが大事、というのはそのとおりだろうと思ったが、続けて、日本の制度に引き直して考える癖がついていると、全く想像がつかないこと、発想が逆転していることがあるから、自分の仕事を脇から眺めてみると分かることがある、という話になる。例として、ベトナムには建物の概念がないとの説明を受け、確かに日本にある概念が相手国にはない、あるいはその逆の場合はあるのだろうと思ったが、「脇から眺めてみる」というのは実感を持っては理解できなかった。これはやはり、実際に長年支援に携わられたM部長だからこその感覚なのだろう。ベトナムやラオスなどの社会主義国では、基本的に裁判官が法解釈を行うことは許されないと考えられていることには率直に驚いた。個々のケースを解決するためには、法解釈は欠かせない。相手国の主義・理念は尊重しつつ、法制度が十分に機能するように支援するというのは、本当に粘り強い対話や努力が必要なのだろうと感じる。

翌10日は各教官から、日本の支援先である各国への支援状況などの説明を受ける。同期のI教官、K教官から講義を受けるのもなかなか面白い。I副部長からは「キャプテン」と呼ばれ、大阪地検時代に、I副部長が登板する試合でロジンバッグを忘れたことを思い出す(その節は申し訳ありませんでした。)。I副部長の講義では、支援を行う長期専門家が相手国の関係者と信頼関係を築くことの難しさ、これまでの知識・経験を活かして、自国を発展させようとする熱意ある人々とともに行う仕事の魅力が語られる。M部長も仰っていたが、支援の土台は人と人との交流、信頼関係なのだと理解する。目に見える結果はすぐには出なくても、相手と信頼を築きながら共に仕事をすることの充実感は大きいのだろうと思った。

その後も、JICA職員、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、元長期専門家の弁護士の皆さんから、それぞれの法整備支援への関わりや経験などについて講義を受ける。また、現在ベトナムに派遣されている長期専門家のお話をうかがう機会もあった。講義やお話はいずれも、相手国の抱える課題を解決したいという熱意や、相手国への愛を感じるものだ。沢山の講義等を通じて、法整備支援に携わる方々が、相手国の期待に応え、よりよく法制度が機能する社会を相手と共に夢見ながら、熱意を持って仕事に取り組んでおられることを強く感じた。

2 世界の大学などから

今回の研修中には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター (ハノイ法科大学内) やラオス国立大学の学生に対して、我々研修員が日本法の講義を行う機会もあった。 私は他の検察出身の研修員と共に、ラオス国立大学の学生に対する刑事訴訟法の講義 を担当したが、早速、法概念の違いにぶつかる。こちらは強制処分法定主義だとか令 状主義、逮捕前置主義などと説明するが、通訳人が困ってしまう。おそらく、ラオ語 には対応する言葉がないからだ。幸い、通訳人の1人は日本法の理解がある方だった ようで、丁寧に意味を説明してもらった。そのため、想像以上に時間がかかってしま う。言語の壁は、法整備支援においては本当に大きいものだろうと痛感した。それでも、 ラオスの学生は講義の内容をよく理解して、色々質問してくれたので、その聡明さに 驚かされた。ベトナムの学生に至っては、こちらは日本語で、日本の不法行為の講義 をしているのに、あちらからは日本語で鋭い質問が飛んできて、正直たまげた。

その他、ラオスで現在行われている刑事事実認定の問題集を作成するワーキンググ ループの議論の聴講や、東ティモールへの不動産登記法のオンラインセミナーへの参 加、神戸大学に留学中のミャンマー、ラオスの学生との意見交換の機会もあった。ラ オスの問題集作りでは、殺意の認定の問題が議論されていた。事例をもとに、そもそ も殺意があるとはどのような状態か、殺意を認定するに当たって考慮すべき事情は何 か、事例で殺意が認定できるか、といった設問が作られており、ワーキンググループ に加わっているラオスの裁判官らがその解答作成のために議論している。ラオス刑法 典188条によれば、「意図的に他者を死亡に至らせる者」には殺人罪が成立し、この 「意図的」というのは、同刑法典14条に規定されている意図的犯罪-犯罪人の自発的 行為又は自発的逸脱行為であって、社会にとってのそれらの危険性及びそれらの結末 を十分に知った上で、意図的に行う又はそれを放置して発生させたことーと同義だそ うだ。そうすると、殺意の有無は、この14条の解釈によって決まりそうである。日 本の長期専門家からは、相手が死ぬかもしれないと思ったが、それでも構わないと考 えて行為に及んだ場合の殺意の有無が尋ねられる。すると,結論が割れる。お互いに 殺意がありそうな事例、無さそうな事例を挙げたりして、議論がまとまらない。意図 的犯罪の成立にどの程度の要素が必要なのか、まだ統一的な見解は無さそうだ。日本 側参加者の一人である元裁判官の弁護士から、結果発生の認識と、結果発生を認容す ることは異なる概念だ、という説明があるが、そこで通訳人が困る。認識と認容のそ れぞれに対応する単語は、ラオ語にはないようだ。弁護士がそれぞれの概念をかみ砕 いて説明する。これまで考えたことのない概念を理解することは,本当に難しいこと だと思う。そして、それを理解してもらうためにどう説明すればよいか工夫することも、 大変な苦労や努力を伴うものなのだと実感できた瞬間だった。

第4 おわりに

今回の研修を通じて、PCの画面越しにも、法整備支援に携わる方々の熱量をひしひしと感じられた。また、相手国の関係者と共に、よりよく法制度が機能する社会を作り上げていくという仕事の大きさ、魅力を感じることができたと思う。さすがに約10日間、終日オンラインというのは正直辛い部分もあったが、総じて有意義な研修だったと感じている。惜しむらくは、やはり実際に現地に行きたかった、ということに尽きる。

2020年度国際協力人材育成研修参加報告

第1 研修参加にあたって

この度、私は、2020年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。 いきなり私事で恐縮ですが、私には「英語を堪能に話せるようになって、英語を使っ て海外で仕事をしてみたい。」という人生における漠然とした目標(憧れに近い?)が あります。この度の研修に参加できるかもというお話をいただいたとき、単純な私は、 「国際」というワードにより、漠然と抱いていたその憧れを現実のものにするきっかけ になるのでは、という淡い期待を抱きました。本当に失礼ながら、法整備支援の何た るやなど、ほとんど知りませんでした。

本研修への参加が決まり、自分なりに法務総合研究所国際協力部のホームページを 見たりして法整備支援について調べてみると、そこには私の知らない魅力的な世界が 広がっていました。長期派遣専門家等として法整備支援に携わることが、私の中で、 将来の具体的な希望進路の一つとして、急激に存在感を増してきたのです。加えて、 本研修では、ベトナムやラオスといった支援対象国に実際に赴き、支援活動の実態を この目でみることができるということで、非常に楽しみにしておりました。

ところが、大方の予想どおり、新型コロナウィルスの感染拡大により、支援対象国への渡航は困難となり、オンラインでの研修実施となってしまいました。非常に残念ではありましたが、結果的には、教官をはじめ国際協力部の皆さまのご尽力により、想像以上にたくさんの知見を得ることができました。

第2 特に印象に残ったカリキュラム

本研修では、国際協力部教官による講義、長期派遣専門家との意見交換会、ラオス AGカンファレンスへの参加等、たくさんのカリキュラムを受講させていただき、それぞれに非常に興味深く、勉強になりました。それらの中でも、特に私が印象に残ったカリキュラムを紹介させていただきます。

1 森永部長の講義

本研修の初日,森永部長に法整備支援の概要についての講義をしていただきました。 部長は,国際協力部が発足して約2年後に教官になられたとのことで,ご自身の法整 備支援に関する長年のご経験と豊富な知識に基づいて,法整備支援とは何なのか,何 のためにそれをするのか,どのような支援手法があるのか,などを分かりやすく説明 してくださいました。部長が仰っていたことの一つに「法整備支援といっても,突き 詰めれば人と人との交流である。コミュニケーションに相手への敬意が必要なように, 支援に当たっても,相手国の歴史や現状について理解し,敬意を払うことが大切であ る。」という言葉がありました。法整備「支援」という単語から、「法制度が整っている日本が相手国に支援して<u>あげる</u>もの」という考えを抱いていた私は、その考えが正しくないことに気が付きました。人は誰しも、上から目線でアドバイスなどされても、それに従おうという気持ちは生まれません。当たり前のことのようですが、私は、この部長の言葉に、支援活動に際しての心構えの本質を見た気がしました。また、支援に際しては、相手国の事情のみならず、自国である日本の法制度についてその歴史や現状をきちんと理解していなければならないことも教えていただきました。法曹である以上、検察官として執務する中で、限られた法律にしか触れてこなかったというのは言い訳にならないなと反省するとともに、今後、日本の法制度の歴史等についてもしっかり勉強しようと決意しました。

2 ラオスAGカンファレンスへの参加

本研修の三日目に、オンラインでラオスAGカンファレンスに参加させていただきました。昨年度に日本で行ったラオスを相手国とする研修において、刑事事実認定に関するいくつかのテーマについて理論的分析が不十分であることが判明したことから、教育研修の改善に向けた活動を行っているとのことで、その活動の一環として、本カンファレンスが実施されました。

本カンファレンスのテーマは「殺意」であり、どのような場合に殺意が認められるかや、日本側が作成した事例問題について殺意が認められるかなどについて議論がなされました。

私は、検察官として捜査・公判業務に従事する中で、殺意を推認させる間接事実な どは当たり前に検討していたのですが、国が違えば、そもそも「故意」という概念に ついてばらつきがあったり、概念自体が存在しないことから別の言葉で表現するため に通訳に時間を要したりと、検討の前提となる法解釈・知識を共有することの難しさ を感じました。

しかしながら、AGの先生、長期派遣専門家、教官が、ラオス側の理解の程度を丁寧に確認しながら議論を進められており、ラオス側担当者の皆さんが徐々に理解を深めている様子を目の当たりにして、日本の支援が相手国に役立っていることを実感しました。

また、本カンファレンスでは、日本側とラオス側双方の通訳を一人の方が務めていたのですが、その方が、法律用語が飛び交う議論を的確に通訳しておられるのを見て、 非常に感心いたしました。

3 ラオス国立大学講義

本研修の四日目に、ラオス国立大学の学生に向けて、私たち研修員が日本の刑事手続等について講義する機会をいただきました。本研修では、研修員は教えていただく 一方だと思っていたので、新鮮な気持ちで参加させていただきました。

講義の準備段階で、日本とラオスの刑事手続の違いについて知る機会があり、ラオスでは起訴段階で証拠が全て裁判所に提出されるなど、大きな違いがあることに驚き

ました。ラオスの学生さんにとっても、日本の刑事手続は驚きの連続だろうと思いながら、準備したレジュメに沿って説明させていただきました。皆さん非常に熱心に聞いてくださり、質問もたくさんしていただいて、法整備支援の一端を担えたような気持ちになり、うれしかったです。

4 支援計画 (PDM) 作成・発表

本研修では、「コーロア共和国」という架空の国から支援要請があったと仮定して、研修員が支援計画を作成し、発表する機会をいただきました。研修初日から様々な講義を受けて得た知識を、実践的に使うことができましたし、教官の方々も同じ課題で支援計画を作成し、その発表を聞くこともできて、とても有意義なカリキュラムだったと感じています。

事前の講義等で、支援計画の作成に当たっては、支援要請の理由となっている当該相手国の問題点について、まず日本ではどのようになっているのかを調査したり、当該相手国だけでなくその属する地域全体の問題点なのかを検討したりする必要があるとの視点を教えていただきました。また、そもそも支援要請に書かれている内容が正しいかどうか(相手国が考えている原因と結果に本当に因果関係があるのか)についてもきちんと検討しなければならないことを学びました。ですから、それらの視点を頭に入れながら、計画の作成に取り組みました。

しかし、実際に計画の作成に取りかかってみると、そもそもプロジェクト目標をどこに設定するのか迷いましたし、成果や活動も無限にある気がしてきて、コーロア共和国の抱えている問題を解決するのに最も有効な活動を導き出すことが非常に難しかったです。また、当然ながら、支援活動の予算(人、物、金)は有限であり、限られた予算の中で最大限の効果を上げる活動を考える必要があるのですが、私はそこまで検討する余裕がなく、ただ活動数を多く上げることに終始してしまったところが反省点です。

教官の方々の発表やそれに対する部長、副部長のコメントを聞き、法整備支援の仕事がどのように進められていくのかを体感することができ、非常に勉強になりました。

第3 本研修全体を通じての所感

私の本研修全体を通じての一番大きな収穫は、研修前に法整備支援という仕事に対して漠然と抱いていたイメージを具体化できたこと、法整備支援という仕事のやりがいを多く感じることができたことです。

国際協力部教官や長期派遣専門家の業務は、支援対象国の法制度の構築のみならず、その法制度の普及や人材育成にまで及んでいて、支援対象国の将来の発展に寄与する非常にダイナミックな仕事だと感じました。また、今後スタンダードになるかもしれない海外とのオンライン会議の雰囲気を体感できたことも貴重な経験となりました。

実際に現地に行くこと、部長や副部長、教官の皆様と対面でお話することはかないませんでしたが、画面越しであっても皆様の法整備支援に対する熱意をひしひしと感

じました。実際に自分が法整備支援に携わることができたなら、他では得がたい経験 ができるであろうことを確信しました。

第4 最後に

以上が私の研修報告になります。

最後に、前例のないオンラインでの研修となり、多くのご苦労をされたであろうに もかかわらず、このような充実したカリキュラムを組んでいただいた国際協力部の部 長,副部長,教官の皆様,専門官の皆様には心から感謝しております。特に,研修全 体を通して、研修員のサポートをしていただいた村田教官、原島専門官には大変お世 話になりました。さらに、私を快く本研修に送り出してくださった大阪地検の皆様に 対しても、感謝しております。ありがとうございました。

2020年度国際協力人材育成研修に参加して

盛岡地方検察庁検事 笹 村 美智子

第1 はじめに

2020年11月9日から同月19日までの9日間,私は、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)により実施された国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加する機会をいただいた。

私自身, 本研修を通して, 普段, 検事として, 検察庁で執務することでは学ぶことができないことを学ばせていただいた。

以下で、本研修の概要や私の所感等を報告する。

第2 コロナ禍での研修

1 本研修については、過去に参加された経験のある先輩の方から、お話を伺ったことが あった。

先輩方からは、本研修について、東京都昭島市にある国際法務総合センターで実施される国内研修に加え、ICDが法整備支援を行っている対象国での国外研修で構成されており、研修時間内外で貴重な経験ができたとお聞きしており、私自身、研修員として本研修への参加が決定してからは、本研修が非常に楽しみであった。

2 しかし、その後、本研修の開始が近づいた令和2年秋、新型コロナウィルス感染拡大 の影響により、本研修のプログラムは大幅に変更されることとなった。予定されたラオ スやベトナムでの国外研修はもちろん、国際法務総合センターでの国内研修も中止とな り、本研修は全面オンラインで実施されることとなった。

本研修のプログラムの大幅な変更については、非常に残念ではあったが、事態の収 束が見えない時世を考えると、致し方ないという気持ちであった。

ただ、正直なことを言えば、本研修自体の中止ではなく、全面オンラインでの研修となったことについて、「1日中、パソコンの画面を眺め続ける9日間となるのではないだろうか…」という不安な気持ちもあった。

3 その後、研修の約1週間前には、ICDから盛岡地方検察庁に、私が本研修で使用するノートパソコンとWi-Fiが届いた。

ICDとの間でのパソコン接続テストの際に、本研修を担当していただく村田邦行教官や原島隆寛専門官にご挨拶をさせていただき、かくして、私は、全面オンラインの本研修を迎えることとなった。

第3 本研修の概要と所感等

本研修は、ICDの森永太郎部長、伊藤浩之副部長、村田教官を始めとした教官の

皆さんや、法整備支援に携わる関係者・関係機関の皆さんらによる講義や、実際の法整備支援の場で行われている長期派遣専門家やICD教官と対象国の担当者らとのオンラインカンファレンス等への参加、事例検討等のプログラムで構成されていた。

1 講義

本研修の講義には、森永部長や伊藤副部長、村田教官による、法務省の法整備支援の概論や、実際の法整備支援活動で企画されるPDMについての講義、法整備支援のために対象国での活動に従事する長期派遣専門家の仕事に関するものなどがあった。ICDの教官の皆さんからは、それぞれ担当されている国で、現在、どのような活動がなされているのかといったことや、テーマ別の法整備支援活動の詳細などについてもご紹介いただいた。また、原島専門官からは、普段の国際専門官としての業務について、ユーモアを交えながら、ご紹介いただいた。

さらに、外部講師として、JICA職員の井出ゆりさんや、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の藤本亮センター長からは、各機関から見た法整備支援活動についてご講義いただいたほか、長期派遣専門家として、実際にモンゴルでの法整備支援活動に従事された岡英男弁護士からは、実際に従事された法整備支援活動やその醍醐味、また、その経験の広がりなどについて、ご講義いただいた。

どの講義も、普段、様々な形で法整備支援活動に携わっている皆さんからの生きた話であり、非常に興味深く拝聴させていただいた。研修初日の講義で、森永部長が、「法整備支援は、何でも日本の法制度に引き直して考えるのではないということについて、この研修で、気付きを得て欲しい。」などと仰っていたが、研修中の別の場面で多々思い出された。このように、講義で聞いたことが、別のコマで、新たな気付きにつながるといったことも多く、そのような体験も、私にとっては、非常に新鮮であった。

2 オンラインでのカンファレンスや意見交換会等

本研修では、国外研修が実施されない代わりに、オンラインにより、実際の法整備支援の現場を知る機会等がもうけられていた。具体的には、刑法に関するラオスとのAGカンファレンス、不動産登記法に関する東ティモールとのオンラインセミナーに加え、名古屋大学日本法教育研究センター(ハノイ法科大学内)の学生との講義・意見交換会、ラオス国立大学の学生との講義・意見交換会、ベトナム長期派遣専門家との意見交換会、神戸大学留学生との意見交換会への参加の機会をいただいた。

ベトナム長期派遣専門家との意見交換会では、新型コロナウィルス感染症の影響により、現地での活動についても、オンラインが多用されている現状に加え、今後予定されているプロジェクトでは、ベトナムに対する25年以上にわたる長い支援の歴史の中で、初めてカウンターパートとして中央内政委員会(共産党)が加わることへの期待等についてもお話を聞くことができた。また、オフィスの様子や普段の仕事ぶりが分かるという仕事の面だけでなく、現地での生活や現地の人々との関わりなどいったことにも触れていただいき、長期派遣専門家として、対象国で執務するイメージを持つことができた。

ラオスとのAGカンファレンスや東ティモールとのオンラインセミナーでは、実際に、オンラインで、ICD担当教官が現地とのやり取りをしている執務の様子を見ることができた。これらへの参加を通じて、私が印象に残っていることは、①通訳人の果たす役割の大きさと②法整備支援においては、私たちが前提としている法律概念や定義が対象国にとっては当然の前提ではないことである。

まず、①についてであるが、例えば、東ティモールでは、約40の言語が使用され、その代表的な言語はテトゥン語(公用語)であるが、そのテトゥン語には、法律概念をそのまま表す言葉がないため、その説明には、もう1つの公用語であるポルトガル語が借用されているという事情がある。そのため、オンラインセミナーにおいても、双方の説明や質問等を理解するために、通訳人がさらに説明を求めて、言葉を足して通訳するという場面が多く見られた。日本語やテトゥン語では短い言葉だったものが、通訳人が通訳する際には、その数倍の長さになっていたことが多かった。

異なる言語を使う者同士、双方の話を十分に理解することは、プロジェクトを進めるため基礎となることである。そのために、通訳人の果たす役割がいかに大きいかを 実感した。

次に、②についてであるが、「故意(殺意)」がテーマとなったラオスとのAGカンファレンスでは、日本の刑事司法では、構成要件的結果発生の認識・認容と理解されている「故意」について、まず、ラオスの刑法の条文の文言(「意図的」犯罪)をどのように理解するのかということが議論となった。これは、①の点(通訳人の果たす役割の大きさ)にもかかわるところであるが、ラオス語では、「認識」と「認容」を訳し分けることが難しいという事情があったことも、議論の難しさの一因だったのではないかと感じた。

また、東ティモールとのオンラインセミナーでは、東ティモール側がプレゼンした不動産関連法案について、担当教官が、法案への質問(例えば、「日本における登記申請の代理人は、法案にある「受任者」と同義なのか教えてほしい。」、「法案における『提出の却下』と『登記の却下』の違いを教えてほしい。」等)という形で、東ティモール側に対して、新たに同国に不動産登記関連法を整備するに当たって、解釈等について検討が必要と思われる箇所について、問題提起をしていたことも印象に残った。

3 課題(支援計画作成)検討とその講評等

本研修では、各研修員に対して、「1995年頃に司法制度改革を実施して近代的な裁判制度を整備したにもかかわらず、近年、最高裁判所の未済事件数が異常に膨れ上がり、機能不全に陥っている。」などといった状況にある架空の発展途上国からの支援要請があったという課題に対して、各研修員が、支援計画(PDM)を検討・起案して、発表するという課題が与えられた。

また、この課題検討に際しては、事前にその考え方のヒントとなる事項について、 講義でお話いただいた上、教官の皆さんも、私たち研修員と同じ課題をもとに支援計 画を起案されており、研修員の発表や講評のコマの後に、森永部長、伊藤副部長と教 官の皆さんとのオンラインでの検討会にも参加させていただいた。

この課題に取り組み、私は、「相手国の要請を分析しながら、プロジェクト目標をどのように設定するか。」、つまり、「実施した活動がどのような成果を上げ、その成果が上位目標である『プロジェクト目標』につながっているか。」ということを考えることの難しさを感じた。相手国が改善を要すると感じていることが、必ずしも、問題の直接的な原因となっているとは限らないため、その要請以外に本質的な要素があるかもしれないという視点を持つことが大切である。また、プロジェクトの期間や人的物的リソースは限られている。そのような制約の中で、現実的なラインを見極め、実際に相手国で実施する法整備支援計画を具体的に策定していくことは非常に難しく感じた。

加えて、これは、講評を聞いて、気付かされたことであるが、この課題では、配付資料に支援要請をしてきた相手国の状況が詳細に至って記載されており、その中に支援計画を考えるヒントが沢山散りばめられていた。本研修の講義等で、法整備支援活動に従事された皆さんが、対象国のことをよく知ることの大切さについてお話されていたが、支援計画を検討・作成するに際しても、相手国の歴史的文化的背景や風土、国民性等にマッチしたものであることが、その国に根付くということにつながるのだと気付かされた。

この課題を通じて、私が最も印象に残っているのは、講評の際に、森永部長が、「自国の裁判所の機能不全について相談をした相手国から、いきなり、『そちらの国の裁判官の能力の低さが原因ではないか。』などと指摘されたら、誰も良い気持ちはしないだろう。」などと仰っていたことだ。無意識のうちに、「法整備『支援』」というものの意味を誤って捉えていたのかもしれないと強く反省させられた。日本が対象国に対して行っている法整備支援といっても、結局、人対人であり、その人対人において良好な関係を築くことが、法整備支援の成果にもつながるため、非常に重要なのだと感じた。

第4 おわりに

雑多な所感を述べたが、本研修は、これまで法整備支援というものに全く縁も知識 もなかった私にとって、非常に新鮮で、得難い経験となった。

当初, 感じていた不安とは裏腹に, 本研修は非常に充実しており, 私自身, 本研修 でとても多くを学び, それが私の視野を広げるきっかけとなったと感じている。

また,講義や意見交換,通常業務等において,教官の皆さんらがオンラインを積極的に活用されていたことも、印象に残った。

もちろん, 例年のように, 国内外での研修で, 教官や研修員の皆さんと対面で一緒に時間を共有できなかったことは非常に残念だったと, 今でも感じている。しかし, これは, 最終日に他の研修員がスピーチで話していたことだが, 全面オンラインとはいえ, 9日間, 皆さんと時間を共にしたことで, 最終日には, 「これで研修も終わりだ。明日からみんなの顔が見られなくなるのか。」といった寂しさを私も感じた。

最後になったが,本研修のためにご尽力いただいたICDの皆さんを始め,多くの

方々に心からの感謝をお伝えしたい。

また、業務多忙な中、私を本研修に快く送り出してくださった盛岡地方検察庁の皆さんにも、心からの感謝を申し上げたい。

国際協力人材育成研修に参加して

千葉地方検察庁検察事務官

齊藤正人

第1 はじめに

国際協力人材育成研修って興味ある?海外にも行けるみたいだよ!企画調査課教養係の先輩に聞かれたのが、今回の研修に応募するきっかけでした。

私は、大学時代に英語の通訳者でもある教授のゼミに所属しており、紆余曲折あって検察事務官になったのですが、現場の検察庁で働きながらも、将来は何か国際的な仕事をしたいなと漠然と思っていました。そんな希望もあり、検察の現場では麻薬・外事や国際担当等の立会を経験し、法務省に出向した後も、刑事局国際課(現在の国際刑事管理官室)や国連アジア極東犯罪防止研修所(いわゆる「アジ研」)の勤務を経験するなどして、この研修の案内を受けたのは、久しぶりに検察庁の現場に復帰した時期でした。

そんな私にとって、今回このような研修に参加する機会をいただけたことは大変ありがたいことでした。

国際協力人材育成研修は、法務省の開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材を育成する目的で、法制度整備支援活動に携わりたいと希望する法務・検察職員を対象に、法務総合研究所国際協力部が実施しているもので、本年は、2020年11月9日から同月19日までの間に実施されました。本来は、国内研修(東京都昭島市にある国際法務総合センター)と国外研修(ベトナム社会主義共和国のハノイ市及びラオス人民民主共和国のビエンチャン市)で実施されるはずだったのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全日程がオンラインで実施されました。現場の仕事から解放されて海外に行けるとワクワクしていた私にとって、その決定通知がどれほど落胆するものだったかは想像に難くないのですが、全日程がオンライン実施であっても、研修の情報量は多く、法務省の法制度整備支援の基本的な内容を理解するには十分なものでした。

以下、この研修の主な内容と私がこの研修に参加して感じたことなどを報告させていただきたいと思います。

第2 研修の内容

1 法務省の法制度整備支援

まず、WEB会議システム (Microsoft Teams) を利用して簡単に自己紹介をした後、 村田教官から法務省の法制度整備支援の概要について御講義をいただきました。

そもそも法務省の法制度整備支援は、法務総合研究所国際協力部が担い手となって おり、その内容としては、①法令を作るための支援、②法令を運用する制度を改善す るための支援,③法令を運用する人を育成するための支援に分けられます。そして, 日本の法制度整備支援の特徴として,日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく, 相手国との対話を通じて,実情にあった法制度を共に考える「寄り添い型法制度整備 支援」であることや法律の整備のみならず,それを運用する人材育成を行い,制度が 機能することを重視する「人材育成の重視」を特徴とする点などが説明されました。 さらに,相手国のニーズを反映した支援を実施するために,日本の法律専門家(裁判官, 検察官,弁護士)を相手国に所在するJICA(独立行政法人国際協力機構)のプロジェ クト事務所に長期派遣専門家として派遣していることなどが説明されました。

私は、法制度整備支援というと、先進国が途上国に「教えてあげる」というような、言葉は悪いですが、上から目線のイメージを持っていました。しかし、法務省を始め日本が行っている法制度整備支援は、相手国のニーズに応じた法制度整備支援(要請主義)であり、法律の整備のみならず、その国の人材を育成し、自立した発展を促していくという点に日本らしさを感じました。

2 法整備支援概論

森永国際協力部長からは、法整備支援概論について御講義をいただきました。森永部長は、国際協力部での教官の経験だけでなく、ベトナムの長期派遣専門家として、ハノイに派遣されていた経験もあるこの分野の第一人者と言うべき方でした。森永部長は「法整備支援」という用語を使われていたので、ここではそれを使うことにしますが、法整備支援とは、難しく言えば前記第2の1に記載したような内容となるが、かみ砕いて言えば、「適正な法規範の定立や運用について困っている国を技術面で助けてあげる活動」とでも理解しておき、重要な点は「どのような内容の法整備支援を行うか」であるという指摘がなされました。

その上で、法整備支援を実施する際に最も重要なことは、リソース・マッチングであるという指摘がありました。聞き慣れない言葉ですが、これは支援対象国のニーズに的確に対応できるだけのリソースが日本にあるのかということです。言い換えれば、日本が先進国であるからといって、支援対象国が求めている支援内容を必ずしも提供できるとは限らないというものでした。具体的には、日本にも不得意な分野(リソースの少ない分野)として、テロ対策や汚職対策など必ずしも対象国をリードできない分野もあるのではないかという指摘や、日本が歴史的にアジア諸国の中では比較的早くから近代法を自主的に導入した国である(欧米の近代法を導入することに対して大きな抵抗がない。)ことや大陸法・英米法のハイブリッドのような法制度を持った国であるという歴史的背景などの特質が、相手国の歴史的背景や法制度に適合しない場合があるという指摘でした。

私は、森永部長の「何でも自分の制度に引き直して考えない。」という言葉がとても 印象的で、自分が普段当たり前だと思っている概念や思考方法が、他国には存在せず、 全く話がかみ合わなかったりすることが法整備支援には往々にしてあり、それが一つ の支援の難しさであるという話を聞いて、なるほどと感じました。

3 各国の支援状況

国際協力部では、各教官が主として担当する担当国が割り当てられているということで、それぞれの国別に担当教官から各国の支援状況について御講義をいただきました。現在、主に支援している国として、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、東ティモール、モンゴル、ウズベキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、中国などの事例が紹介されました。それぞれの支援対象国に対する支援内容の詳細は紙面の都合で割愛しますが、基本的なことは法務省のホームページの中に国際協力部のページがあるので、それを参照すると、法務省がどのような支援をしているのか理解が深まると思います。

私は、教官から各国の支援状況を聞いて、法務省がこんなにも多くの国々に対して、継続的に支援を行っていることに驚きました。そして、この中でも、最も支援の歴史が古いのがベトナムだと知りました。ベトナムは、正式名称をベトナム社会主義共和国といい、名前のとおり、社会主義の国なのですが、1986年にドイモイ(刷新)政策を採用して市場経済を導入しました。その後、市場経済移行に向けた新たな法制度を整備するため日本に法制度整備支援を要請したという経緯があるそうです。この要請に応じて、日本は1994年にベトナムの司法関係者に対して国内研修を実施したのを皮切りに、継続的に支援を続けており、さらに2021年1月から新たなプロジェクトも始まる予定であるとのことでした。ベトナムについては、民法、民事訴訟法などの法令制定や実務のマニュアル作成など多くの成果を上げているようです。

コロナウイルスの影響がなければ、実際にベトナムに渡航して、ベトナムの支援の 現場を見ることができたはずだったので、非常に残念でしたが、法務省の支援状況を 知ることができて大変有意義でした。

4 プロジェクトサイクルマネジメント (Project Cycle Management) と支援演習 今回の研修の総仕上げとして、私たちは、架空の支援対象国に対する支援プラン作 成演習を行いました。演習の前に森永部長から「法整備支援活動の企画」というテーマで御講義をいただきました。その中で、支援プランの作成に当たって、参考となるプロジェクトの計画、実施、評価手法として、プロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix、以下「PDM」とする。)が紹介されました。PDMは、プロジェクトの目標とこれを達成するための資源の投入、活動、成果、そしてその検証方法などを理論的な枠組みを使って表したロジカルフレームワークです。これはJICAなどの実際の支援の現場でも使われている手法です。

私たちは、このPDMを利用して、架空の支援対象国を支援するためのプランをそれぞれ研修員ごとに作成しました。事例の詳細は割愛しますが、その事例は、A4の紙7枚にも及ぶ内容で、支援対象国の地理・気候から始まり、歴史、法制度、法曹の任免方法などについて細かく設定されていました。検討後の講評の中で、伊藤副部長から、PDMを作成した後に、きちんと自分の考えた成果(Outputs)からプロジェクト目標(Project Purpose)が達成されるというロジックが成立しているかを検証する

ことの重要性について指摘がありました。また、森永部長からは、事例に用意された 国の特質に着目すること、闇雲にプランを考えるのではなく、まずは仮説を立てるこ との重要性などについて指摘がありました。

その観点で自分なりに考えたPDMや支援プランを再検討すると、支援対象国の要請に応えるために、それなりの調査は必要ではあるものの、それに終始している印象もあり、PDMの構築や支援プランを考える難しさを感じました。演習事例は、架空の国ですから、たいした問題にはなりませんが、実際の現場では、お金(税金)と時間、そして大量の人的資源などを投入して支援を行う訳ですから、きちんとしたプランを立てなければ、十分な効果を得られずそれらの限られた資源が無駄になってしまいます。さらに言えば、相手国の要望に応えられないどころか、国を混乱させることにもなりかねないなど法制度整備支援の難しさを感じるとともに、その責任の重さがこの分野のやりがいや面白さにもつながるのかなと感じました。

第3 おわりに

最後に、本研修を主催していただいた国際協力部の皆様、とりわけ村田教官、原島 国際専門官、嵐専門官、そして、貴重な御講義をいただいた森永部長や伊藤副部長に 感謝申し上げます。また、多忙な業務の中、快く研修に送り出して下さった原庁職員 の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

【講義・講演】

2020年11月から2021年1月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は 下記のとおりです。

記

- 1 名古屋大学における講義
 - 日 時 2020年11月18日(水)
 - 場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加
 - 対 象 法科大学院生
 - テーマ 法務省による法整備支援~現状と課題~
 - 教 官 国際協力部長 森永太郎
- 2 大阪大学における講義
 - (1) 日 時 2020年11月13日(金)
 - 場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加
 - 対 象 学生
 - テーマ 法と開発~法務省による法整備支援(ラオス刑事法分野の支援)~
 - 教 官 国際協力部教官 伊藤浩之
 - (2) 日 時 2020年11月27日(金)
 - 場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加
 - 対 象 学生
 - テーマ 法と開発~支援テーマ別の分析~
 - 教 官 国際協力部教官 下道良太
 - (3) 日 時 2021年1月7日(木)
 - 場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加
 - 対 象 学生(外国語学部「東南アジア地域研究概論」)
 - テーマ 法務省による東南アジアに対する法整備支援について~ラオスに対する支 援を中心に~
 - 教 官 国際協力部教官 伊藤浩之

3 信州大学における講義

日 時 2020年12月14日(月)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象 学生

テーマ 現代法務~法務省による法整備支援(アジア諸国への支援とその魅力)~

教 官 国際協力部教官 伊藤浩之

4 タシケント国立法科大学における講義

日 時 2021年1月28日(木)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象 学生等

テーマ 日本の行政訴訟

教 官 国際協力部教官 黒木宏太

【研修等実施履歷】

2020年11月から2021年1月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のと おりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

2020年度国際協力人材育成研修

日 時 2020年11月9日(月)から同月19日(木)まで

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

テーマ 法制度整備支援活動に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 村田邦行 国際専門官 嵐文子,原島隆寛

2 オンラインセミナー

(1) 東ティモール

ア 日 時 2020年11月18日(水)

テーマ 不動産登記法

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子 国際専門官 嵐文子. 原島降寛

イ 日 時 2021年1月26日(火), 同月27日(水)

テーマ 不動産登記法、土地の紛争解決

担 当 国際協力部教官 下道良太,川野麻衣子 国際専門官 嵐文子. 原島降寛

(2) バングラデシュ

日 時 2020年11月30日(月)

テーマ 民事訴訟の遅延解消

担 当 国際協力部教官 村田邦行,下道良太,黒木宏太 国際専門官 本間基之, 嵐文子

(3) ネパール

日 時 2020年12月2日(水)

テーマ 国際私法,不法行為,公判前整理手続

担 当 国際協力部長 森永太郎 国際協力部教官 下道良太, 矢尾板隼 国際専門官 千間聡子, 嵐文子

(4) ミャンマー

日 時 2020年12月16日(水)から同月18日(金)まで

テーマ 土地登録法制

担 当 国際協力部教官 村田邦行,川野麻衣子 国際専門官 岡田泰弘,嵐文子

3 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 2020年11月14日(土)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

担 当 国際協力部教官 村田邦行,矢尾板隼 国際専門官 岡田泰弘,嵐文子

(2) 国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー

アラオス

日 時 2021年1月15日(金)

場 所 ヴィエンチャン (Web会議システムを利用してオンラインからも参加)

テーマ 知的財産権を保護するための制度及び運用

担 当 国際協力部教官 下道良太, 黒木宏太, 矢尾板隼 国際専門官 千間聡子

イ ミャンマー

日 時 2021年1月19日(火)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

テーマ 商標権のエンフォースメント

担 当 国際協力部教官 下道良太, 黒木宏太, 矢尾板隼 国際専門官 千間聡子

【活動予定】

2021年4月から同年6月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであ らかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

共同研究

第21回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)

日 時 2021年6月中・下旬(予定)

場 所 国際法務総合センターほか (予定)

テーマ 不動産登記, 商業法人登記, 戸籍及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子

業務調整専門家の眼

運転手クオンさんの思い出

[ベトナム]法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

業務調整専門家

寺 本 二 憲

我らがプロジェクトには、麻生太郎副総理によく似た小柄で色黒の運転手さんがいる。誰もが似ていると言うので、確かに似ているんだと思う。名前はグエン・クオン、当年65歳。歴代専門家は誰でも知っているし、それぞれの専門家の苦労話も生で知っている、プロジェクトの生き字引ともいえる存在だ。

クオンさんは、歴代専門家の多くの命を預かって25年、日本より遥かに死亡事故が多いベトナムにおいても無事故・無違反、いつも明るく研究熱心、地方の検察院、裁判所、弁護士会の事情についてもよく知っている。だから専門家は、クオンさんの車に乗ればいつも安心して仕事の準備ができるし、疲れたときは心と体を休めることもできる。カウンターパートの建物に着いたら、どこでも顔パスで通してくれるし、カウンターパートのドライバーとも仲良しなので、現地の最新情報も入手してきてくれる。長年にわたって、日本からの出張者にも対応してくれているので、歴代専門家だけでなく、日本の関係者にも、クオンさんを知っている人は多いかもしれない。

クオンさんは、安全のためには妥協しない。兵士をしていたからか、安全と健康には一番気を付けているようだ。絶対に危険な運転はしないし、停車したときは、まず自分が先に降りて周りの安全を確かめる。専門家が病気で歩けなかったときには、担いで部屋まで連れて行ってくれたこともある。新しく赴任した専門家には、車内でベトナム語の先生までしてくれる。そして、何よりクオンさんは心から日本を尊敬している。「日本人は賢い、日本の技術はすごい、それに比べて・・・」。ベトナム戦争中に党員になったにも関わらず、クオンさんは、現在のベトナムには手厳しい。

私が初めてベトナムに赴任した1999年,日本の技術協力がベトナムで勢いよく発展していた頃,その中でも法整備支援プロジェクトは,その中心で輝いていたのを遠くから見ていたのを覚えている。当時,新米の専門家だった私は,すごいプロジェクトだなあと思ったものだ。

その10年後、縁あって私がこの法整備支援プロジェクトの調整員としてお世話になることになったとき、クオンさんは黒いセドリックで私を迎えに来てくれた。2012年までプロジェクトカーだった、1995年製の日産セドリックである。この車は古くて扱うマニュアルもなく、分解すると誰も組み立てられないから、クオンさんだけが整備できるという代物だった。それ以来、車は何度か変わったが、クオンさんとは変わりなくずっと

一緒に仕事をしている。

クオンさんは歴戦の兵士だった。情報将校として南北ベトナムの国境近くのジャングル に潜み、マラリアを病みながら、森の生き物を食べ物として戦った。毒ヘビの肝は薬だが 神経毒があるとか、遠くから連射してくる敵は怖くない、近くで2発ずつ打ってくる敵は 手ごわいなど、正真正銘のサバイバル術も教えてくれた。

1975年4月30日のサイゴン陥落の時も、クオンさんはその現場にいた。ハノイ軍事博物館には、歴史的写真として有名な総統府突入時の戦車が展示されているが、彼はそれを一瞥すると「これじゃない。」と言った。後に、テレビが歴史の真実として、先に入った別の戦車があったことを放送する何年もの前のことだった。

クオンさんのお父さんは、医者だった。しかも、当時、ホー主席を看取った医師団の一員だったから、重要機密も知っていた。クオン青年が近所にホーおじさんが病気らしいと話しただけでしこたま父親に殴られたとか、バック・ホーの命日も過去一度修正されて現在言われている1969年9月2日で落ち着いたといったことを教えてくれた。

今、クオンさんはご両親も亡くなり、大学生の娘さんと二人だけのつつましい生活を送っている。楽しみは、かわいい娘さんの成長、それと、18歳で共に出征し、生きて帰ることができた友人たちと一緒にひと時を過ごすことだという。そんなクオンさんにも、突然、合理化の波がやってきた。2021年1月から、クオンさんは失業することになった。こんなに真面目で日本を心底応援してくれるベトナム人は、プロジェクトにとってかけがえのない財産だし、ベトナムで技術協力を進める日本にとっての財産のはずだ。わずかなコストを削ることができるのかもしれないが、その代わりに、もっと大切な財産を失うことになるように思えてならない。クオンさんがプロジェクトを離れざるを得なくなったのは、とても申し訳なく、とても悲しい。





【セドリックと最後の記念写真(2012年8月)】 【出征する若きクオンさん(右端)】

専門官の眼

法務総合研究所 総務企画部 国際事務部門 研修第一担当

寄稿によせて(統括国際専門官 山根健治)

過去のICDニュースでも度々紹介されています、法務省国際法務総合センターにある 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)(略称「アジ研」)は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行によって、海外との往来が厳しく制限されたことにより、 予定していた国際研修等は相次いで延期を余儀なくされ、従来とは大きく異なった対応を 迫られております。

また、その影響は、国際事務部門にも及び、アジ研の研修・研究・調査に関する支援業務に従事する研修第一担当も、研修等の延期に次ぐ延期という難局に直面することとなりました。

現在(令和3年1月),新型コロナウイルス感染症の流行は、都市部を中心に緊急事態宣言が出されるなど予断を許さない状況にあり、沈静化の兆しも見えませんが、各自、未来への希望を持って、研修再開に向け、様々な取組を創意工夫しながら進めておりますので、この機会にアジ研担当の国際専門官の日常を始め、多様な業務・取組を紹介させていただきます。

1. 自己紹介セッション (国際専門官 立川真史)

「アジ研は国際機関なので、職員同士の自己紹介も英語でしてもらいます。」

着任前に前任者の方から通告され、そうか、やはりインターナショナルだな、ワクワクするな、と緊張と興奮でアジ研の建物に入った4月。

新型コロナウイルス対策のため着任翌日からの班体制での分散勤務により、同僚職員の顔もアジ研施設の全体も知ることなく、テレワークの日々となりました。

テレワーク時は、アジ研が実施する国際研修の内容や流れを確認し、今後の研修実施方法について検討するなど国際研修について自分なりに理解する期間でした。

本来、春に大きな国際研修が予定されており、アジ研に着任した国際専門官は、なんだかよく分からないうちに研修に巻き込まれて業務をこなしていくもの、だったようです。いまだ国際研修を実施できていない身としては、残念な気もありつつ、テレワークを利用してじっくり取り組めたことは良くもあり悪くもあるな、などと思っていました。

そんな、未だ経験したことのない態勢にて業務にいそしんでいたある日。

「そういえばアジ研職員の自己紹介,まだだったわね。やるわよ。」とのアジ研次長の発声により、すっかり忘れていた英語による自己紹介がいよいよ実施されることになりました。

従来は、アジ研施設にある「国際会議場」を使用し、アジ研職員が一同に会して各々自己紹介を行うのですが、テレワーク態勢の中、全員が集まることは不可能であるため、オンライン会議システムを用いて行います。

アジ研の伝統イベントである「自己紹介セッション」は、各自の持ち時間内で自らの経歴や、趣味、意気込みなど、これから一緒に働く同僚に向けてアピールする場です。 皆ユーモアを交えて英語にてスラスラと話している様を見て、また、つたない英語ながら自分の紹介を行えたことにより、ようやくアジ研職員としての実感が湧いた時でもありました。

オンライン会議にありがちな、画像が止まってしまう、声かけに反応しない、ロパク状態、などちょっとしたトラブルはあったものの、盛況に終えることができました。

アジ研に着任してから初めてのイベントに感無量であり、また、今後予定されるオンライン研修などに備えてのシステム運用経験も積めたことから、アジ研の伝統イベントが実施でき本当に良かったと感じました。

以上, アジ研1年目の私から, 少し特色のあるアジ研イベントをお伝えしました。

2. 国際研修(特に多数国から招へいしての研修)や海外出張のおもしろさについて (国際専門官 恩田恵輔)

私が国際事務部門の研修第一担当(アジ研)に異動してきたのは2019年の4月のことですが、そこから2年近くが過ぎようとしています。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、外国人の来日による国際研修の実施や国際会議等への出席に伴う海外出張ができたのが、2019年度の1年間のみとなってしまっています。

そこで、大いに活動できた2019年度の1年間を振り返って思うことを書きたい と思いますので、よろしくお願いします。

私が関わった国際研修及び海外出張についてですが、まず国際研修は、日本を除く 16から24の国や地域から二十数名の研修参加者を招へいして計4回実施したもの と、ミャンマーの矯正局職員を対象としたものがありました。また、海外出張は、アジア太平洋矯正局長等会議(APCCA)にアジ研の担当者の一人として出席したものがありました。

これらを振り返ってお話させていただきますが、異動後間もなくして春の国際研修 で訳が分からないながら、研修カリキュラムの一つである研修旅行を担当し、研修参 加者を引率して旅行へ行くことになりました。

研修旅行は、午前と午後のどちらかが公式訪問(研修カリキュラムに関係した官庁等への訪問や表敬)であり、もう一方が見学という内容で組み立てられています。真面目な部分としては、とにかく官公庁等への到着時間に気をつけることや新幹線の時間に気をつけるなどのタイムマネジメントと研修参加者をロストしないことに神経をとがらせつつ、訪問先の担当者や乗車するバス会社の運転手との連絡を密にして、スケジュールが滞りなく進んでいくように気を配ることが挙げられます。しかし、それ

ばかりを意識して表情を強ばらせているとせっかくの旅行の雰囲気を大きく害することになってしまいますので、タイムマネジメントに神経をとがらせること以外は、とにかく笑顔を作って寸暇を惜しんで写真の撮影に時間を使いました(笑)。

スマホ等のモバイル機器が普及したこの時代にカメラでの撮影が研修参加者に喜ばれるというのは意外に思うかもしれませんが、これが喜ばれるんです!!「オンダ!オンダ!フォト。」「オッケー、オッケー。3・2・1・UNAFEI(パシャ)」と、カメラを撮っている自分自身が人気者になったかのように錯覚してしまうほどに、研修参加者からもてはやされるようになります。たとえ、英語が単語程度しか出てこなくても、カメラを使ってその場を盛り上げて楽しむことができるようになります。

そして、そういうやり取りを通じて、研修参加者と会話をすることそのものに対する抵抗感が薄れていくようになり、慣れない言葉で集合時間と集合場所のアナウンスをすることについておじけずに言葉を発することができるようになっていく自分がいました。どの国を対象とした研修にも共通することですが、とにかく研修参加者は、陽気な人が多く、歌を歌うのが好きな人だけでなく、YouTubeなどで音楽をかけて踊ることが好きな人が特に多く、その輪に入ってとにかく踊っていると、以後は毎回、踊ることが好きな研修参加者から手を引かれて踊りに誘われるようになっていました。英語で洋楽が歌えれば言うことないですが、体当たりで輪に入っても何とかなるものなんだなぁと研修を通じて思いました。

また、これは国際会議等の海外の出張にも言えることですが、秋頃に行ったモンゴルでの会議(APCCA)も良い体験でした。この国際会議では、時間にしてほんの10分足らずではありましたが、UNAFEIで実施している国際研修の内容として、日本の関係省庁や施設へ表敬や訪問、日本文化とのふれあいを目的とした京都や広島での観光の様子について紹介する機会を得て英語で発表しました。発表のため登壇した際は、手と足(むしろ膝と言うべきか)の震えがとにかくすごくて、生まれて初めてと言えるほどの強度の緊張感の中で発表し、後から振り返っても自分が何を話していたのかおぼろげにしか覚えていないほどでした。

その他には、モンゴルの矯正施設を見学したり、ゲルと呼ばれる移動式の住居で馬乳酒が振る舞われたり、ウランバートル郊外の高原では、ブフと呼ばれるモンゴル相撲や伝統の舞踊を見学したり、馬に騎乗したまま的に向かって弓を射る騎射のデモンストレーションを見学したりする機会があったり、馬やラクダに乗ることができたりするだ、生まれて初めての経験とともにモンゴルの文化や風土に触れる良い機会を得ることができました。

私は、矯正組織の出身であり、アジ研に赴任するまで、少年院のフェンスや刑務所の塀の中という世界で勤務することがほとんどだろうと想像していました。しかし、アジ研に赴任し、180度違うことを体験することができたことは本当に恵まれていると思っています。私自身は、語学が堪能ではないため、アジ研に赴任してくることができるとは夢にも思っていませんでした。

ですが、実感として思うことは、少しでも国際分野に興味がある方は異動希望を書いて、ぜひとも体験してみてほしいということです。私がアジ研で感じたこの熱い気持ちをお伝えすることで話を終わりにしたいと思います。

3. 業務効率化へ思いをはせる(国際専門官 藤咲琢磨)

新型コロナウイルスの影響により私が担当する研修も見送りが相次いだため、私からは、この状況下で主に何を意識して業務に向き合っているのか簡単に報告したいと思います。

私のこの1年間をまとめると、業務効率化について思いをはせる日々であったように思います。近年、WLB(ワークライフバランス)実現のための業務効率化の重要性が社会全体で認識され始めていますが、国家公務員もその意識を強く持たなければなりません。私は、前の職場で業務効率化をいかに進めるか、ということに粉骨砕身しており、その知見を生かしてこちらの職場でも強力に業務効率化を推進しています。紙面の関係上、具体例を挙げることはしませんが、事あるごとに業務効率化を念仏のように唱えて仕事を進めていますので、時には他の職員と意見がぶつかることもあります。しかし、多様な意見が出ることはチームの長所ですので、喧々諤々と前向きに議論を尽くし、粛々と業務に邁進した後、土日祝日は一切仕事のことをしませんし、考えません。このようなスタンスであっても、来日研修が再開された際にはその効果がじわじわと発揮されることを信じて、これからも業務に取り組んでいこうと思います。

なお、国際専門官の英語能力に関しては、英検3級・TOEIC450点程度の英語能力を使いこなすことができれば十分国際業務に携われると感じました。英検準1級・TOEIC700点程度あれば、より充実した国際専門官ライフを送ることができると思いますので、私自身、英語能力の向上を目指しています。もちろん、英語に自信がない方も業務の中で学べるはずですので、是非、国際業務にチャレンジしてみてください!

4. 妄想する国際専門官(国際専門官 向井沙織)

私は2020年4月に国際事務部門研修第一担当に配属となりました。

では、さっそくですが、以下、自己紹介も兼ねて、私が同部門に配属される前に感じていたことや、配属後に経験したこと等について簡単にお話しします。私は未だ担当主任として研修をやり遂げた経験がないため、詳細な国際専門官の業務等については、諸先輩方に託すことといたしますので、こちらは箸休めとしてお読みいただければ幸いです。

私は、2020年3月まで同じ法務総合研究所総務企画部の研修事務部門に所属しており、国内研修員向けの研修業務を担当しておりました。3月に内示を受けた際に

は、まさか私が国際事務部門に異動になるとは思っておらず、大変驚きました。しかし、 以前から国際分野には興味がありましたし、同じ研修業務ということもあり、4月からの業務に不安半分、期待半分でした。

研修部に所属していた当時は法務省の赤れんが棟で勤務しておりましたが、しばしば、アジ研や I C D の国際専門官をお見掛けすることがありました。そのときの国際専門官の方は、外国の研修参加者の方を引き連れ、楽しそうにお話ししていたり、愉快に写真撮影をしていたりと、とても輝いて見えました。そのときは、私も4月からあのようにバリバリやるんだ!と期待に胸を膨らませていました。

ところが、待ちに待った4月1日、胸ときめかせ国際事務部門へ配属されたものの、新型コロナウイルス蔓延により、世間の雲行きは怪しく、間もなく緊急事態宣言が発出されるのでは・・・とささやかれていたところ、4月7日には同宣言が発出され、業務に慣れることのないまま、テレワークが始まり、とても不安に感じたことを覚えています。春に予定されていた研修はすでに延期が決まっており、私が初めて担当主任となる予定であった11月の研修も次年度以降に延期となってしまいました。過去のICDNEWSに他の国際専門官の方が記載されていたように、私も研修参加者の方と笑顔で触れ合いながら1日の研修業務をこなし、時折レクリエーションをし、そして海外出張にも行ったりして・・・という私の愉快な妄想はもろくも崩れ去ってしまいました。

しかし、12月にも担当主任となっていた研修がありましたので、12月こそはコロナが収束し、研修参加者の方が来日して研修を実施できるであろうことを祈りながら、海外の対象機関となかなかお返事を頂けないメールのやりとりをし、そして〆切を過ぎた提出物の催促を何度もしつつ、業務で利用するアウトルックメールの容量がパンパンにならないように注意しながら、12月実施を信じて業務を遂行していました。しかしながら、結局、コロナの猛威にはあらがえず、担当する研修も3月に延期となってしまいました。延期となった研修は、オンラインで実施することが決定し、私自身初めてのことですので、戸惑いや不安もありますが、日本に来日することのできない研修参加者の皆様にとって、いかに実りある研修になるか、また、円滑に研修を実施できるかを考え、ロジ面を整えていきたいと思っています。

ところで、英語には不自由していなさそうな雰囲気で記載しておりますが、英語はお世辞にも得意とは言えません。海外旅行は大好きですが、毎度ノリだけで乗り切っている次第です。しかし私の妄想では、研修参加者と楽しく気さくに話している姿ばかりが浮かんできますので、私の妄想力もなかなかのものだと自分で感心しています。1日も早くこの幸せな妄想が実現するよう、私の英語を上達させるとともに、コロナが収束に向かうことを祈るばかりです。

5. ICDとアジ研とコロナ禍の研修業務(国際専門官 近藤友宏)

今回, 執筆の機会をいただき, 幸いなことにICD1年&アジ研2年目の経験から, 私が感じる相違点などを書きたいと思います。

皆さんご存じのとおり、ICDは法制度整備支援に関する様々な研修・セミナーを 実施している一方で、アジ研は、国連の政策に沿って犯罪防止・犯罪者処遇に関する 研修や研究を行っています。それぞれ設立経緯が異なることからも、カラーというか、 職場の雰囲気は若干異なるように私は感じています。

また、研修の進め方も大きく異なります。ICDでは、担当教官と国際専門官がペアになって一つの研修を進めていますが、アジ研では教官と国際専門官全員で研修を進めています。私は検察庁出身のため、ICDにおける担当教官と国際専門官の関係性は、どちらかと言うと検察官と検察官を補佐する検察事務官に近いものを感じました。アジ研のチームプレイで進めるやり方は新鮮に感じていて、面白いなと思っています。

研修期間や研修参加者の人数などもICDとアジ研は大きく異なっていますので、どちらのやり方も一長一短があると感じていますが、同じ庁舎にあっても、仕事の進め方をはじめ、両組織を改めて比較してみると色々と気づかされることがあります。とはいっても、我々研修を担当する国際専門官の業務内容はICDとアジ研とでそこまで大きな違いはないと思います。

ところで、今年度は出勤抑制のため、国際事務部門もテレワークを推奨し実施しています。テレワーク下での国際専門官の業務は想像が付きにくいかもしれませんので、一部ご紹介いたします。

まず、Webを活用した事例についてお話しすると、ICDとアジ研では、招へいを前提としていた研修の代替として、オンライン研修やセミナーを実施しています。 従前の研修業務と比較すると業務量は遥かに少ないものですが、前提となるITスキルの習得など、国際専門官一人ひとりのスキルアップが必然となりました。目下、先方との安定接続は勿論のこと、共有方法などマニュアル作りを模索しています。

また、研修に係るカウンターパートへの連絡については、従前どおりメールでのやり取りになりますので、テレワークでも支障ありません。実際、リモート環境が整ったテレワークであれば、対象国とのやり取りに不便はなく、集中して取り組めることから、逆に仕事がはかどるという場面もありました。

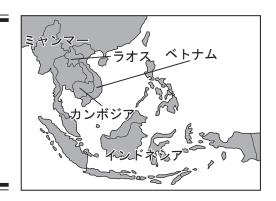
次に、オンデマンド教材については、来日することが出来ない研修参加者のため、日本の刑事司法制度の紹介などを目的にICD、アジ研ともに分かりやすい映像にて作成しています。職員総出で作成していますので、国際専門官も出演しています。演技指導を受け、裁判シーンにおける裁判官役などを演じることは、なかなか刺激的な経験となりました。

上記のとおり、ICDとアジ研をはじめとして、国際事務部門は新たな形での研修 の在り方を現在模索しています。 オンライン研修を実施し、テレワークによる業務仕分けを率先して行い、職員一人 一人の意見で様々なやり方を試行することができる同部門の在り方は、まさに日進月 歩であると思います。

日本と外国の法制度に関心があり、新しいことに挑戦してみたいと考えている人がおりましたら、是非、国際事務部門の希望を出していただければ活躍できると思います。



各国プロジェクトオフィスから





2015年4月に開始された「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」は、昨年12月31日をもって、無事、一定の成果を上げつつ終了することができました。

この間,多くの関係者の方々にご協力をいただきながら活動を進めてまいりましたが、5年9か月に及んだプロジェクト期間中には種々の困難もあり、皆さまのお力添えなくして、到底、プロジェクトを完遂するに至ることはできませんでした。関係者の皆さまには、改めて厚く御礼を申し上げます。

一方, これに続く形で, 本年(2021年)1月1日から, 新たに, 「ベトナム法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が開始いたしま

した。

この新しいプロジェクトは、ベトナムにおける法規範文書の体系の統合性・統一性を高めるとともに、効果的・効率的な法執行の向上を目標とするもので、その実現を通じて、ひいてはベトナムの法・司法改革の推進と国際的競争力の強化を目指すものです。新プロジェクトには、前プロジェクトの5つのカウンターパート機関(司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会)に加え、新たなカウンターパート機関として、共産党中央内政委員会も加わることとなりました。 2025年12月までの5年間をプロジェクト期間とし、第一段階(2021年1月~同年12月)では、2005年~2020年までのベトナムにおける法・司法改革によって残された課題の中から本プロジェクトで扱うべき最優先課題の選定作業等を、続く第二段階(2022年1月~2025年12月)では、選定された最優先課題について、ワーキンググループによる共同討議形式での議論、検討を通じた解決策の提案等をそれぞれ行うことを予定しています。

このように、新しいプロジェクトは、これまでの長年にわたる協力の成果や課題を踏まえた上で、望むべくは政策的なレベルへの提案を含めた、各最優先課題の根本的な解決に資する提案を行うことを目指すチャレンジングな枠組みであり、日越双方にとって、両国間の新たな協力関係につながる段階に歩みを進める意味を持つプロジェクトであると考えています。

それだけに、新規プロジェクトにおいては、これまで以上に日本側関係者の皆さまからのお力添えをいただく機会が増えることになろうかと存じますが、引き続き、本プロジェクトに対する叱咤激励、ご支援とご協力のほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

(ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介)



2020年12月31日, カンボジア司法省のホームページに, 民事判決書44件が公開されました。

「民事判決書の公開」を柱の一つとする現行プロジェクトが2017年4月に開始されてから、民事判決書が公開されるまでには、判決書収集の在り方、公開対象とする判決書の選別基準、マスキング事項、司法省における体制等、様々な課題がありました。

これまでに何度もカンボジア側及び日本側双方の関係者の皆さまと協議を重ね、検討を進めてきて、今回関係者一同の願いが実現し、嬉しく思います。

しかし、公開された民事判決書は、お手本として選別された判決書ではないのに、お手本であるかのような誤った報道がなされるなど、早急に解決すべき課題が山積しており、公開直後からその対応に追われ、手放しで喜ぶことができませんでした。

その後,2021年1月29日,判決書公開と同じく現行プロジェクトの柱の一つである「書式例作成」の活動において作成された3つの事件類型に関する書式例(訴状,答弁書,判決書等)が,司法省ホームページで公開されました。

書式例を公開するにあたっては、司法省ホームページの利用者が、お手本とすべき書式例と、実際の民事判決書を誤解することがないように配慮しています。今後、多くの裁判官にこれらを利用してもらい、判決書起案能力の向上につながることを期待しています。お手本とすべき書式例と実際の民事判決書の公開が将来にわたって継続し、民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務の運用が広まるよう、関係者の皆さまのご協力を得ながら、より一層まい進いたします。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



これを執筆している 2021年1月13日,ラオスでは五年に一度の人民革命党大会が開催されました。開会日の午前中にはトンルン首相が演台に立ち,2016年から 2020年の 5年間の各分野の目標とその結果について,詳細に報告をしました。予想はされたものの,自然災害,新型コロナ対策等の影響も大きく,各分野とも目標数値の未達成が多く,大変厳しい報告内容となりました。この3日間の党大会を通じて次の 5年間の党のリーダーシップが決まっていくことになり,次の国家主席や首相はだれになるのか,目が離せません。

一方、ラオス市民の間で今一番の話題は、先日公式にオープンした、ヴィエンチャン、ヴァンヴィエン間の高速道路の話でしょう。この高速道路プロジェクトは、中国(95%)とラオス(5%)が共同で、50年間の BOT(Build-Operate-Transfer)方式で運営するものです。私は公式開業前に特別許可を得て高速道路を走ってきました。道路自体は予想以上にしっかりとできており、ETC システムもあり、いままでヴィエンチャンからヴァンヴィエンまで 4 時間近くかかった道のりが、たった 1 時間強で着いてしまいました。

しかし一方で様々な問題が噴出しています。例えば料金ですが、当地で人気のあるピックアップトラックはその重量を量り、重量によって料金単価が変わる仕組みになっており、「料金所が大混雑して料金所を抜けるまで2時間もかかった」とか「同じ車なのに行きと帰りで料金が違った」とかクレームが相次ぎ、運輸省と運営会社が急ぎ料金体系の再検討をする事態になっています。

また「高速道路をトラクターや自転車が走っていた」「牛が道路を横断している」といった報告が 相次ぎ、死亡事故も連続しています。

風光明媚なヴァンヴィエンに休暇に行きたい気持ちは強いのですが、今しばらくはこのラオス初の 高速道路がどのように運営、メンテナンスされていくのか、ラオス人のモラルとマナーがよくなって いくかを注視してからにしたいと思っています。

(ラオス業務調整専門家 川村 仁)



ミャンマーに着任してから間もなく2年が経過し、私の任期も2021年3月末までと、残すところあとわずかとなりました。任期中は、数多くの関係者の方々に支えていただき、感謝申し上げます。この2年間、様々なことがありましたが、やはり、コロナウイルスの感染拡大を抜きにして語ることはできません。1年目の成果を2年目につなげようとしていた矢先に感染が広がり、様々な研修やセミナーが中止に追いやられ、プロジェクト専門家も日本へと一時帰国をするなど、我々の活動にも大きな影響がありました。帰国後は、在宅勤務をしながら再赴任の時期をうかがっていたのですが、残念

ながら、再赴任することなく任期を終了することとなりそうです。

多方面に影響を及ぼしているコロナウイルスですが、他方、この1年間は、法制度整備支援活動の新たな可能性を感じる時期でもありました。在宅勤務中は、優秀な現地スタッフに支えられ、ビジネスチャットツール、オンライン会議ツールを活用し、プロジェクト内外の意思疎通や会議を実施したり、ウェブセミナーを実施したりするなど、相当程度の活動を進めることができました。こうしたオンラインツールの発展により、現地と日本との間の連携は、以前よりもはるかに容易になりましたので、より活動の幅が広がったように感じます。

とはいえ、現地に身を置いてこそ、プロジェクト活動に「没頭」することができると思いますし、現地の方々と膝を詰めて議論する関係に勝るものはありません。コロナウイルスの感染が一刻も早く収束し、現地でのプロジェクト活動が再開されることを願っています。

(ミャンマー長期派遣専門家 髙木晶大)



インドネシアでは、現在新型コロナウィルスの感染者が日に1万人を超え、これに伴い、制限も強化されています。

1月1日から28日まで外国からの入国は制限され、当職のカウンターパートである法務人権省法規総局では、出勤率を25%程度と定め、当職も週に1回程度出勤をしております。

法務人権省法規総局の中でも, 10名以上新型コロナウィルスの 感染者が出るなど, 日本より身近なところで, 新型コロナウィルス の感染者が出ている気がします。

本邦研修後には、当職をランチに誘ってくれるなど優しい人柄で、部下からも非常に慕われ、プロジェクト活動にも理解のある方でしたので、本当にショックを受けました。

ブンヤミン局長のご冥福を心よりお祈り申し上げます。



【2018年の本邦研修参加当時のブンヤミン局長】

これからも新型コロナウィルスを正しく恐れつつも、プロジェクト終了に向けてプロジェクト活動 を進めていく所存です。

皆様もくれぐれもご自愛ください。

(インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂)

-編集後記-

ICD NEWS第86号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。 改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、独立行政法人国際協力機構(JICA)ガバナンス・平和構築部の宮崎部長より、「2021年を迎えて」と題して2020年の振り返りと2021年の抱負をテーマとするご寄稿をいただきました。2020年の振り返りとして、同年9月末まで赴任しておられたJICAタイ事務所における新型コロナウイルス感染症に関する対応や、JICAとして前例のない規模で派遣中の長期専門家等を待避させるオペレーションを実施したことを御紹介いただくとともに、2021年の抱負として、オンライン技術の更なる活用を前提に事業計画を立て、「オンラインと対面のベストミックス」を追求していくことや、新型コロナウイルス感染症が社会的弱者に及ぼす影響について情報収集や確認調査を行っていくこと等、今後の展望を述べていただきました。新型コロナウイルス感染症により対面での支援が難しい状況にありますが、「信頼で世界をつなぐ」というJICAのビジョンにも現れているように、「信頼関係」の重要性がより増していることを認識できる大変興味深い内容となっております。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ネパール及び中国における法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

ベトナムについては、前JICA長期派遣専門家の長橋判事より、前プロジェクトの活動における法曹三者(SPC、SPP及びVBF)の共同活動がワーキンググループ形式で継続的に実施されたこと、本邦研修の準備についても当該ワーキンググループで対応されたこと等を御紹介いただきました。

カンボジアについては、名古屋大学大学院法学研究科の傘谷特任講師より、ICD NE WS第84号に引き続いてカンボジア植民地期の法典編纂について御紹介いただきました。本号では、1900年代の第一次法典編纂期を内容とする前号に引き続いて、1910年代の第二次法典編纂期における民法分野の法典編纂が内容となっております。

また、カンボジア王立法律経済大学非常勤のシュウマイ氏より、ICD NEWS第85号でのカンボジアの大学における法学教育の御紹介に引き続いて、本号において、カンボジアの弁護士制度について、弁護士会活動の変遷とともに御紹介いただきました。

ネパールについては, 亜細亜大学法学部法律学科の木原教授より, ネパール民法典における不法行為に関する規定について, 日本民法における不法行為規定との比較を交えながら, 概要や特徴等について御紹介いただきました。

そして、中国については、JICA長期派遣専門家の白出専門家より、ICD NEWS 第85号に引き続いて中国民法典の条文を御紹介いただきました。本号では、「第三編 契約」 (第463条から第842条まで) が内容となっております。

「活動報告」では、2020年11月に開催した法整備支援へのいざない、同年6月から 実施しているウズベキスタンへの犯罪白書作成支援、同年11月に民事訴訟の遅延解消を テーマとして開催したバングラデシュへのオンラインワークショップ、同年12月に国際 私法、不法行為、公判前整理手続をテーマとして開催したネパールへのオンラインセミナー、 同年11月に法務・検察職員を対象としてオンラインにて実施した国際協力人材育成研修 について、当部教官より御紹介しております。

また、国際協力人材育成研修については、研修参加者7名から研修参加の経緯や感想等を内容としたご寄稿をいただいております。従前の対面形式でなくオンラインという新しい形の研修に参加された皆様の貴重な感想を知ることができる内容となっております。

「業務調整専門家の眼」では、ベトナムの法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクトの業務調整専門家の寺本専門家より、「運転手クオンさんの思い出」と題して、ベトナムのプロジェクトに運転手として25年間関わり続けられたクオン氏について御紹介いただきました。クオン氏の人となりを知ることができる内容となっております。法制度整備支援の歴史の長いベトナムにおいて過去の支援の経緯を認識しておられ、かつ、複数あるベトナムのカウンターパートの関係者から情報を入手できるクオン氏が退職されたとのことであり、非常に残念に感じました。

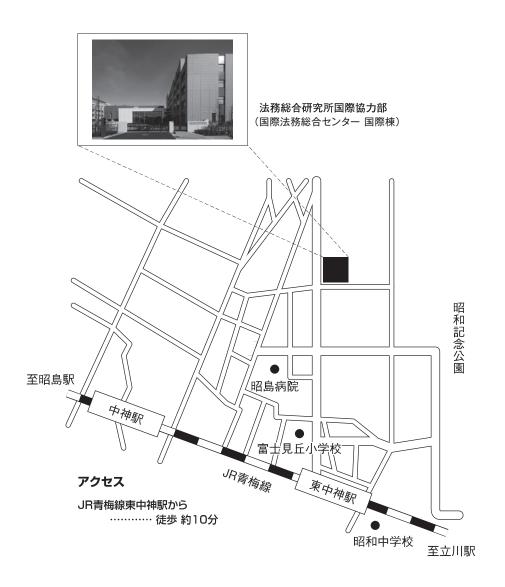
「専門官の眼」では、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の研修・研究・調査に関する支援業務に従事する当所総務企画部国際事務部門研修第一担当の皆様より、新型コロナウイルス感染症流行前の支援業務の様子や、流行下における業務への取組について御紹介いただきました。

UNAFEI及びその支援業務を行う国際事務部門研修第一担当は、当部と同じ国際法務総合センター内において業務を行っておられます。当部とは支援対象国の範囲や主な法分野等に違いがありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修が実施できない点、従前とは異なる活動手法の導入が求められている点は同じであり、コロナ禍における当部と同様の研修実施主体の様子を垣間見ることができる内容となっております。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し 上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしく お願い申し上げます。

国際専門官 岡田 泰弘



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号 国際法務総合センター

電 話: (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X: (042) 500-5195

ウェブサイト: http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html

メールアドレス: icdmoj@i.moj.go.jp

編 集:法務省法務総合研究所

発 行:2021年3月



